

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

送信済みアイテム

13:58

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

メモ

13:56

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み (予定)及び質問に対する回答について

内調職員061(内閣情報調査...

アクション

宛先:

添付ファイ

警察庁.ZIP (50 KB)

ル:

2012年1月13日 13:32

警察庁警備局警備企画課 藤原様、様

いつもお世話になります。標記の件につきまして、

1 法制局持込み予定資料

- ・ 条文素案
- ・ 論点ペーパー「合議制の行政機関における特別秘密の指定及び管理について(案)」
- ・ 論点ペーパー「適性評価の代替措置について(案)」

2 12月27日付け貴庁からの意見に対する回答

を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意をお願いします。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

メール

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

予定表

連絡先

内閣官房 内閣情報調査室

タスク

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:58

送信済みアイテム

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:56

メモ

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイ

外務省.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:38

外務省 大臣官房総務課 様、様

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意ください。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

送信済みアイテム

13:58

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

メモ

13:56

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:45

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意ください。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

受信トレイ

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

下書き

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:58

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:56

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:42

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意ください。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成

削除

移動

フィルター

表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査

日付のスレッド

新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

送信済みアイテム

13:58

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

メモ

13:56

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:44

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意ください。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

送信済みアイテム

13:58

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

メモ

13:56

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル:

法務省.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:47

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意ください。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

送信済みアイテム

13:58

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

メモ

13:56

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル

公安庁.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:49

公安調査庁 総務部総務課審理室

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意ください。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

送信済みアイテム

13:58

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

メモ

13:56

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

CC:

添付ファイル

防衛省.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:53

防衛省 防衛政策局調査課 様、様(CC 様)

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意ください。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

メール

〒100-8968

予定表

東京都千代田区永田町1-6-1

連絡先

TEL:03-5253-2111(内線)

E-Mail:

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

受信トレイ

新規作成

削除

移動

フィルター

表示

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド

新しい日付が上

受信トレイ

下書き

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:58

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:56

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル

海保庁.LZH (39 KB)

ル:

2012年1月13日 13:51

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意ください。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:58

送信済みアイテム

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:56

メモ

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:53

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル:

経産省.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:58

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤様

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意ください。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 23 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

送信済みアイテム

13:58

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:56

メモ

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:53

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:51

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

13:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル:

経産省.ZIP (37 KB)

ル:

2012年1月13日 13:56

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつもお世話になります。標記の件について法制局持込み資料(予定)を送付いたしますので、よろしくご査収ください。

ご質問等ございましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取り扱いには、十分ご注意をお願いします。条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

ご多忙のおり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

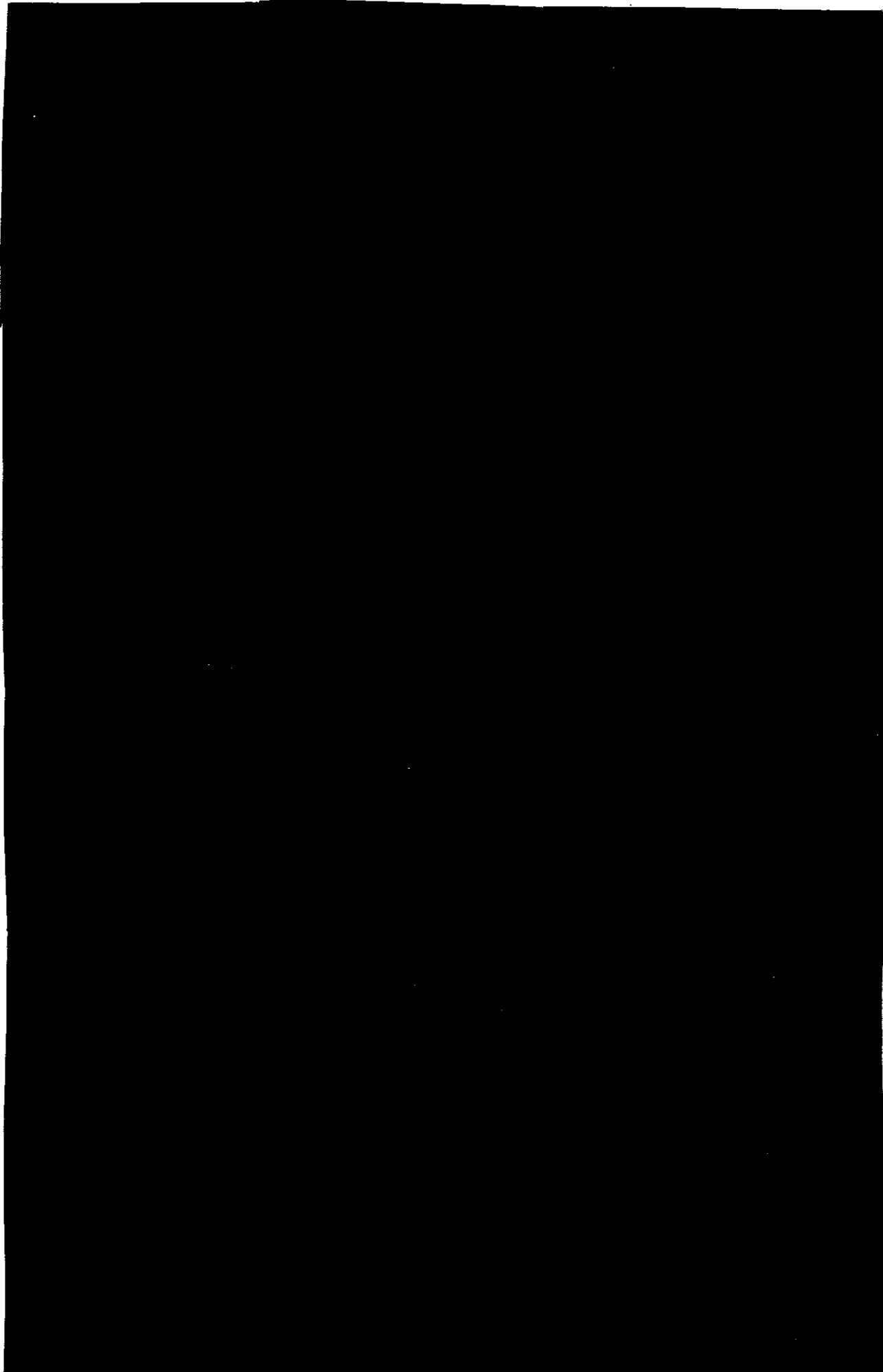
特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

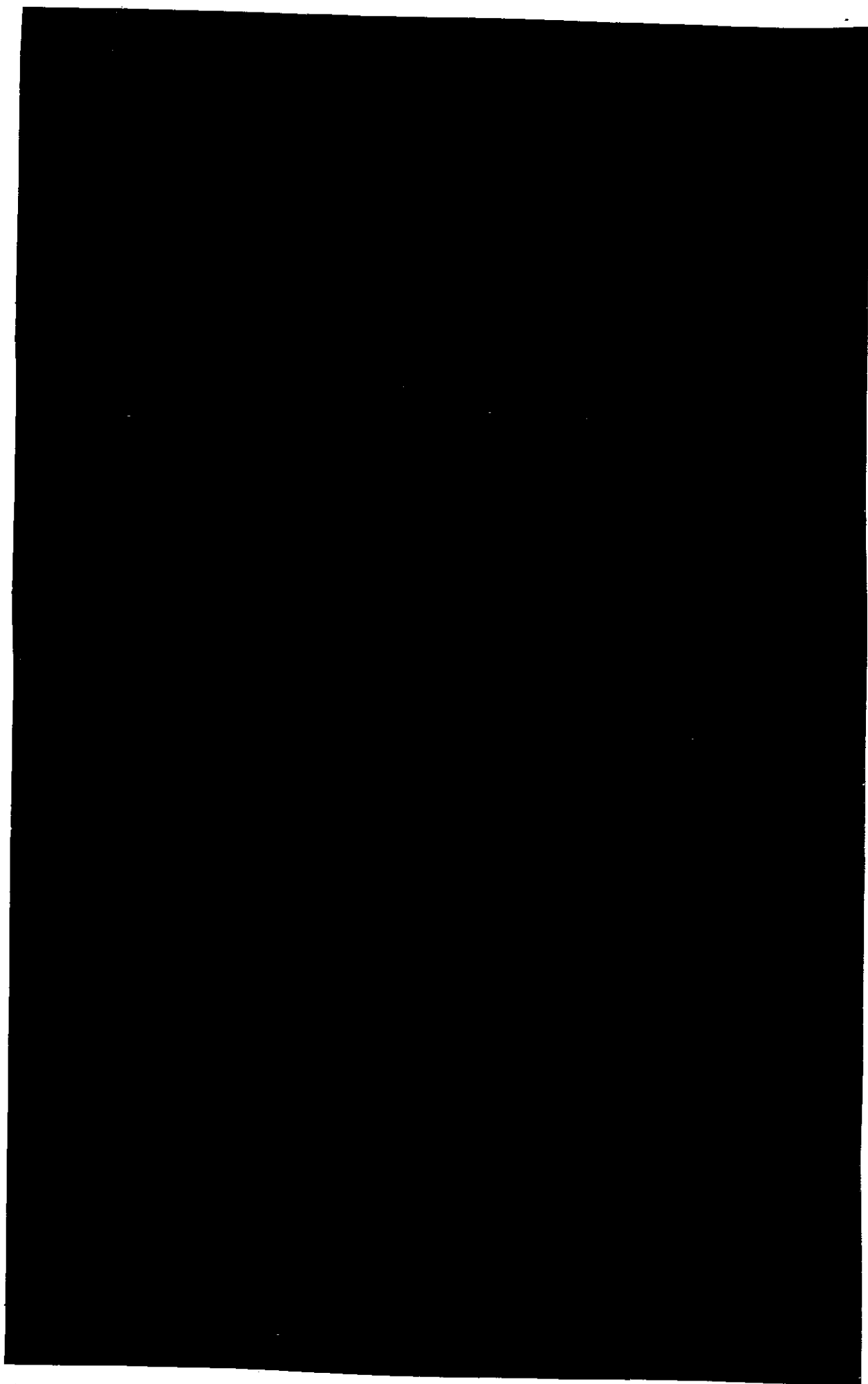
12/01/12



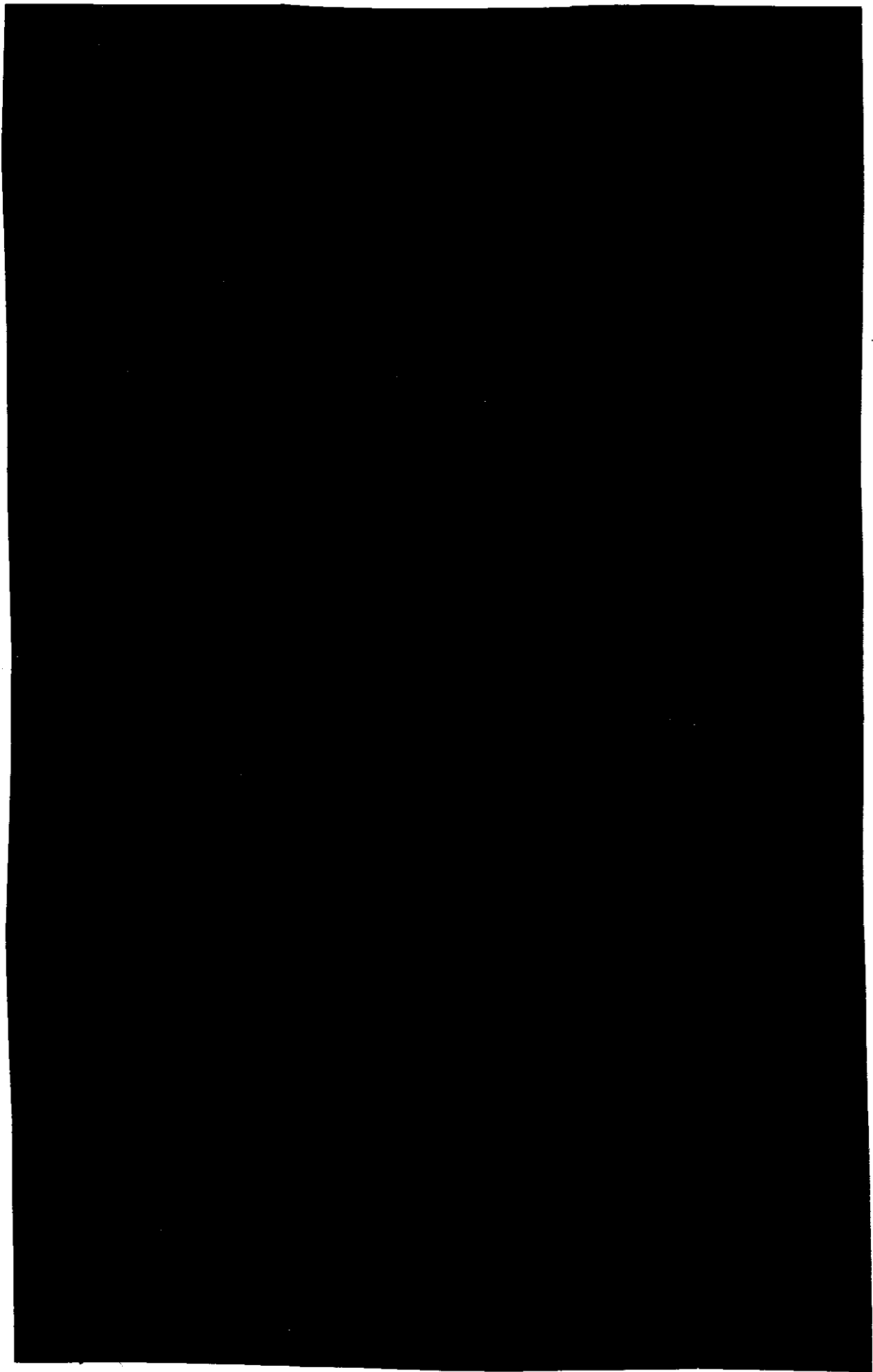
12/01/12



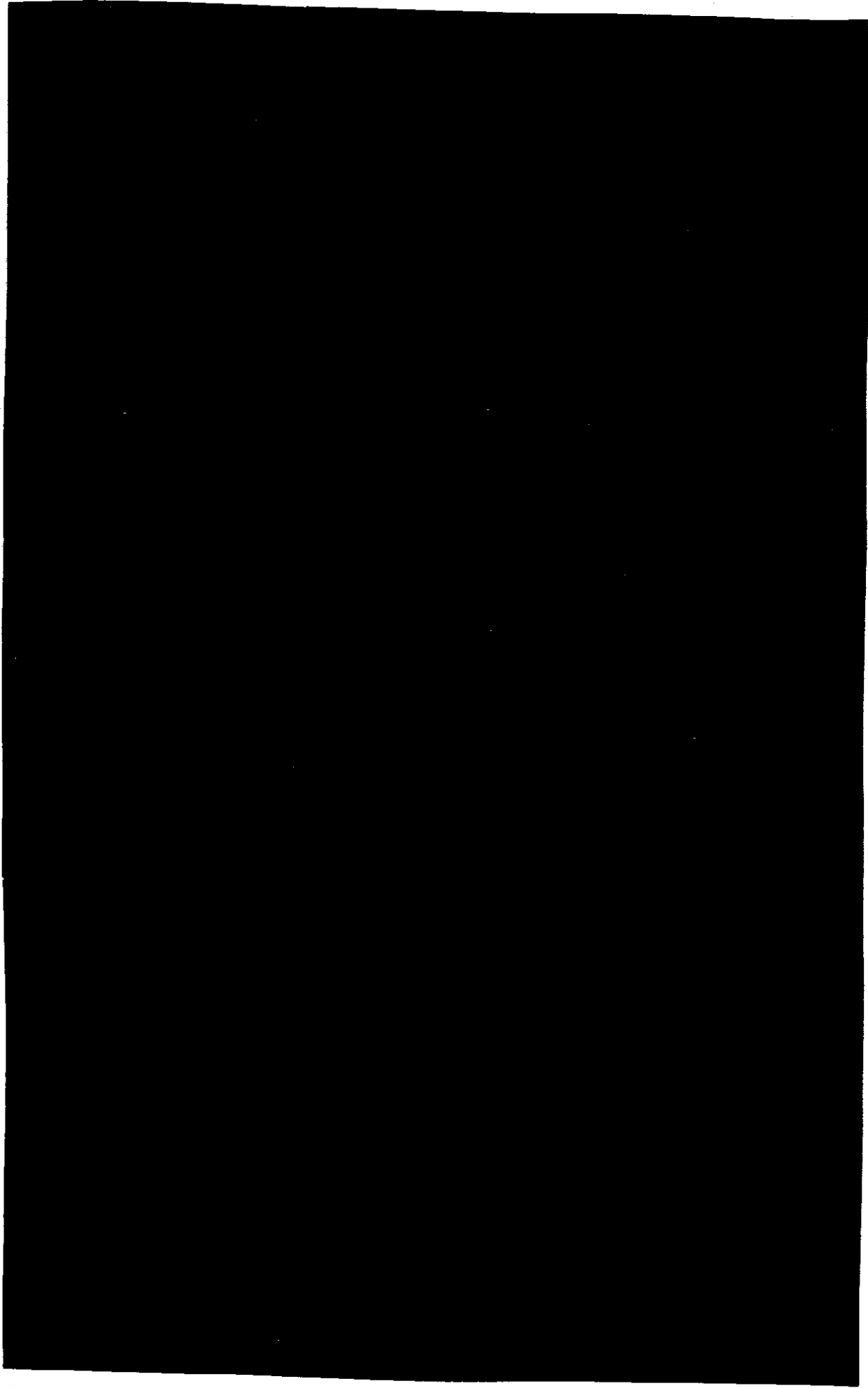
12/01/12



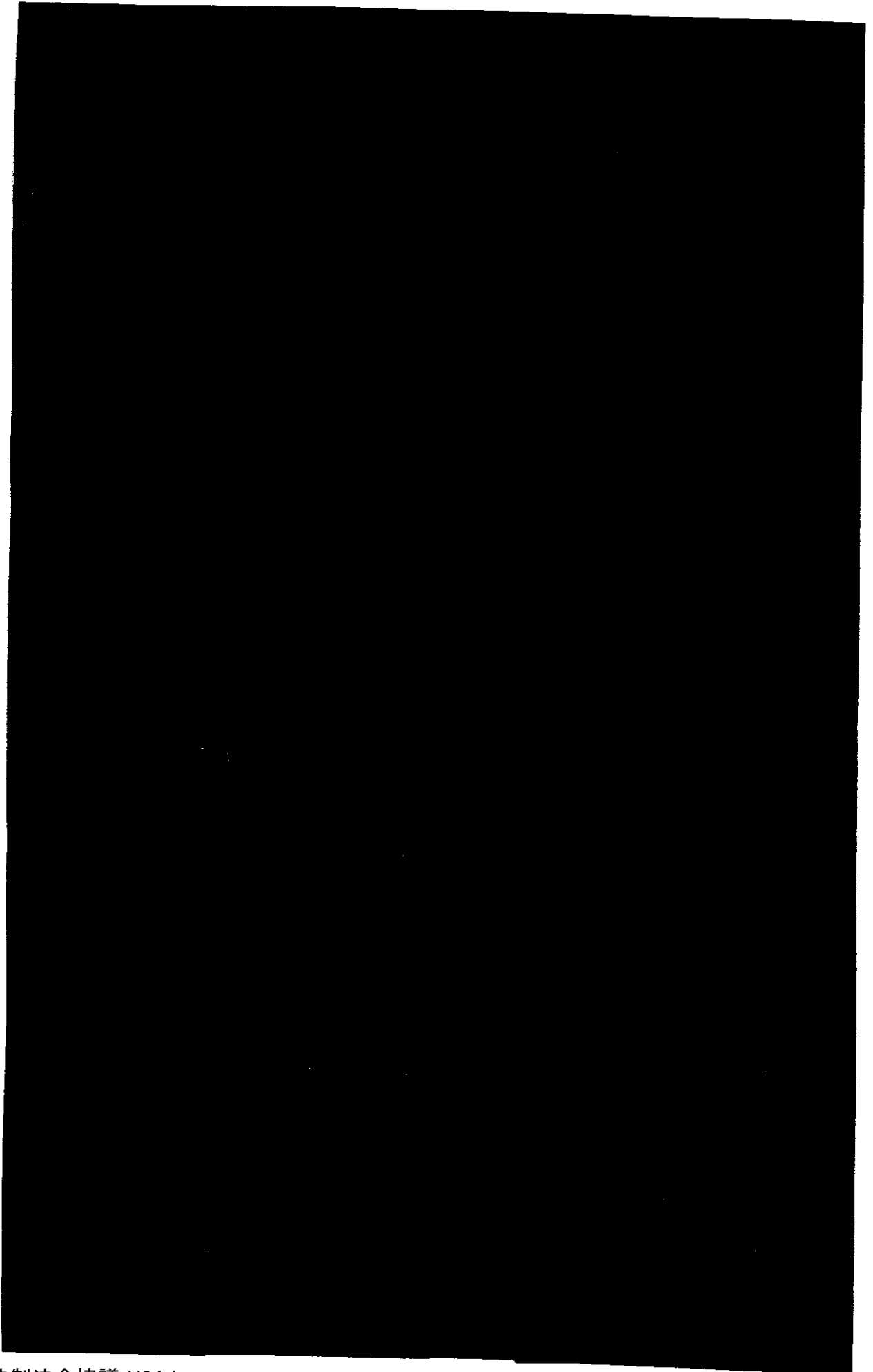
12/01/12



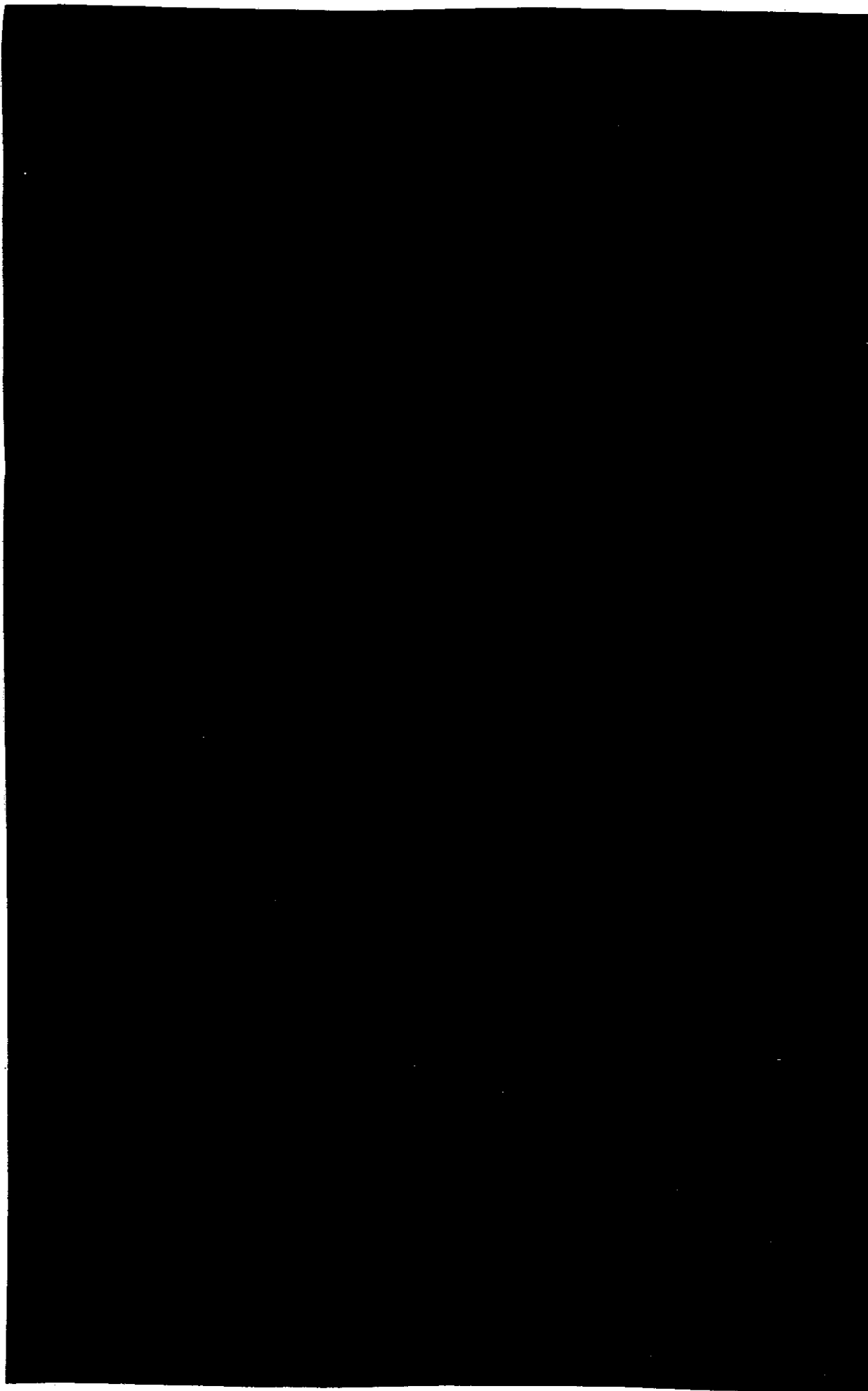
12/01/12



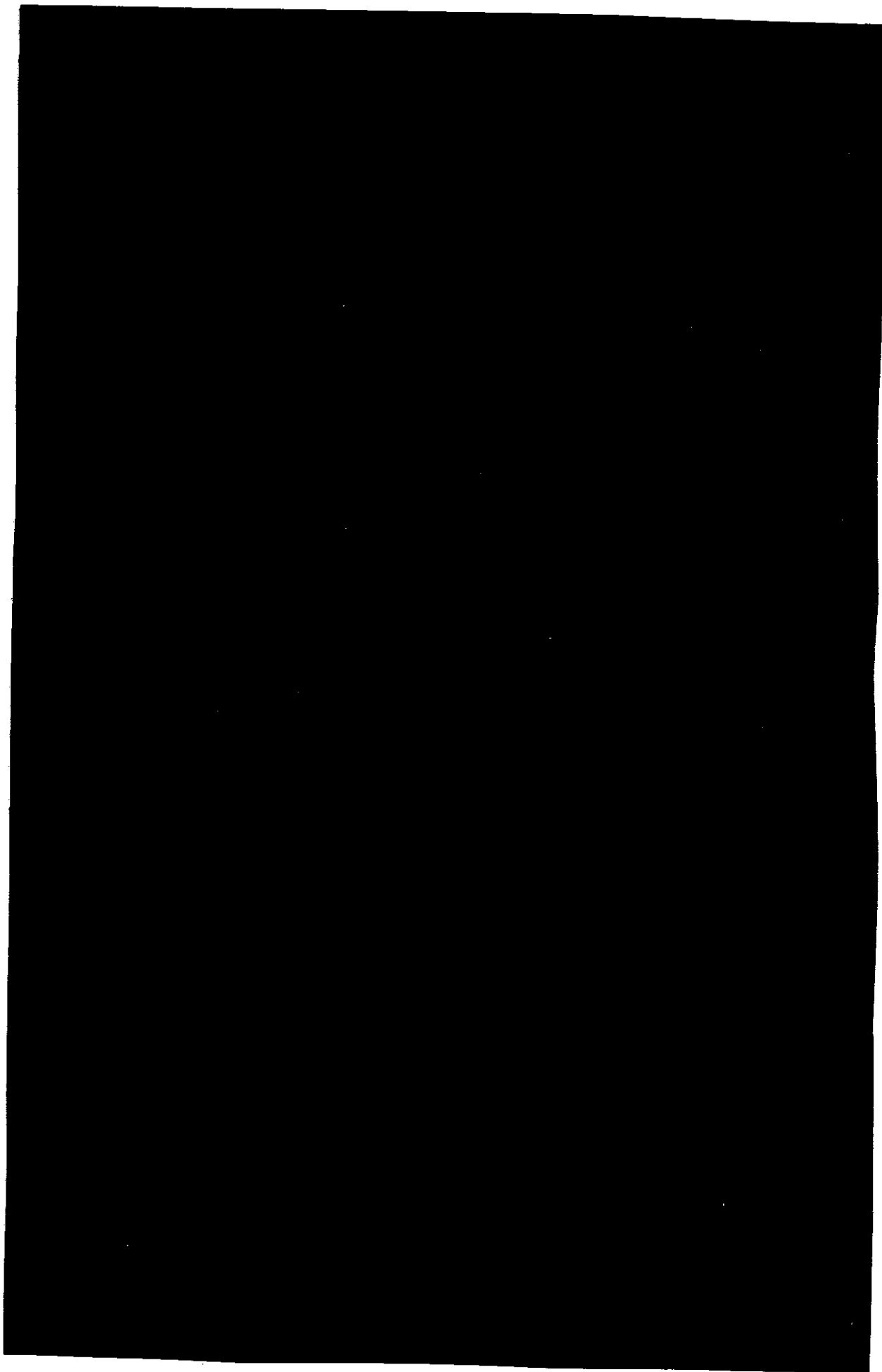
12/01/12



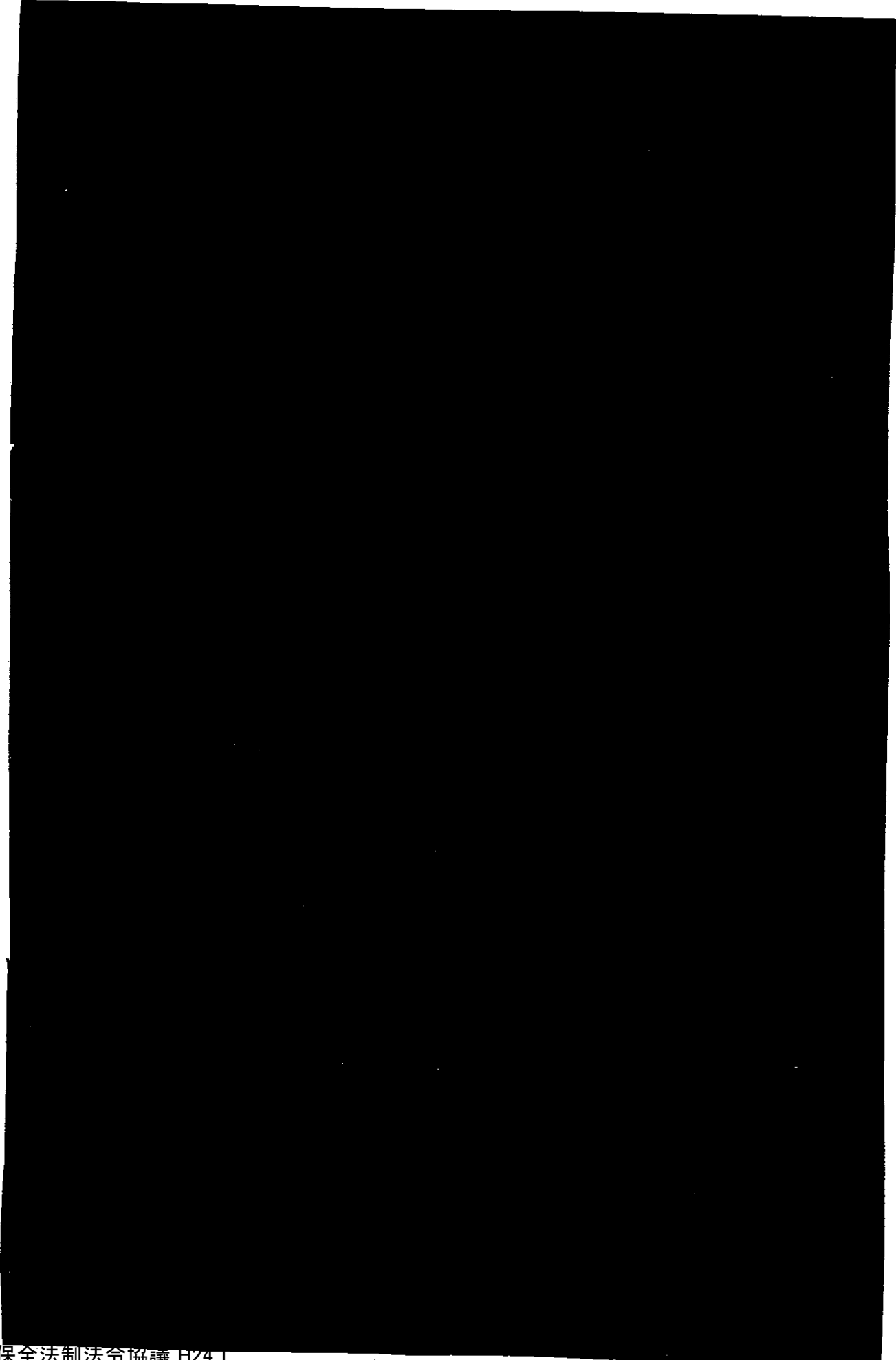
12/01/12



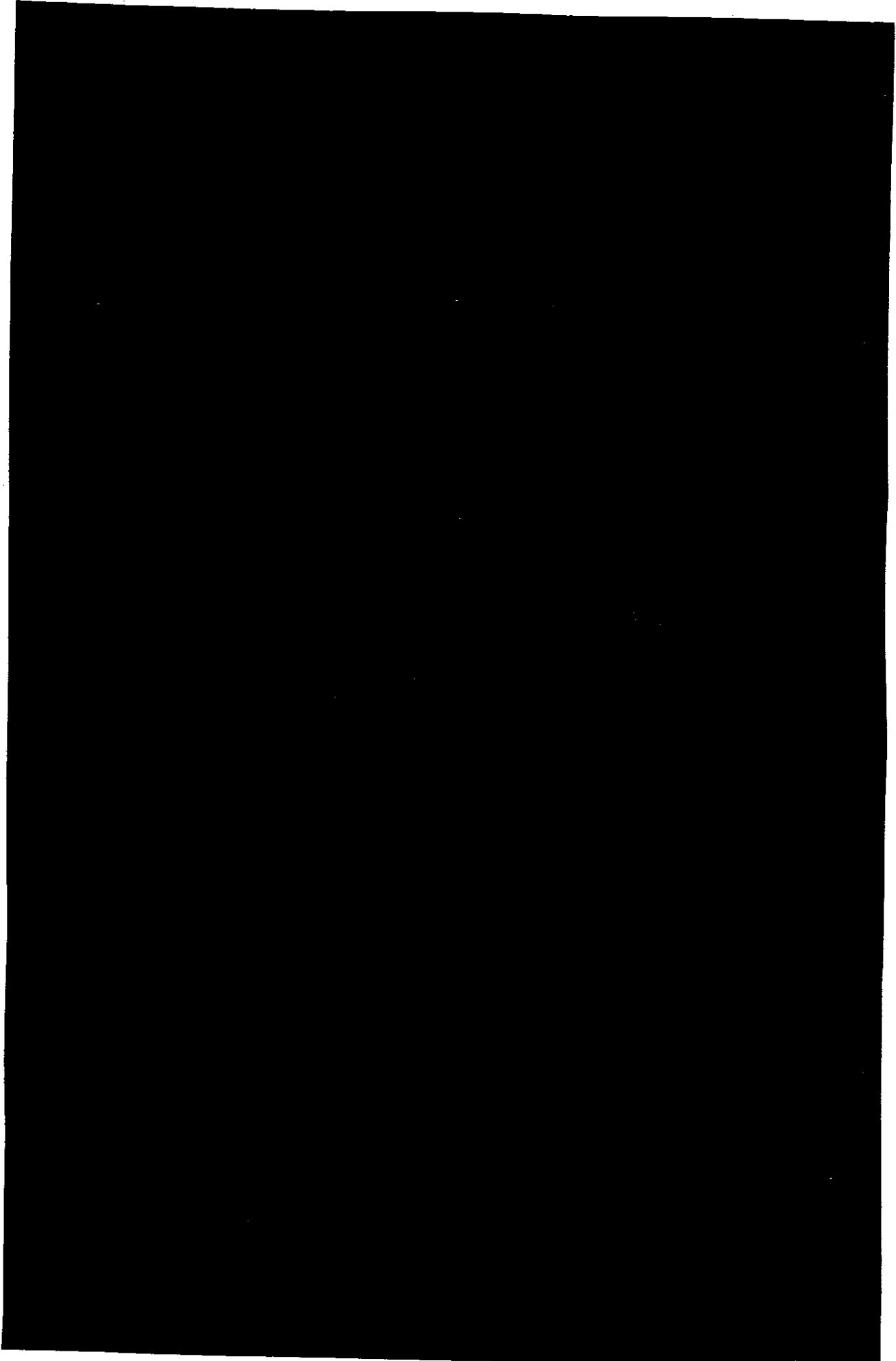
12/01/12



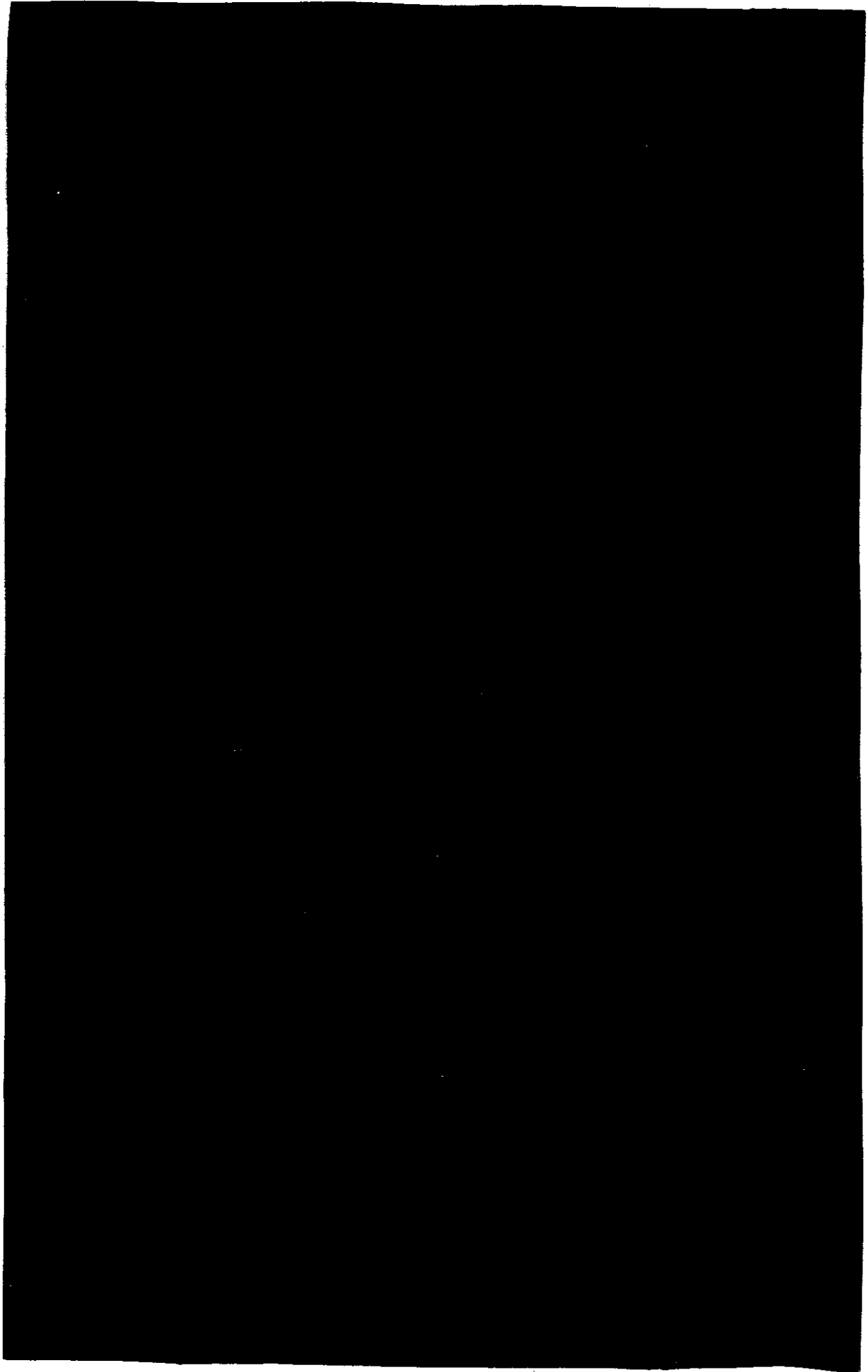
12/01/12



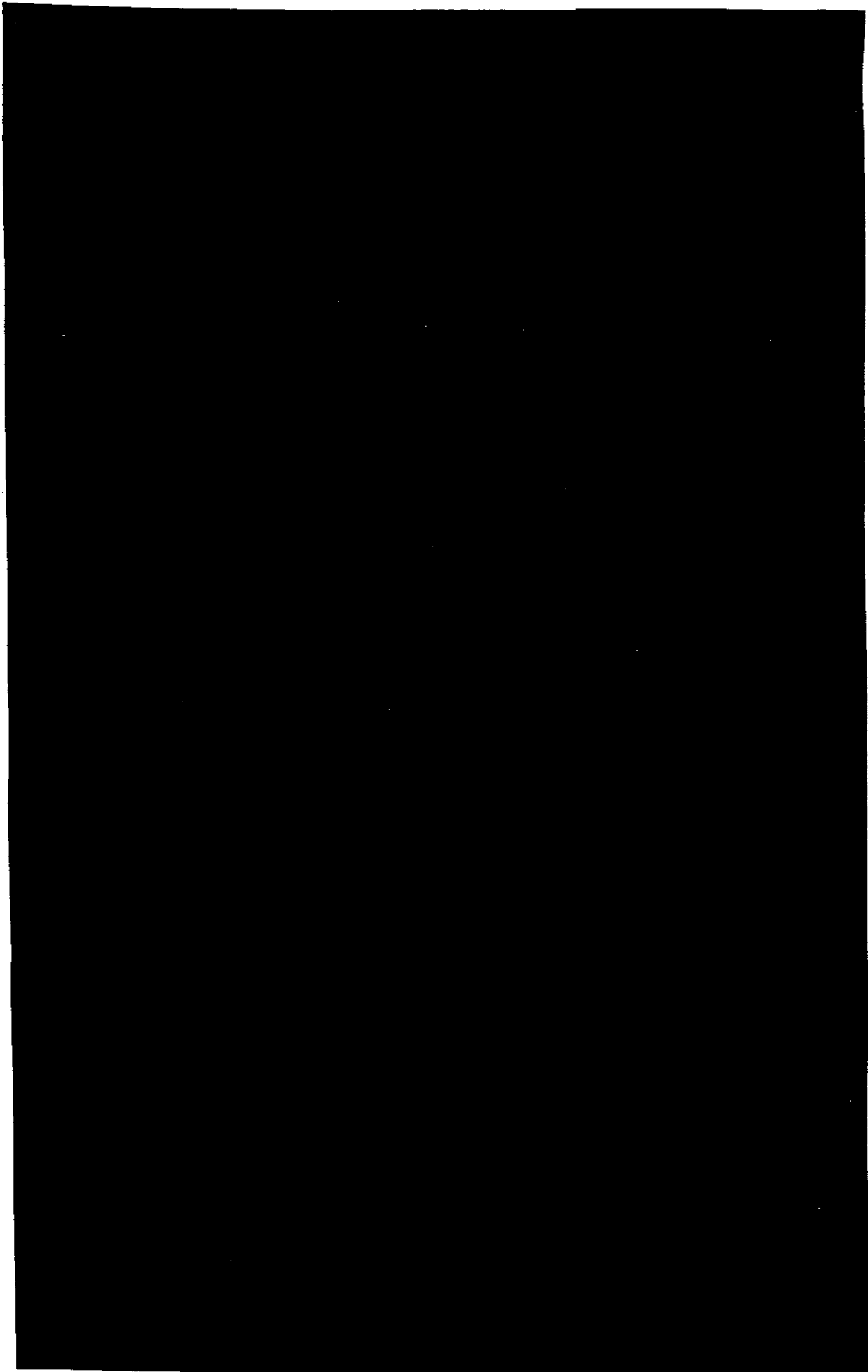
12/01/12



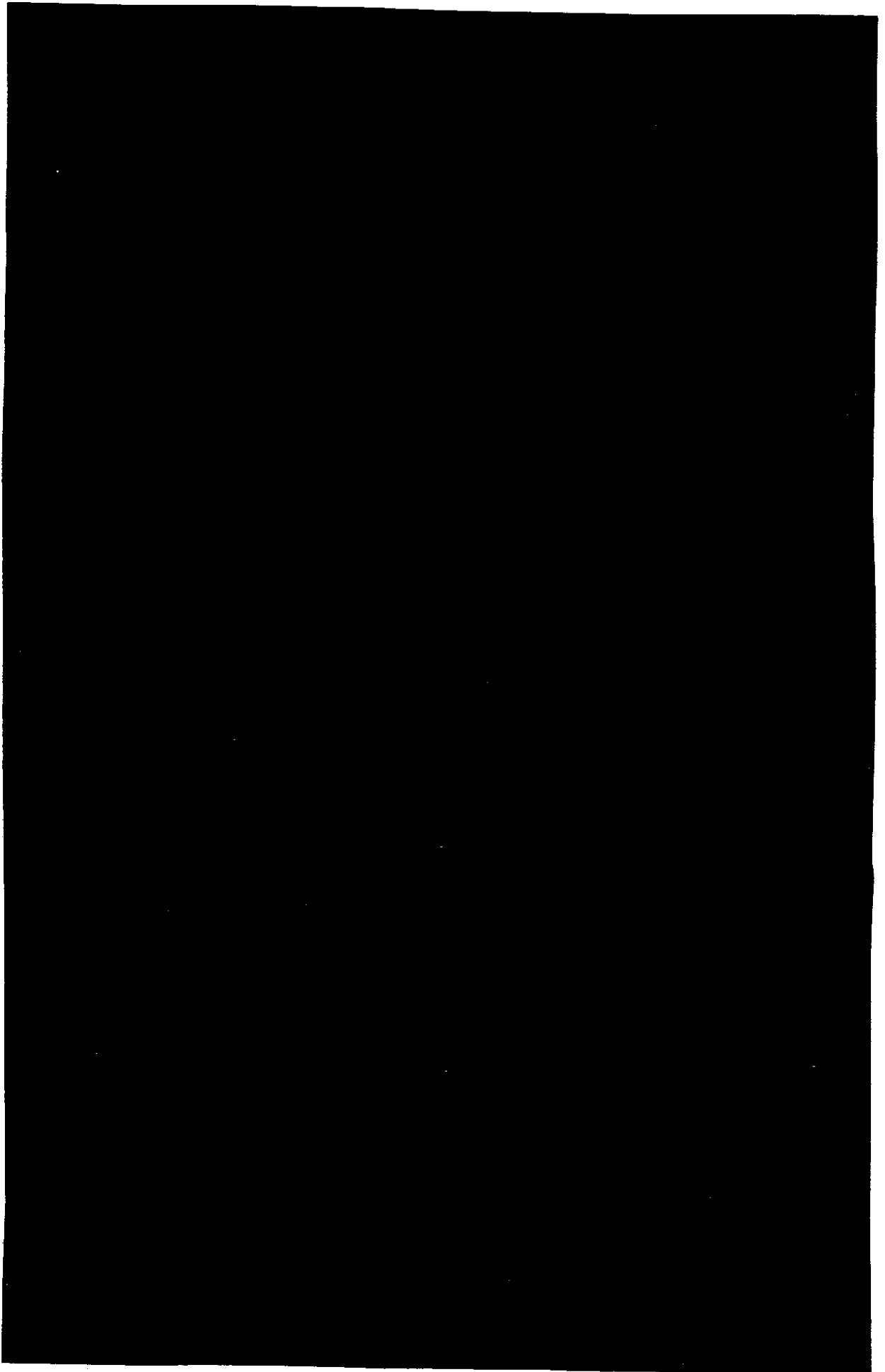
12/01/12



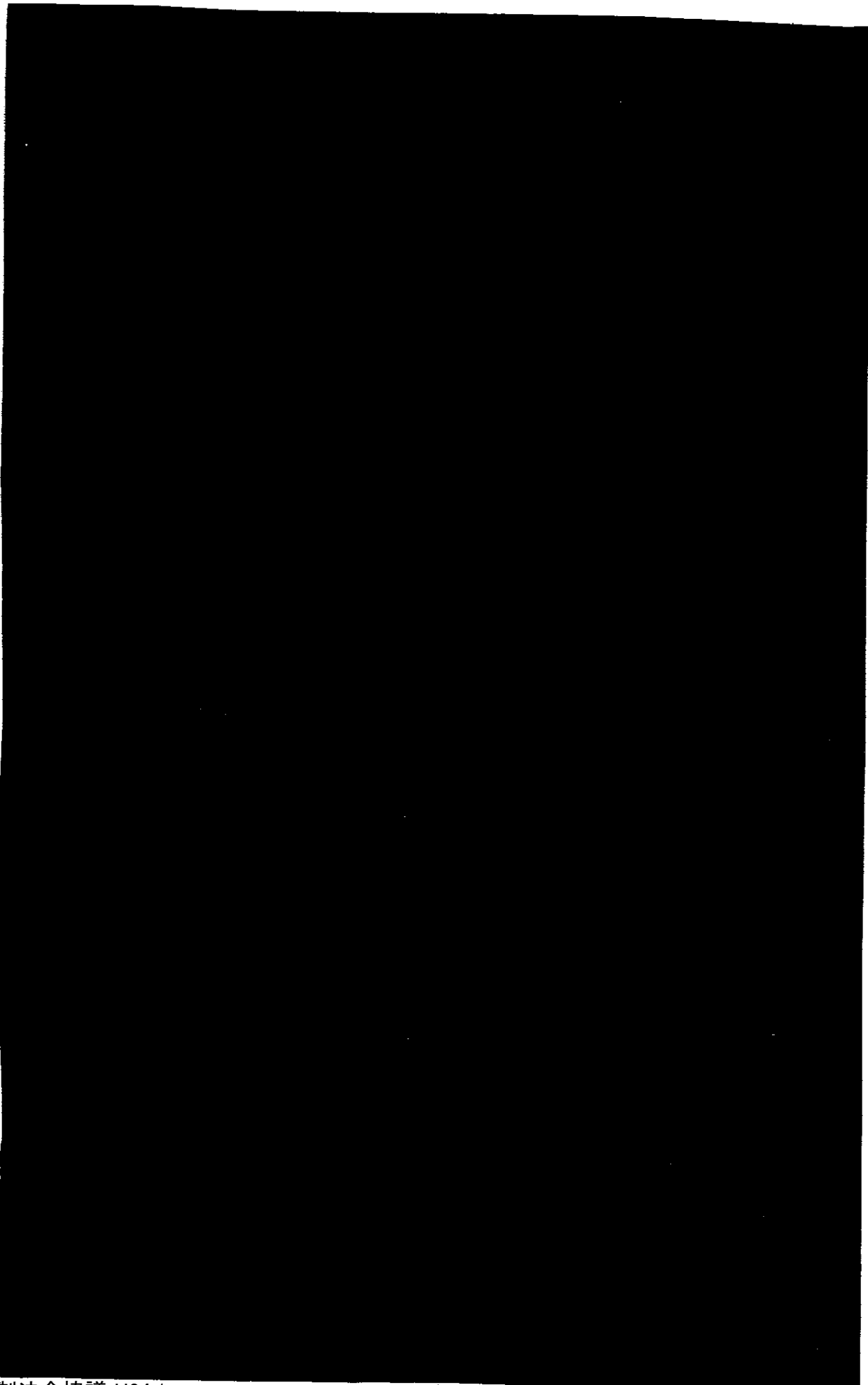
12/01/12



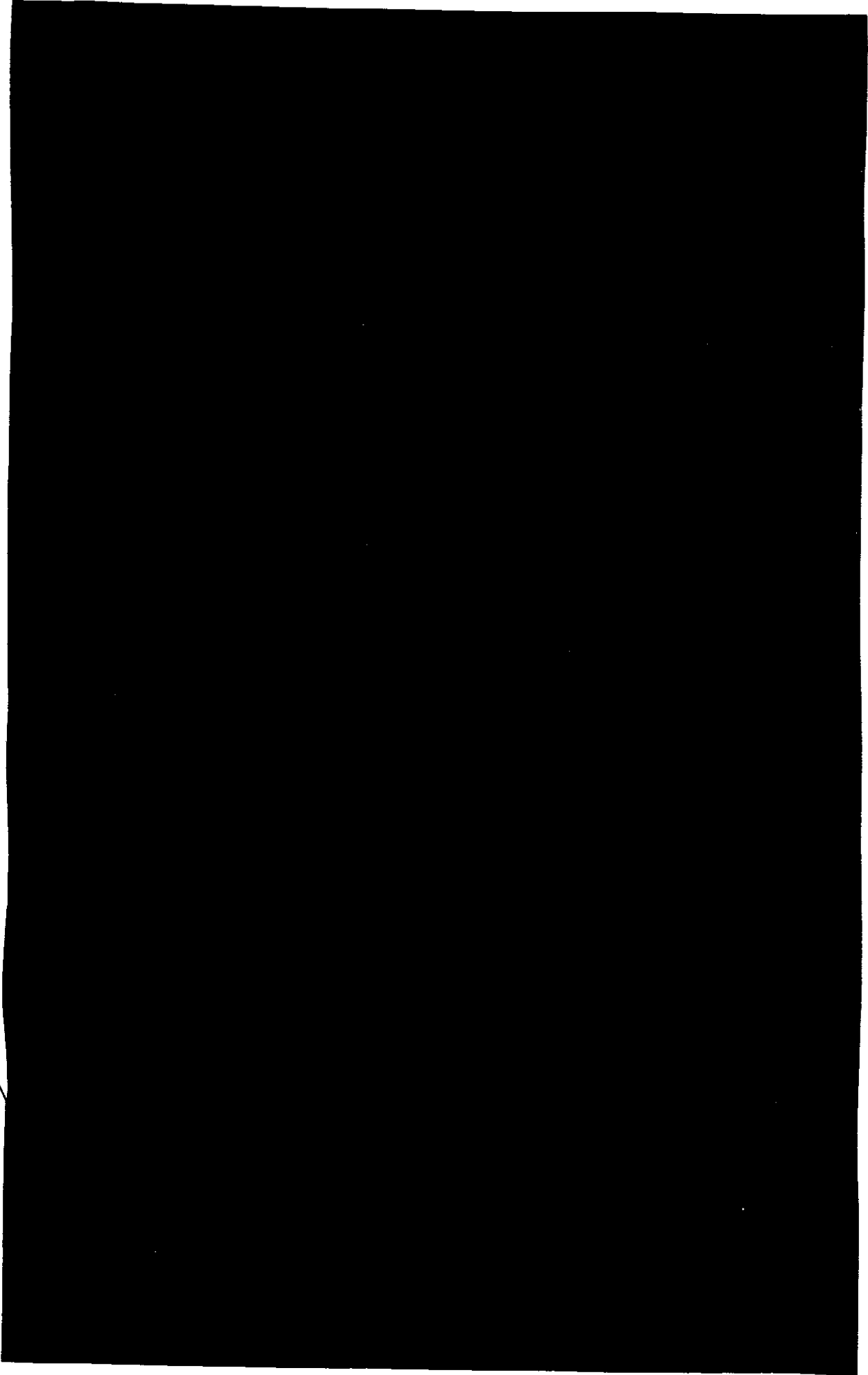
12/01/12



12/01/12



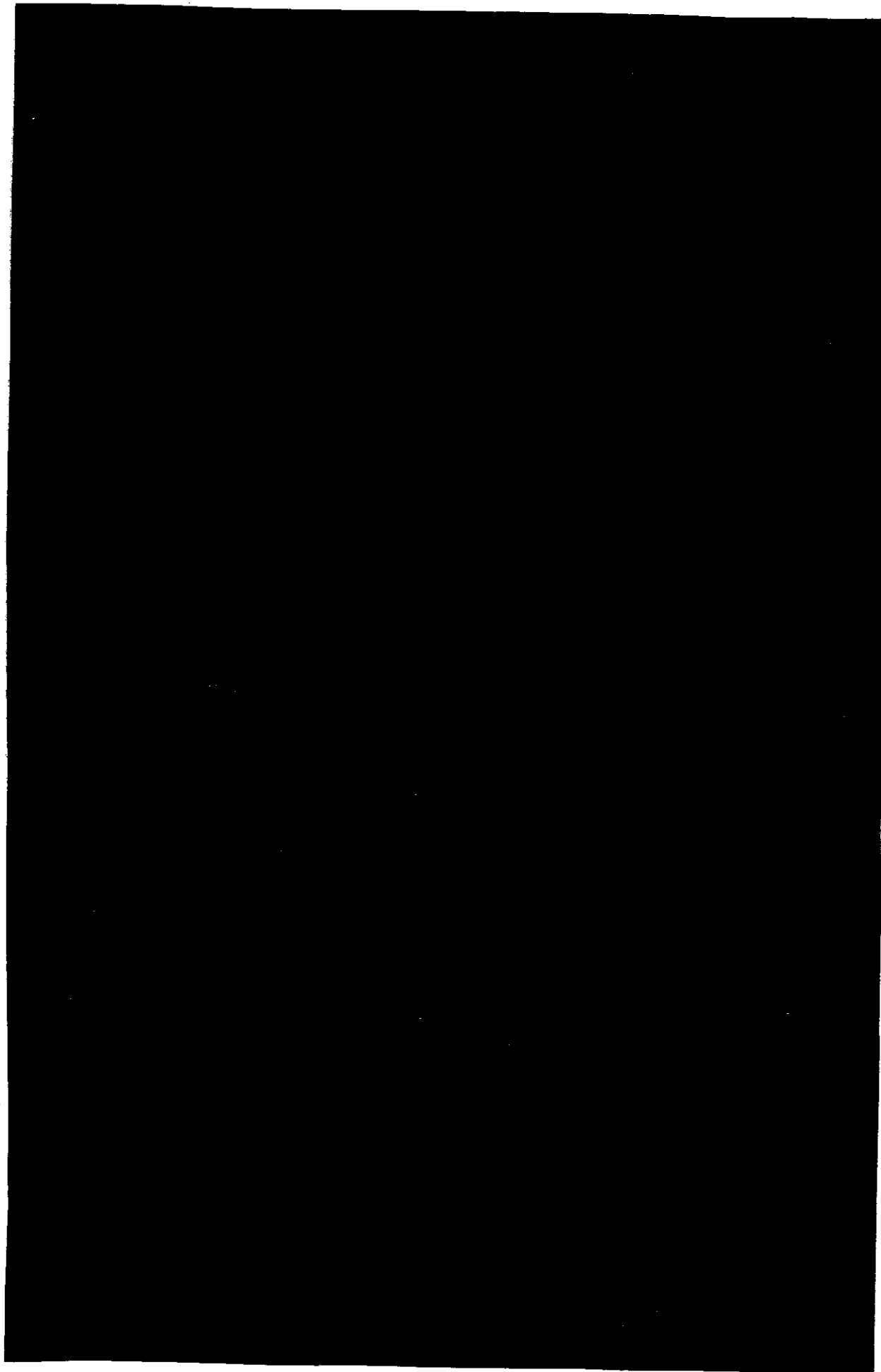
12/01/12



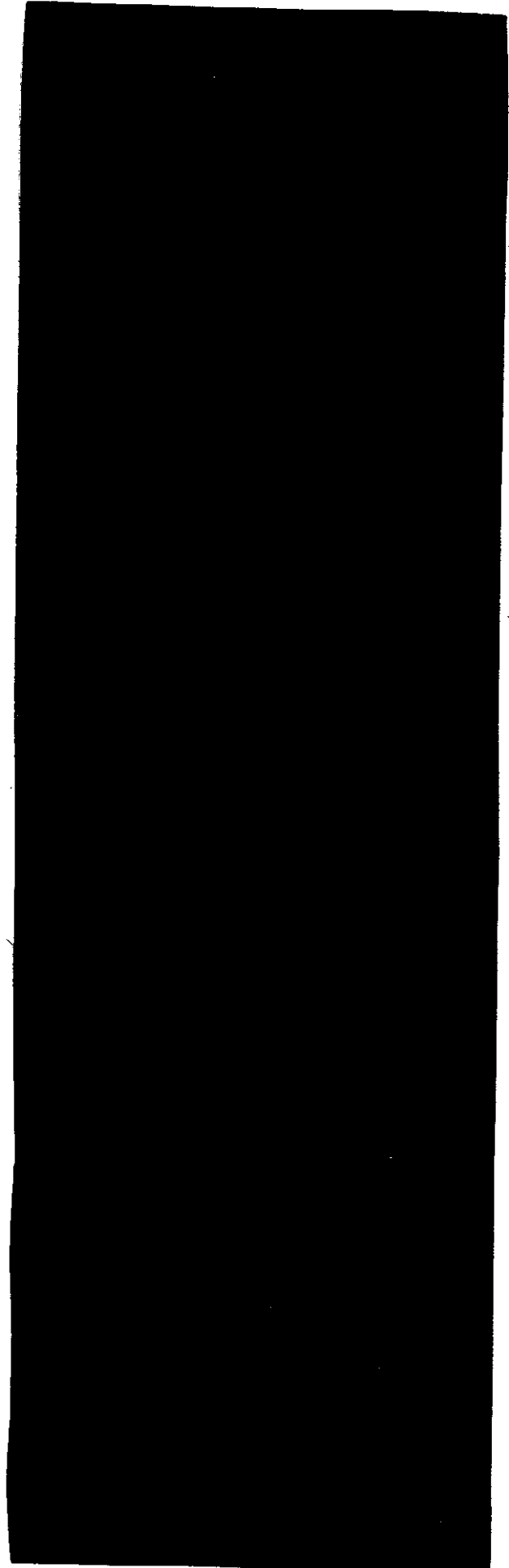
12/01/12



12/01/12



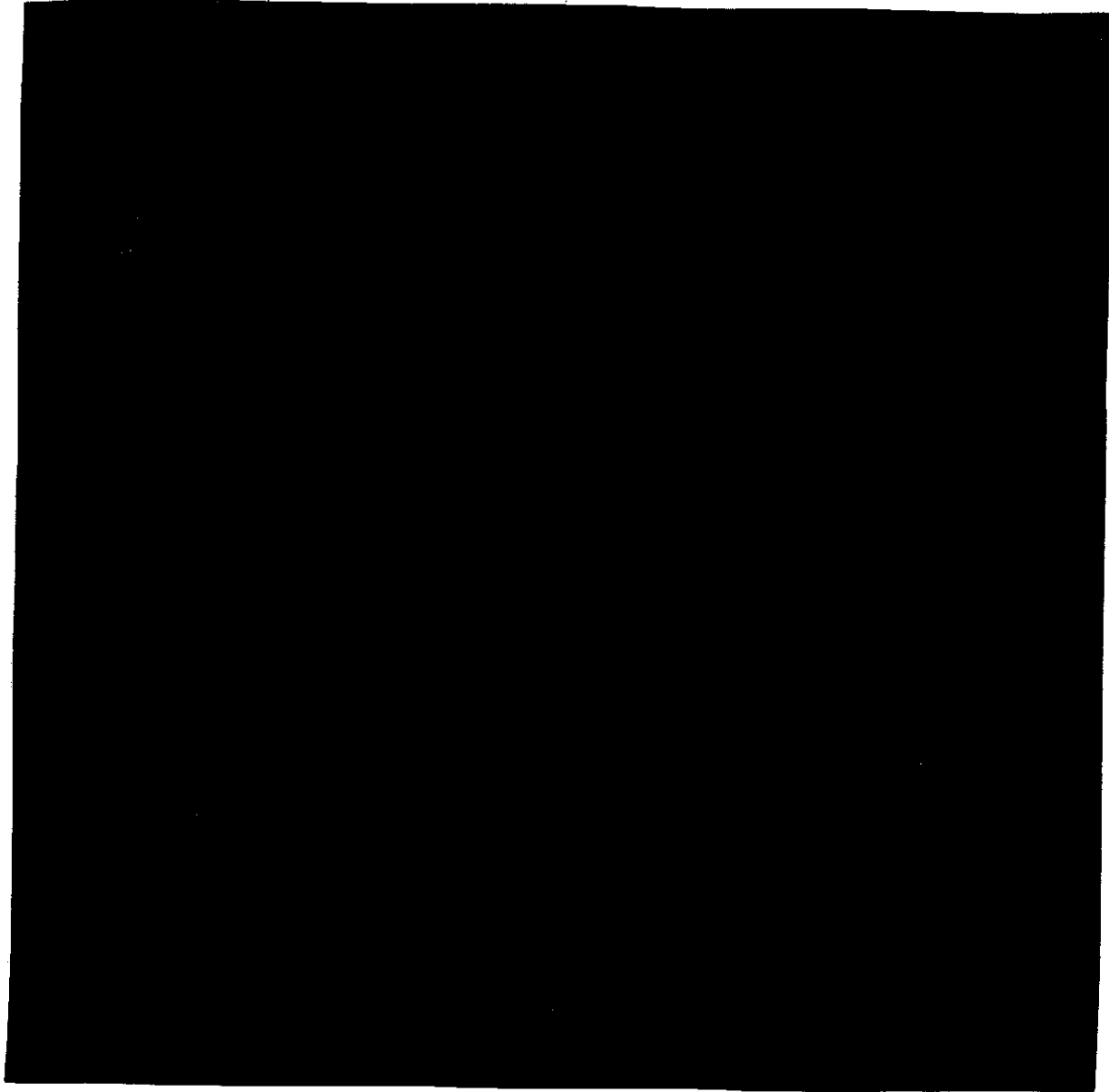
12/01/12



12/01/13

平成24年1月 日
内閣情報調査室

合議制の行政機関における特別秘密の指定及び管理について（案）



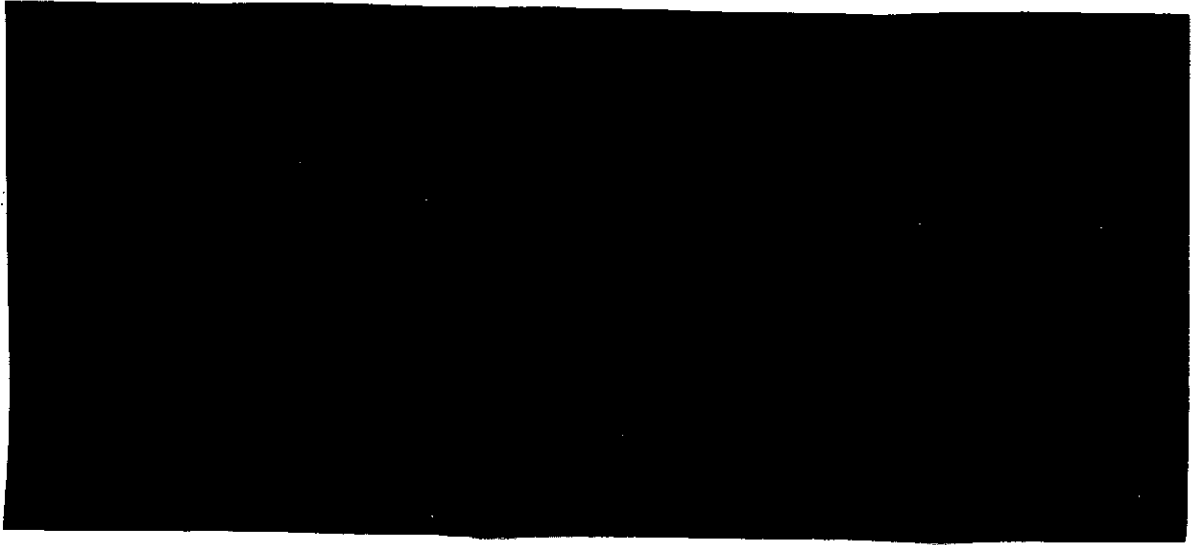
*1

*2

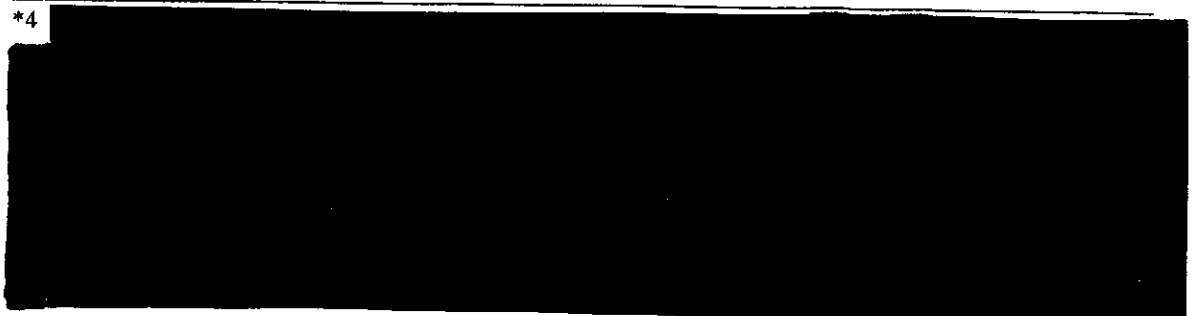
*3



12/01/13



*4



【別紙】国の行政機関のうち合議制をとるもの

国の行政機関のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年五月一四日法律第四二号）第二条第一項に規定する各行政機関の単位において、合議^{*1}制をとるものは以下のとおり。

1 安全保障会議

○ 安全保障会議設置法（昭和六十一年五月二十七日法律第七十一号）

（組織）

第三条 会議は、議長及び第五条第一項各号に掲げる議員（同条第二項の規定により臨時に会議に参加する議員を含む。）で組織する。

（議長）

第四条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 （略）

（議事）

第九条 会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

2 人事院

○ 国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第二百十号）

（職員）

第四条 人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

2～4 （略）

（総裁）

第十一条 人事院総裁は、人事官の中から、内閣が、これを命ずる。

2 人事院総裁は、院務を総理し、人事院を代表する。

3 （略）

○ 人事院規則二一一（人事院会議及びその手続）（昭和二十四年一月十五日人事院規則二一一）

人事院は、国家公務員法に基き、人事院会議及びその手続に関し次の人事院規則を制定する。

*1 合議体とは、複数（少なくとも3人以上）の人員をもつて組織し、その構成員の全会一致又は多数決により、その意思を決定する組織体をいう。合議体は、国、地方公共団体その他の法人の機関に多くの例がある。国の機関についていえば、国会を始めとして、内閣、裁判所（裁判官会議）、人事院、会計検査院、各種の委員会、審議会等があり、地方公共団体についても、議会、選挙管理委員会、教育委員会、人事委員会等多くの例がある。合議体の機関に対するものは、独任制の機関であって、1人をもつて機関を構成するものであり、国についていえば、各省大臣、各庁の長官等、地方公共団体についていえば、都道府県知事、市町村長等である。（「法令用語辞典 第9次改訂版」学陽書房）

1～4 (略)

5 会議は、人事官の過半数をもって定足数とする。議決又は動議の採決は、人事官の多数決を必要とする。

6～8 (略)

3 公正取引委員会

- 昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）
（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

第二十九条 公正取引委員会は、委員長及び委員四人を以て、これを組織する。

2～4 (略)

第三十三条 委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

2 (略)

第三十四条 公正取引委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3・4 (略)

4 国家公安委員会

- 警察法（昭和二十九年六月八日法律第百六十二号）
（設置及び組織）

第四条 内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。

2 国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもって組織する。

（委員長）

第六条 委員長は、国務大臣をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。

3 (略)

（会議）

第十一条 国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

2 国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 (略)

5 公害等調整委員会

- 公害等調整委員会設置法（昭和四十七年六月三日法律第五十二号）
（組織）

第六条 委員会は、委員長及び委員六人をもって組織する。

2 (略)

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 (略)

(会議)

第十二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4・5 (略)

6 公安審査委員会

○ 公安審査委員会設置法（昭和二十七年七月二十一日法律第二百四十二号）

(組織)

第四条 委員会は、委員長及び委員六人をもって組織する。

(委員長)

第十条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 (略)

(会議)

第十一条 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 (略)

7 中央労働委員会

○ 労働組合法（昭和二十四年六月一日法律第七十四号）

(中央労働委員会の委員の任命等)

第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもって組織する。

2～6 (略)

(中央労働委員会の会長)

第十九条の九 中央労働委員会に会長を置く。

2 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

3 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。

4 (略)

(会議)

第二十一条 (略)

2 労働委員会の会議は、会長が招集する。

3 労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによ

る。

8 運輸安全委員会

○ 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年十月十二日法律第百十三号）

（組織）

第七条 委員会は、委員長及び委員十二人をもつて組織する。

2 （略）

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 （略）

（会議）

第十一条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び六人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 （略）

9 会計検査院

○ 会計検査院法（昭和二十二年四月十九日法律第七十三号）

第二条 会計検査院は、三人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する。

第三条 会計検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。

第十条 検査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。

○ 会計検査院法施行規則（昭和二十二年五月三日会計検査院規則第四号）

第七条 次の事項は、院長の職権に属する。

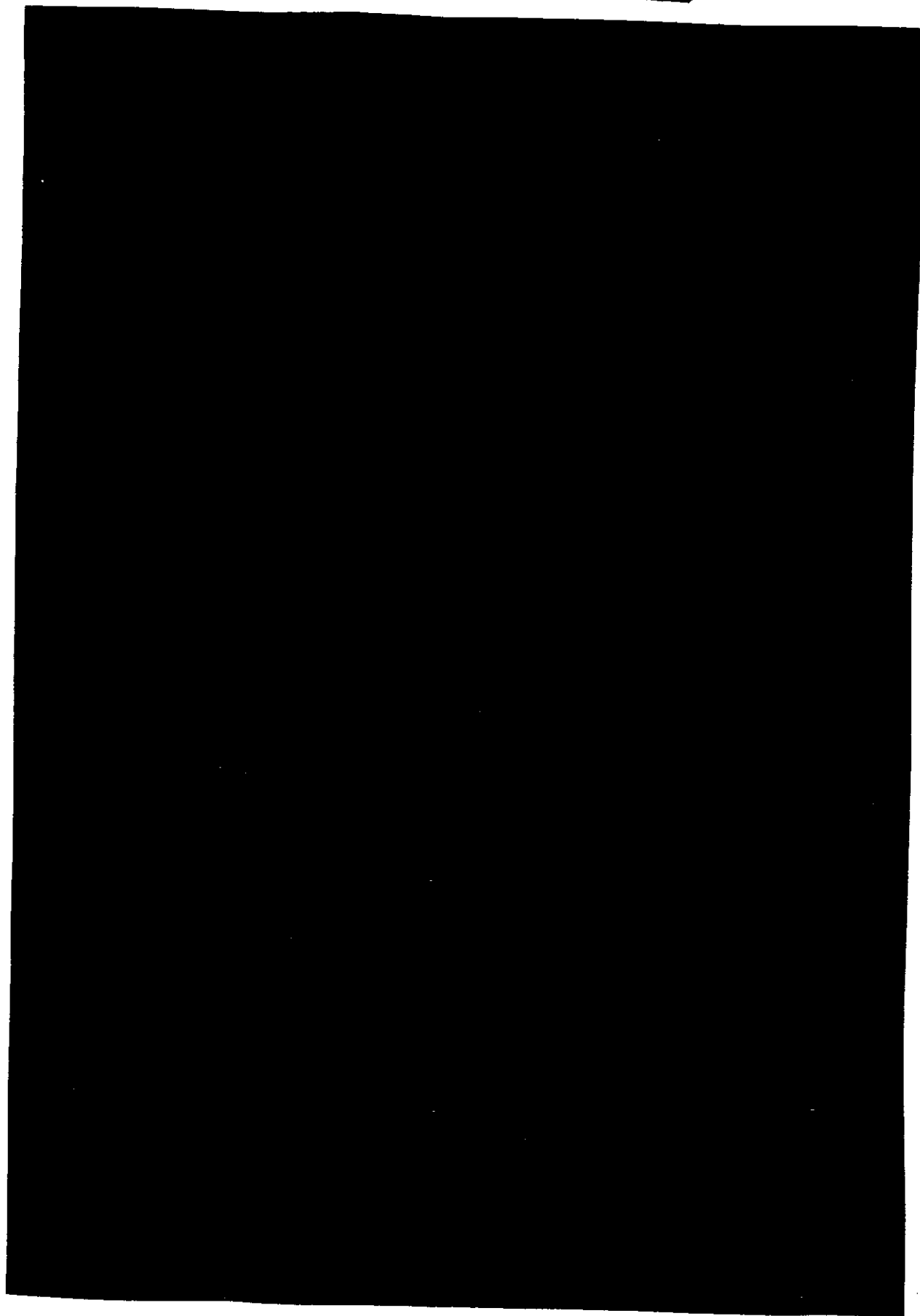
一 会計検査院を代表すること

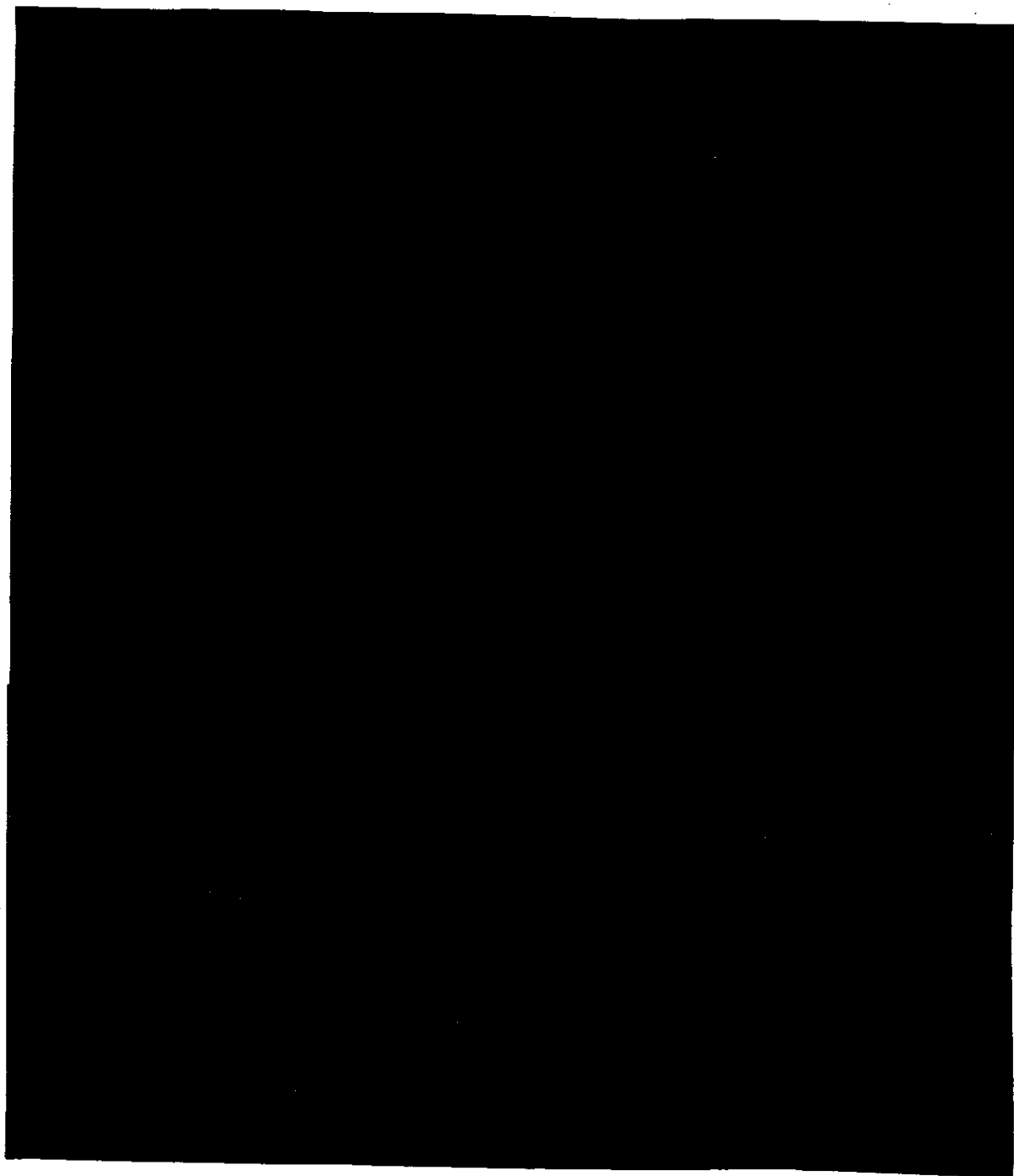
二 職員の栄典授与に関すること

三 検査官会議の議決又は検査官の合議を経た事項につき、その名を以て文書を発すること

四 顧問を委嘱すること

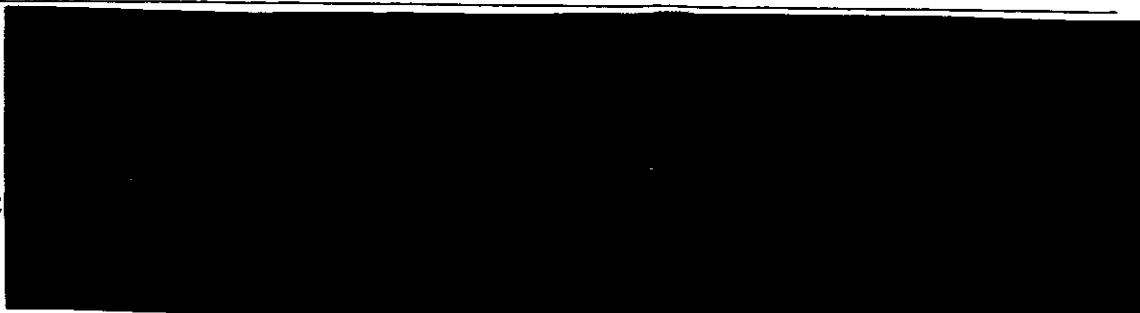
適性評価の代替措置について () (案)



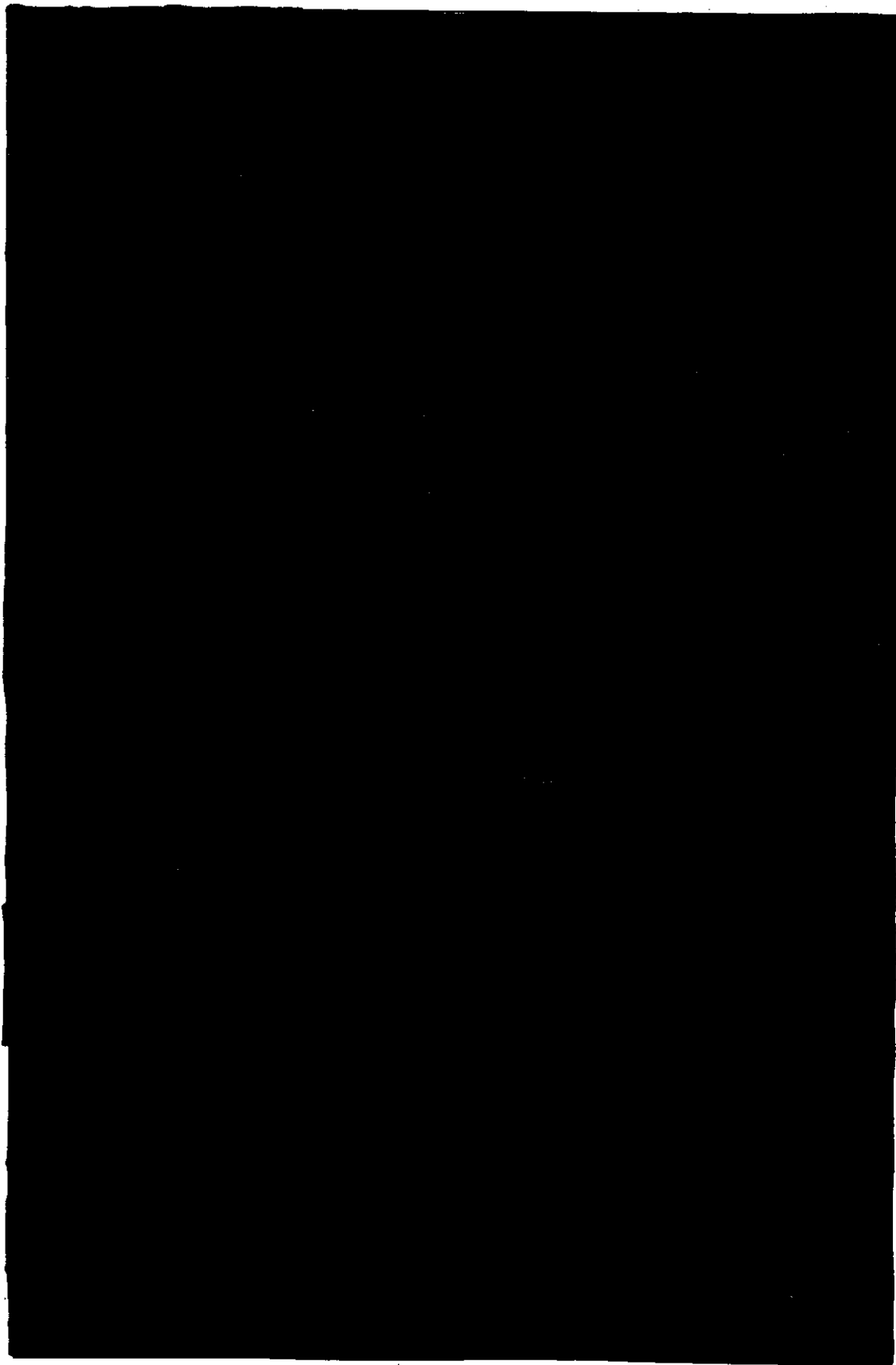


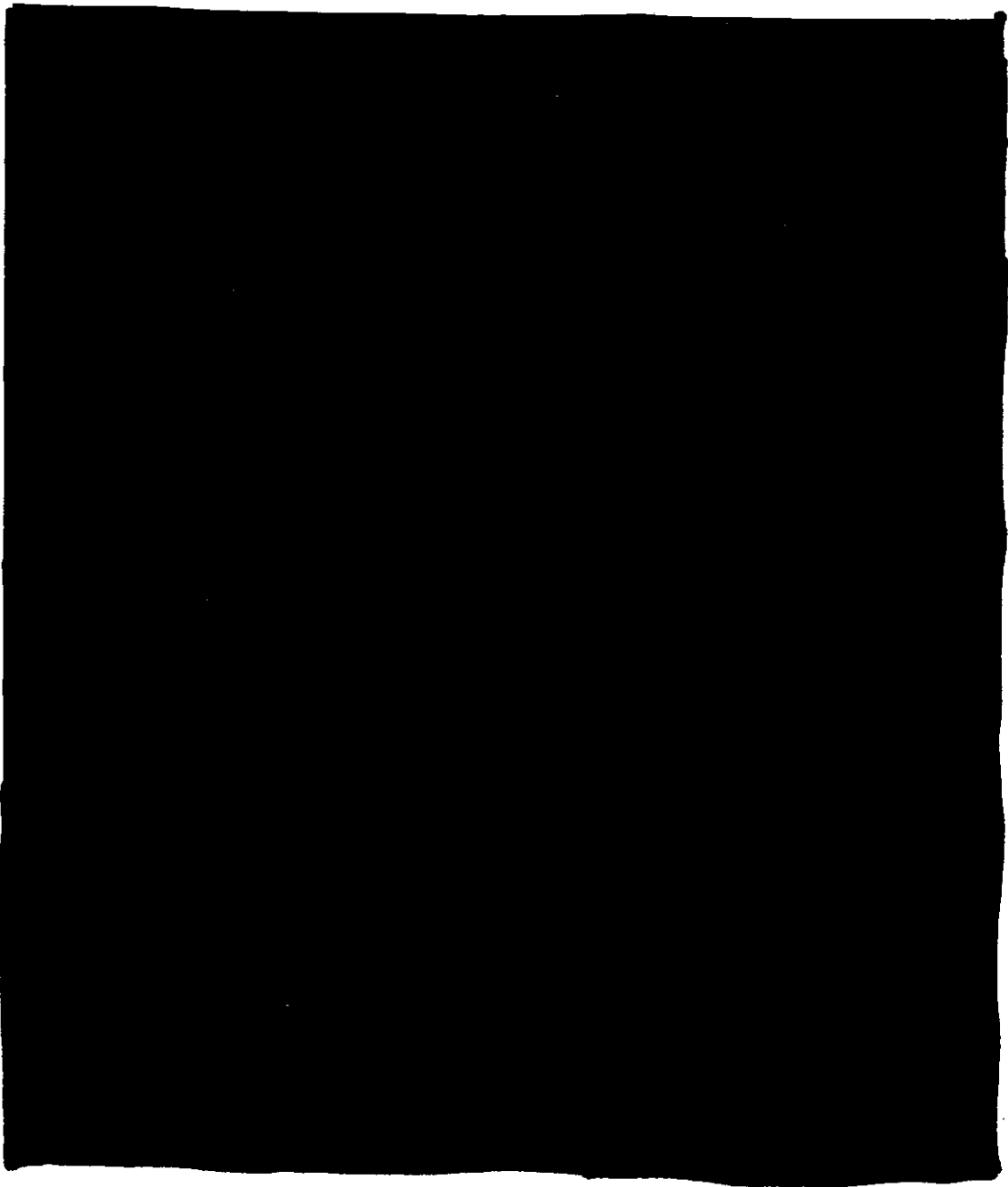
*1

*2



代替措置（案）





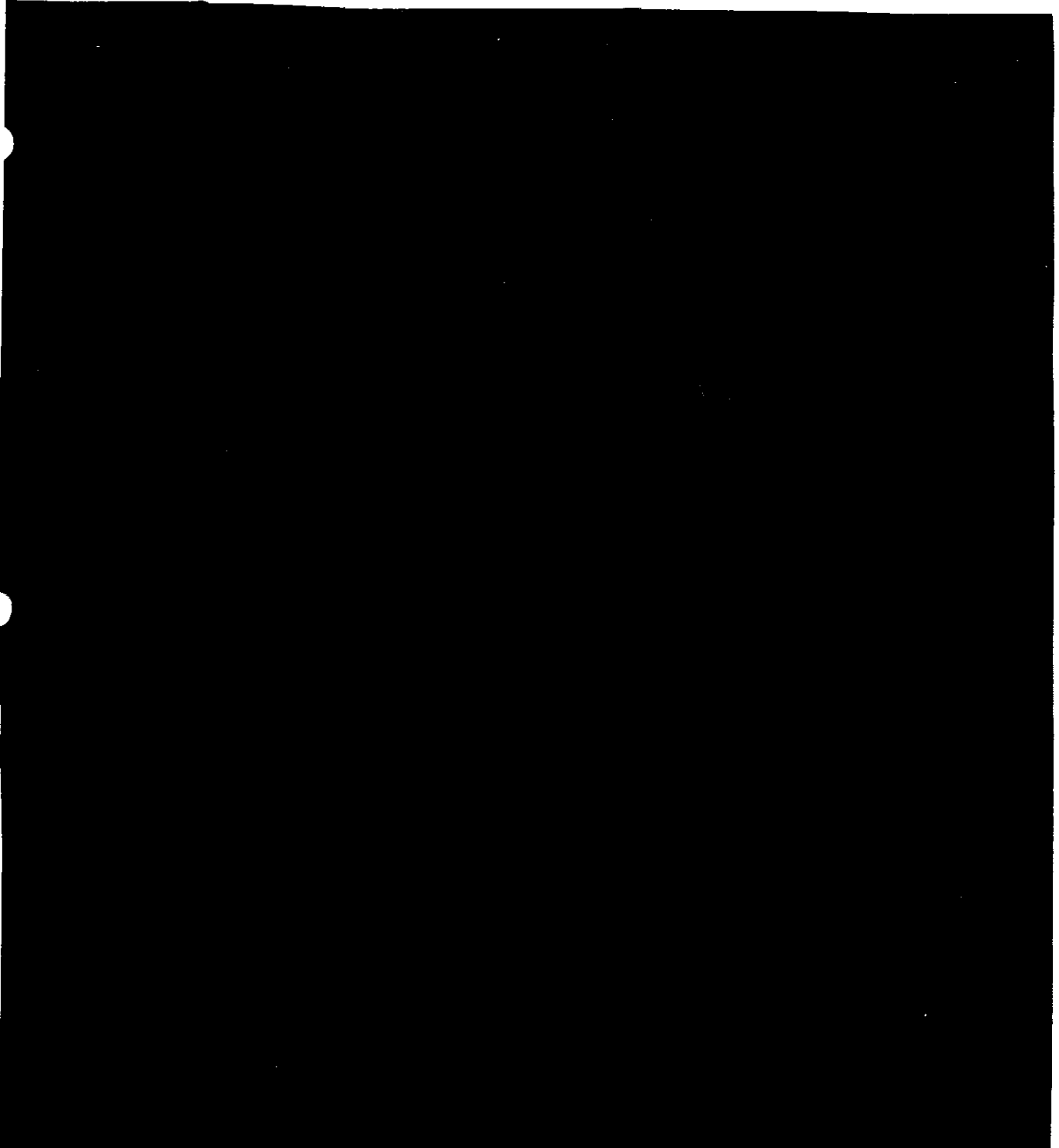
警察庁 担当官 殿

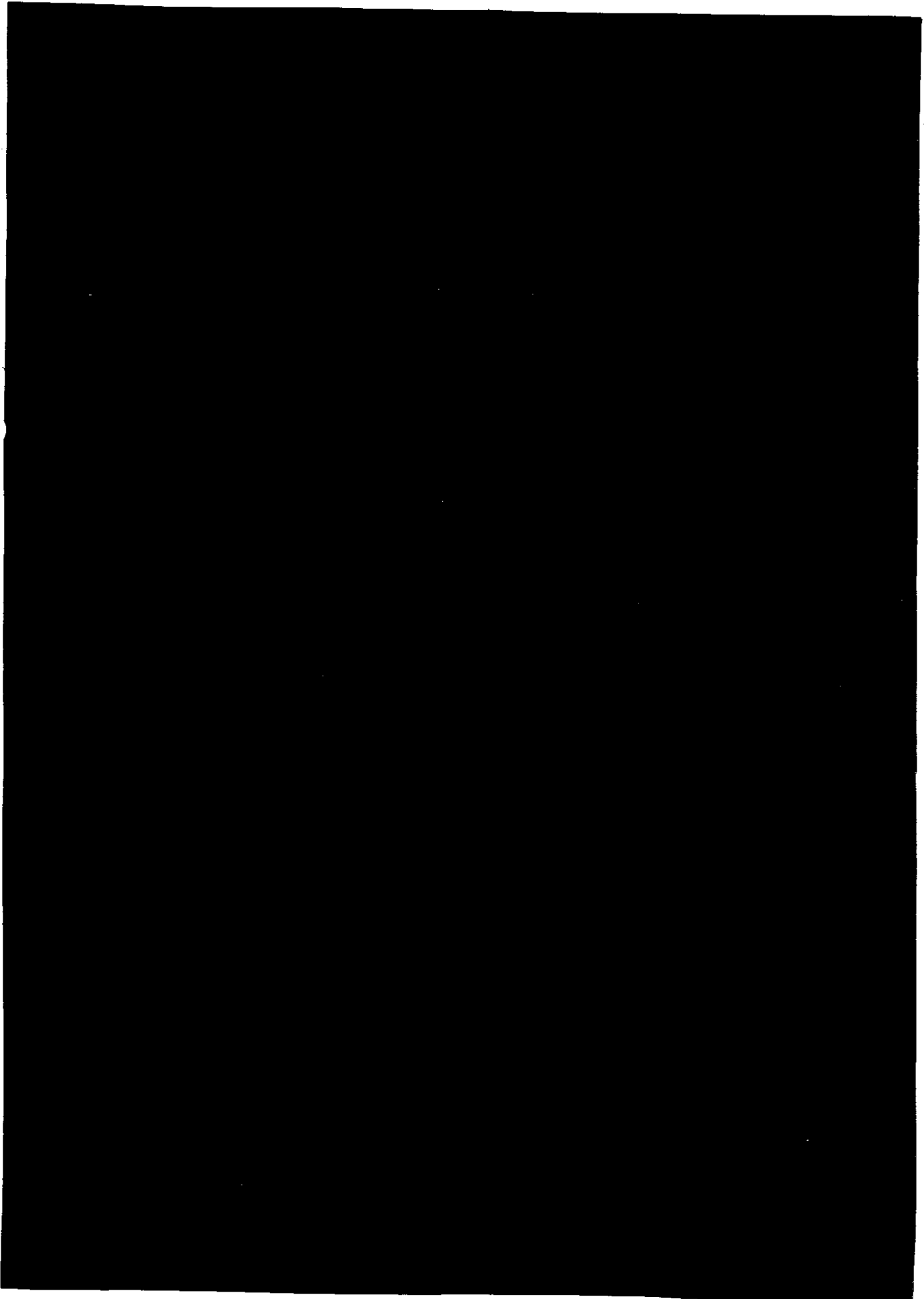
事務連絡
平成24年1月13日
内閣情報調査室

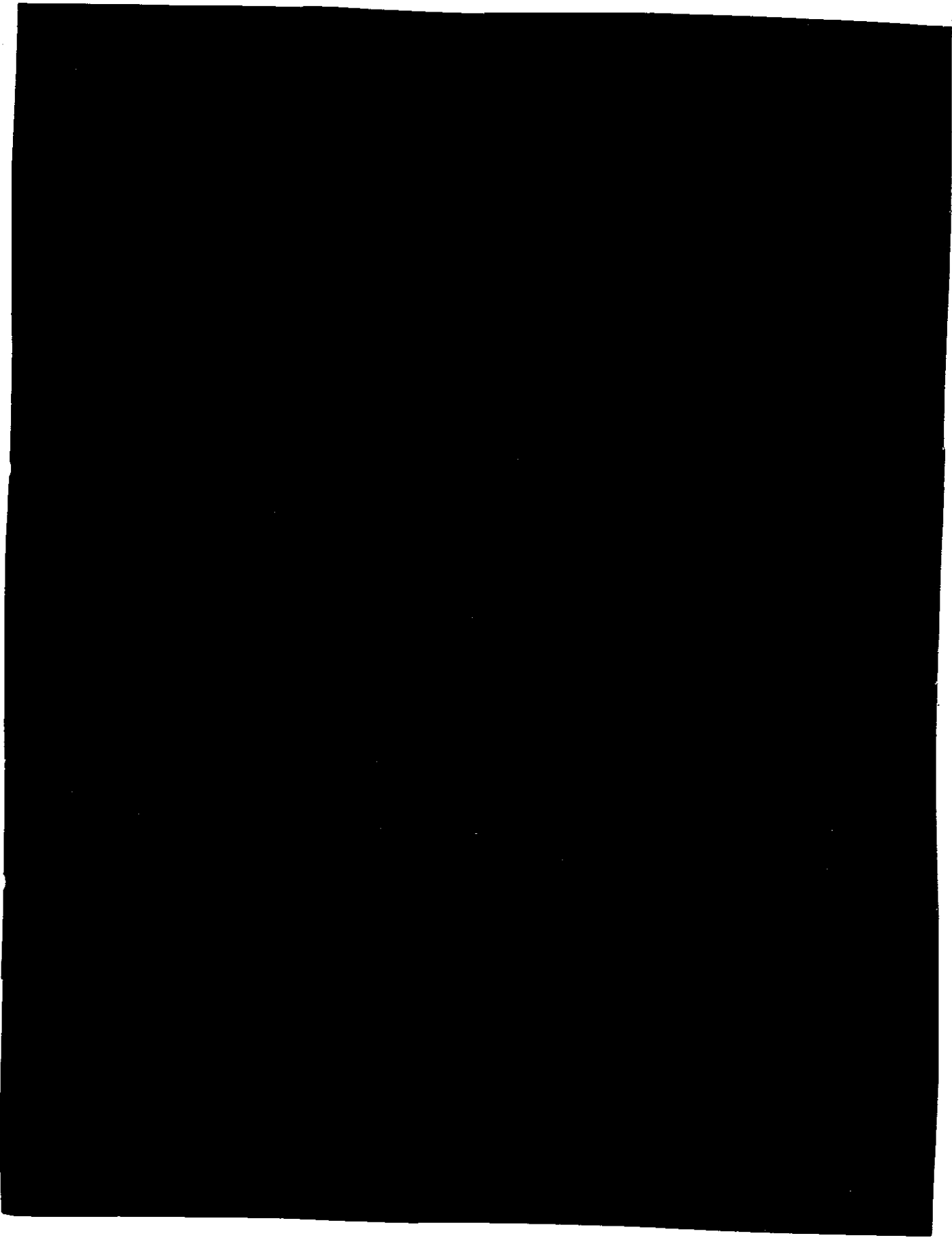
「秘密保全法制条文素案（12月16日付け）に係る論点」について（回答）

貴庁からの平成23年12月27日付け標記意見に対し、下記のとおり回答しますので、宜しく
お取り計らい願います。

記







【機2】規制の新設審査について

金原 明彦(総務官室・本室)

送信日時: 2012年1月13日 15:59

宛先: 内調職員113(内閣情報調査室)

添付ファイル: [別冊]新設審査関係資料集.pdf (1 MB); 02-2(別添1)案件表.doc (56 KB); 02-4(別添3)整理表(記入例入り).doc (52 KB); 02-5(様式AB)指定法人、見直し条項.doc (44 KB)

内閣情報調査室 様

お世話になっております。内閣官房内閣総務官室の金原です。

法律を制定し規制を新設する場合及び指定法人を創設する場合は、
総務省に対し、各省協議の開催前に規制の新設審査を依頼する必要があります。

特別秘密の保護に関する法律については、当方に頂いた法案を拝見する限り、
行政機関における特別秘密の取扱について定めるものですので、
該当法令ではないと考えておりますが、
契約業者の役員等に対する検査に関する規定等が該当しないか、念のため、御検討下さい。

なお、規制の新設審査の対象として内閣官房より総務省に審査を依頼しているものとしては、

・一定の要件に当てはまる企業を行政機関の助言、勧告及び命令、報告、立入検査等の対象とする例

などがあります。規制を新設する場合は、
通常、5年以内に見直しをする条項を設けることとされています。(別添PDF資料5)

指定法人の創設については、具体的には、
行政事務の執行に際し、主務大臣等が個別の法令等(告示、通達等を含む。)に基づき、
法人や事業を指定(法令等では、指定、認定、登録等の用例がある。)し、

- ① 特定の法人に事務の委託を行ったり、
- ② 法人が行う特定の事業を行政上必須の要件として位置づけたり、
- ③ 特定の公共的事務を行うことに法律上の権威を与えたり、

最近内閣官房より総務省に審査を依頼しているものとしては、

- ・ 特定の金融機関を指定し、利子補給の対象とする場合
- ・ 一定の要件を満たした法人に対し、法律上に規定された業務を行わせる例

があります。こちらの審査基準については、別添PDF資料9を御参考ください。

総務省に規制の新設審査を依頼する場合は、まず「案件表」を御提出いただき、登録の上、

「整理表」と、指定法人を創設する場合は様式Aを、規制に見直し条項を設けない場合は様式Bを御提出いただくことになります。

該当法案となる場合には、取り急ぎ「案件表」を1月18日（水）までに御提出下さい。

【別冊】新設審査関係資料集

資料 1	今後の行政改革の方針（抄）	1
資料 2	行政改革の重要方針（抄）	2
資料 3	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（第 64 条）	4
資料 4	規制改革推進のための第 1 次答申 （平成 19 年 5 月 30 日規制改革会議）	5
資料 5	規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）（抄）	11
資料 6	規制の新設を内容として含む法律案の取扱いについて （内閣法制局）	13
資料 7	行政代行人等について ・ 今後の行政改革の方針（抄） ・ 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（抄）	17
資料 8	公益法人に対する行政の関与の在り方の改革における登録制の導入について（論文）	27
資料 9	国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準	38
資料 10	規制緩和和白書（抜粋）	42
資料 11	許認可等の実態の統一的把握基準（行政評価局）	46
資料 12	政策評価に関する基本方針	47
資料 13	行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則	59
資料 14	規制の事前評価の実施に関するガイドライン	63

資料 1

今後の行政改革の方針（抄）

平成 16 年 12 月 24 日
閣 議 決 定

4 規制改革の推進等

(1) 規制改革の推進

規制改革については、民間主体の「規制改革・民間開放推進会議」と閣僚で構成する「規制改革・民間開放推進本部」の緊密な連携の下、

- ・ 事前規制型行政から事後監視型行政への転換を図るべく推進する。また、規制の新設を必要最小限にするとの基本方針の下、規制の新設審査等を厳格に行う。

- ・ 国の事務事業について、官で行わなければならないかという視
点に立って根拠から検証し、市場化テストの導入も図りつつ、民
間開放を強力に推進する。

- ・ 地方公共団体の業務の民間開放について、その阻害要因になっ
ている国の法令等に基づく規制について、必要に応じ検討・見直
しを行う。

資料 2

行政改革の重要方針（抄）

平成 17 年 12 月 24 日
閣 議 決 定

「小さくくて効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図るとともに、行政に
対する信頼性の確保を図ることは、政府にとって喫緊かつ最重要課題の一つで
ある。

このため、政府はこれまで「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定。
以下「12 年行革大綱」という。）及び「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12
月 24 日閣議決定。以下「16 年行革方針」という。）等に基づき、「官から民へ」、
「国から地方へ」等の観点から行政改革を推進してきた。

今後、「小さくくて効率的な政府」への道筋を確かなものとするためには、与党
の議論を踏まえこれまで以上に事業の仕分け・見直しなどを行いつつ、行政の
スリム化、効率化を一層徹底することが必要である。この観点から、以下のと
おり、更に推進すべき行政改革の重要課題について、現段階で新たに政府とし
て具体的な方針を策定するものを一括して取りまとめ、既往の行革方針等で示
された事項と併せ、これらを更に推進し改革を統行する。

また、本重要方針で定める改革の今後における着実な実施のため、基本的な
改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案（仮称）」を策定し、
平成 18 年通常国会に提出する。

（略）

7 規制改革・民間開放の推進

規制改革・民間開放は、我が国の経済活性化や国民生活の安定・向上を図
っていく上で極めて重要であり、民間有識者からなる規制改革・民間開放推
進会議と全閣僚により構成される規制改革・民間開放推進本部との連携の下、
官製市場や国民生活、産業活動に対する国の関与等に関する規制改革・民間
開放を推進する。

（略）

(2) 官業の民間開放の推進

「民間でできることは民間に」という原則を基本として、国が直接実施
している事務・事業、独立行政法人、特殊法人、認可法人、公益法人（国
からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人等）が実施してい
る事務・事業、地方公共団体の事務・事業について、民間委譲（民営化、
譲渡）、民間への包括的業務委託又は民間参入に向けた環境整備を積極的に

推進する。

(3) 主要分野の規制改革の推進

「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、計画の実施状況の監視やフォローアップ、個別要望や新たな課題への対応など、検討を進める。

特に、規制改革・民間開放推進会議が「構造的重点検討分野」として掲げる、少子化への対応、生活・ビジネスインフラの競争促進、外国人の移入・在留、「個別重点検討分野」として掲げる医療、教育、農業・土地住宅分野について、同会議の第2次答申の具体的施策を踏まえ、規制改革・民間開放推進本部とも連携を図りつつ、速やかに必要な規制改革を推進する。

(4) 規制の評価・見直しの推進

ア RIA(規制影響分析)の導入を積極的に推進する。このため、各府省は引き続きRIAの試行を積極的に実施するとともに、総務省は平成18年度中に行政機関が行う政策の評価に関する法律の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるために必要な措置を講ずる。

イ 通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、規制改革・民間開放推進会議の第2次答申の具体的施策を踏まえ、必要な見直しを推進する。また、制度創設以来一定の年限が経過した規定に基づく規制について、平成18年度中に見直し基準を策定し、見直しを推進する。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(抜粋)
(平成十八年六月二日法律第四十七号)

(規制改革)

第六十四条 政府は、この法律に基づき簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の実現には、民間活動に係る規制の削減又は緩和が欠くことのできないものであることにかんがみ、金融、情報通信技術、出入国の管理、社会福祉、社会保障、労働、土地の測量その他の分野における規制の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

規制改革推進のための第1次答申（抄）
一 規制の集中改革プログラムー

平成 19 年 5 月 30 日
規制改革会議

(略)

7 基本ルール

【問題意識】

(1) 規制の横断的評価・見直し

① 規制の周期的見直し等の推進規制改革を一層進展させるためには、個別分野・事項に着目した「規制改革」という手法に加え、規制そのものの性質・制形式などに着目して分野横断的に見直しをする基準（以下「見直し基準」という。）を策定し、これに基づいた見直しを推進していくことが必要であるとの観点から、前身の規制改革・民間開放推進会議に引き継ぎ当会議では、規制の横断的な見直しに取り組んでいく。

規制は、その導入時の社会的ニーズを背景とし、相応の検討を経た上で設けられるものであるが、その後の社会経済情勢の変化に成じた見直しを実施しない場合、多くの問題・弊害を引き起こすことがあると考えられるため、規制が適時的に更新されているか、定期的にチェックを行うことが必要である。

また、通知・通達等法令以外の規定は、一般的には私人を法的に規律する効力を有しないものと理解されているが、法令に類似する効果を間接的に有するもの、法令の趣旨、内容を超えた過剰な規制となるものが存在することもありえ、規制の透明性確保の観点からも問題がある。

以上を踏まえ、平成 18 年度においては、規制の一定期間経過後見直し基準による見直しの推進、及び、通知・通達等の見直し基準による見直しの推進に関する取組を行った。引き続き平成 19 年度においても、これらの見直し基準に基づく見直しを推進していくことが必要である。さらに、通知・通達等の見直し基準に基づく見直しに関しては、法令による通知・通達等の整理の在り方についても適宜検討を進めていく必要がある。

② 規制影響分析 (RIA) の充実

規制影響分析 (RIA: Regulatory Impact Analysis) については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成 16 年 3 月 19 日閣議決定)において、その導入を推進することとされている。前身の規制改革・民間開放推進会議に引き継ぎ当会議は、総務省と連携して RIA の手法の活用を推進しており、「規制影響分析 (RIA) の試行的実施に関する実施要領」に基づき、平成 16 年 10 月に始められた RIA の試行件数は、平成 19 年 3 月末現在、190 件超に上っている。また、「規制改革・民間

開放推進3か年計画（再改定）」(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)（以下「3か年計画（再改定）」という。）に基づき、規制について事前評価を義務付けるため、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）が改正され、本年 10 月から施行されるなどの取組が行われている。

我が国の RIA 制度は、現時点においては規制について行うこととされているが、諸外国では RIA の手法が規制以外の行政分野においても政策の分析手段として通用されていることから、我が国においても更なる活用の余地があると考えられる。

現時点においては、基本的に規制のうち法律又は政令に基づくものが義務付けの対象とされているが、RIA 制度の趣旨を踏まえれば、基本的な方向性として、一義的には法令の形式にかかわらず規制全般を RIA の手法の対象とすることが望ましい。さらに、RIA の手法を規制以外の行政分野にも利用していくことによって、より客観性と透明性の向上に資するものと考えられる。

したがって我が国の RIA 制度については、制度の実施状況や諸外国の制度の状況を勘案しつつ、将来的には、その義務付けの範囲や対象分野についても拡大する方向で検討を行っていくべきである。

RIA の実施に当たっては、定量的な分析、分析結果の金錢価値化等、その質的向上を図っていくことが重要である。また、その前提となる情報・データを蓄積するためには、規制についての事前評価を行うに当たって、諸外国における取組を参考にしながら、有識者・利害関係者等との間において諸外国で実施されている情報提供・情報収集活動（コンサルテーション等）を前広に実施するなどの取組も重要である。

規制に関しては、その新設又は改廃によって、事業者間の競争の状況に影響を与えるものが存在する。諸外国においても、規制の新設又は改廃に当たって、競争に対する影響の評価の基準を取り入れる動きが広がっており、我が国においても規制が競争への影響を及ぼすことが明らかなる場合は、規制の新設又は改廃の際に規制の競争への影響を考慮事項とすることについて検討が必要である。

また規制の新設又は改廃に当たり、RIA による事前評価を実施した規制については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、適時的に規制の見直しを行うことができるよう、また、規制についての評価の質の向上に資するよう、当該規制によって発生した影響の突極把握（モニタリング）や RIA の事後検証を必要に応じて行うことが必要である。

(略)

【具体的施策】

(1) 規制の横断的評価・見直し

① 規制の周期的な見直し【平成19年度以降逐次実施】

当会議及び各府省庁は、一定期間が経過した規制の見直しを推進するため、当会議の前身である規制改革・民間開放推進会議による「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日）（以下「第3次答申」という。）における一定期間経過後見直し基準（「第3次答申」のⅢ、各分野における具体的な規制改革・1横断的制度改革分野（1）規制の横断的評価・見直し①一定期間経過後見直し基準による見直しの推進の項参照）にしたがい見直しを推進するものとする。

このため、以下の必要な措置を講ずるべきである。

ア 法律、法規命令、通知・通達等の一定期間経過後見直し【平成19年度以降逐次実施】

平成18年度において、各府省庁は、「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」（平成18年3月31日基準）の作成に取り組み、各府省庁のホームページにおいて公表を行った。

この一覧は、各府省庁が所管する法律のうち、各府省庁において規制にかかわると判断した法律（その趣旨・目的等に照らして一定期間経過後見直し基準による見直しを適当としないものは除く）について、「次の見直し年度」及び「見直しの周期」を記載したものである。各府省庁は、この一覧において設定された「次の見直し年度」を踏まえ、本年度以降、一定期間経過後見直し基準に基づき、所管する法律の見直しを進めるべきである。また、法律本体の見直しと併せて、これに関連する法規命令、通知・通達等の見直しを進めるべきである。

イ 見直し作業のフォローアップ【平成19年度以降逐次実施】

当会議は、各府省庁において作成された「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」を通じ、本年度の見直し対象とされている法律の件数（平成18年度基準）について、各府省庁の合計で50件（平成19年4月11日現在、見直し対象法律全体の11%）と報告を受けている。

見直し推進機関は、法律が規制にかかわるものか否かの判断が適切になされているか、或いは、規制にかかわる法律について一定期間経過後見直しを行うべきか否かの判断が適切になされているか等の観点から、各府省庁より報告された「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」の内容の妥当性を検証のうえ適宜意見を述べるとともに、各府省庁が行う具体的な見直し作業について規制改革の観点からフォローアップを行うべきである。

② 規制にかかわる通知・通達等の見直し【平成19年度以降逐次実施】

ア 規制にかかわる通知・通達等の分類

平成18年度において、各府省庁は、「3か年計画（再改定）」における、私人に対する「外部効果」の有無に着目した分類にしたがい、規制にかかわる個々の通知・通達等の分類を進めた。これは、現時点において効力を有する規制にかかわ

る通知・通達等（①行政手続法に定める審査基準・処分基準、②①以外に本省等が定める基準のうち、企業・国民に影響を与える（関与・介入する）もの全て）について、私人に対する「外部効果」を有するかどうかの観点から、各府省庁において分類を行ったものである。

平成19年3月30日の時点で、その件数（平成18年3月31日基準）について当会議は以下のとおり報告を受けた。

- ・ 行政手続法に定める審査基準・処分基準：計1,009件
- ・ 上記以外で外部効果を有する通知・通達等：計947件

企業・国民に影響を与える（関与・介入する）ものとして各府省庁が発出している規制にかかわる通知・通達等のうち、私人に対する「外部効果」を有するものは上記のカテゴリーに分類されているものであり、これら以外の規制にかかわる通知・通達等については、各府省庁が、私人に対し「外部効果」を生じさせるような運用をするべきでないと判断しており、したがって、国民がその内容に従うか否かは任意であると考えられる。

この規制にかかわる通知・通達等の分類については、各府省庁において、毎年12月末日までに、新規のもの追加、既存のものの見直し等を行い更新し、その結果を見直し推進機関に報告すべきである。見直し推進機関は、この過程において、分類が適切であるか、府省庁間で横断的な統一が図られているか等の観点から、必要に応じ、報告された分類結果を審査し、所管府省庁に対し必要な再検討を要請すべきである。

イ 結果の公表について

「外部効果」を有すると分類された規制にかかわる通知・通達等の名称等各府省庁のホームページ等に公表し、これ以外の規制にかかわる通知・通達等については「外部効果」を有しないと各府省庁が考えていることを明示する等の方法により、個々の規制にかかわる通知・通達等が「外部効果」を有するか否かが国民に明らかになることは、規制の透明性確保の観点から国民にとって有益であると考えられる。

このため、毎年度末までに、上記の分類の見直し結果等を公表すべきである。

平成18年3月31日基準の分類の状況については、見直し推進機関において調査のうえ平成18年度末に当会議のホームページにおいて公表を行った。平成19年度以降の見直し結果・分類結果等の状況の公表の方法等については、規制にかかわる通知・通達等のうち、行政手続法に定める審査基準・処分基準、及び、これら審査基準・処分基準以外で外部効果を有するものを、国民にわかりやすい形で公表する方向で平成19年末までに検討を行い、結論を得るべきである。

③ 見直しの推進【平成19年度以降逐次実施】

一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直し、及び、規制にかかわる通知・

通達等の見直しを強力に推進するため、以下に基づき、必要な措置を講ずべきである。

ア 一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直しについては、以下に基づき、必要な措置を講ずべきである。

(7) 各府省庁は、規制にかかわる法律（その趣旨・目的等に照らして適当としな
いものを除く。以下同じ。）の新設・改正にあたり、法律案を作成する際には、
「第3次審判」における一定期間経過後の規制の見直し基準に基づき、一定期
間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項を盛り込む。

(4) 各府省庁はこの規制にかかわる法律一覽において設定した、見直し年度にお
いて、「第3次審判」における一定期間経過後見直し基準にしたがい、関連する
規制（法制度、通知・通達等を含む）の見直しを行う。

(6) 見直し推進機関は、総務省の協力を得て、前述の見直し一覽作成や一定期間
経過後の規制の見直し基準に基づく見直しの実施状況をフォローアップすると
ともに、通時報告の徴収、意見表明を行う。

イ 規制にかかわる通知・通達等の見直しについては、「3か年計画（再改定）」に
おける見直し基準にしたがい、以下の要領で、見直しを推進すべきである。また、
各府省庁は、新たに規制にかかわる通知・通達等を制定・発出しようとする場合、
同見直し基準を勘案のうえ、制定・発出を行うべきである。

(7) 各府省庁は、「3か年計画（再改定）」における見直し基準に基づく通知・通
達等の見直しを、根拠となる法律が見直し中である等通知・通達等の見直しに
特段の支障がある場合を除き平成23年度末までに完了するものとし、平成18
年度に引き続き平成19年度以降、毎年度末までに、翌年度における見直しの対
象となる通知・通達等について、見直し推進機関の意見を踏まえつつ、選定す
る。

(4) 各府省庁は、平成19年度以降、毎年12月末日までに、見直しの対象とし
て選定された通知・通達等の見直し結果、その他各府省庁が追加的に行った通
知・通達等の見直し結果、及び、最新の通知・通達等の分類結果を見直し推進
機関に報告する。

(6) 見直し推進機関は、報告された見直し結果を審査し、必要に応じ所管府省庁
に対し再検討を要請する。見直し結果については、平成19年度以降、毎年度末
までに確定し、見直し推進機関により公表する。

ウ 平成19年度から平成21年度までは、当面当会議が見直し推進機関の機能を担
うものとする。なお、その後の見直し推進機関の在り方等については、見直しの
推進状況を踏まえつつ平成22年度末までに検討し、決定すべきである。

(4) 規制影響分析（RIA）の幅広い実施

ア 総務省は、「3か年計画（再改定）」に基づき、「行政機関が行う政策の評価に関

する法律」の枠組みの下で、RIAの義務付けの範囲等、規制について事前評価を義務
付けるため必要な措置を講じたところである（行政機関が行う政策の評価に関
する法律施行令（平成13年政令第323号）の一部改正（本年10月施行予定））。

今回の行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部改正政令の施行後、
その実施状況や諸外国の制度の現状等を踏まえ、将来の義務付け対象範囲の拡大
を視野に入れつつ、更なる規制制定過程の客観性と透明性の向上に向けた検討を
進めるべきである。【平成20年度以降継続的に実施】

イ 各府省庁は、義務付け後においても、分析の質的向上に努めるとともに、引き続
き、意見公募手続において、義務付けの対象となっていない規制を含め可能な限り
当該案に係るRIAを付し規制制定過程の客観性と透明性の向上に向けた取組を進め
るべきである。【逐次実施】

総務省は、各府省庁の取組を支援するため、毎年度、規制についての事前評価の
実施状況の把握・分析を行うとともに、調査研究、各府省庁に対する情報提供や必
要な研修等の取組を進めていくべきである。【平成19年度以降継続的に実施】

ウ RIAの実施に当たっては、評価手法等RIAの実施に際して必要な事項を定めたガイ
ドラインの役割は重要である。

RIAの実施に当たっては、その質を向上させ、事後的な検証可能性を高めるため、
可能な限り定量化、金銭価値化して示すことが望ましい。また、規制の新設・改廃
から一定期間が経過した後に、社会経済情勢に照らしてなお最適か否かを判断する
よう、レビュー時期やその条件を記載することが望ましい。

したがって、総務省は、上記を踏まえ、各府省庁が充実したRIAを実施できるよ
う、ガイドラインの速やかな策定を行うべきである。【平成19年度実施】

〔別記 (1)〕

《一定期間が経過した規制の見直し基準》

④見直しの「期間」の設定

一定期間が経過した後当該規制の見直しを行う旨の条項（この基準において、「一定期間」経過後見直し条項」という。）を盛り込む際の「期間」の設定については、以下の基準にしたがい設定するものとする。

(1)「5年」を標準とし、それより短い期間となるよう努める。

(2)制度見直しのための検証に時間にかかる規制については、可能な限り「10年」を上限として設定する。

なお、一定期間経過後に見直しを行う際には、次の見直しを行うまでの「期間」を設定するものとし、以後もこの例によるものとする。

規制改革推進のための3か年計画（再改定）（抄）

平成21年3月31日閣議決定

I 共通的事項

11 規制の把握と公開

規制改革会議が規制を効果的にチェックしていくためには、規制を的確に把握することも必要となる。

したがって、例えば、規制の新設・改廃時に、所管府省からその情報（R1A等、個々の規制に対する所管府省の考え方も含めた情報を含む。）が規制改革会議に提供されるといった仕組みを作ることとする。

さらに、個々の規制の適正性を担保するためには、当該規制を規制改革会議のみならず公衆の監視の下に置くことが重要であることから、規制改革会議が把握している規制の情報については、インターネット等により広く公開する。その際は、分野横断的な比較が容易となるようできる限り一貫性を持たせるとともに、R1A等も含めた情報を公開するなど、規制改革を促すようなものにする必要がある。

なお、情報提供された規制案の中に、上述の「基準」に照らして改革の方向性や理念に反すると認められるものがあった場合、規制改革会議は、所管府省に対して必要に応じて意見を述べるものとする。

その際、規制の新設審査（※）を行うこととされている各府省の大臣官房等、内閣法制局、総務省行政管理局、財務省主計局も引き続き厳格に審査を行うとともに、規制改革会議の求めに応じ、情報提供など必要な協力を行うこととする。

※ 規制の新設審査

規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする。なお、この見直しの結果、その制度・運用を維持することとするものについては、その必要性、根拠等を明確にする。各府省は、規制の新設について、これを必要最小限にするとの基本的な方針の下に、大臣官房等総合調整機能を有する部局において審査を行うこととする。

また、内閣法制局、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設についてそれぞれの所掌事務に基づき厳格な審査を行う。

なお、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設抑制等の観点から、各府省が行う重要公算手続に際し、必要に応じ意見を述べるものとする。

審査担当参事官 各位

長官総務室

規制の新設を内容として含む法律案の取扱いについて

標記については、平成20年3月25日閣議決定「規制改革推進のための3か年計画（改定）」のI-11（別紙1）により、原則として一定期間経過後に当該規制の見直しを行う旨の条項を設けるべきこととされているところですので、法案審査に当たっては、例年と同様これらの点についても審査対象に含まれるよう、ご留意をお願いします。

なお、この点に関し、総務省においては、行政改革担当府省としての立場から、各原局に対し、上記見直し条項を設けない場合にはその理由を記載した書面を同省に提出して協議するよう求めており（別紙2参照）、また、従来から当局においても、上記見直し条項を設けない場合には当該協議が関った旨の書面を提出させる取扱い（別紙3）をしてきたところですが、今後同様の取扱いをいたしますので、念のためお知らせいたします。

別紙 1

I 共通的事項

11 規制の把握と公開

規制改革会議が規制を効果的にチェックしていくためには、規制を的確に把握することも必要となる。

したがって、例えば、規制の新設・改廃時に、所管府省からその情報（RIA等、個々の規制に対する所管府省の考え方も含めた情報を含む。）が規制改革会議に提供されるといった仕組みを作ることとする。

さらに、個々の規制の適正性を担保するためには、当該規制を規制改革会議のみならず公衆の監視の下に置くことが重要であることから、規制改革会議が把握している規制の情報については、インターネット等により広く公開する。その際は、分野横断的な比較が容易となるようできる限り一貫性を持たせるとともに、RIA等も含めた情報を公開するなど、規制改革を促すようなものにするのが重要である。

なお、情報提供された規制案の中に、上述の「基準」に照らして改革の方向性や理念に反すると認められるものがあつた場合、規制改革会議は、所管府省に対して必要に応じて意見を述べることとする。

その際、規制の新設審査（※）を行うこととされている各府省の大臣官房等、内閣法制局、総務省行政管理局、財務省主計局も引き続き厳格に審査を行うとともに、規制改革会議の求めに応じ、情報提供など必要な協力を行うこととする。

※ 規制の新設審査

規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする。なお、この見直しの結果、その制度・運用を維持することとするものについては、その必要性、根拠等を明確にする。各府省は、規制の新設について、これを必要最小限にするとの基本的な方針の下に、大臣官房等総合調整機能を有する部局において審査を行うこととする。

また、内閣法制局、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設についてそれぞれの所掌事務に基づき厳格な審査を行う。

なお、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設抑制等の観点から、各府省が行う意見公募手続に際し、必要に応じ意見を述べるものとする。

別紙2

○○○一部改正法において、規制見直し条項を盛り込まないこととした理由について

平成 年 月 日
 ○ ○ ○ 省

1

2

別紙3

(各審査部参事官 あて)

いわゆる見直し条項の取扱いについて

平成6年2月8日付け行政改革推進本部決定の趣旨に従い、規制の新設を含む法律案のうち同決定1・(4)・①の見直し条項を含まないものについては、その条項を盛り込まないことにつき総務庁との間で協議が調った旨の書面が添付されているとき又は内閣官房の調整を経たものであるときに限り、その決裁を行うこととするので、その旨留意されたい。

1994年3月11日・次長

総務省所見欄：

上記の件については了解する。

総務省行政管理局管理官

氏 名 (印)

○ 今後の行政改革の方針（抄）（平成16年12月24日閣議決定）

1 政府及び政府関係法人のスリム化等

(4) 行政代行人等の見直し

官民の役割分担、規制改革及び国の関与等の透明化・合理化の観点から、平成18年度末までに、以下の法人について、所要の見直しを行う。

ア 特別の法律により設立される法人

(ア) 特別の法律により設立される民間法人については、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）において、初回の見直しを平成17年度末までに行うこととされており、この見直しの際に、当該法律の改廃を含め、厳格な見直しを行う。特に、検査・検定関係法人については、民業圧迫の観点や検査・検定の適正性の観点から一層厳しく見直す。

(イ) その他の特別の法律により設立される法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。）については、民間企業の類似業務と競合し民業を圧迫していないかどうか等の観点からその業務について見直す。

イ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人

(ア) 法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施している法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、上記アの法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定。以下「改革実施計画」という。）において事務・事業の改革の対象となった法人を除く。）については、法令等で定められた特定の事務・事業の内容や指定、認定、登録等の形態を精査、分類し、改革実施計画にならって、国の関与等の透明化・合理化のための基準を策定し、厳格な見直しを行う。

(イ) 今後、国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させざるを得ない場合には、改革実施計画を踏まえ、原則として、法律にその根拠を明示すること、指定制ではなく登録制とすること等とし、規制の新設審査の一環として厳しく審査する際の基準を策定する。

○ 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（抄）

平成14年3月29日
閣議決定

行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）に基づき、国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人への補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）について以下の措置を講ずる。

I. 委託等に係る事務・事業の改革

1. 検査・検定等

(1) 基本的考え方

① 公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から見直し、廃止するものを除き、規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）に示された基準認証の見直しの考え方を踏まえ、国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とする。この場合、直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関（以下「登録機関」という。）による検査・検定等の実施（以下「登録機関による実施」という。）とする。

② 国民の生命、財産の保護、国際的義務の履行等の観点から、①により難しい事務・事業については、国又は独立行政法人において実施することを原則とする。

やむを得ない理由により、引き続き公益法人に国の代行機関として検査・検定等を行わせることとした場合にあっては、登録機関による実施に準じた措置を検討するものとする。

なお、これらの事務・事業については、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。

(2) 具体的措置内容

別表1のとおりとする。

2. 資格付与等

事務・事業については、当該制度・仕組みそのものの検証と併せ検討の上、11(1)、2(1)に準じた措置を講ずる。

- (2) 具体的措置内容
別表5のとおりとする。

Ⅲ. 補助金等の見直し

1. 第三者分配型補助金等

(1) 基本的考え方

平成12年度に国から公益法人に交付された補助金等のうち、交付先の公益法人において当該補助金等の5割以上を他の法人等の第三者に分配・交付するもの（以下「第三者分配型補助金等」という。）については、事務・事業の必要性等を検証した上で、当該補助金等の廃止、国からの直接交付又は独立行政法人からの交付、交付先公益法人が事務・事業を直接行うこと等による分配・交付比率の5割未満への改善等の措置を講ずることにより、第三者分配型補助金等の解消を図る。なお、第三者分配型補助金等となることにつき特段の理由のあると認められる補助金等については、その理由を公表する。

(2) 具体的措置内容

別表6のとおりとする。

2. 補助金依存型公益法人

(1) 基本的考え方

平成12年度に国から交付された補助金等が年間収入の3分の2以上を占める公益法人（以下「補助金依存型公益法人」という。）については、当該法人に交付される補助金等の必要性等を検証し、補助金等の廃止、補助金等交付対象事業の国又は独立行政法人による実施等の措置を講ずることにより、補助金依存型公益法人の解消を図る。なお、これらの措置によっても、なお3分の2未満とならない法人については、補助金依存状態の解消のための改善計画を策定するものとし、また、補助金依存型公益法人となることに特段の理由のある公益法人については、その理由を公表する。

(2) 具体的措置内容

別表7のとおりとする。

(1) 基本的考え方

公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討する。引き続き公益法人が国の委託等を受けて事務・事業を行うものについては、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。

(2) 具体的措置内容

別表2のとおりとする。

3. 登録その他の事務・事業

(1) 基本的考え方

公益法人が、国の委託を受けて行う登録、交付等の事務・事業については、事務・事業の性格を勘案の上、上記に準じた措置を講ずる。

(2) 具体的措置内容

別表3のとおりとする。

Ⅱ. 推薦等に係る事務・事業の改革

1. 技能審査等

(1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等の観点から、一律に廃止する。また、今後同様の推薦等はこれを行わないこととする。

(2) 具体的措置内容

別表4のとおりとする。

2. 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

(1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う講習が国家資格付与の要件として認定されている等国の制度・仕組みの一部として組み込まれている推薦等に係る

3. 役員報酬に対する助成

(略)

IV. 公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

上記措置を講ずることとした結果、公益法人に対する行政の関与は相当程度改善されることとなるが、なお、国の委託等、推薦等を受けて事務・事業を行う公益法人、国からの補助金等の交付を受ける公益法人等、国と関係のある公益法人が引き続き存在することとなる。このため、これらについては、別添の「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」(以下「透明化・合理化ルール」という。)を適用し、行政及び公益法人の双方における、より一層の透明性、効率性、厳格性の確保を図るものとする。

V. 改革の実施に向けて

(略)

(別添)

公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

行政委託型公益法人等に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

I. 定義

本措置における用語の意味は、特段の定めのない限り、次のとおりとする。

- (1) 行政委託型公益法人等
国から検査・認定・資格付与等（以下「検査等」という。）の委託等、推薦等（以下「委託・推薦等」という。）を受けている公益法人及び国から補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）を交付されている公益法人をいう。
- (2) 委託等
事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせることをいう。
- (3) 推薦等
法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国が関与を行うことをいう。

II. 検査等の委託・推薦等に関する事項

1. 府省が講ずべき措置

検査等の事務・事業について、当該事務・事業を所管する府省は以下の措置を講ずる。

(1) 事務・事業の法的位置付けの明確化

① 委託等に係る事務・事業の基本的内容を法律で定める。

② 推薦等に係る事務・事業は、法律又はこれに基づく政令（当面の間、法律に基づく省令を含む。）（以下「法令」という。）に基づくものとし、これらの内容を法令において明確に規定する。

③ 検査等の基準を客観的に明確なものとする。

(2) 指定・登録基準等の明確化、公開等

① 委託等については、法人の指定基準の基本的な事項を法律で定め、詳細な事項は府省による裁量の余地を極力小さくすべく一層の明確化を図った上で、法令又は告示で定める。

- ② 推薦等については、法人の登録基準を府省による裁量の余地がないよう明確化した上で、法令又は告示で定める。
- ③ 指定・登録基準（制度所管府省が定めたすべてのものを含む。）、指定・登録された法人に係る事項（法人等の名称、指定・登録時期、法人の連絡先、指定・登録の理由等）をインターネットで公開する。
- ④ 指定・登録基準に対する問合せ（問題点の指摘を含む。）や指定・登録基準を満たしているか否かについての照会については迅速に対応するとともに、共通的事項と認められるもの等については、その概要をインターネットで公開する。

以下（略）

○ 「指定法人」について

◎ 「指定法人」（行政評価局の定章を基に作成）

行政事務の執行に際し、主務大臣等が個別の法令等（告示、通達等を含む。）に基づき、法人や事業を指定（法令等では、指定、認定、登録等の用例がある。）し、

- ① 特定の法人に事務の委託を行ったり、
- ② 法人が行う特定の事業を行政上必須の要件として位置づけたり、
- ③ 特定の公共的事務を行うことに法律上の権威を与えたり、
する場合がある。

①及び②の事業を総称して「行政委託型事業」、これを行う法人を「行政委託型法人」という。

①～③を総称して「指定事業」、これを行う法人を「指定法人」という。

指定事業は、本来、行政が直接実施すべき事業を特定の法人に委託するもの又は行政施策の展開の一環として法律上位置づけられている事務等であって、公共性は強い。

現状においては、指定法人は、民法第34条に基づき設立した公益法人の場合がほとんどとなっている。

◎ 「指定・・・機関」（学陽書房「法令用語辞典」吉岡等編）

行政事務のうち、試験実施事務、証明事務、検定事務のような単純かつ定型的な事務については、行政庁が一定の者を指定して、その者にこれらの事務を行わせることがあり、その指定を受けた者を、法令上の略称として、その行う事務の種類に応じ、指定試験機関（略）、指定証明機関（略）、指定検査機関（略）などという。

指定の対象となる者の要件として、民法上の公益法人であることその他の一定の要件が定められるとともに、事務の執行の方法、行政庁の監督、手数料等に関する規定が置かれ、また、指定を受けた法人の職員は刑法その他の罰則の適用については法令により公務に従事する職員とみなされるのが、通例である。

現行の指定制

＜指定に係る規定振り＞
○大臣は、申請が次に掲げる要件を満たしていると認めるときでなければ、指定をしてはならない。
－行政の裁量の余地ある指定－

＜指定基準＞
－法律から命令委任－

○能力要件
職員及び設備が、○省令で定める△検査の業務を適正かつ確実に実施するために必要と認められる基準に適合していること。

○公正性要件
法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて○省令で定める構成員の構成が△検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
前号に定めるもののほか、△検査が公正になるおそれがないものとして○省令で定める基準に適合するものであること。

○経理的基礎要件
△△検査の業務を適正かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

登録の歩み



法律で明
確に規定

法律で明
確に規定

情報提供で
把握



改正後の登録制

＜登録に係る規定振り＞
○大臣は、申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
－行政の裁量の余地ない登録－

＜登録基準＞
－法律で規定－

○能力要件

(設備)
別表□で定める機械器具その他の設備を用いて△検査を行うものであること。
(人員)
次に掲げる条件に適合する知識経験を有する者が△検査を実施し、その人数が△人以上であること。
△学校教育法による大学において△△に關する学科、又は課程を修めて卒業した者
□

○公正性要件

登録申請者が事業者として支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
△登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、事業者がその親会社であること。
□ 登録申請者の役員に占めていること。
△登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する社員)が事業者の役員又は職員であること。

○財務諸表等の備付け・閲覧

登録機関に財務諸表等の作成・備付けを義務付け、受検事業者等は、その閲覧・照会を請求が可能。

「登録機関による実施」に係る条文構成

- 第A条 基準
- 第B条 基準適合義務
- 第C条 ◇◇検査
- 第D条 登録
- 第E条 欠格事項
- 第F条 登録基準

一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地なく登録されることを外形的に明らかにするため、「登録をしなければならない」との規定振りとする。
登録基準として公益法人要件を定めることは不可
登録基準については、申請者の能力、公正性の要件を原則として法律で定める。
現行の指定制度には、「その指定をすることによって申請に係る○○の通称かつ円滑な実施を阻害することにならないこと」との需給調整を旨とする規定が置かれていたものがあるが、「登録機関による実施」においては、登録機関に政府の代行性がなく、かつ、複数の登録機関の競争の存在が予定されることから、このような規定は不可

- 第G条 登録の更新
- 第H条 検査の職務
- 第I条 事業所の変更の届出
- 第J条 業務規程
- 第K条 業務の休止
- 第L条 財務諸表等の備付け及び閲覧等
- 第M条 適合命令
- 第N条 改善命令
- 第O条 登録の取消し等
- 第P条 帳簿の記載
- 第Q条 ○○大臣による検査業務の実施
- 第R条 危害防止命令
- 第S条 報告の徴収
- 第T条 立入検査
- 第U条 公示
- 第V～X条 罰則

附則 第A条～第H条

資料 8

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革における登録制の導入について」

(平成 16 年 12 月季刊行政管理研究第 108 号)

1 はじめに

平成 14 年 3 月 29 日、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(以下「改革実施計画」という。)が閣議決定された。この中で、官民の役割分担の適正化及び規制改革の観点から、公益法人に対する国からの委託、推薦等に係る事務事業について、従来のいわゆる指定法人制度を改め、「登録機関による実施」、「登録機関による実施に準じた措置」、「自己確認・自主保安」等へ移行する措置が決定された。平成 15 年の第 156 回国会において、改革実施計画を実施するため、35 の法律について所要の改正が行われたところである(1)。このような見直しの背景には、

- ・ 国から公益法人に業務を委託する際の選定基準が明確に定められていない。
- ・ 公益法人が国からの委託業務を独占していることにより、自由な経済活動が阻害されている面がある。
- ・ 国から業務の委託を受けた公益法人が公務員の再就職先として必要以上に利用されている面がある。

等の批判があり、国と公益法人との関係の在り方を厳しく問う声の高まりがあった。いわゆる指定法人とは、一般的には、特別の法律に基づき特定の業務を行うものとして行政により指定された民法上の法人と解されているが(2)、改革実施計画に基づく「登録機関による実施」又は「登録機関による実施に準じた措置」(以下両者を合わせて「登録制」という。)への制度改正により、公益法人のみならず民間の法主体を活用する行政の仕組みに新たなタイプが生ずることとなった。改革実施計画において見直しの対象とされた事務事業は、検査検定や資格付与、技能審査などいくつかの種類に分かれるが、本稿においては、検査検定の事務事業を例に採り、登録制の仕組みの概要や法的性質等について述べることにしたい。なお、文中の具体の立法例の選択や意見にわたる部分は筆者個人の見解に基づくものである。

2 「登録機関による実施」

(1) 定義等

改革実施計画において、「登録機関による実施」とは次のように定義されている。

法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の職掌の余地のない形で国より登録された公正・中立な第三者機関(以下「登録機関」という。)による検査・検定等の実施(以下「登録機関による実施」という。)

「法令等」とは、法令(法律、政令、府省令)及び告示を指すものであり、「行政の職掌の余地のない形で国により登録」とは、法令に定められた一定の要件に適合する者(法人格の有無を問わない。)については、事務事業の実施主体として国はすべからず登録しなければならないことを意味する。また、上記定義の文言からは明らかでは

ないが、「登録機関による実施」における登録機関は、民間事業者として検査検定の事務事業を行い、政府代行性は有しないものとして整理されたところである。

このような「登録機関による実施」をこれまでの政府部内における基準・認証制度の在り方をめぐる議論に位置付けてみると次のようになる。すなわち、我が国における製品の安全性等を確認するための認証のスキームは、

タイプⅠ 政府が実施主体となる認証

タイプⅡ 政府が指定機関(公益法人に限定)に権限委任し行う認証。政府の指導監督の下、政府の認証業務の一部又は全部を指定機関(公益法人に限定)に代行させるもの。

タイプⅢ 政府が指定機関(公益法人に限定しない)に権限委任し行う認証。タイプⅡにおいて一般的に定められている指定機関についての公益法人要件を撤廃し、株式会社を含む民間検査機関の参入を認めるもの。

(タイプⅠ～Ⅲはいわゆる政府認証)

タイプⅣ 第三者機関による認証。政府は認証を行わず、製造事業者等に第三者機関による認証を受けることを義務付けるもの。

タイプⅤ 事業者自らによる認証

(タイプⅣ及びⅤはいわゆる民間認証)

の5種類に分類され(3)、従来の指定法人制度(政府代行型かつ公益法人限定のもの。以下同じ。)はタイプⅡに該当するが、「登録機関による実施」はタイプⅣに該当するものである。

(2) 指定法人制度との主な相違点

「登録機関による実施」は、主に以下の点において指定法人制度と異なるものである。

ア 指定又は登録に際しての裁量性の程度

指定法人制度について定める法律をみると、指定の要件の規定振りは、「〇〇の業務の実施に関する計画が、〇〇の業務の適正かつ確実な実施に適合したものである」、「〇〇の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる財政的基礎を有するものである」、「〇〇の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものである」など抽象的なものとなっており、要件該当の判断において大きな裁量性を許容するものとなっている。

しかしながら、1)において述べたように、公益法人の指定の要件が必ずしも明確でないことによつて、国と公益法人との関係が不透明なものとなつていくとの指摘があることにかんがみ、行政の透明性、公正性をより高めるべく、「登録機関による実施」においては、登録の要件を法令において可能な限り具体的にかつ明確に定め、登録の申請者が当該要件に適合しているときは、国はすべからず登録をしなければならぬ旨を規定することとした。これにより、登録に際しての行政の裁量の幅が縮小されることは条文上明らかとなる。一例として、労働安全衛生法に基づく製造

時等検査を行う登録製造時等検査機関の登録に係る規定を例にとると、次のようになっている。

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
第四十六條 第三十八條第一項の規定による登録（略）は、厚生労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行おうとする者の申請により行う。
- 2 （略）
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。
- 一四 （略）下記「(4) 登録の要件」参照）
- 4 （略）

イ 政府代行性の有無

指定法人は、法律が、その業務を一旦行政事務とした上で、これを指定法人をして行わせるという趣旨にうかがわれる「行政事務代行型」の指定法人と、当該業務をいったん行政事務とすることなく、民間の活動を法制度上に位置付け、これを活用する「民間活動活用型」の指定法人に分類することができるが(4)、国から指定を受けて検査等の業務を行う指定法人は前者のタイプである。このため、検査等の業務を行う指定法人については、その業務の行政事務との同等性を確保するため、法令上、業務規程についての認可制や業務の休廃止についての許可制が保られてきたほか、その役職員について、罰則の適用については公務に従事する職員とみなす旨の規定が置かれるのが通例であった。また、その行う業務は行政事務と同等とみなされることがから、指定法人が行う検査等の処分について不服がある事業者は、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことが可能であった。

これに対し、「登録機関による実施」における登録機関は、政府代行性を持たず、その行う業務は民間の第三者機関としての業務である。このため、新たな法制においては、登録機関に対する必要最小限の関与として、業務規程や業務の休廃止については届出制を採用するとともに、役職員に対する罰則の適用については、いわゆるなし公務員規定は定めず、必要に応じて個別に規定することとしている。また、登録機関には政府代行性はなく、その業務は行政事務ではないことから、登録機関が行う検査等の行為については、行政不服審査法の適用はないことになる。

このような政府代行性を持たない第三者機関による検査制度のスキームには、既に立法例がある。平成11年に成立した「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律」において、いわゆる製品安全4法（消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、電気用品安全法、ガス事業法）の製品安全規制について、従来の政府による検査制度を廃止し、事業者の自己責任を基本とした検査制度を導入する改正が行われた。消費生活用製品安全法の改正を例にとると、同法に基づく第一種特定製品については、従来、主務大臣又は主務大臣の指定する機関（指定検査機関）による検査又は登録・型式承認という政府認証を受けなければならないこととされていたが、この政府認証の制度が

廃止され、新たに指定する特別特定製品の販売に当たっては、その安全性について事業者が民間の検査機関（認定検査機関又は承認検査機関）による適合性検査を受けなければならないこととされた（第12条）。これに伴い、従来の指定検査機関について定められていた業務規程の認可、業務の休廃止の許可、役職員に対する罰則の適用についての公務員なしの規定も改められ、認定検査機関及び承認検査機関については、業務規程及び業務の休廃止については届出制が保られ（22条、23条、29条2項）、役職員に対する罰則の適用についてはのみなし公務員規定は置かれていない。「登録機関による実施」における登録機関に係る監督措置については、製品安全4法における民間の第三者機関に対するこのような監督措置と基本的に同様となっている。

ウ 公益法人限定要件の有無

従来の指定法人制度においては、一般的には、指定の要件として、申請者が民法第34条の規定により設立された公益法人であることが求められ、これ以外の者は指定を受けることができない仕組みが保られてきた。これに関し、指定の対象を公益法人に限定することは、公益法人の業務独占であり、民業を圧迫するものであるとの指摘があった。

「登録機関による実施」においては、一定の要件に該当する者であれば、法人の種類別や法人格の有無を問わずすべてから国により登録されるという制度趣旨から、登録の要件として民法第34条の公益法人に限定することを定めることは許されず、公益法人限定要件は定めないとしている。

(3) 登録機関の実施主体としての位置付け

「登録機関による実施」においては、事務事業の原則的な実施主体は、政府代行性を持たず民間の事業者として業務を行う登録機関である。したがって、法律中、「〇〇大臣又は〇〇大臣の登録を受けた者（＝登録機関）の検査を受けなければならない」というように、政府と並列の主体として登録機関を位置付けることは認められない。

(4) 登録の要件

「登録機関による実施」における登録機関は、政府代行性を持たず一民間事業者として業務を実施するものであることから、登録に際して充足することを求められる要件は、制度の安定性・信頼性を損なわない限りにおいて必要性最小限のものにとどめることが適当である。他方、登録機関が実施する検査等の業務は、事業者の経済活動や国民生活に影響を与えるものであることにかんがみみると、登録機関が業務を適確に実施するための一定の能力を備えていること及び中立・公正に業務を実施することが必要不可欠である。こうした考え方により、登録の要件としては、当該法律違反の罪による刑の執行を終えてから一定期間を経ない者に該当しないこと等の資格事由とともに、①「能力基準」（業務を実施するために必要な一定の設備、人員等を有すること）及び②「中立・公正基準」（受検事業者等の支配を受ける関係にあると認められる外形的基準に該当するものではないこと）を法律に明確に定めることを原則とした。先に

述べたとおり、公益法人に限らず、登録の要件に適合する者であれば、すべからく国による登録を受けることとなる。先にみた労働安全衛生法に基づく登録製造時等検査機関の登録の要件は、次のように規定されている。

○労働安全衛生法

第四十六條 第三十八條第一項の規定による登録（以下この条、次条、第五十三條及び第五十三條の二第一項において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行うとする者の申請により行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 第五十三條の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

い

三 法人で、その業務を行う役員のうちの前二名のいずれかに該当する者があるもの

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

- 一 別添第五に掲げる機械器具その他の設備を用いて製造時等検査を行うものであること。
- 二 製造時等検査を実施する者（別添第六第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「検査員」という。）が同添第二号に掲げる数以上であること。
- 三 検査員であつて別添第七に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検査員を指図するとともに製造時等検査の業務を管理するものであること。
- 四 登録申請者が、特別特定機械等を製造し、又は輸入する者（以下この号において「製造者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
- イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、製造者等がその親会社（前法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。）であること。
- ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
- ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

4 (略)

登録の要件として、必要な設備や人員についての基準を種々具体的に列記する形は採らず、国際標準化機構等の国際機関が定めた国際規格に適合していることを規定した以下のような例もある。

○薬事法（昭和35年法律第145号）

第二十三條の七 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により登録を申請した者（以下この条において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第二十三條の二第一項の登録をしなければならない。

一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準に適合すること。

二 (略)

2・3 (略)

また、従来の指定法人制度においては、指定の要件の一つとして、業務を適確かつ円滑に実施するための財政的基礎がある旨を定めることが一般的であったが、「登録機関による実施」においては、自己責任原則の下、受検事業者が自らの判断によって、登録機関との間の民間の契約を適切に行うことができるよう、原則として、財政的基礎の要件に代えて、登録機関に対し財務諸表等の備付けを義務付けるとともに、受検事業者等の利害関係人は財務諸表等の閲覧等の請求をすることができる。こととしている。

○電通法（昭和25年法律第131号）

第三十八條の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び前百十六條第十六号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 特定無関係設備を取り扱うことを業とする者その他の利害関係人は、登録証明機関の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録証明機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて総務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(5) 監督措置

登録機関に対する国の監督の在り方については、政府代行政性を持たない民間の法主体である登録機関に国が過度に介入することは適切ではなく、また、事前規制は必要最小限とし、事後のチェックに重点を置く体系とすることが適当であるとの考え方に立っている。

既に述べたように、従来、指定法人の業務規程や事業計画等について、主務大臣の認可を要するとされていたことを改め、登録機関の業務規程等については届出制を原則としている。また、業務の休廃止については、主務大臣の許可を要するとされる場合もあったが、登録機関については届出制を原則としている。

他方、登録機関は、事後的に登録の要件に適合しなくなることがあり得、また、検査等の業務の実施に際して、技術的な基準を充たさない場合や不正に業務が行われる場合が生じ得ることも否定することができない。このため、制度の円滑な実施を確保するため、主として以下のような事後の監督措置を定めることとしている（労働安全衛生法第47条、52～53条、96条第3項、電業法第38条の13～38条の17など）。

- ① 主務大臣は、登録機関が登録の要件に適合しなくなつたときには、その登録機関に対し、要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる（適合命令）。
- ② 登録機関の検査業務を法律上定めた上で、主務大臣は、登録機関が検査等を実施する義務又は技術基準に適合した方法で公正に検査等を実施する義務に違反した場合、検査等を行うべきこと又は業務の改善に関する必要な措置をとるべきことを命ずることができる（改善命令）。
- ③ 適合命令、改善命令の発動等制度の円滑な運用のため、法律の施行に必要な限度において、主務大臣は、報告徴収や立入検査を行うことができることとする。
- ④ 適合命令や改善命令違反、業務規程の届出等の義務違反に対して、主務大臣は、登録の取消又は業務停止命令を発することができることとする。

なお、登録機関が政府代行性を持たない民間の法主体であることを踏まえ、従来の指定法人についてみられた役員の選解任に当たつての主務大臣の認可や役員の解任命令の規定は原則として置かないこととしている。

(6) 主務大臣による検査等の実施

指定法人制度においては、指定法人は政府の代行機関として検査等の業務を実施し、指定法人が存在しない場合や業務を行うことができない場合は、本来の実施主体である政府が当然に当該業務を行うこととなる。

他方、「登録機関による実施」においては、政府代行性を持たない民間主体としての登録機関が業務を実施する。しかし、天災等の緊急の事態によつて登録機関が業務を行うことが困難となり、他の登録機関も存在しないような場合には、登録機関による検査等の受検を義務付けられた事業者は、製品の販売等を行うことができず事業活動に支障を来すこととなるため、緊急かつ例外的な措置として、政府が自ら検査等の業務を行うことができることとしている（労働安全衛生法第53条の2、電業法第38条の18など）。

(7) 受検事業者の救済の仕組み

指定法人制度においては、政府代行機関として指定法人が実施する検査等は行政処分と構成され、よつて検査等の結果に異議のある受検事業者は、行政不服審査法に基づき、主務大臣に対して審査請求を行うことができる旨定められる場合が多い。

他方、「登録機関による実施」における登録機関の検査等は、行政処分とは位置付けられないことから、受検事業者は、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことはできない。登録機関による検査等はあくまで民間の行為であることから、受検事業者が検査等の結果に不満がある場合は、基本的には民事上の損害賠償請求により処理

されることとなる。なお、検査等の結果をめぐる争いを迅速に解決するため、個別の法律ごととの判断により、受検事業者が検査等の結果に不満がある場合は、主務大臣に対し、登録機関が改めて検査等を行うこと等を命ずべきことを申請することができる（電気通信事業法第98条、消費生活用製品安全法第92条、薬事法第23条の14など）。

3 「登録機関による実施に準じた措置」

(1) 改革実施計画上の位置付け等

改革実施計画において、国民の生命、財産の保護、国際的義務の履行等の観点から、事業者の自己確認・自主保安又は「登録機関による実施」によりがたい専務事業については、国又は独立行政法人において実施することを原則としつつ、やむを得ない理由により、引き続き公益法人に国の代行機関として検査検定を行わせることとした場合にあっては、「登録機関による実施に準じた措置」を検討するものとされた。

この「登録機関による実施に準じた措置」における登録機関は、改革実施計画の記述にあるように「国の代行機関として」検査等を行うものであるが、法令に定める一定の要件に適合する者であれば、法人格の有無や種類を問わず、国によりすべからず登録される点において「登録機関による実施」と共通する。「登録機関による実施に準じた措置」は2(1)の5種類のタイプのうちタイプⅢに該当するものである。「登録機関による実施」と「登録機関による実施に準じた措置」の違いは、それぞれにおける登録機関の政府代行性の有無である。

(2) 登録機関に係る具体の規定

「登録機関による実施に準じた措置」における登録機関に係る規定について、「登録機関による実施」との相違に着目して述べておくと次のようになる。

ア 登録機関の実施主体としての位置付け

「登録機関による実施」においては、専務事業の実施主体としては、原則的に民間主体たる登録機関が位置付けられるが、「登録機関による実施に準じた措置」においては、本来の専務事業の実施主体である政府とともに、登録機関がその代行機関として位置付けられる（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第9条の2第4項など）(4)。

(4) 政府代行機関としての登録機関と他の第三者機関のみが実施主体として規定される場合もあるが（例えば、消防法第17条の2第1項）、当該機関が業務を行うことが困難な場合は、当然に政府が業務を行うこととされている（同法第17条の2の4第1項）。

イ 業務規程、業務の休廃止

登録機関は政府代行性を有することから、原則として、登録機関の業務規程については認可制を探るとともに、業務規程が業務の適確な実施上不適当となつた場合の主務大臣による変更命令を定めている（消防法第21条の51、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第9条の11など）。また、登録機関の業務の休廃止については、主務大臣の許可を受けなければならないこととしている（消防法第21条の56、海洋汚染及び海上災害の防止

に関する法律第9条の15など)。

ウ 役職員の位置付け

登録機関が政府代行性を有することから、検査等の業務に従事する登録機関の役員は、罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす旨の規定を置くこととしている。(消防法第21条の50第2項、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第9条の13など)

エ 行政不服審査法の適用

登録機関が行った検査等の結果について受検事業者に不服がある場合は、行政処分として主務大臣に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができ旨定めることとしている。(消防法第21条の16、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第9条の22など)

4 今後の課題

改革実施計画に基づく登録制への移行は、国民の役割分担の適正化、自己責任原則の徹底、行政の透明性の向上等の理念を具現化したものといえるが、実際の運用において円滑に機能していくためには十分なフォローが必要である。今後の運用において留意しておくべき点であると考える点をいくつか述べておきたい。

(1) 登録の要件について

今回の登録制においては、登録の要件として、指定法人について一般的に定められてきたいわゆる財政的基礎を有するとの要件は原則として定めず、登録機関に財務情報の公開を義務付けることとした。受検事業者は自らの判断により、財務状況に問題のない登録機関を適宜に選択する必要があるが、このように事業者の自己責任原則を徹底した仕組みが問題なく機能するかについては注意深くみていく必要がある。

今回、参入段階での中立性・公正性の要件を限定、明確化し、原則として、登録申請者と受検事業者との支配関係に着目した要件のみを規定することとしたが、更に改良する余地がないかについては、今後新規参入の事例が積み重ねられていく中で考えていくべき課題であると考える。

また、登録の要件を規定する法令のレベルについて、改革実施計画においては「法令等に明示された一定の要件」とされていたように、法律、政省令及び告示において要件の明確化を図りつつ、関連する諸制度との法体系上のバランスにも配慮しつつ適切に定めることが予定されていた。しかしながら、改正法案の立案過程における与党からの強い指摘により、いわゆる能力基準としての設備や人員等の専門的・技術的要件を含め、登録の要件はすべて法律に規定することとなった。これは、登録の要件をすべて法律に規定することにより、恣意的な行政立法を排除するという考えに基づくものであったと思われるが、行政の透明性等を確保しつつ、登録の要件を法体系の中にどのような位置付けていくかについては今後の課題として残っているように思われる。

(2) 登録制の導入分野について

改革実施計画において登録制への移行の是非が検討されたのは、検査協定の他、国家資格に係る試験事務及び登録事務、講習事務などであった。また、改革実施計画の対象とされなかった事務事業として、助成金の交付や調査研究、広域警察等の事務事業があり、これらの一部については、個別の法改正に際して登録制への移行の是非が検討されているが、一般的に、登録制はどのような事務事業に適しているだろうか。まずいえるのは、登録制は、一定の要件に適合する者であればいかなる法主体であれ参入することが可能な仕組みであることから、本来的に、複数の実施主体により行われることが望ましい事務事業になり得るものであるということである。この点、検査協定の事務事業は、基本的に、地域的に偏在することなく複数の検査機関が存在し、それぞれがサービスの質を競うという状況が実現されることが望ましいということができ、登録制の導入が適当と考えられる事務事業の典型例といえる。このことは国家資格に係る講習のような事務事業についても同様と考えられる。

他方、その制度趣旨からして、第三者機関としての実施主体を一に關する必要がある事務事業(例えば、電気事業法第93条の「送配電等業務支援機関」の事務はこの趣旨に導かれるように思われる。)や事務量等からして必ずしも複数の実施主体を要しない事務事業(例えば助成金の交付事務など)については、登録制の仕組みをそのまま採ることには無理があり、どのような実施スキームとするかについては、個別に事業に応じて適切に検討されるべきである。

無論、事務事業の見直しにおいては、登録制の是非以前の問題として、その事務事業を行政事務とするか民間事務とするか、前者の場合にはいかなる法主体により実施するか等についての検討が行われることになり、登録制は民間の法主体を活用する実施スキームの一つとしてその採否の検討がなされることになる。事務事業の性質や実施主体をどのようにするかは、一義的に決まるものではなく、公権力の行使性や求められる中立性・公平性、権利救済の在り方等を踏まえつつ個別具体的に考えるべき問題と思われるが、これについて論じることは本稿の範囲及び筆者の能力を大きく超えるものである。

(おわりに)

登録制は、国と公益法人との関係に対する批判に応え、国と公益法人ひいては民間の法主体との関係を適正化するという点で一定の意義を有するものであるが、上述のように万能の制度ではない。我が国で初めて採用され、施行から間もない本制度については、まずは運用の実績を積み重ねていく必要があり、その中で不断の見直しが行われていくことを期待したい。

(1) 次の10法律による改正である。①電気法の一部を改正する法律(平15法68)、②電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平15法125)、③消防機関法及び消防法の一部を改

- 正する法律（平 15 法 84）、④公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平 15 法 102）、⑤食品衛生法等の一部を改正する法律（平 15 法 55）、⑥健康増進法の一部を改正する法律（平 15 法 74）、⑦公益法 56）、⑦飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する等の法律（平 15 法 74）、⑧公益 法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（平 15 法 76）、⑨公益法人に係る改 革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平 15 法 98）、⑩陸域のおそれのある野生動物等 の種の保存に関する法律（平 15 法 99）
- (2) 塩野忠「行政法Ⅱ（第二版）」38 頁
- (3) 産業競争力推進委員会基礎認識報告書「今後の基盤・制度制度の在り方について」（平成 11 年 1 月）
- (4) 塩野忠「指定法人に関する一考察」（「法と社会主義の諸相」464 頁以下）

資料 9

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る
規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準

平成 18 年 8 月 15 日
開 議 決 定

法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、特別の法律により設立される民間法人、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）の対象法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）において事務・事業の改革の対象となつた法人を除く。以下「指定等法人」という。）に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

1 規制の新設審査の際の基準

規制の新設については、これを必要最小限にするとの基本的な方針（「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）」平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）が策定されている。これを踏まえ、国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制するものとし、やむを得ず、新設せざるを得ない場合については、当該事務・事業の基本的内容を、原則として、法律で定め、事務・事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとするとともに、登録制とする。

登録機関による実施により難い事務・事業については、登録機関による実施に準じた措置を検討することとする。

なお、それにもより難い次のような場合は、上記原則の例外として取り扱うこともやむを得ないものとする。

ア 条約により、一定の要件を備えた法人を指定することが義務付けられている事務・事業

イ 確実かつ効果的な事務・事業の実施を確保する観点から、長期にわたり安定的な資金管理を必要とする事務・事業

ウ 全国均一の水準による資格の付与を確保する等の観点から、一元的な経験や能力開発の実施を必要とする事務・事業

エ 取り扱う情報の重複や漏えい・拡散の防止等の観点から、統一的な情報の管理や提供等を必要とする事務・事業

オ 確実に行わなければならない国民生活の安全が確保されるおそれが高く、その確実な実施を確保する観点から、専用の施設で実施される必要性があるなど、特に専門的な知見を要求される事務・事業

カ 国等の出資等を受け、特定の施設の設置及び管理を目的として設立された株式会社等が行う事務・事業

- オ 事務・事業の定期的検証
指定、登録等に係る事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行い、その結果をインターネットで公開する。
- また、当該事務・事業（地方公共団体の事務を除く。）について、少なくとも3～5年ごとに政策評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条に規定する政策評価をいう。以下同じ。）を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行うとともに、その結果をインターネットで公開する。初回の政策評価は平成23年度末までに実施する。
- 行政改革推進本部事務局は、本基準に従った事務・事業の見直し状況について、当分の間必要に応じて取りまとめを行うこととする。
- (2) 指定等法人が講ずべき措置
指定、登録等に係る事務・事業を所管する府省は、指定、登録等を行った法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。
- ア 中立公正な運営の確保
- ① 公益法人については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に加えて、指定、登録等を行う府省の出身者と指定、登録等に係る事務・事業にかかわる業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。
- ただし、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」8（1）ただし書に該当する業界団体等についてはこの限りでないものとし、この場合には、役員（監事を含む。）に、当該業界の関係者又は指定、登録等を行う府省の出身者以外の者を登用していること。
- ② 指定、登録等に係る事務・事業が公正に行われることを担保するために、指定等法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。
- ③ 指定、登録等に係る事務・事業にかかわる法人の役員について、公務員に準じた規律に服することとするなど、その事務・事業を適正に行うために必要な職務規程が定められていること。
- イ 会計処理の明確化及び透明化
適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。
- 特に、事務・事業の料金を府省が決定又は認可している場合は、当該事務・事業ごとに事業内容、料金等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類を作成し、インターネットで公開するなど、国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段によりこれを公開すること。
- ウ 事務・事業の実施の透明化
- ① 国からの指定、登録等に係る事務・事業と、法人が独自で行っている類似の事務・事業とが第三者に明確に区別できるようにすること。
- 2 国の関与の透明化・合理化のための基準
(1) 府省が講ずべき措置
指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業について、当該事務・事業を所管する府省は以下の措置を講ずる。
- ア 事務・事業の法的的位置付けの明確化
- ① 指定、登録等に係る事務・事業の基本的内容を法令で定める。
- ② 事務・事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとする。
- イ 指定、登録等に係る事務・事業を行う法人による適正な事務・事業の実施の担保措置
- ① 法人の指定、登録等の基準の基本的な事項を法令で定め、詳細な事項は府省による裁量の余地を極力小さくすべく一層の明確化を図った上で、法令又は告示で定めるとともに、指定、登録等（更新を含む。）の際、当該法人の業務の実施方法、実施体制等について厳格な審査を実施する。
- ② 指定、登録等に係る事務・事業を行う法人による適正な事務・事業の実施を担保するため、主務大臣による報告徴求及び立入検査、登録基準への適合命令、法令等に違反した場合の登録の取消し等を法令で定め、法人に対する指導監督を厳格に実施する。
- ウ 指定、登録等の基準等の公開
- ① 指定、登録等の基準（制度所管府省が定めたすべてのものを含む。）、指定、登録等を受けた法人に係る事項（法人等の名称、指定等の時期、法人の連綿先、指定の理由等）をインターネットで公開する。
- ② 指定、登録等の基準に対する問い合わせ（問題点の指摘を含む。）や指定、登録等の基準を満たしているか否かについての照会については迅速に対応するとともに、共通の事項と認められるもの等については、その概要をインターネットで公開する。
- エ 料金の決定及び積算根拠の公開
指定、登録等に係る事務・事業の料金等（料金等の設定について競争原理が働くことを前提に法人自身が自由に料金等を設定するとの考え方から、法令等により、料金等の設定に当たって国が関与することとはされないものを除く。ただし、設定後の国の関与を定めているものは含む。）は、指定、登録等を行う府省が決定、認可又は確認し、原則としてその積算根拠をインターネットで公開する。

- ② 委託等（事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせることをいう。）に係る事務・事業の一部を外注する場合、特定の事業者に限定されるような仕組みを設けないこと。

(3) 実施時期

本基準に基づく初回の見直しは、1の規定の趣旨も踏まえながら、平成18年度及び19年度において実施することとする。

第3部 公的規制の現状

規制緩和と白書は、1995年3月の規制緩和推進計画において「公的規制の現状、規制緩和の実施状況、計画の概要、規制緩和の国民生活等への影響、効果等、規制に関する情報を国民に分かりやすい形で提供するため、「規制緩和と白書」(仮称)を毎年度、速やかに作成し、公表する。」とされたのを受けて、95年度から毎年度作成されているものである。このように、公的規制の現状を国民に対し明らかにすることは、本白書の重要な使命である。

第3部では、まず「公的規制」の定義・体系等について説明し、次いで、我が国の産業に対する規制の現状や、85年から継続して行っている許認可等の実態の統一の把握の最新の結果を紹介する。

第1章 公的規制の目的等

この章では、「公的規制」の定義やその体系、公的規制が課される目的等について説明するとともに、公的規制の見直しに係る基本的考え方を紹介する。

第1節 公的規制とは

「公的規制」についての法令上の定義はないが、1988年12月1日の第2次行革事の「公的規制の緩和等に関する答申」は、「公的規制は、一般に、国や地方公共団体が企業・国民の活動に対して特定の政策目的の実現のために関与・介入するものを指す。それは、許認可等の手段による規制を典型とし、その他にも許認可等に付随して、あるいはそれとは別個に行われる規制的な行政指導や価格支持等の制度的な関与などがある。」と比較的広範囲にとらえている。これを、体系的に整理すると、第3-1-1図のようになる。

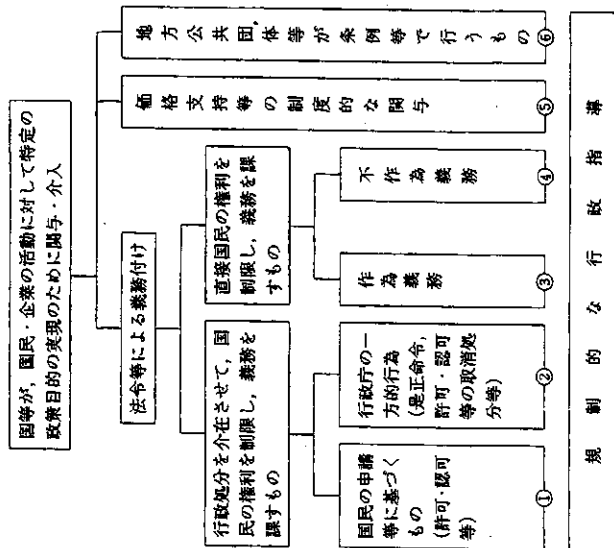
1 公的規制の目的

公的規制は、国民や企業の自由な活動に任せていたのでは、国民生活の安全が損なわれる、産業経済の健全な発展が望めないなどの問題が生ずるおそれがある場合に、公共の福祉に寄与する特定の政策目的を達成するために、一定の活動を禁止したり、活動に先立って行政庁の許可、認可などを得なければならないなどの制限を加えたりするものである。

公的規制が課される目的を、国民や企業の自由な活動に任せていた場合に生ずる主な問題ごとに分類すると、

- ① 自由な活動に任せていては、安全の確保、環境の保全などが十分に図られなくなるため、これを回避する目的で政府が何らかの規制を行う場合（外部不経済の回避）

第3-1-1 図 公的規制の体系



- (例)
- ①…営業開始の許可、施設・設備の変更の認可、運賃・料金の設定(変更)の認可、製品・施設等に関する検査など
 - ②…基準や法令に違反した場合における改善命令、営業停止命令、許可・認可等の取消処分など
 - ③…指定された期間内における業務開始義務、運賃、契約約款等の揭示義務、成分等の表示義務、帳簿の記載・備付け義務など
 - ④…他業務の兼業の禁止、不当な勧誘等の禁止、公衆の利便を阻害する行為の禁止、名義貸しの禁止など
 - ⑤…農産物に係る生産者・実需者取引価格の行政等による設定など
 - ⑥…宅地開発等指導要綱、ふく調理師の免許、乗組条例など

- (例)
- 高圧ガス保安法、消防法などによる安全規制、大気汚染防止法による環境規制
 - ② 財やサービスを生産・提供する側の情報を消費者が十分に得ることができないために被る不利益を解消する目的で、政府が何らかの規制を行う場合(情報の不完全性による不利益の回避)
 - (例) 家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法などによる商品の品質・安全性の表示

に関する規制

- ③ 規模の利益が存在する場合、自由競争に任せては最終的に市場が独占され、価格決定やサービスの提供の面で消費者が不利益を被る結果となるので、こうした事態を避けるため、政府が特定の事業者に参加を認める一方、価格やサービスの提供等についても規制を行う場合(規模の利益が存在することによる不利益の回避)
- (例) 電気事業法、ガス事業法の規制
- ④ 幼稚産業の育成や衰退産業の円滑な構造転換など、産業の健全な育成を図るため、政府が参加の規制などを行う場合(産業の健全な育成)
- ⑤ 農産物需給の調整と安定を図ることにより、消費者の家計の安定と生産者の所得の確保を行う場合(食料供給力の維持・確保と国土・環境保全などの農業・農村の公的機能の発揮)
- (例) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規制などが考えられる。

2 経済的規制と社会的規制

公的規制については、その規制目的により、大きく経済的規制と社会的規制に分けて論じることができる。これは、規制の必要性や規制のために用いられる手段の適切さを検討するためには、規制の目的の違いによって分類することが有効であるとの認識の下に、特に規制緩和を考える際に有効な分類とされている。

1988年12月1日の第2次行革審の「公的規制の緩和等に関する答申」においては、経済的規制は、市場の自由な働きにゆだねておいたものでは、財・サービスの適切な供給や望ましい価格水準が確保されないおそれがある場合に、政府が、個々の産業への参入者の資格や数、設備投資の種類や量、生産数量や価格等を直接規制することによって、産業の健全な発展と消費者の利益を図ろうとするものであり、自然独占の傾向を持つ公益事業等で、参入を制限して独占を認める代わりに供給義務を課したり、料金を規制したりするのはその典型例であるとしている。

これに対して、社会的規制は、例えば、消費者や労働者の安全・健康の確保、環境の保全、災害の防止等を目的として、商品・サービスの質やその提供に伴う各種の活動に一定の基準を設定したり、制限を加えたりする場合がこれに当たるのであって、経済的、社会的活動に伴って発生するおそれのあるマイナスの社会的副作用を最小限にとどめるとともに、国民の生命や財産を守り、公共の福祉の増進に寄与しようとするものであるとしている。

ただし、経済的規制と社会的規制の分類は、規制の在り方を検討し、見直しを行っていく上で有効であるが、それだけでは十分ではない。実際の規制についてみると、経済的規制と

社会的規制の両方を目的としている法律や、規制の中に多様な目的が複合しているものがあり、個々の規制を単純に経済的規制と社会的規制のいずれか一方に分類することは必ずしも容易ではないからである。

3 公的規制の手段と対象

公的規制は、様々な手段により行われている。代表的な規制手段である許認可等（国民・企業の申請等に基づき行政庁が行う処分）のほか、法令違反があった場合などに行政庁が行う正命令、許認可等の取消処分等の処分（下命）、国民・企業に一定の行為の実施を義務付ける作為義務やその反対の不作為義務がある（第3-1-1図参照）。

また、これらの規制手段の対象としては、事業への参入、定款、事業計画等の作成・変更、施設・設備の設置・変更、料金等の設定・変更、事業の休廃止、承継などがある。

個々の法令においては、これらの規制手段を組み合わせることにより、政策目的実現のための仕組みが定められ、運用されている。

許認可等の実態の統一把握基準

1 許認可等の範囲

把握の対象とする許認可等は、国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、次のような用語を使用しているものとする。

許可、認可、免許、特許、承認、認定、確認、免除、決定、証明、認証、解除、公認、検取、試験、検査、検定、指定、登録、届出、申告、提出、報告、交付、等

なお、上記の許認可等には特殊法人等が行っているものを含む。

2 許認可等の数え方の基準

- (1) 許認可等の根拠法令の項（項に細分されていない場合は条、以下同じ。）ごとに1事項として数える。
- (2) 同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える。
- (3) 同一の項のうちに本文、ただし書、あるいは前段、後段等の区分があり、それぞれに許認可等の根拠が規定されている場合には、別個の事項として数える。
- (4) 準用規定により設定された許認可等については、準用の対象となる規定により設定された許認可等とは別個に数える。
- (5) 複数の府省が所管している許認可等については、それぞれ所管する府省ごとに別個の許認可等と数える。

（注）一の許認可等について当該許認可等を要する行為又は対象（業種、物資の種類等）が同一の項等において列挙されている場合は、その行為等を別途許認可等事項の細目として記載する。

政策評価に関する基本方針

平成17年12月16日
閣議決定
平成19年3月30日
一部変更

我が国の行政において、国民の視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策の評価機能を強化し、これによる評価の結果を政策に適切に反映していくことが課題となっているとの認識の下、中央省庁等改革により政策評価制度が導入された。政策評価制度は、政策の効果等に関し、科学的な知見を活用しつつ合理的な手法により測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、その結果を政策に適切に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加え、もって、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を推進するとともに、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底するものと位置付けられる。

政策評価については、各府省が、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本となる。また、各府省とは異なる評価専門組織としての総務省が、府省の枠を超えて、政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。

これにより、各府省が行う政策評価と総務省が行う政策の評価とは、それぞれに分担する機能を的確に発揮することで、内閣の統轄の下における的確な政策評価の実施を確保するものとする。このような政策評価制度について、明確な枠組みを与え、その実効性を高めるとともに、これに対する国民の信頼を一層向上させる観点から、我が国は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）を制定した。これにより、各行政機関において、明確な計画の下、政策を決定した後においてその評価を行うべき責務を明らかにし、また、適切な形で政策決定前における評価の実施も確保するとともに、総務省が行う政策の評価について、手続的側面も含めて、その内容を明確にした。

以後、政府は、この法の下、行政機関の政策について、通時に、その効果を把握し、これを基礎として必要な評価を行い、政策の見直しや改善を推進していくこととなった。

この「政策評価に関する基本方針」は、法の下における政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、法第5条の規定に基づき、各行政機関の長が定める基本計画の指針となるべき事項を定めるとともに、政府の政策評価活動において基本とすべき方針を明らかにするものである。

なお、平成14年4月1日の法の施行から3年が経過したことから、法附則第2条の規定に基づき、法の施行状況に検討を加え、政策評価の改善・充実に向けた必要な措置として、本基本方針を改定するものである。

I 政策評価に関する基本計画の指針

1 政策評価の実施に関する基本的な方針 (1) 政策評価の実施に関する基本的な考え方

政策評価は、各行政機関が所掌する政策について、通時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要となる観点から、自ら評価を行うことにより、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に行うための重要な情報を提供するものであり、政策の決定とは異なるものである。政策評価は、これを「企画立案（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（See）」を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、その客観的かつ厳格な実施を確保し、政策評価の結果を始めとする政策評価に関する一連の情報を公表することにより、政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るものである。

政策評価が政策のマネジメント・サイクルに組み込まれ、このサイクルが有効に機能することにより、政策の質の向上がもたらされるとともに、併せて行政の政策形成能力の向上や職員の意識改革が進み、これらにより、国民本位の効率的で質の高い行政や国民的視点に立った成果重視の行政が実現されることとなる。さらに、政策評価に関する一連の情報公表によって、国民に対する行政の説明責任の徹底が図られることにより、政策やそれに基づく活動についての透明性が確保され、ひいては行政に対する国民の信頼の向上が図られることとなる。

政府は、このような政策評価制度の目的を政府全体としての的確に実現していくため、法及び基本方針等に基づき制度の全政府的な実施を確保しつつ、各行政機関におけるそれぞれの政策の特性等に応じた効果的な取組を政策評価の重点化・効率化を図りながら進めていくとともに、政策評価の実施の過程を通じて制度の改善・発展を図っていくものとする。

(2) 政策評価の方式

政策評価に期待される役割を十分に果たすとともに、政策評価の効率的な実施を確保するため、政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて合目的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」（別紙）やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。

また、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、政策体系をあらかじめ明らかにすることを基本とし、その実施に当たっては、政策評価の対象とする政策、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにした上で行うものとする。

なお、各行政機関の所掌する政策が、複数行政機関に関係する政策（上位目的）と関連する場合は、複数行政機関に関係する政策との関係をあらかじめ明らかにするよう努めるものとする。

2 政策評価の観点に関する基本的な事項

政策評価の実施に当たっては、評価の対象とする政策の特性に応じて適切な観点を選択、具体化し、総合的に評価するものとする。

政策評価の観点としては、法第3条第1項に明示された必要性、効率性、効果性及び有効性の観点がある。このうち、必要性の観点からの評価は、政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかなどを明らかにすることにより行うものとする。また、効率性の観点からの評価は、政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより行うものとする。有効性の観点からの評価は、得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすることにより行うものとする。

上記のほか、政策の特性に応じて選択して用いる観点としては、公平性の観点や優先性の観点などが考えられる。この公平性の観点からの評価は、行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あるいは分配されるものとなっているかを明らかにすることにより行うものである。また、優先性の観点からの評価は、これらの観点からの評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきかを明らかにすることにより行うものである。

政策評価の観点の基本的な適用の考え方については、基本計画において示すものとする。

3 政策効果の把握に関する基本的な事項

ア 政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。

その際、できる限り政策効果を定量的に把握することができるとする手法を用いるものとし、これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合には、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。この場合においても、できる限り、客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るものとする。また、すべてにおいて、初めから高度かつ厳格な手法の適用を画一的に行うより、簡易な手法であっても、その有用性が認められてい

度化を進めていくことにより政策評価の質の向上を図っていく等の取組を進めていくものとする。

イ 政策効果の把握の基本的な考え方については、基本計画において示すものとする。

ウ 政策効果の把握に当たっては、政策の特性も踏まえ、より包括的な政府活動の目的に照らした効果・影響についてもできる限り把握するよう努めるものとする。

エ また、政策効果の把握に関しては、当該政策に基づく活動の実施過程を通じて政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合には、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

オ なお、政策に基づく具体的活動の実施主体が行政機関以外であり、政策効果の把握のために必要となる場合には、当該実施主体に対し把握しようとする政策効果やその把握のための方法等について示すなどにより、できる限りその理解と協力を得るよう努め、適切に政策効果の把握を行うものとする。

4 事前評価の実施に関する基本的な事項

ア 事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとする。その際、複数の政策代替案の中からの適切な政策の選択、政策の改善・見直しの過程を可能な限り明らかにするよう努めるものとする。

イ 事前評価については、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外のものであっても、同条第1号に該当するものについては、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。

ウ 事前評価については、得ようとする効果や事後的な評価方法を明らかにし、政策効果が実現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくものとする。

エ 事前評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事前評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。

オ 研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法及び基本基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣府大臣決定）を踏まえて行うものとする。

カ 規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。

5 事後評価の実施に関する基本的な事項

ア 事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

イ 事後評価の実施に当たっては、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うものとする。なお、各行政機関の任務やそれと一体不可分な根幹的な基本方針などの目的については、これに照らして評価を行うものとしてとらえられるのが通常である。

ウ 事後評価は、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して適切なタイミングで行うものとする。

エ 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。また、実施計画において事後評価の対象とする政策を定めるに当たっては、法第7条第2項各号の区分に沿ってこれを定めるものとする。

オ 研究開発を対象とする事後評価の実施に当たっては、法及び基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえて行うものとする。

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項

法第3条第2項第2号の学識経験を有する者の知見の政策の特性に応じた活用は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するためのものであることを踏まえ、高い識見、高度の専門的知識・能力を活用することや国民生活・社会経済への政策の関わりに関する実践的知識を活用することを基本として、評価の対象とする政策の特性、評価の内容に応じた適切な方法で行うものとする。政策の特性に応じた知見の活用の基本的な考え方及びその方法については、基本計画において示すものとする。

7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価の結果が政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。このため、各行政機関の責務に応じて、政策評価担当組織が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや当該結果の政策への反映を推進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保するなど、政策評価の結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組み等を設けるものとし、その内容については、基本計画において示すものとする。

また、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。

総務省は、政策評価の結果の政策への反映に関し、各行政機関における取組を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

8 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項

ア 法第10条第1項に規定する評価書の作成に当たっては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、同項各号に掲げられている事項について可能な限り具体的かつ明確に記載し、その際、評価結果の政策への反映の方向性を明らかにするものとする。なお、評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにするものとする。

イ 評価書の要旨は、当該評価書の主な内容を簡潔に記述することにより、評価の結果を分かりやすく示すものとするよう留意する。

ウ なお、評価書の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の考え方に基つき適切に対応するものとする。

エ 政策評価の結果の政策への反映状況の公表は、政策評価の結果と当該結果に基づく措置状況（内容、時期、今後の予定等）についてできる限り具体的に公表することにより行うものとする。

オ 評価書や政策評価の結果の政策への反映状況等の公表に当たっては、インターネットのホームページへの掲載のほか、プレスリリース、広報拠点への備置き、窓口での配布等、国民が容易に内容を把握できるような適切な手段により行うものとし、その具体的な方法については、基本計画において示すものとする。

9 その他政策評価の実施に関する重要事項

(1) 実施体制

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、各行政機関において、政策評価担当組織と政策所管部局等との適切な役割分担の下で、各行政機関の責務に応じ、組織として一体的な政策評価への取組を可能とするための体制を整備するものとする。実施体制及び政策評価担当組織の果たす役割については基本計画において示すものとする。

また、このような体制を効果的・効率的に機能させていくため、政策評価担当組織の職員を始め政策評価を担当する職員の人材の確保とその評価能力の向上に積極的に取り組むものとする。

ものとする。

(2) 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

各行政機関において、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口を整備するものとし、当該窓口については基本計画において明らかにするほか、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図るものとする。また、寄せられた意見・要望については、関係する部署等において適切に活用するものとする。

(3) 地方公共団体との連携・協力

政策評価の実施に当たっては、国と地方公共団体は、適切な役割分担の下で相互に協力する関係に立って共に行政活動を行い、それぞれ自らの行政活動の効果把握し評価を行うものであることを踏まえ、評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に関し必要な情報や意見の交換を行い、地方公共団体との適切な連携・協力を図るものとする。

II 法第20条から第22条までの規定に基づく措置に関する事項

1 法第20条の規定に基づく措置

(1) 調査、研究及び開発の推進

調査、研究及び開発の推進に当たっては、政策の特性等を踏まえ、事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法の開発、政策効果の把握の手法の信頼性や精度について調査及び研究、類似事業間における評価指標や政策効果の把握の手法の共通化のための調査及び研究等について重点的に取り組むものとする。

また、これらの調査、研究及び開発の成果についての各行政機関間での情報の交換を推進するものとする。

(2) 職員の人材の確保及び資質の向上

職員の人材の確保及び資質の向上については、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を活用した公認会計士等の専門的・実務的な知識を有する者の採用、退職公務員のその再任用を含めた活用、評価の分野における官民交流、政策評価担当職員の人事交流、職員の意識改革を進めるための周知活動等の推進を図るものとする。また、総務省は、各行政機関の協力を得て、各行政機関における政策評価に従事する職員に対して体系的かつ継続的な研修の実施を図るものとする。

2 法第21条の規定に基づく措置

総務省は、政策評価等の実施に必要な情報の活用促進に関し検討を進めるとともに、政策評価等の実施に必要な情報の行政機関相互間における活用の促進のためのシステムの整備を図るものとする。

3 法第22条の規定に基づく措置

総務省は、各行政機関の協力を得て、広く国民の利便に資する観点から、政策評価に関する情報の所在に関する情報を一元的かつ容易に検索できるクリアリング・ハウス機能の充実を図るものとする。

また、総務省本省及び管区行政評価局等を始めとする窓口においても、これらの情報を手でできるよう利便を図るものとする。

Ⅲ その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

1 連絡会議の開催

総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効果的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。

また、総務省は、政策評価の円滑かつ効果的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、「政策評価の実施に関するガイドライン」及び「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」を策定する。

2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価

(1) 各行政機関及び総務省による評価の機能分担

政策評価制度が目的とする国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民的視点に立った成果重視の行政への転換及び国民に対する行政の説明責任の徹底を図るため、各行政機関による政策評価と各行政機関とは異なる評価専任組織としての総務省による政策の評価とが、それぞれに分担する機能を的確に発揮していくものとする。このため、政策を企画立案し遂行する立場にある各行政機関は、所掌する政策について、当該行政機関の任務を的確に達成する見地から評価を行い、その結果を政策に適切に反映させ、さらに、各行政機関の枠を超えた評価専任組織の立場にある総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地からの評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行い、その結果に基づき関係行政機関に意見を通じ、また、必要に応じ勧告を行う。これにより、各行政機関の政策の個別的な観点からの見直し・改善や、政府における政策についての統一性や総合性を確保する観点からの見直し・改善を進め、もって、政府全体としてのより的確な政策の実現を図っていくものとする。

このような制度上の枠組みの下、各行政機関及び総務省は、評価の効果的かつ効率的な運用を図るため、評価の実施体制、業務量、緊急性等を勘案しつつ、次により、内閣としての重要政策を踏まえつつ、それぞれの評価活動の重点的かつ計画的な実施を図るものとする。その際、政策評価等の実施の目的にかんがみ、評価活動を、政府全体として、総合・一体的な形で展開し、国民の期待に応えることができるよう取り組むものとする。

(2) 各行政機関の評価活動

各行政機関は、所掌する次のような政策について、重点的かつ計画的な評価の実施を図るものとする。

- ① 施政方針演説等内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきこととされた行

政分野において、当該行政機関が所掌する主要な政策

- ② 内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しや改善の必要があると認められる主要な政策

- ③ 国民からの評価に対するニーズが高く、評価を実施する必要があると認められる政策
- ④ 各行政機関において重点的に取り組むこととした政策

(3) 総務省の評価活動

総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専任組織として、各行政機関が担い得ない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成でき得ない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、次のような評価活動を実施する。

ア 統一性又は総合性を確保するための評価活動

(ア) 総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、各行政機関の政策についての統一性又は総合性の確保に関し政府として指図すべき一定の方向性を踏まえ、行うものとする。その際、各行政機関の政策それぞれに共通する側面について統一した観点により横断的に評価し、又は複数の行政機関の所掌に係る政策について、その総合的な推進を図る見地から、全体として評価するものとする。なお、関係施策が極めて多岐にわたっている政策については、評価の結果を政策に適切に反映するため合理的と認められる単位により評価するものとする。

(イ) これを踏まえ、次の政策について、重点的かつ計画的に評価を実施するものとする（これらの対象の選定について、総務省は、政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の調査審議を踏まえるものとする。）。

- ① 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策

- ② 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策

- ③ 複数の行政機関の所掌に係る政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講ずべき措置が明らかになっている主要なもの

- ④ その他、①から③までに掲げる政策に準ずるものとして、国民からの評価に対するニーズが高く、統一性又は総合性の確保に関し緊急に採り上げて機動的に評価を実施する必要があると認められるもの

(ウ) 評価の実施に当たっては、各行政機関の政策評価の実施状況に留意するとともに、十分な連絡を図り、各行政機関が評価の過程において収集した情報等の有効な活用を図るなど、効率的な運用に努めるものとする。

(エ) 総務大臣は、関係行政機関における政策の企画立案に資するため、政策効果の発現状況に関する認識、評価対象に関する課題等に関し、意見を通知するものとし、さら

に、評価対象とした政策について、統一性又は総合性の確保に関し政府として指向すべき一定の方向性に照らし、関係行政機関が具体的な措置を講ずる必要があると認められる場合には、当該行政機関の長に対して勧告を行うものとする。

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価について、次により、重点的かつ計画的に一連の評価活動に取り組む。

- ① 各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査
- ② 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われるべきもの又は社会経済情勢の変化等に対応するために政策評価が行われるべきものに関する評価の実施の必要性の認定（必要性の認定に関し、委員会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、委員会は、改めて評価を行うことの必要性等について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）
- ③ 上記②の結果に基づき政策評価を実施すべき旨を通知した場合において当該行政機関にゆだねては評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価（当該評価の実施に関し、委員会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、委員会は、評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認める状況について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）
- ④ 行政機関からの要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときに実施する評価

3 基本方針の見直し

本基本方針については、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、所要の見直しを行うものとする。

(別紙)

【事業評価方式】

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

(注)「事業評価」は、個別公共事業に係る事前及び事後の評価を指すものとして用いられることがある。

【実績評価方式】

政策を決定した後、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に著目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

【総合評価方式】

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令

(平成十三年九月二十七日政令第百二十三号)

最終改正:平成一九年四月四日政令第一五七号

内閣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第五條第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第五條第四項の審議会等で政令で定めるもの）

第一條 行政機関が行う政策の評価に関する法律（以下「法」という。）第五條第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

（法第七條第二項第二号の政令で定める期間）

第二條 法第七條第二項第二号イの政令で定める期間は、五年とする。

第三條 法第七條第二項第二号ロの政令で定める期間は、五年とする。

（法第九條の政令で定める政策）

第三條 法第九條の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長（法第二條第一項第二号に掲げる機関にあっては内閣総理大臣、同項第四号に掲げる機関にあっては総務大臣）が共同で発する政令で定めるものを除く。

一 個々の研究開発（人文科学のみに係るものを除く。次号において同じ。）であって十億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

二 個々の研究開発であって十億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

三 道路、河川その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業（施設の維持又は修繕に係る事業を除く。次号において単に「個々の公共的な建設の事業」という。）であって十億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

四 個々の公共的な建設の事業であって十億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

五 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力（条約その他の国際約束に基づき技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設（船舶を含む。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。）を目的として行われるものに限る。）であって当該資金供与の額が

十億円以上となることが見込まれるもの及び有償の資金供与による協力（資金の供与の条件が開発途上地域にとつて重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものである）であつて、国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第二十三條第二項第一号の規定に基づき外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る。）であつて当該資金供与の額が百五十億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

六 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の総務省令で定めるものに係る作用を除く。）をいう。以下この号において同じ。）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更（提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして総務省令で定める変更を除く。）をすることを目的とする政策

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部の施行の日（平成十三年九月二十八日）から施行する。

附 則（平成一四年三月二〇日政令第四九号）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年四月四日政令第一五七号）

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則

平成十九年総務省令第九十五号

(令第三条第六号の総務省令で定めるもの)

第一条 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(以下「令」という。)第三条第五号の総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。一 国税又は地方税の賦課又は徴収

二 一定の要件に該当する者が法令により直接に被保険者、加入者等とされる保険、年金、共済、基金等であつて当該者がその給付又はこれに類するものを受けるものの保険料、掛金その他これに類するものの賦課又は徴収

三 裁判手続及びこれに付随する手続

四 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人とするものに限る。)に係る手続

五 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分に係る手続

六 聴聞又は弁明の機会との付与の手続その他の意見陳述のための手続

七 犯罪の捜査又は少年事件の調査

八 国税若しくは地方税の犯則事件、金融商品取引の犯則事件又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)に基づく犯則事件の調査

九 裁判の執行

十 補助金等若しくは間接補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等のうち国民に対して交付されるものをいう。)

の交付の申請手続又は政府若しくは地方公共団体がその債務について保証契約をする法人に対する貸付け若しくは出資の申込みの手続

十一 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第七十六条の規定に基づく防衛出動及び同法第七十七条の二の規定に基づく防衛のための施設を構築する措置

(令第三条第六号の総務省令で定める変更)

第二条 令第三条第六号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる行為をすべき書面の種類、記載事項若しくは様式又は第一号若しくは第二号に掲げる行為をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(の種類、記録事項若しくは様式若しくは第三号若しくは第四号に掲げる行為をすべき電磁的記録の記録事項の経緯な変更とする。

一 保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備すること。

二 作成し、記載し、記録し、又は調製すること。

三 掲示し、提示し、縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写させること。

四 交付し、若しくは提出し、又は提供すること。
附 則
この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

規制の事前評価の実施に関するガイドライン

平成 19 年 8 月 24 日
政策評価部各府審議会議決了承

本ガイドラインは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）の枠組みの下、規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価（以下「規制の事前評価」という。）を円滑かつ効率的に実施し、もって規制の質の向上や、国民への説明責任を果たすことに資するよう「政策評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」及び「政策評価の実施に関するガイドライン（以下「政策評価ガイドライン」という。）」を踏まえつつ、規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関における取組の進展や諸外国での先行的な取組の成果を踏まえ、必要に応じ、規制の事前評価の改善及び充実のため、所要の見直しを行う。

1. 評価に当たって

規制は、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものである。したがって、規制の事前評価を行い、その結果を公表することを通じて、規制の質の向上を図るとともに、利害関係者のみならず、規制について広く国民の理解を得ることが重要である。このように、規制の事前評価の果たす役割は、大きいものと考えられる。

規制の事前評価は、規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するものである。評価の実施においては、規制の新設又は改廃の可否や規制の具体的な内容やその程度についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、その過程で充実したデータや情報が収集されることが重要である。このことを踏まえ、政策の着想から決定に至る一連の過程の中で、できる限り早期に評価を開始するよう努めるべきである。

なお、規制の性質等により本ガイドラインに定める標準的な評価が実務上困難な場合には、基本方針 13「政策効果の把握に関する基本的な事項」A 及び政策評価ガイドライン 3「評価手法」を踏まえ、可能な範囲で評価に取り組む必要がある。

II. 評価の方法

1. 評価の対象

(1) 事前評価を行うことが義務付けられる政策は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条第 6 号に規定

する規制の新設又は改廃を目的とする政策である。
したがって、「国民」に対する作用ではない規定、「権利を制限し、又は義務を課する」作用ではない規定や、その作用の性質が規制の事前評価を行うのにふさわしくない規定については対象外となる。以下に具体例を掲げるが、これ以外の規定についても、作用の内容の性質に応じて判断すべきである。

- ① 一般国民と行政機関との関係とは異なる関係を行政機関との間で有する者に対する作用である規定
 - ・ 国の行政機関又は地方公共団体に対して、その固有の資格により適用される規定
 - ・ 特別の法律により設立される法人、国により行政上の事務を行うこととされる法人等、法令上国との間で一般国民とは異なる特別の関係に立つ法人に対し、当該法人のみに適用される規定。具体的には独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人又は指定法人（法令上指定又はこれに類する行政行為が予定されていないが、当該法人のみが行う公的業務が定められている法人を含む。）及びこれに類するもののみに適用される規定（指定法人については、指定に関係する規定に限る。）
 - ・ 憲法や行政法（通説や判例において確立された解釈を含む。）において一般国民とは異なる取扱いが予定されている者に対し、当該者のみに適用される規定。具体的には公務員又は公務員であった者、行政機関や国立大学法人が設置する学校の学生や生徒、矯正・留置施設に収容・留置されている者、保護観察に付されている者などのみに適用される規定
 - ・ 外国人又は外国法人のみに適用される規定
- ② 犯罪及びこれに対する刑罰を一体として定める規定（犯罪の構成要件に当たる行為が行政機関による勧告や処分の対象とされているなど、行政機関が一定の行政目的を実現するために企画及び立案したものという性格を強く有している場合における当該部分を除く。）
 - ※ なお、罰則のうち刑罰の内容を定める部分のみでは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用には該当しない（行政処分を定める規定のうち処分の内容を定める部分についても同様である。）。
 - ③ 市民社会における対等な私人間の関係を規律するための規定
 - ・ 民法、商行為法等に定める対等な私人間の関係を規律するための規定
 - ※ 消費者や投資家の保護等のため契約又は取引の当事者の一方のみに義務を課している場合は対等ではない。
 - ④ 国民の権利を制限し、又は義務を課する作用を実質的に持たない規定
 - ・ 違反に対する措置の定めのない努力義務規定
 - ⑤ 社会通念に照らして行政目的によるものではないことが明らかである規定
 - ・ 行政サービス提供の対価としての手数料、負担金等の徴収に関する

- 規定
- 行政機関が契約の一方当事者である場合に契約の適正な履行を確保するための規定
 - 事前評価を行うことが義務付けられた規制以外のものについても、基本方針に基づき、積極的かつ自主的に規制の事前評価を行うよう努めるべきである。

2 評価の単位 (ユニット)

(1) 上位法令と下位法令にわたるユニット (縦のユニット)

上位法令と下位法令の条項の規定が一体となって規制の内容を構成しているものについては、適切な評価の単位 (ユニット) を設定して事前評価を行う。上位法令と下位法令について同時期に一括して評価を実施した場合に、それぞれの法令レベルごとに評価書及びその要旨 (以下「評価書等」という。) を作成するのか、又は一括して評価書等を作成するのかは各行政機関の判断によるものとする。

なお、上位法令と下位法令について一括して評価を実施した時点から、下位法令の内容に実質的に変更が生じるなど、評価を行う必要がある場合においては、下位法令の改正時点で、改めて当該下位法令について評価を実施する。

(2) 複数条項にわたるユニット (横のユニット)

関連する規制の内容が同一法令の複数の条項や複数の法令の条項にわたる場合は、個別の事例において発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位 (ユニット) で評価を行う。

(参考)

評価の単位 (ユニット) の例

- ① 関連する複数の条項を一括して評価の単位とするもの
(許認可等規制の主要な部分を規定した条項と、これに付随する許認可の取消、変更、是正命令、遵守基準を規定する条項)
- ② 個別の条項を評価の単位とするもの
(個別の作為又は不作为 (禁止) を命ずる条項、行政機関の命令権限を単独で規定する条項)

3 分析及び評価の内容

(1) 規制の目的、内容及び必要性

ア 現状及び問題点

現状及び問題点を具体的に、かつ、分かりやすく説明する。例えば、現在の制度や政策体系はどのようなものになっているか (関係する条項及びその内容を明示)、問題点の発生原因は何か、現状を維持した場合にどのような不都合が生じるか、将来どのようなような状態が見込まれるかに留意して説明する。

イ 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

上記アに照らして、規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性を説明する。行政が関与する必要性、行政が関与を強める若しくは弱める必要性、又は関与をやめる必要性や便益が発生する過程が分かるような説明に努める。規制の緩和の際には、緩和後の規制の必要性も説明する。

(2) 費用及び便益の分析

本ガイドラインの以下の説明においては、「費用」又は「便益」は、それぞれ金銭価値化された要素と金銭価値化されない要素とを共に含むものとする。すなわち、「費用」又は「便益」とあっても、金銭価値化できない要素についてまで金銭価値化されていることを前提とするものではない。

以下、費用及び便益の分析の方法を説明する。

ア 共通事項

(i) 分析対象期間

分析の対象とする期間は、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定する必要がある。

また、複数年にわたる金銭価値化された費用及び便益の総計を考える場合は、将来価値を割引率を用いて割り引き、現在価値に換算することが適当である。

(ii) 費用及び便益を推計する際の比較対象 (ベースライン)

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」を、比較対象 (以下「ベースライン」という。) として設定し、費用及び便益の推計は、ベースラインと「当該規制の新設又は改廃を行った場合に生じると予測される状況」とを比較することによって行う (代替案を検討する場合もベースラインと比較する。)

(iii) 費用及び便益の各要素の分析

規制の新設又は改廃によって、発生又は増減することが見込まれる具体的な費用及び便益の要素を可能な限り列挙し、説明する。そして、各要素について、費用を負担する主体又は便益を受ける主体を示すとともに、各要素の発生過程を説明する。

客観的な評価を行うためには、費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して示すことが望ましい。定量化又は金銭価値化ができない場合は、定性的に分かりやすく説明する。ただし、費用は、便益と比べて、金銭価値化による推計を行いやすい面があることに留意すべきである。

なお、定量化と金銭価値化の両方が可能な場合は、両者を行って説明するよう努める。

(iv) 副次的影響又は間接的影響

費用及び便益の要素については、直接の影響に加え、政策決定において考慮すべき副次的影響や間接的影響も含めるとともに、目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因が想定される場合には、その旨説明する。副次的影響や間接的影響のうち重要なものについては、定量化又は金銭価値化に努める必要がある。ただし、間接的影響については、直接の影響と同じ要素を再計上する、いわゆる二重計算がないよう注意することが必要である。

また、副次的影響や間接的影響の分析を行い、費用及び便益が異なる主体間にどのように分配されるかを示すことは、分配の公正さの観点等を踏まえたより適切な政策判断に資するものである。

イ 費用要素の区分

費用については、以下の区分により、要素ごとに負担者を示して分析する。

(i) 費用は、その負担者の種別に応じて大きく以下のよう分類される。遵守費用は、規制を受ける側にとって最も関心のある費用であり、十分な検討を行う必要がある。行政費用は、行政が関与することの可否の判断や継続的に必要となる費用が明らかになるなど、評価のための情報として重要である。その他の社会的費用は、規制を直接受ける者以外に大きな影響が見込まれる場合は、同様に重要な情報となる。

① 遵守費用

規制を受ける国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用。行政への申請費用（書類の作成や提出等）、国民や事業者内部における費用（設備の導入や維持等）などが含まれる。

② 行政費用

規制主体において発生する費用で、当該規制の導入に要する費用（制度化のための研究や必要な施設、設備等）や規制導入後に要する費用（検査、モニタリング、増員等）が含まれる。主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）についても明記する。

③ その他の社会的費用

広く社会経済全体や環境等に対する負の影響。規制の新設又は改廃が競争状況に影響を及ぼすことが明らかなる場合には、その影響を考慮する。

(ii) 初期に必要な費用、継続的に必要となる費用、将来の一定の時期に必要な費用など様々な費用の発生時期が想定される場合、

(i) の①～③ごとにそれらの種別を示しつつ、発生時期の差に留意した分析（現在価値への換算や年ごとのフロー比較等）を行う必要がある。

(3) 費用と便益の関係の分析

規制の事前評価の目的は、規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化（justify）できるかどうかを示すことにあり、代表的なものとしては、以下の三つの手法がある。このうち、便益と費用を金銭価値化する費用便益分析が規制の事前評価の主要な手法とされている。しかしながら、①規制のもたらす便益や費用のなかで定量的な予測が困難な要素や、②定量的な予測ができたとしても金銭価値化することが困難な要素が存在する。また、通常の費用便益分析においては、分配の公平等の効率性以外の要因が扱われない。したがって、費用便益分析を用いる場合には、推計された便益や費用だけでなく、金銭価値化されていない要素を費用効果分析の手法等により分析し、効率性以外の政策目的も考慮した総合的な評価が必要である。

定量的な予測が困難な場合には、定性的な分析を行う。定性的な分析による場合は、要素ごとの重要度を踏まえた分りやすい説明が必要である。定量的な予測が可能であるが、金銭価値化が困難な場合には、費用効果分析を用いることができる。

ア 費用便益分析

金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析するもの

イ 費用効果分析

一定の定量化された便益（効果）を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析するもの

※ 効果が同様の単位によって示される代替案がある場合は、比較を行うことができる。また、効果についてのイメージがわきやすい場合がある。さらに、複数の効果を一つの要素に還元し、定量化する費用効果分析も必要により用いるべきである。

ウ 費用分析

便益が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに便益の方が費用より大きい場合等に、便益の詳細な分析を行わず、費用を中心に分析するもの

(4) 代替案との比較

的確な政策の採択の検討に有用な情報を提供するとともに、国民への説

明責任を果たす観点からは、想定できる代替案を提示して、当該代替手段について(3)に掲げる分析を行い、比較考量を行うべきである。
可能であれば、代替案として、規制以外の手段を執る案も提示する。また、規制緩和の場合、当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことを基本とする。

代替案としては、規制以外の手段を執る案のほか、権限行使の主体が異なる案、行政行為や遵守確保手段が異なる案、基準、期間等の内容が異なる案などが考えられる。ただし、規制の内容や上位法令による下位法令への委任内容によっては、有効な代替案が想定し難い場合もある(なお、本ガイドラインにおいては、ベースラインを代替案として扱う整理をしていない)。

代替案の費用及び便益についても、ベースラインとの比較により分析するとともに、当該案と代替案の比較考量の結果を分かりやすく示す。

(5) 有識者の意見その他関連事項

規制の新設又は改廃の案や規制の事前評価による分析内容について審議会での検討結果や有識者の見解がある場合、これらを評価書に記載する。また、評価において用いたデータや文献等については、それらの概要や所在に関する情報を評価書に記載する。

なお、データや情報の収集を促進し、また、規制を受ける側の遵守意識の向上を図る観点から、早期に規制の事前評価による分析内容について情報の提供または収集や意見の聴取(諸外国のコンサルテーション手続などを参考とする。)を行うことが望ましい。このような取組を行った場合、その結果についても説明する。

(6) レビューを行う時期又は条件

当該規制(新設又は改正)が社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断を行う時期・条件について記載する。なお、レビューの一環として定期的に費用及び便益の実績を把握(モニタリング)することも重要であり、モニタリングを予定している場合は、その旨を説明するよう努める。

4 その他留意すべき事項

(1) 不確実性等への対応

将来の事象の予測によって行う規制の事前評価には、不確実性が伴う。推計値の不確実性の程度についての説明を、例えば、幅を持った数量(上位値や下位値の設定等)を用いて行う必要がある。また、定量化又は金銭価値化による分析を行うためのデータの入手が難しく、データの一部を把握できていない場合でも一定の前提条件を置いて定量化するなどの努力をし、これを説明する必要がある。

(2) 緊急に新設又は改廃される規制の評価

突発的な案件や緊急事態への対処等の事由により、規制の新設又は改廃に係る立案や策定の過程において標準的な評価手順を踏むことが困難な場合も想定される。このような場合には、評価法の趣旨に基づき、事情の許す限りの規制の事前評価を行い、結果的に事後となった必要範囲で評価書等を作成し、公表するべきである。ただし、このような場合、当該評価主体は、本ガイドラインに基づく標準的な評価手順によらない理由を説明するなど国民への説明責任を果たす必要がある。

他方、緊急の場合にのみ適用される規制については、前述のような特別の事由のない限り、通常の規制と同様の事前評価の対象となる。

(3) 分析内容の充塞

規制の質の向上を図るという観点から、各行政機関は規制の特性等に応じ、分析の多角化など内容の充塞を図っていくことが重要である。

特に、諸外国においては、競争状況への影響が大きい規制について、その影響の分析を規制の事前評価の中で実施している事例がある。こうしたことを踏まえ、競争状況への影響の把握・分析等の方法について、その普及・定着を図るための関係行政機関による連絡会議を設け、公正取引委員会の協力を得て、取組を推進する。

(4) 評価機能と法令企画機能等との連携

規制の新設又は改廃を行う場合には、各行政機関における評価機能と法令の企画機能等との効果的な連携が不可欠である。そのため、各行政機関の政策評価担当組織と政策所管部局や法令の取りまとめ部局等が連携し、規制の質の向上に努める必要がある。

5 評価書等の記載事項

(1) 評価書等の記載項目

次の①～⑥は、規制の事前評価において重要な項目であり、これらについて評価書等に記載する。

- ① 規制の目的、内容及び必要性
 - ② 規制の費用
 - ③ 規制の便益
 - ④ 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
 - ⑤ 有識者の見解その他関連事項
 - ⑥ レビューを行う時期又は条件
- 代替案を公表する場合には、当該案の費用及び便益や、規制案と比較した結果について必要な範囲で記載する。

(2) 評価書の要旨のモデル様式

評価書の要旨の作成に当たっては、別紙様式を基本とし、様式に修正が必要な場合には、適宜、修正の上作成する。

6 評価書等の公表の時点等

規制の新設又は改廃が法律による場合、評価書等の公表は、遅くとも法律案の閣議決定までに行う。政令以下の下位法令による場合は、遅くとも行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続まで（意見公募手続の適用除外のものについては閣議決定又は制定まで）に公表する。この場合、「電子政府の総合窓口」のウェブサイト（www.e-gov.go.jp）において意見公募手続に付される命令等（規制）の案の「関連資料」とすることを原則とする。なお、意見公募手続において提出された意見を踏まえて評価書等の内容を変更した場合は、改めてこれを公表する必要がある。

ただし、機密の保持等の特別の事由により、この公表時期により難しい場合は、規制の公表時（官報掲載時など）までの可能な限り早期に公表する。ただし、本ガイドラインに基づく標準的な公表時期によらない場合、このことについて評価主体である行政機関に説明責任が生じることには言うまでもない。

なお、条約等国際約束に基づいて新設又は改廃される規制に関しては、国会承認を要するものについては当該国際約束を国会に提出するまで、要しないものについては当該国際約束を締結するまでの間において、関連する国内法令を含めて評価書等を公表することが望ましいものと考えられるが、国内法令の制定又は改廃を行う場合には、遅くとも原則にのっとり公表を行う。

評価書等

規制の事前評価書（案）

関係の名称	関係の名称・関係事項とその内容	
評価の目的、内容及び必要性等	※代案が採られる場合には適宜、表を修正の上作成	
関係の責任	（遵守費用） （行政費用） （その他の社会的費用） （規制の便益）	
経済的便益	経済的便益の総量 （費用と便益の関係の分析等）	
有識者の意見その他の関連事項	レビューを行う時期又は条件	
備考		

規制の新設審査、特例審査に関する案件表（事前確認兼用）

（府省庁名 : ）
（担 当 : ）

法律案名	部門会議 予定日	特例審査		新設 審査	法律案の要旨	新設される規制内容	備考
	閣議 予定日	行手	行服				
						新設される規制の必要性	
						(必要性)	
						(必要性)	
						(必要性)	

- （注） 1. 様式は、1 法律 1 葉としてください。（事前確認段階においては任意とします。）
 2. 「部門会議予定日」及び「閣議予定日」が未定の場合は大まかな時期（〇月上旬等）だけでも記載してください。
 3. 特例審査、新設審査のそれぞれについて、該当する可能性があるところに〇印を付けてください。
 4. 新設審査については、「法律案の要旨」に、内閣提出予定法律案等件数調べに記載されている内容を記載してください。
 5. 事前確認段階においては、「新設される規制の必要性」は記載不要です。
 6. 「備考」には、①承認案件であるもの、②予算関連法案等の日切れ法案であるもの、③行政代行人関係事項があるものについて、その旨記載してください。また、見直し規定の有無（ない場合はその理由）及び新設審査上の留意点（例：条約関連等）などについても、記載してください。

（別添 1 / 様式）

規制の新設審査、特例審査に関する案件表（事前確認兼用）

(府省庁名 : ○ ○ 省)
(担 当 : ○ ○ 担 当)

法律案名	部門会議 予定日	特例審査		新設 審査	法律案の要旨	新設される規制内容		備考
	開 議 予定日	行手	行服			新設される規制の必要性		
〇〇法等の 一部を改正 する法律案	9／25				***の見直しに よる***を踏ま え、***の充実を 図るため、***業の 開始にあたっての* *大臣への届出の義 務付け、国家資格と して***士の創設等 の措置を講ずる。	＜***法関係＞ 【***制度の見直し】 1. ***の観点から、***業の開始に当たっては、 大臣の許可制から届出制へ変更。 2. ***のため、***業の届出を行った者に対し ては、財務関係書類の保存を義務付け。 ＜***法関係＞ 【***士の創設】 3. ***を行う***士の資格取得に際し、***大 臣から登録を受けた法人が実施する研修の受講 を義務付け。 (必要性) ***にかんがみ、***の所要の措置を講ずる必 要がある。なお、***のため、見直し条項を付す こととする。		・見直し規定：有 (○年以内) ・登録研修機関は 行政代行機関に 関するもの
	9／29	○		○				

(注).....

(別添3／様式)

規制の新設審査に係る整理表

平成 年 月 日

(担当)

法律名	***の法律の一部を改正する法律案 [〇〇省所管： 閣議予定日： 月 日 ()]
法律制定（改正）の趣旨・概要	別添のとおり（※法制局説明資料等を使用）
新設される規制の内容	※ 新設される主な規制（許可、認可、届出等）について記載すること。ただし、規制措置が一体のものと見られる場合（許可制度創設に伴う許可取消、是正命令、立入検査、報告徴求等）は、「**に伴う所要の措置」等とまとめて、別添「主なチェック事項」の観点に沿って具体的に記載すること。 1. 〇〇〇許可制度の創設（第〇条第〇項第〇号） ① 規制の内容（規制の対象、態様） ② 規制の必要性 ※ 指定等法人関係の場合は、簡潔に記載するとともに、別紙Aを作成すること。 ③ 規制の効果（規制の事前評価の実施結果も含む。） ※ 規制の事前評価を実施している場合は、その結果を活用するとともに、資料を添付すること。（実施しない場合はその理由も含めて記載） ④ 規制を受ける者の負担（規制の事前評価の実施結果も含む。） ※ 規制の事前評価を実施している場合は、その結果を活用するとともに、資料を添付すること。（実施しない場合はその理由も含めて記載） ⑤ 他法令、国際制度等との整合性 2. ×××についての改善命令制度の創設（第〇条第〇項第〇号） （以下同じ）
施行年月日	※ 施行年月日を記載すること。 平成〇年〇月〇日（以下の規制を除く。） ・平成〇年〇月〇日（×××についての改善命令制度の創設）

政省令への主な委任内容	※ 委任形式、委任をする条項、想定される内容他を記載すること。 ○政令 ①第○条第○項（法第○条に規定する許可を要する者の範囲を…とする） ②第○条第○項（法第○条に規定する機関の事務を…とする） ○**省令 ①第○条第○項（法第○条に規定する許可申請の提出書類を…とする） ○**省告示 ①第○条第○項（法第○条に規定する許可の要件を…とする）
見直し条項の有無	（ 有 ・ 無 ） ※有無をチェックすること ※「有」の場合は、条文案を記載すること。 附則第○条（政府は、この法律の施行後5年を目途として、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。） ※「無」の場合は、簡潔な理由を記載するとともに、別紙Bを作成すること。 条約関連のため。（別紙B参照）
機構・定員への影響について	※ 法施行事務に関する機構・定員への影響について（既存の体制で対応するのか又は新たに機構・定員の要求を検討しているのか など）記入のこと。
担当所見	※ 担当所見を記載（例：規制の必要性が認められる。また、規制の内容についても、規制の目的を達成するため最小限のものと認められる。）

（関連資料リスト）※ ☐ は必須

1. **法の一部を改正する法律案（☐ 概要紙、☐ 条文案、☐ 新旧案、☐ 参照条文、解説書）
2. **制度に関する研究会報告
3. **に関する規制の事前評価結果
4.

指定等法人を新設（業務変更含む）する理由について

〇〇省 法案名（***法の一部を改正する法律案

問1 本法律案における指定法人制度の概要如何。

（記載例）

1. ***法（***業務）は、.....としており、指定法人制度を創設する。
2. 指定要件については、.....

問2 指定法人でなければならない理由如何。

（記載例）

1. ***業務は、.....の必要がある。
2. また、.....の必要がある。
3. さらに、.....の必要がある。
4. したがって、以上の要請の全てを満たす指定法人の制度を採用する必要がある。

問3 「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）において示されている例外事由（ア～カ）のいずれに該当すると考えるのか。併せて、該当すると考える理由如何。

（記載例）

1. 例外事由の○に該当すると考えられる。
2. その理由としては、.....。

問4 「登録制」又は「登録機関による実施に準じた措置」では規制の目的を達成できない理由如何。

（記載例）

1. ***業務が登録制になった場合は、.....。
2. したがって、登録制又は登録制類似の手法によっては.....であることから、指定法人制度を採用することが適当であると考えられる。

(別紙B／様式)

〇〇〇一部改正法において、規制見直し条項を盛り込まないこととした理由について

平成〇年〇月〇日

〇 〇 省

(記載例)

1. 本法律は、・・・・・・・・・・によって、公共の安全の確保を目的としている。
2.
3. 当該規制は、・・・・・・・・・・であって、社会秩序の基本にかかわるものであることから、本法案の規制に対し、見直し条項を付すことは不適當である。

総務省所見欄：

上記の件については了解する。

総務省行政管理局管理官

氏 名 (印)

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 24 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

受信トレイ

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド

新しい日付が上

受信トレイ

下書き

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

今日

(件名なし)

18:37

先週

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

01/13(金)

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

01/13(金)

(件名なし)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

CC:

添付ファイル (4) すべての添付ファイルをダウンロード

ル:

23.12.19防衛省への回答送付jtd (24 KB); 23.12.20防衛省への回答送付.doc (41 KB) [Web ページとして開く]; 23.12.20防衛省への回答送付jtd (22 KB); 23.12.21防衛省への回答送付jtd (38 KB)

2012年1月16日 18:37

防衛省 防衛政策局調査課 様、様(CC 様)

いつもお世話になっております。

- ・ 12月19日付「特別秘密の保護に関する法律案(仮称)」(指定権・適性評価以外)について
- ・ 12月20日付「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について(案)」について
- ・ 12月20日付「特別秘密の保護に関する法律案(仮称)」(適性評価関連)について
- ・ 1月16日付「特別秘密の保護に関する法律案(仮称)」(指定権関連)について

以上に対する回答を送付致しますので、よろしくご査収願います。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:
.....

メール

予定表

連絡先

タスク

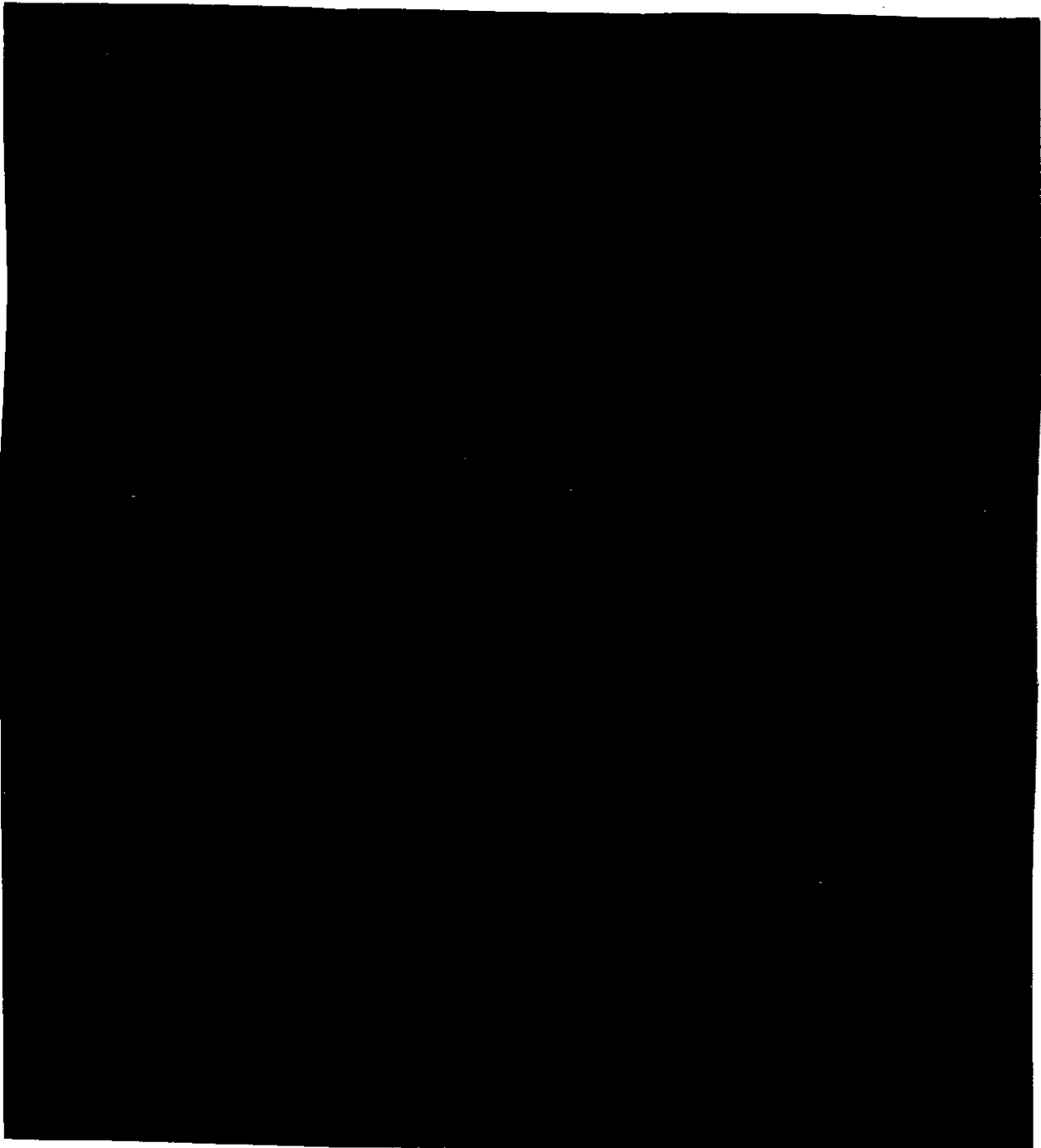
防 衛 省 担 当 官 殿

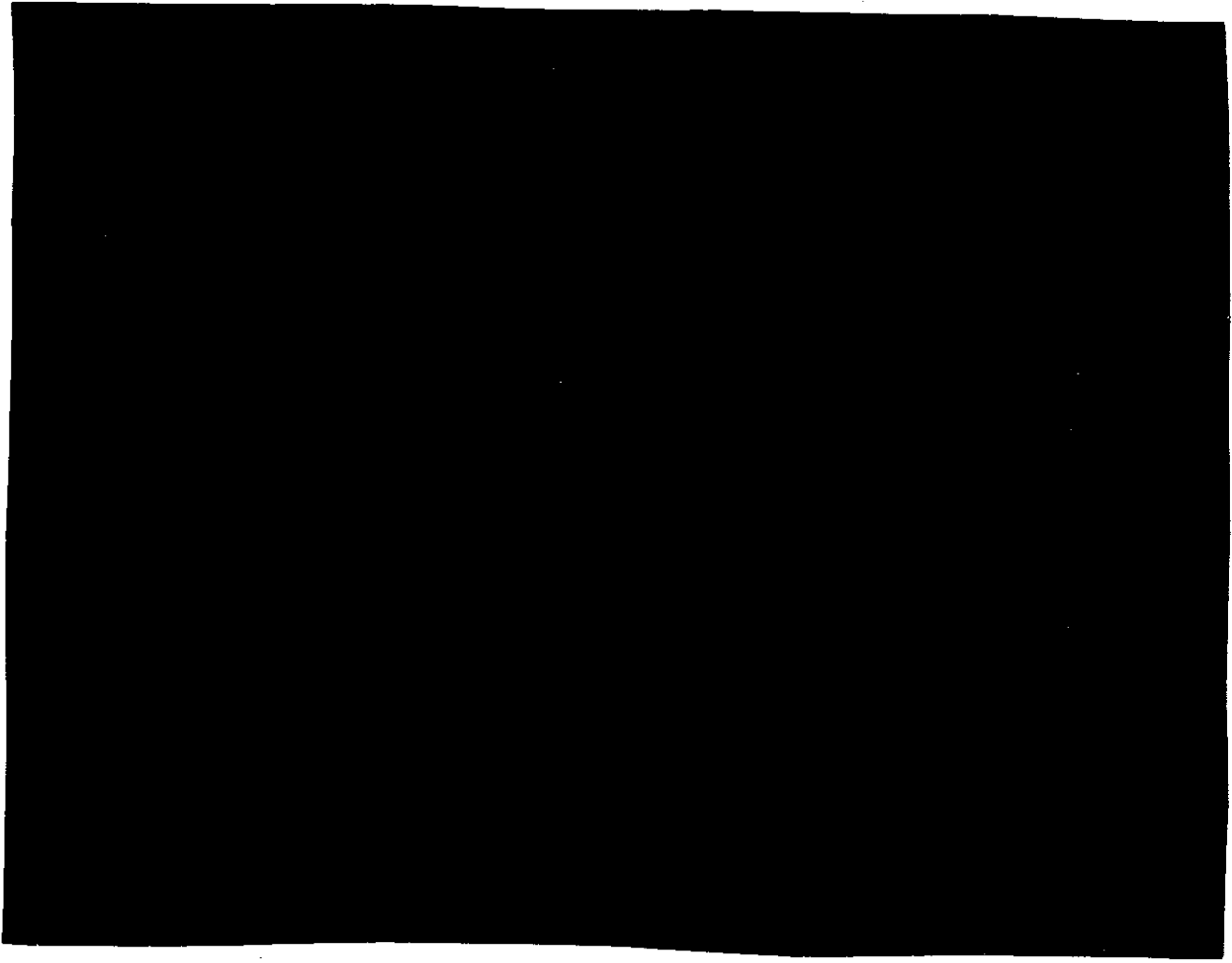
事 務 連 絡
平 成 24 年 1 月 16 日
内 閣 情 報 調 査 室

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（指定権・適性評価以外）について（回答）

標記について、貴省からの12月19日付意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記





防 衛 省 担 当 官 殿

事 務 連 絡

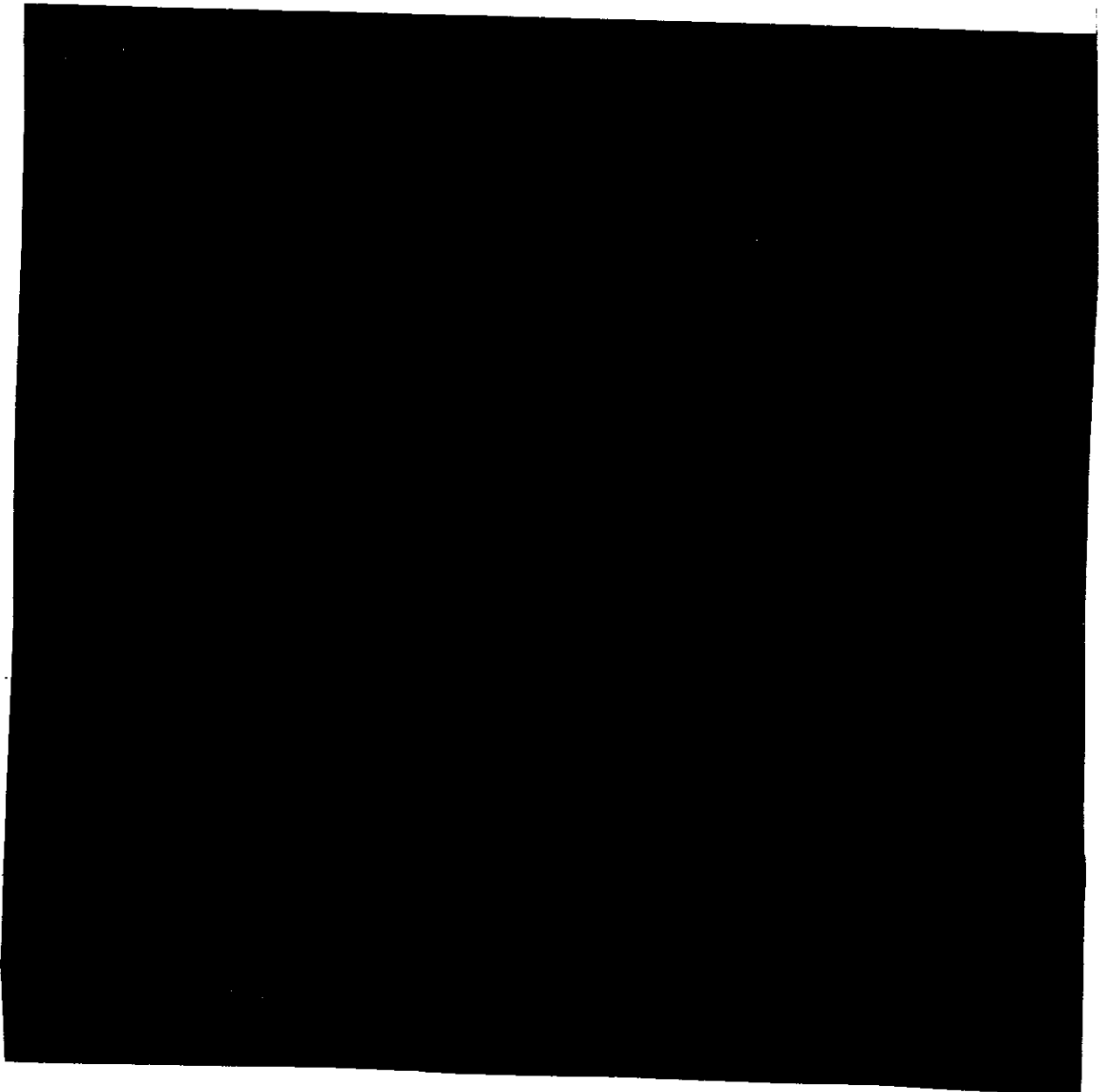
平成24年1月16日

内 閣 情 報 調 査 室

「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」について（回答）

標記について、貴省からの12月20日付意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記



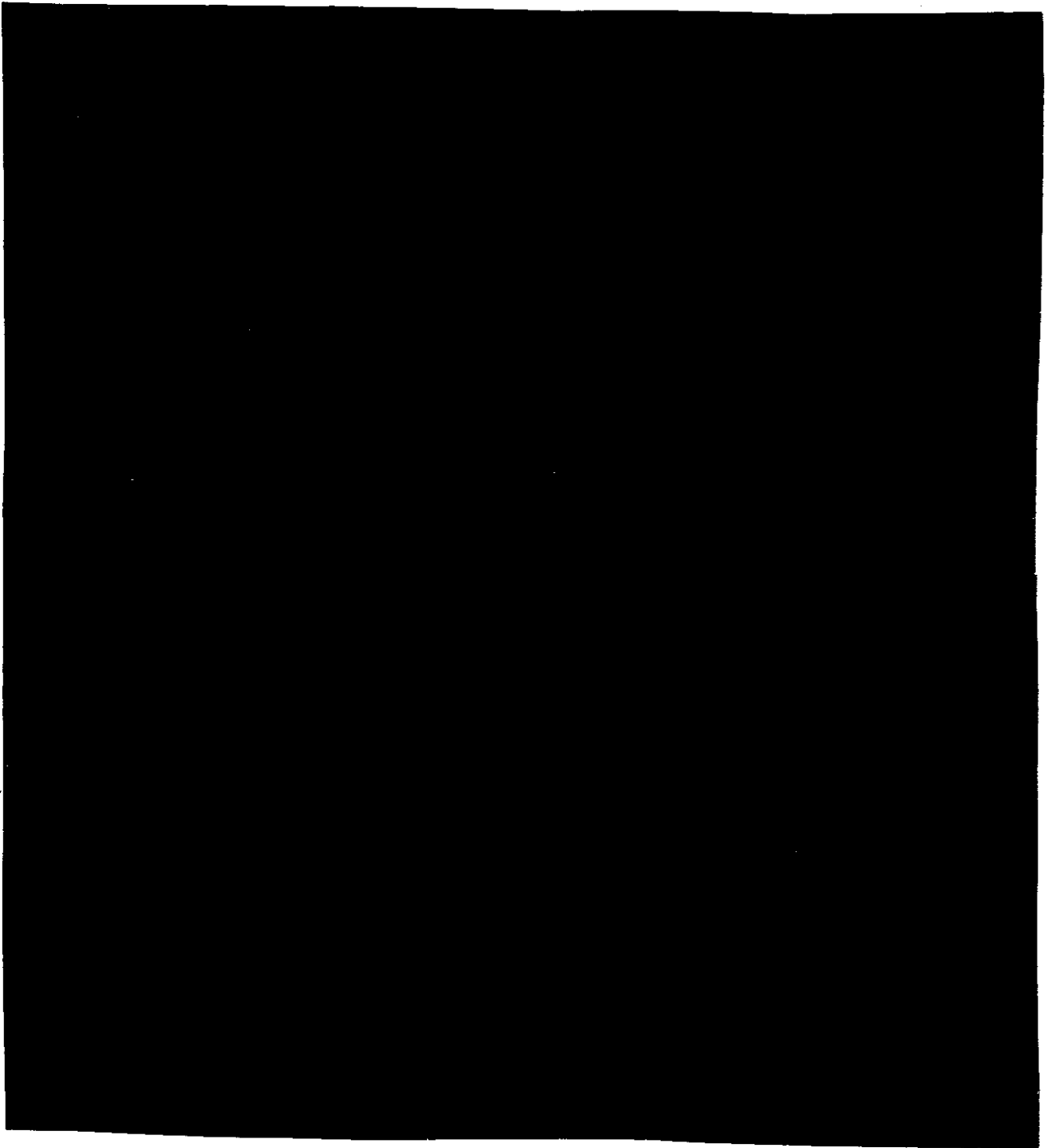
防衛省 担当官 殿

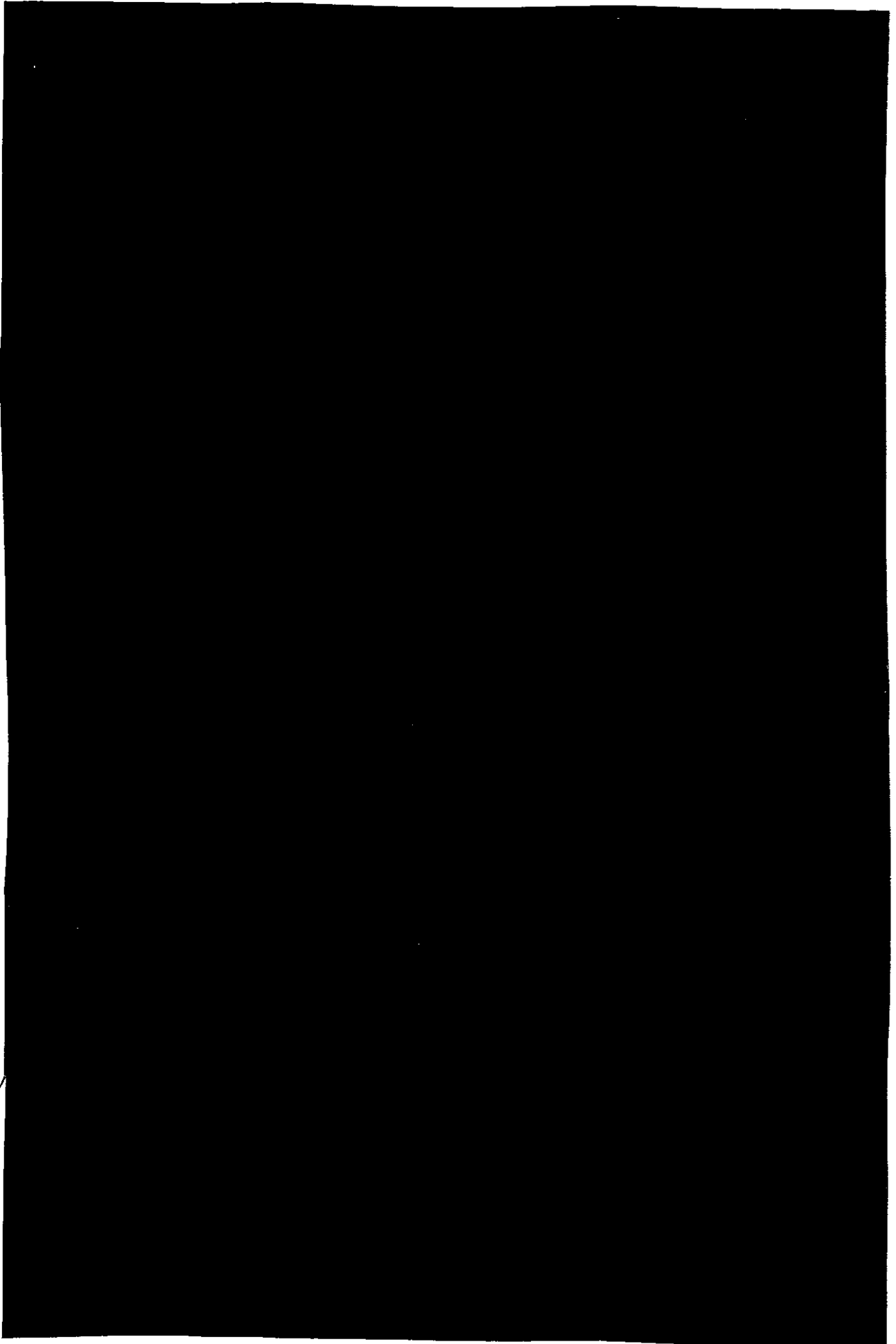
事 務 連 絡
平成 24 年 1 月 16 日
内 閣 情 報 調 査 室

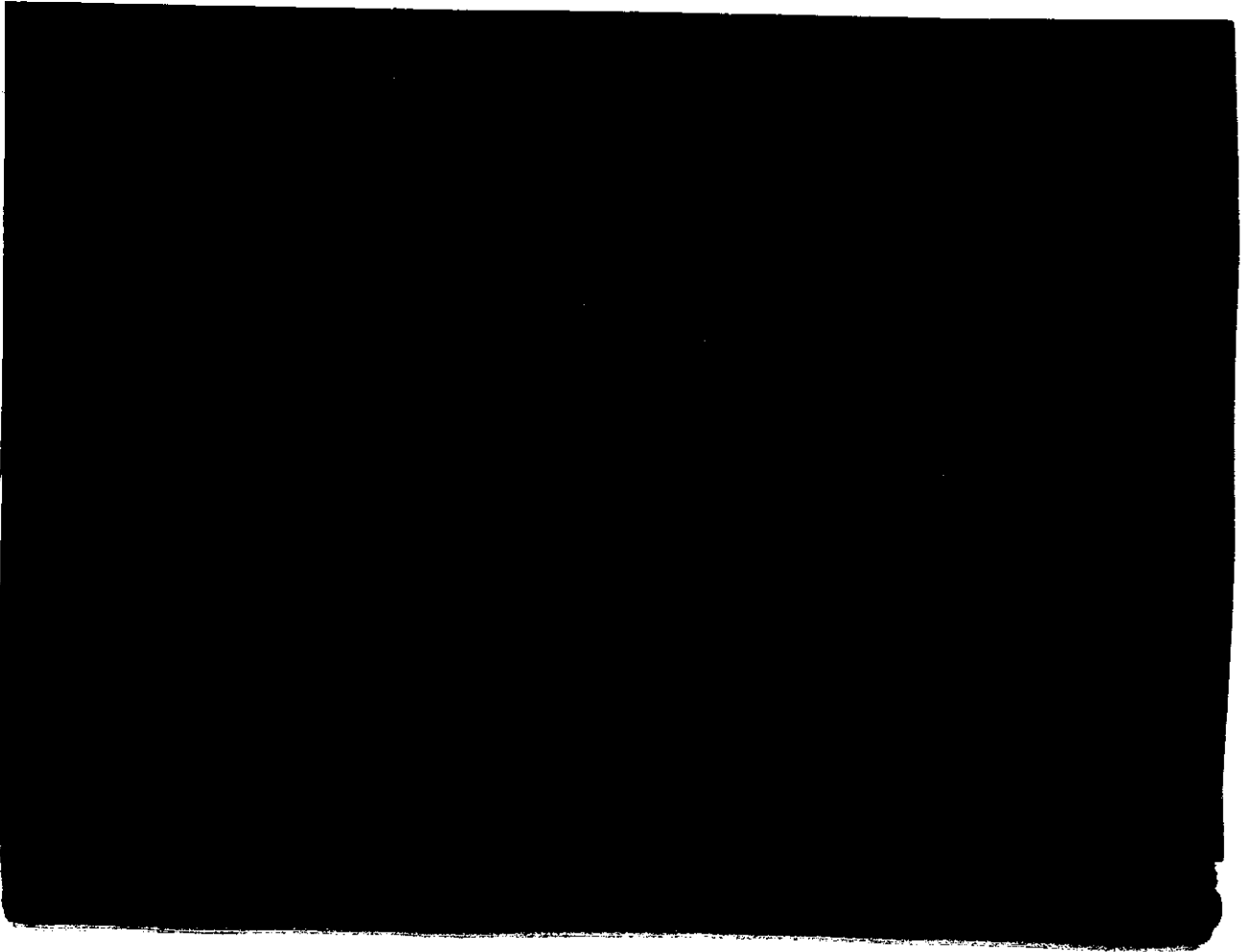
「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（適性評価関連）について（回答）

標記について、貴省からの 12 月 20 日付意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお
取り計らい願います。

記







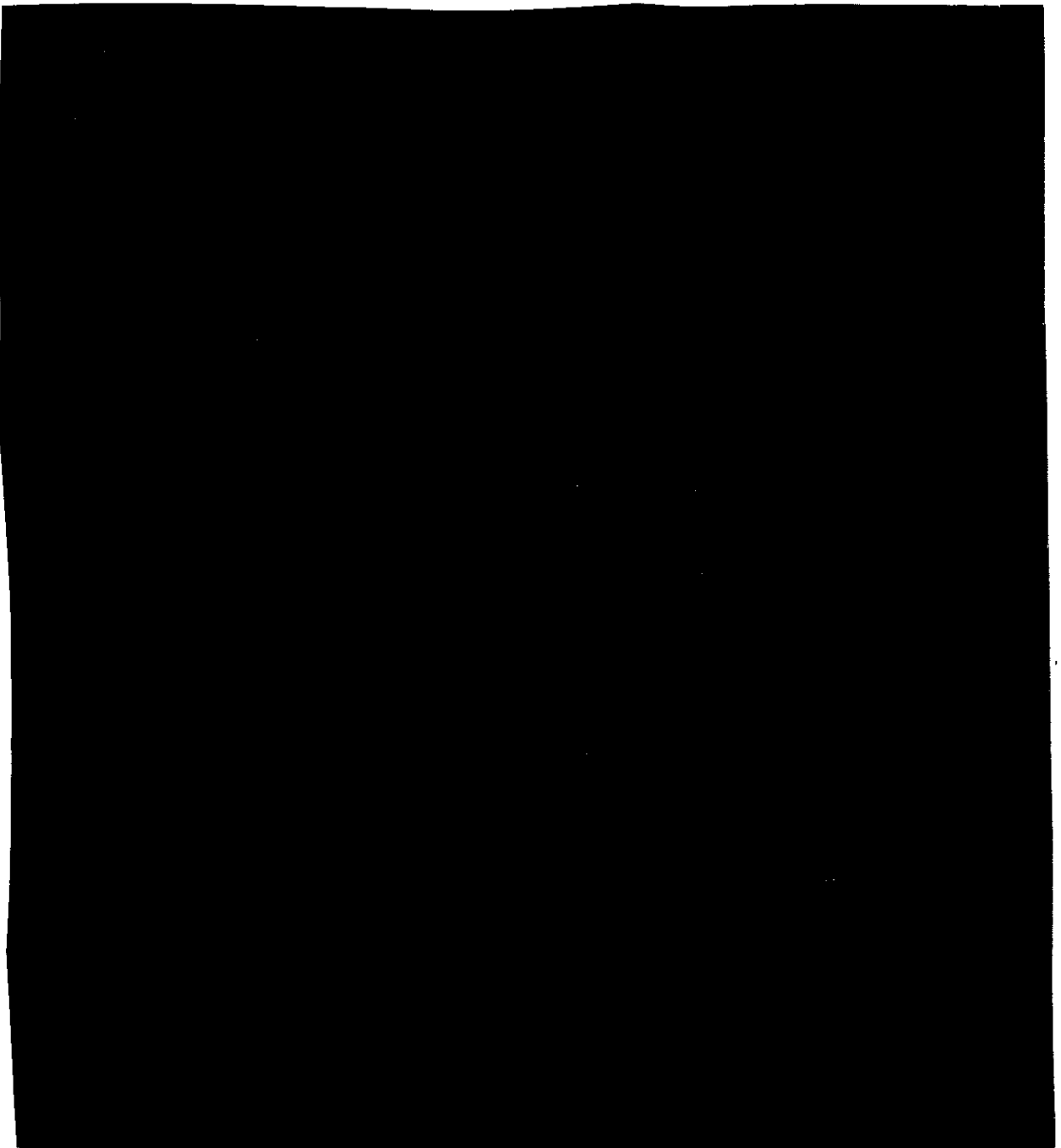
防 衛 省 担 当 官 殿

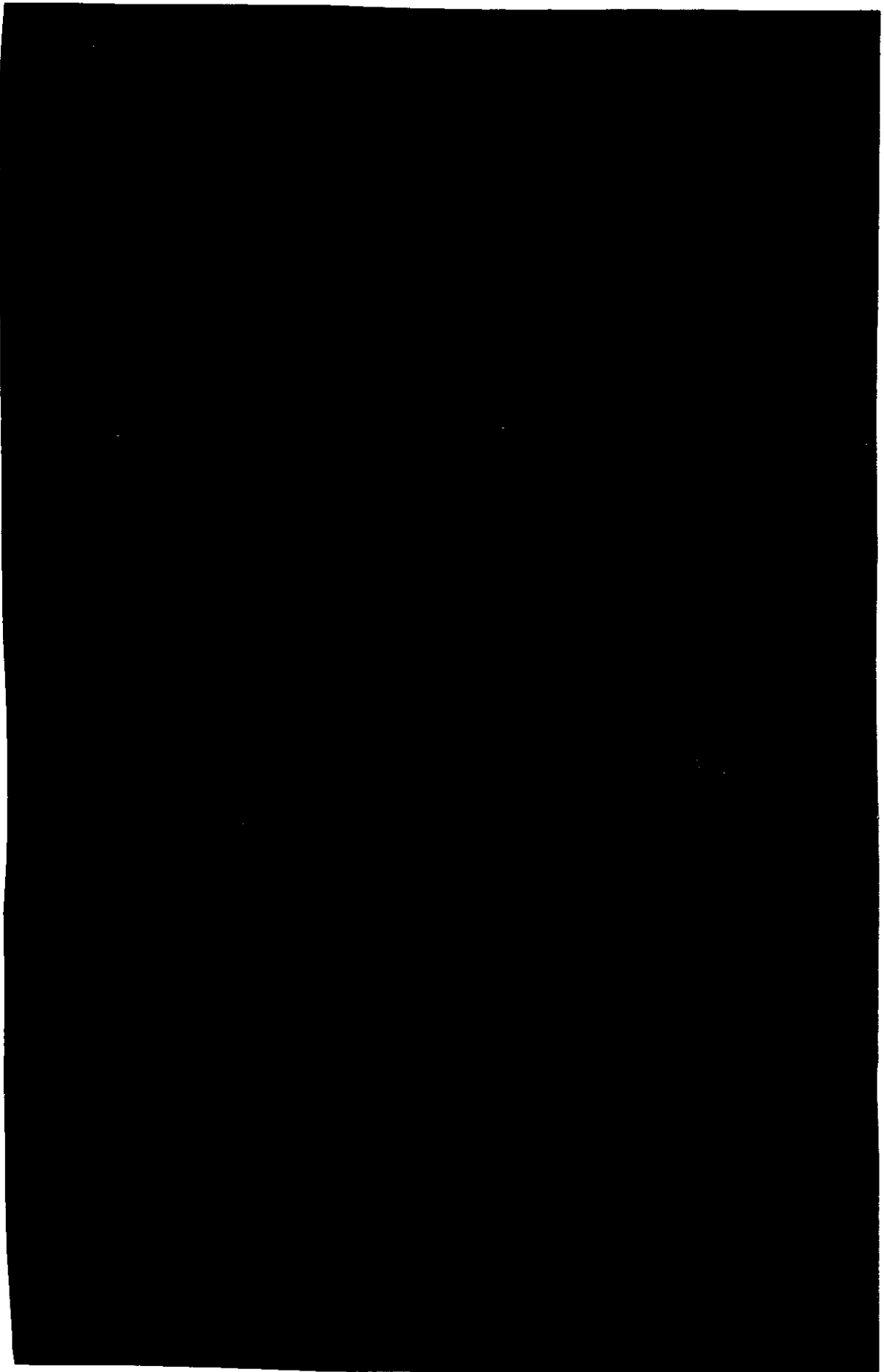
事 務 連 絡
平 成 24 年 1 月 16 日
内 閣 情 報 調 査 室

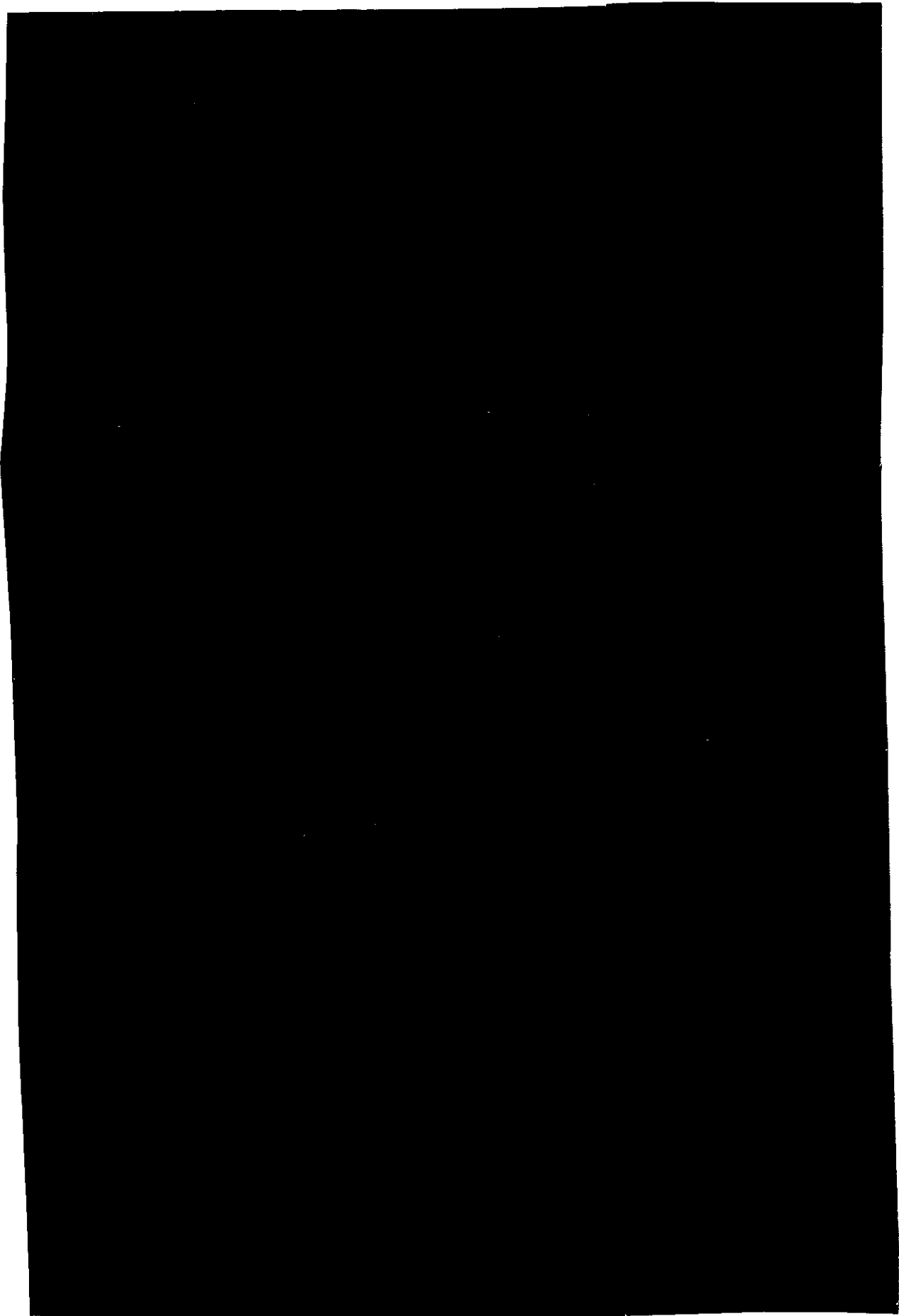
「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（指定権関連）について（回答）

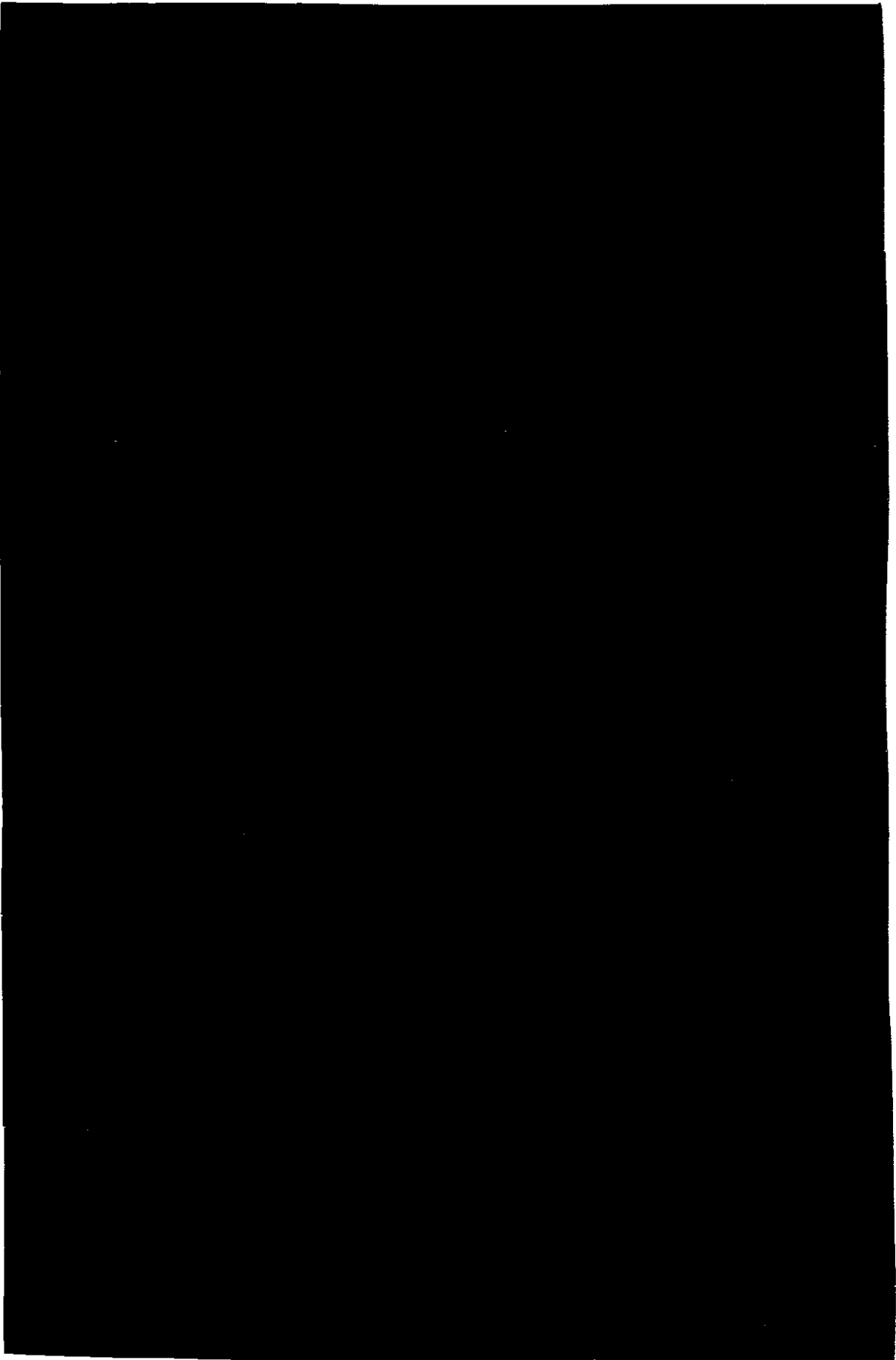
標記について、貴省からの12月21日付意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

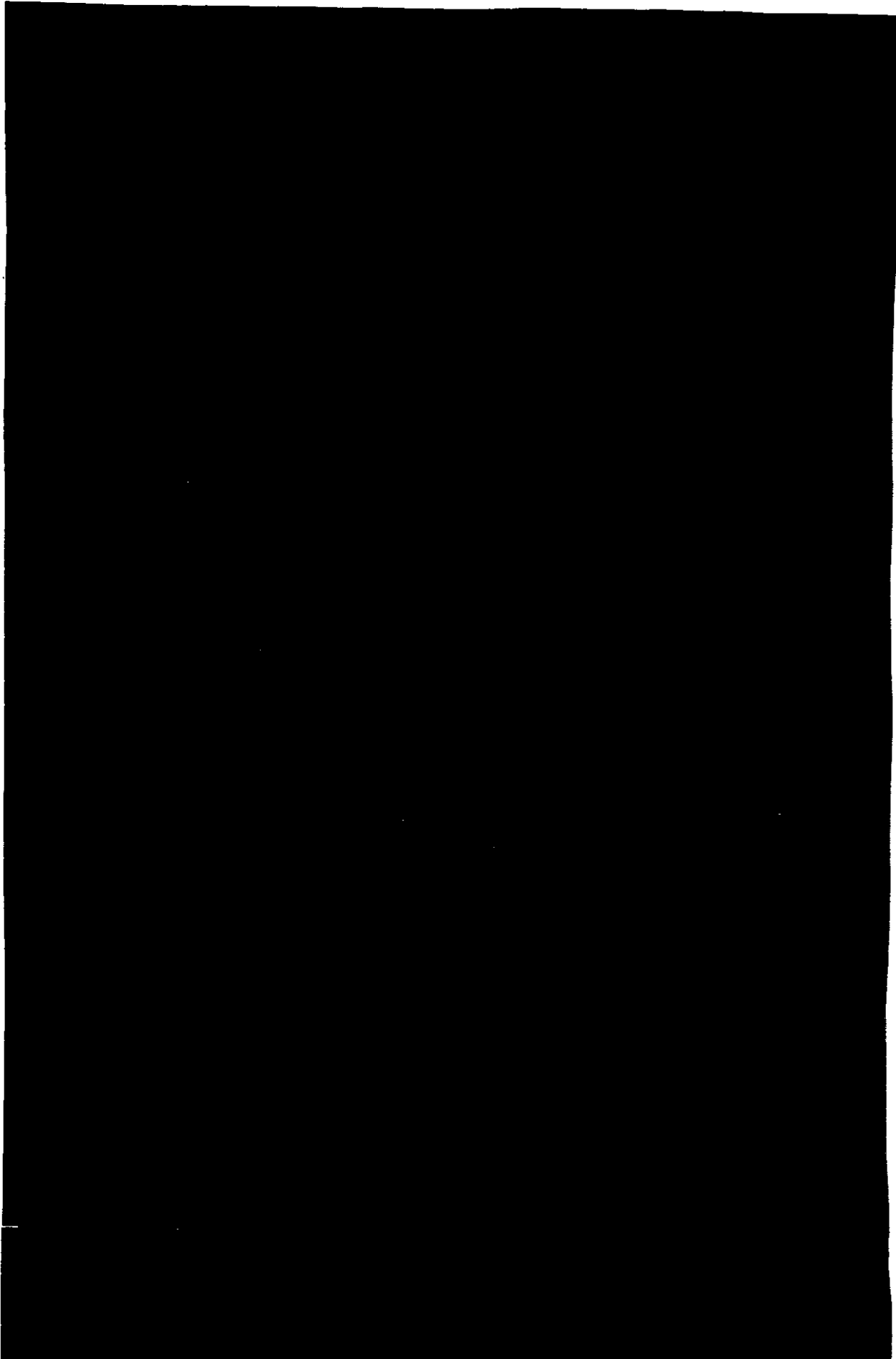
記

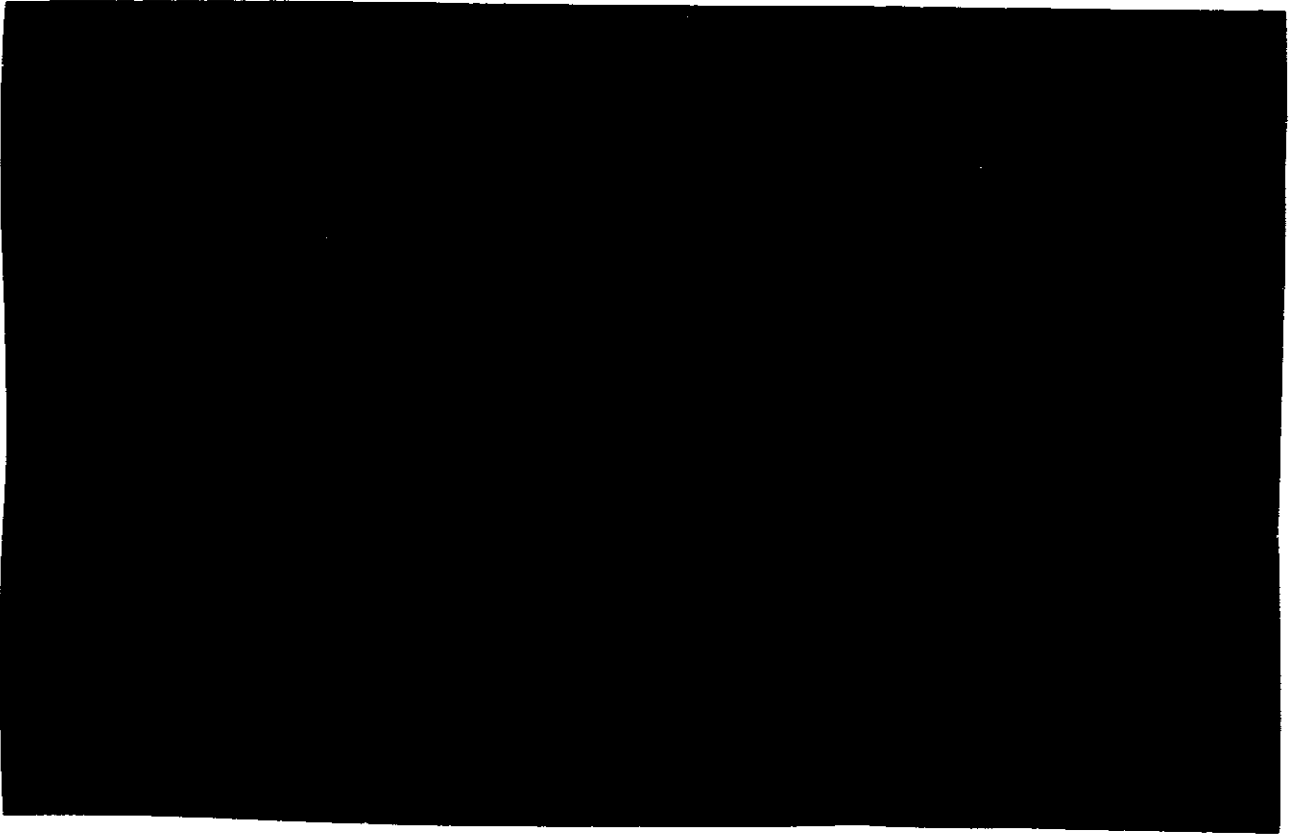












法務省との協議概要（未定稿）

1 日時：平成24年1月17日（火） 午後5時00分から午後7時00分まで

2 場所：法務省地下1階会議室

3 出席者

法務省刑事局

同

同

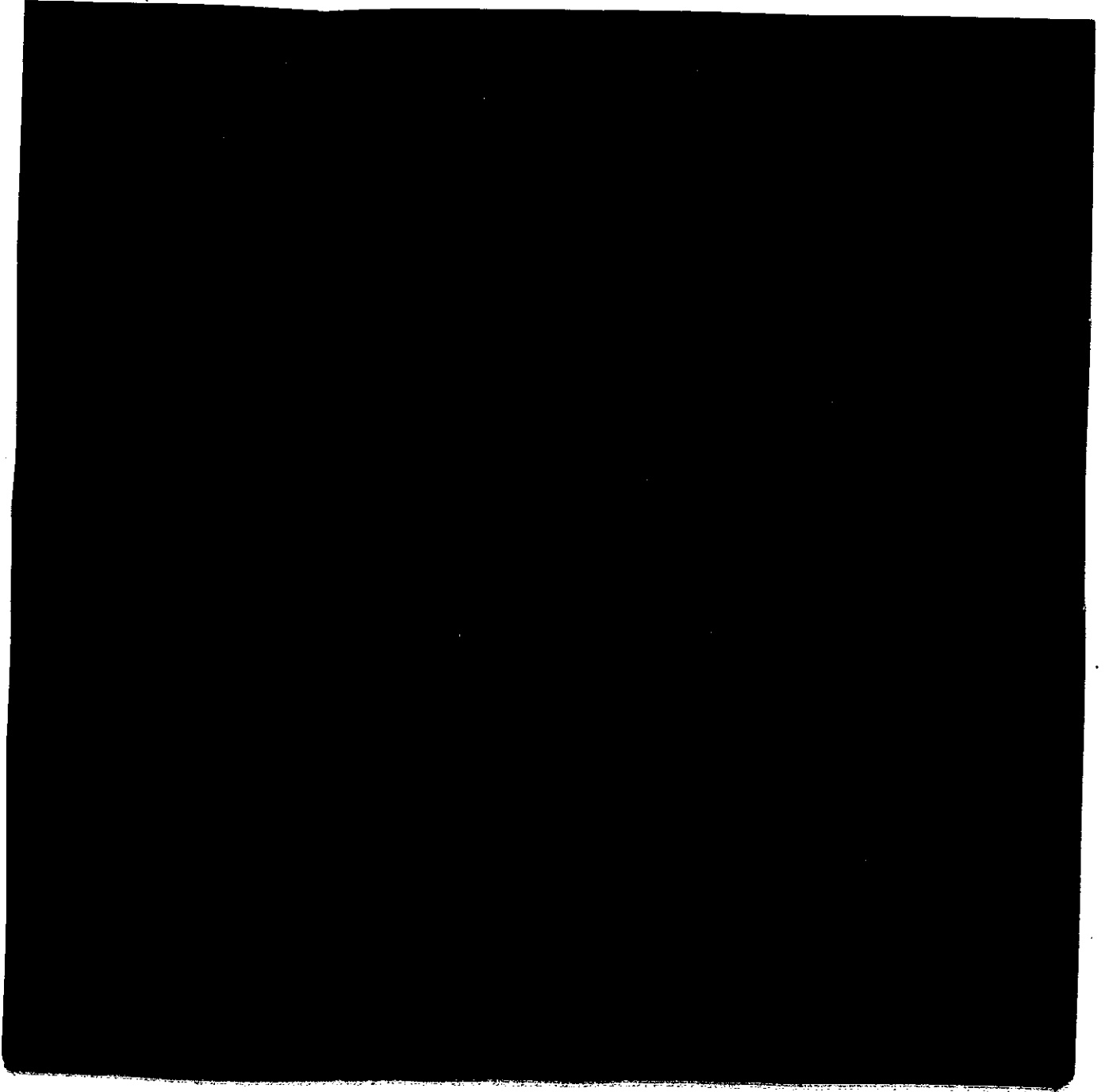
千葉 陽一 局付

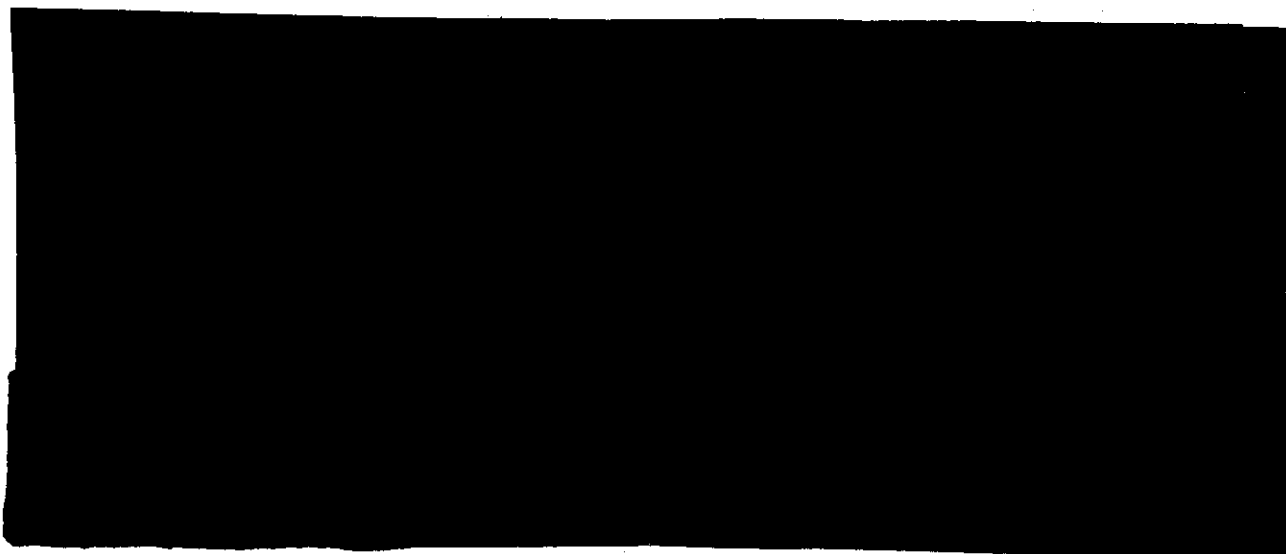
大塚 雄毅 局付

日比 一誠 局付

4 対応者：[REDACTED]補佐、[REDACTED]補佐、[REDACTED] [REDACTED]

5 概要：





以上

【機2】規制新設審査案件表について

内調職員113(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月18日 12:44

宛先: 金原 明彦(総務官室・本室)

添付ファイル: 秘密保全法制.doc (38 KB)

内閣総務官室 金原様

御世話になっております。

本日締切の、規制の新設審査に関する案件表をお送りします。

なお、現在秘密保全法制はC法案形式ですので、閣議予定日は未定とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部門

[Redacted]

TEL : 03-5253-2111(内線 [Redacted])

MAIL: [Redacted]

規制の新設審査、特例審査に関する案件表（事前確認兼用）

（府省庁名）： 内閣官房
（担当）： 秘密保全法制担当

法律案名	部門会議		特例審査		新設 審査	法律案の要旨	新設される規制内容		備考
	予定日	議 開 予定日	行手	行服			新設される規制の必要性		
特別秘密の保護に関する法律案（仮称）					○	我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密の取り扱い者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。			

（必要性）

1/18 外務省 [redacted] 宛に
送付。

外務省 担当官 殿

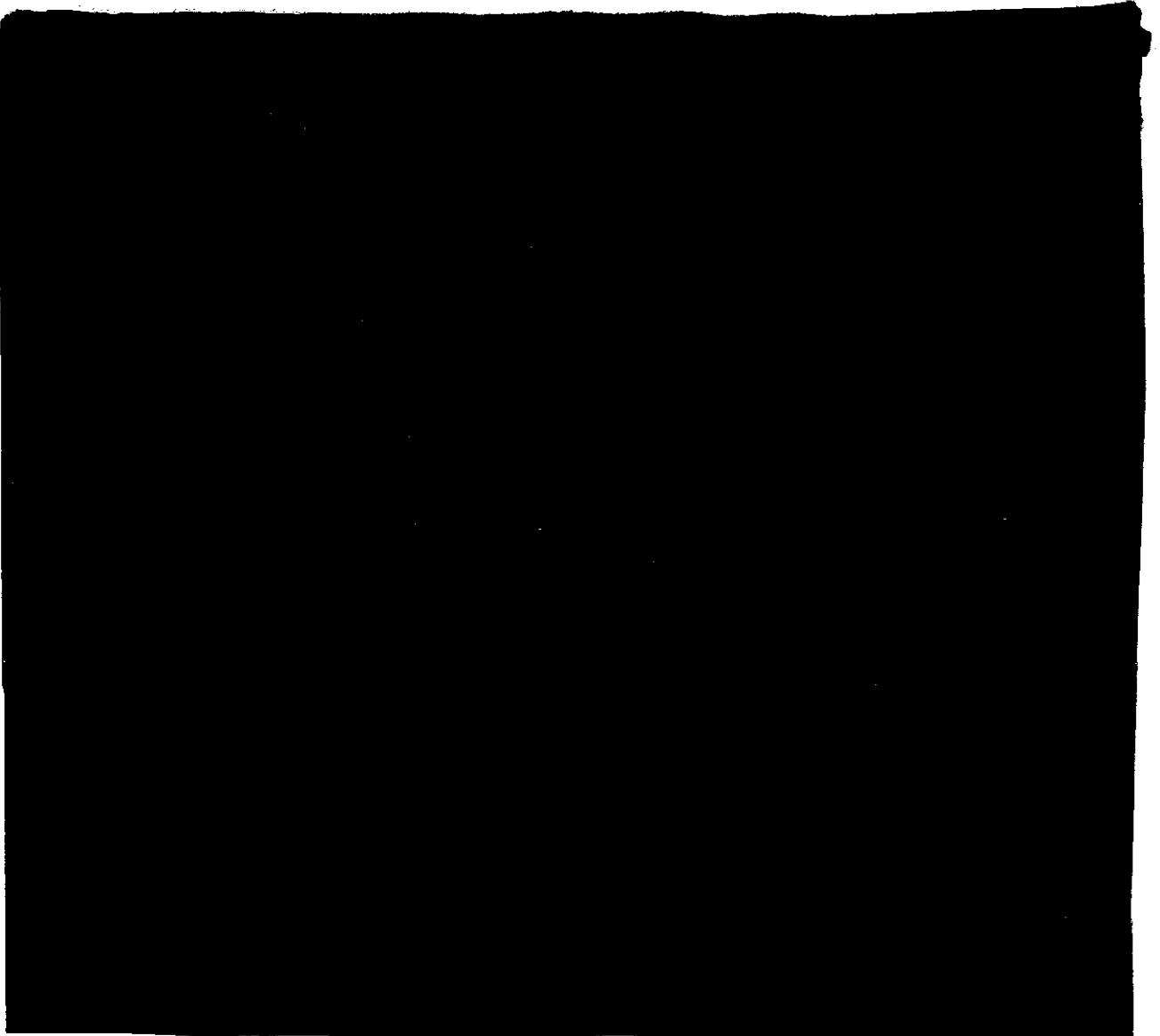
事務連絡
平成24年1月18日
内閣情報調査室

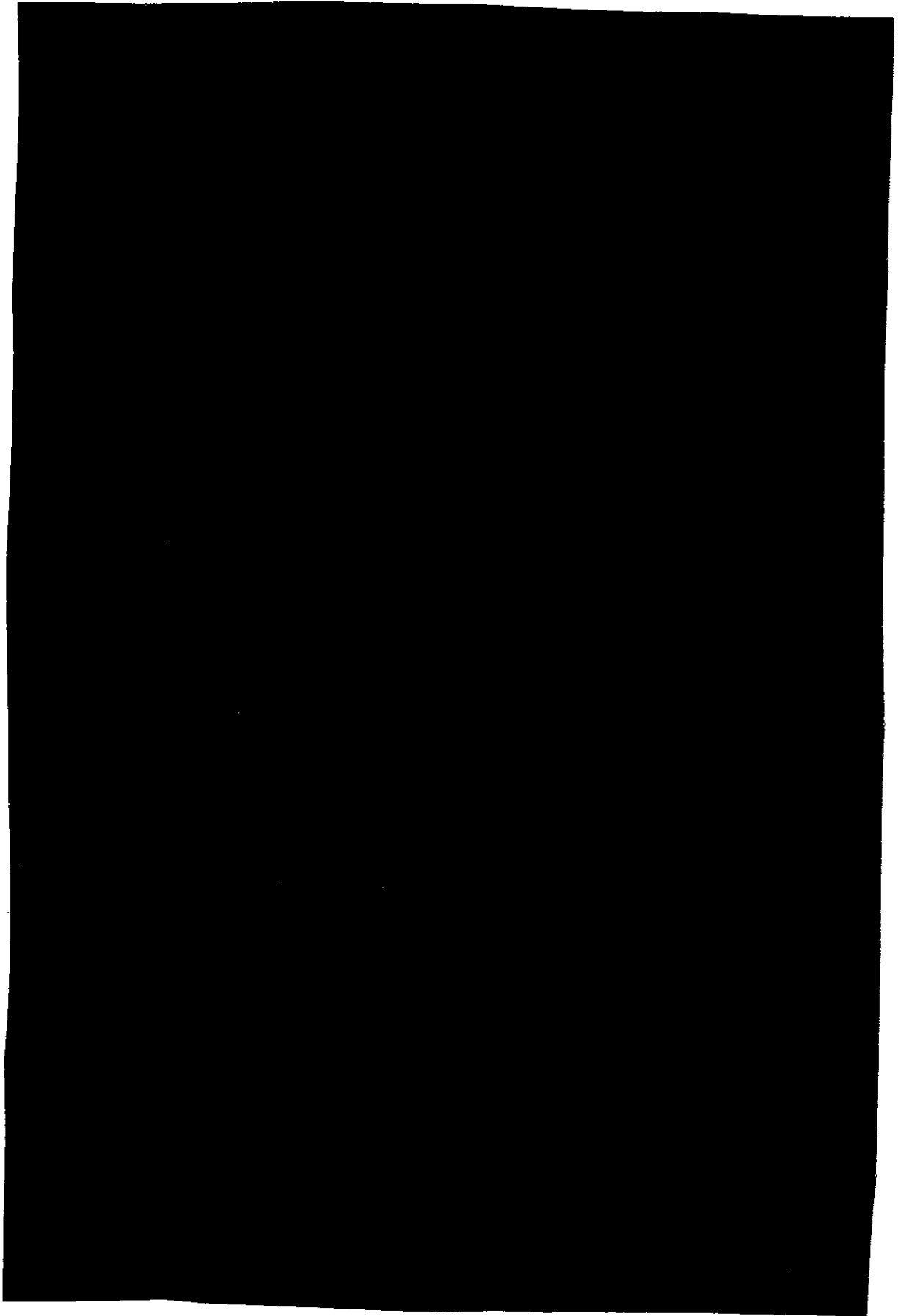
秘密保全法制（再々質問について）（回答）

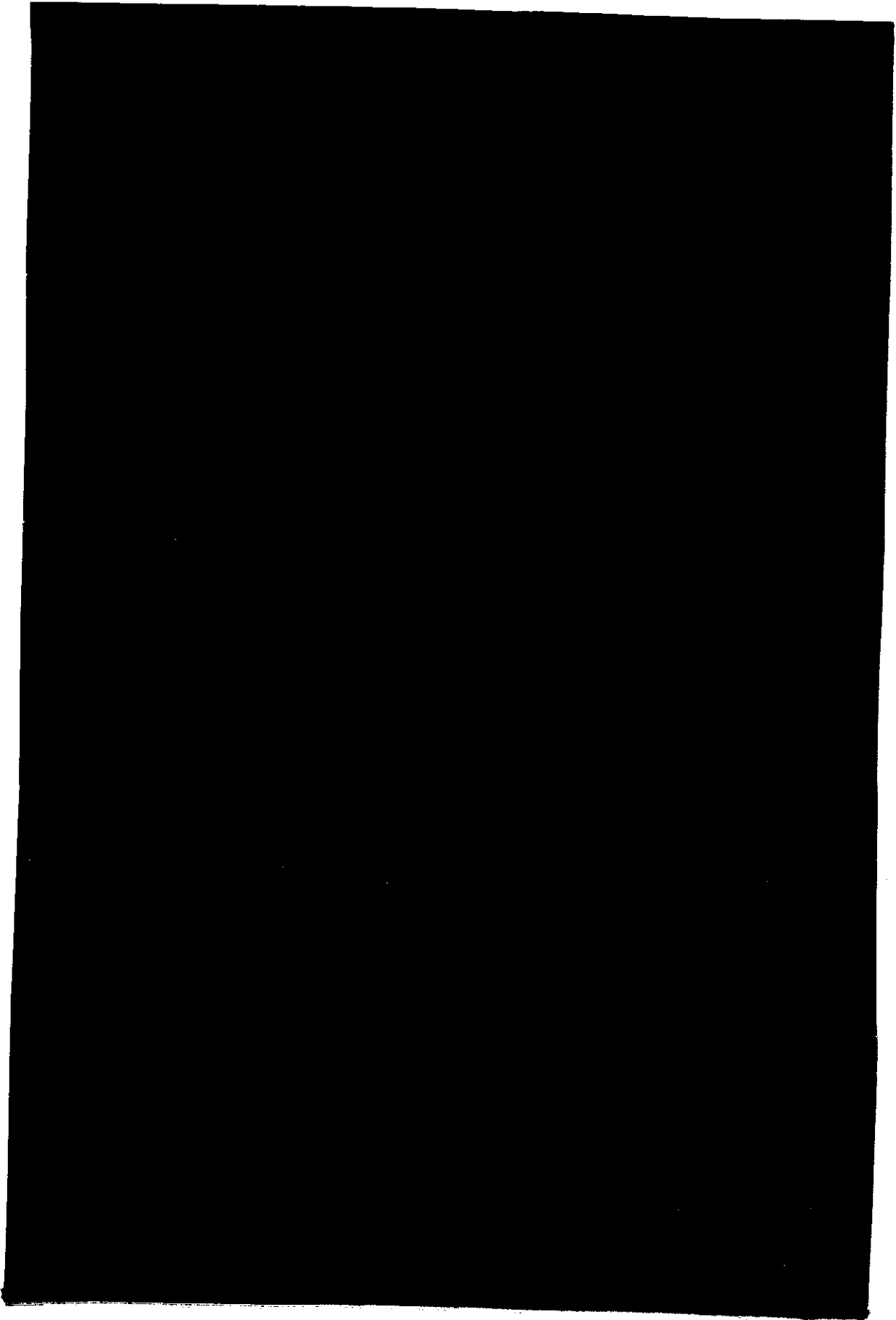
標記について、貴省からの12月19日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

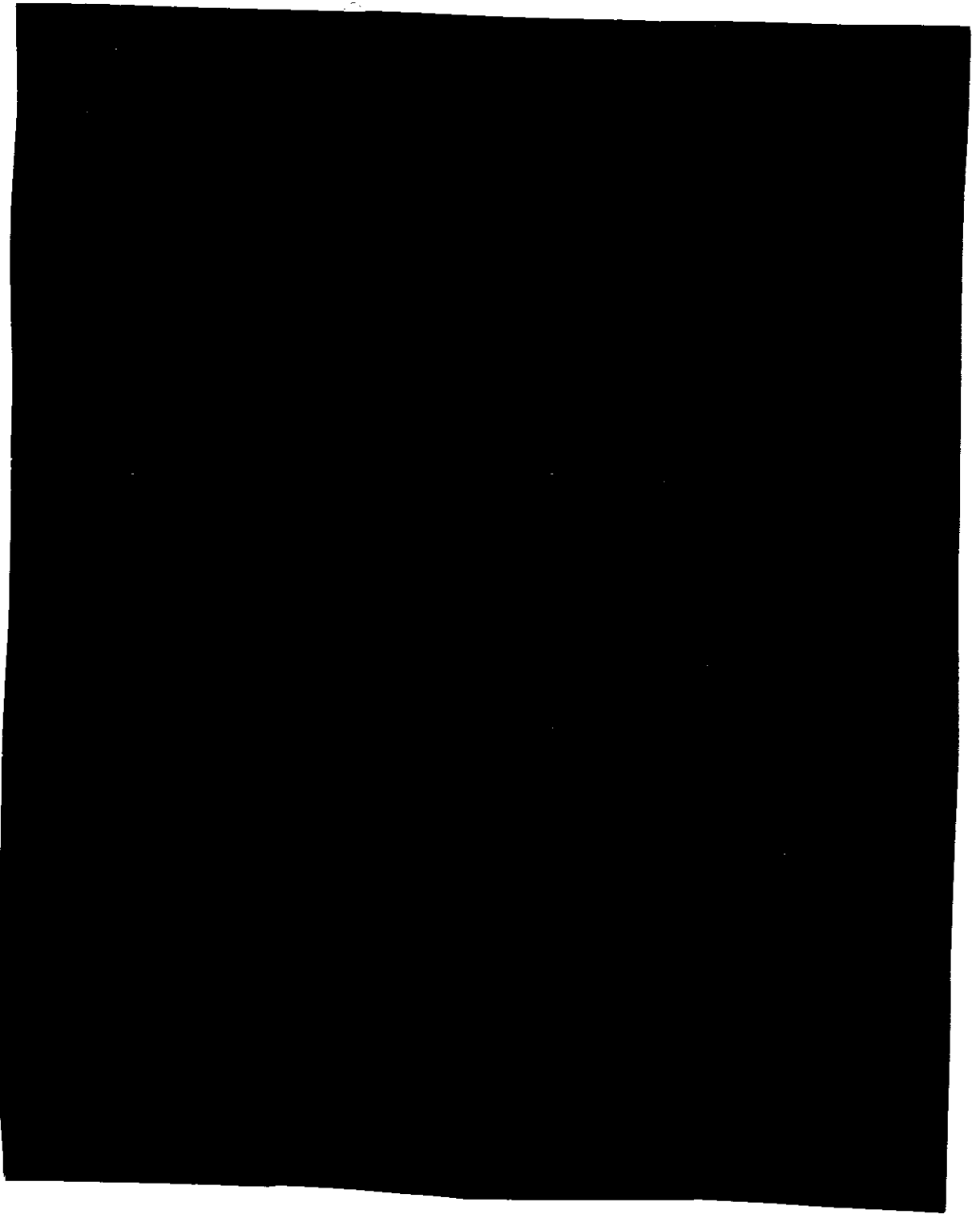
記

当省から以下のとおり再々質問（緑色文字部分）を行いたく、回答願います。
（番号は、これまで用いられてきた番号をそのまま使用）









(了)

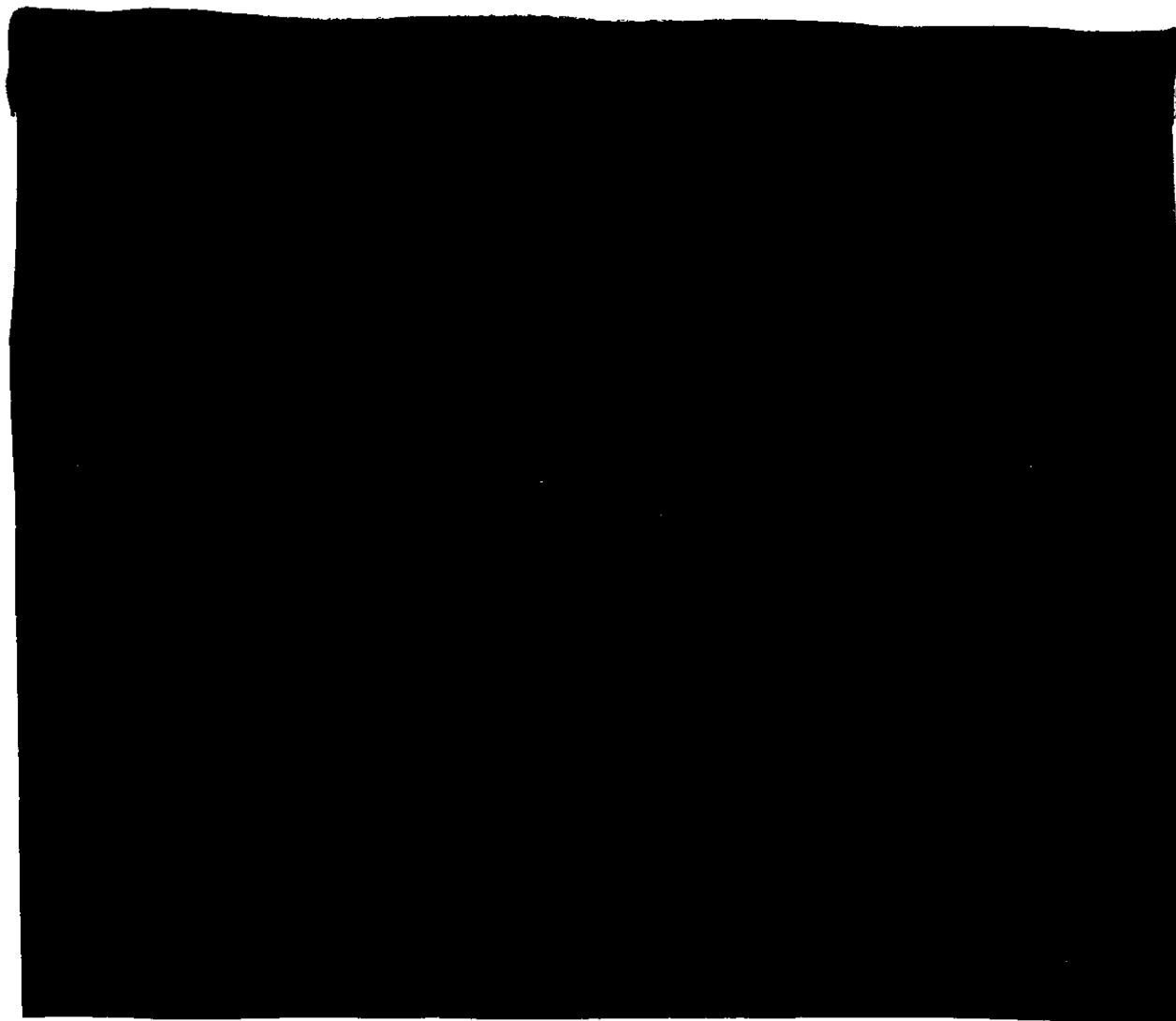
外務省 担当官殿

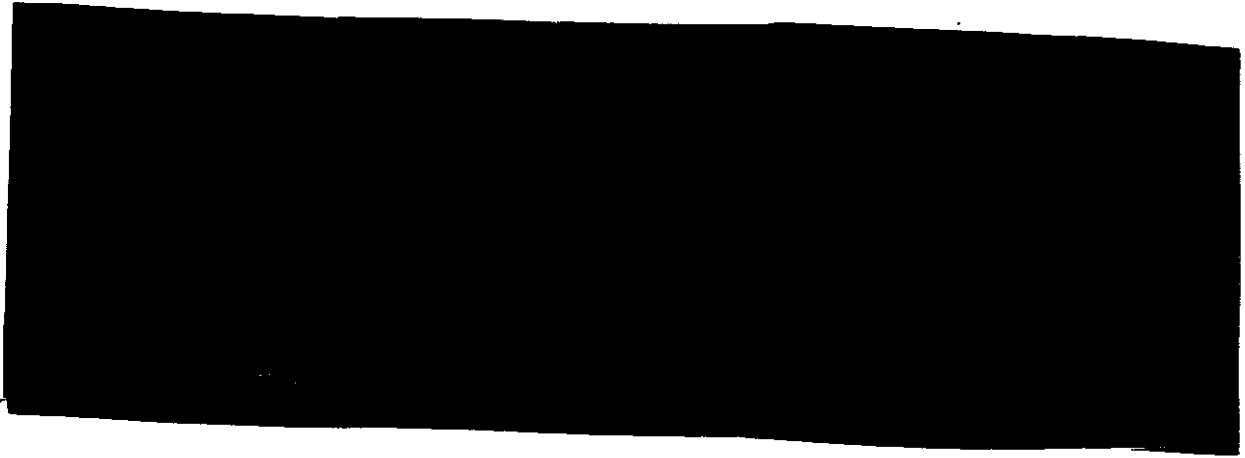
事 務 連 絡
平成24年1月18日
内 閣 情 報 調 査 室

内調回答に対する外務省からのコメント（回答）

標記について、貴省からの12月26日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記





警察庁との協議概要（未定稿）

1 日時：平成24年1月18日（水） 午後4時00分から午後6時00分まで

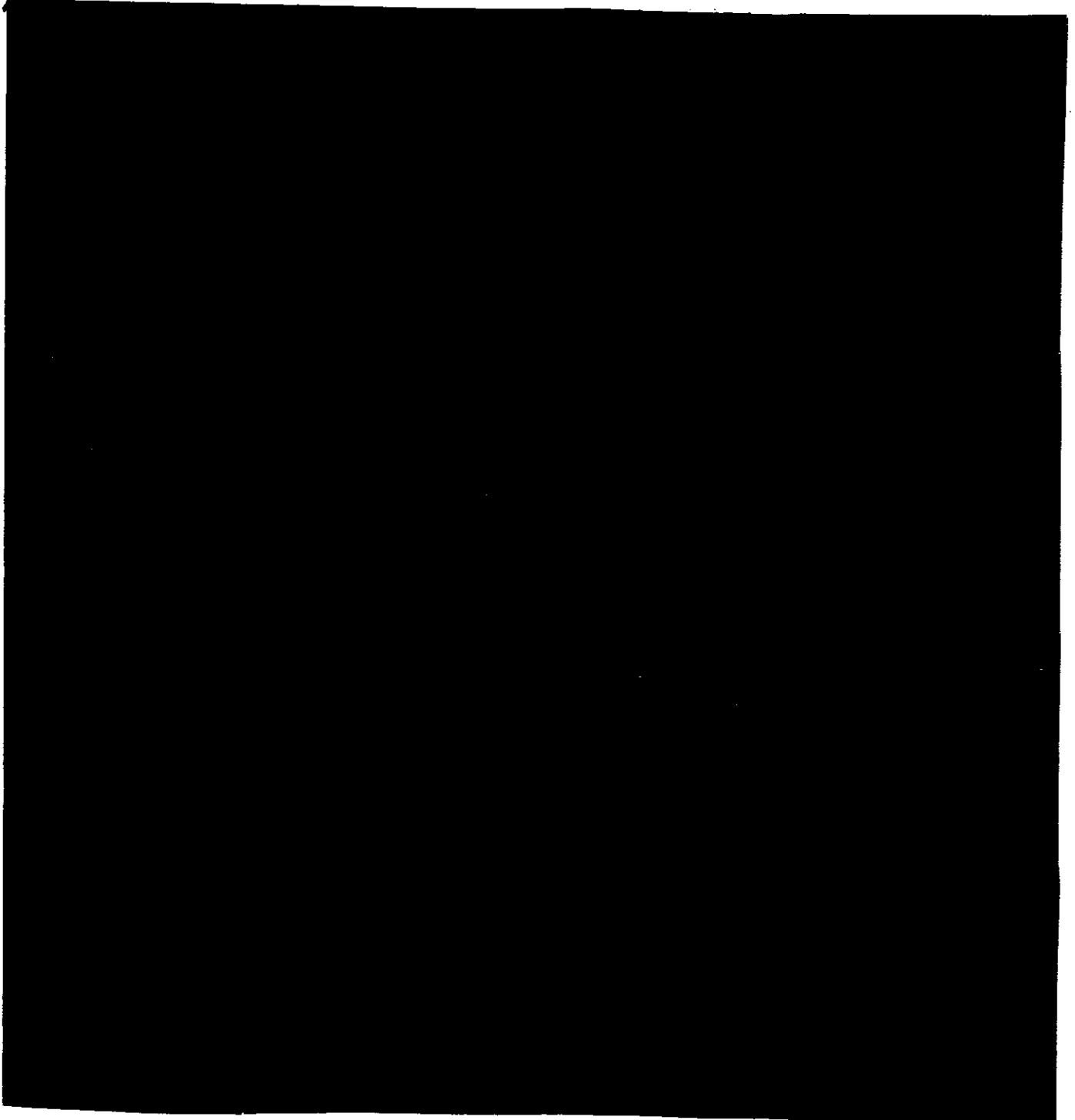
2 場所：合同庁舎2号館18階第5会議室

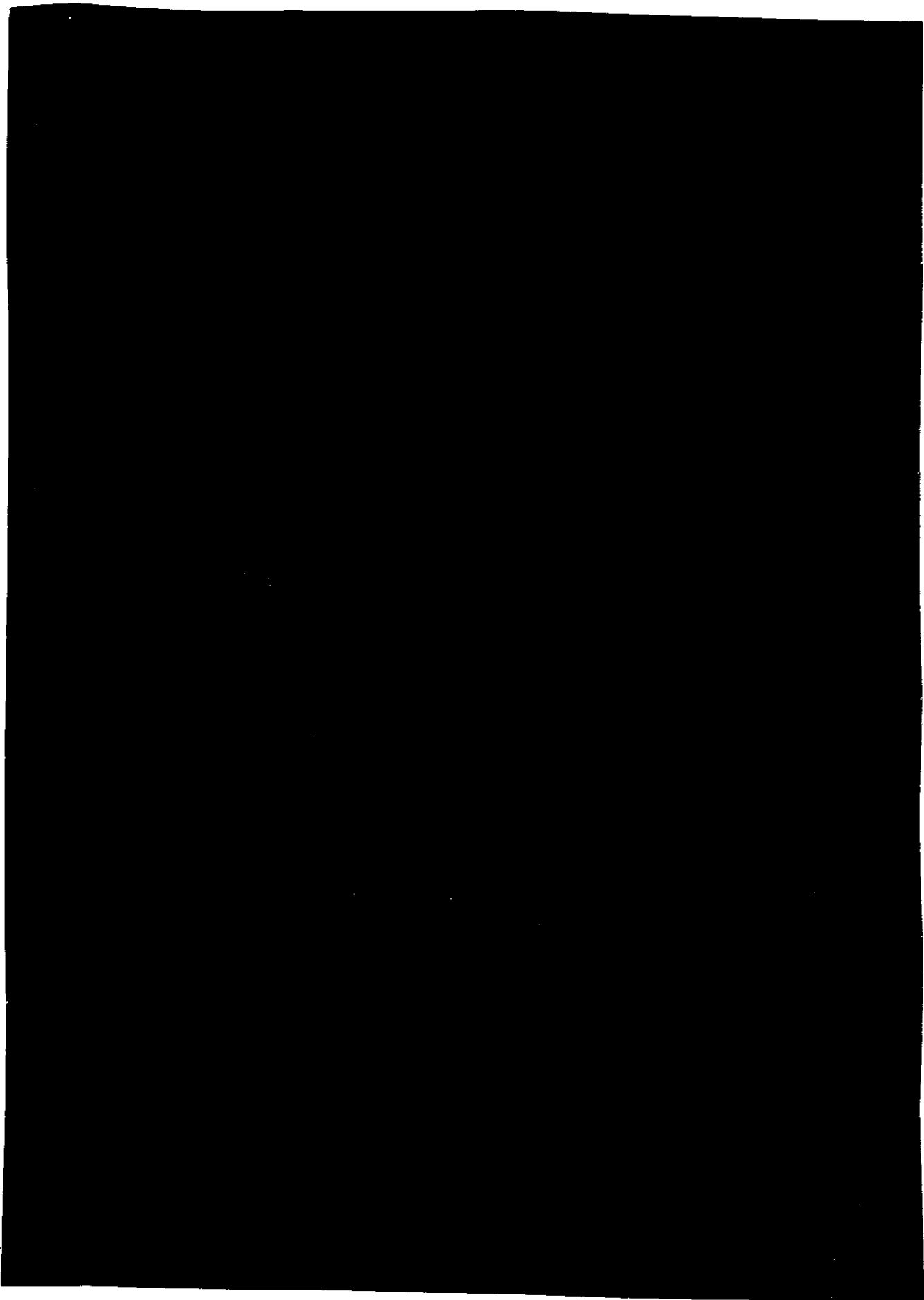
3 出席者

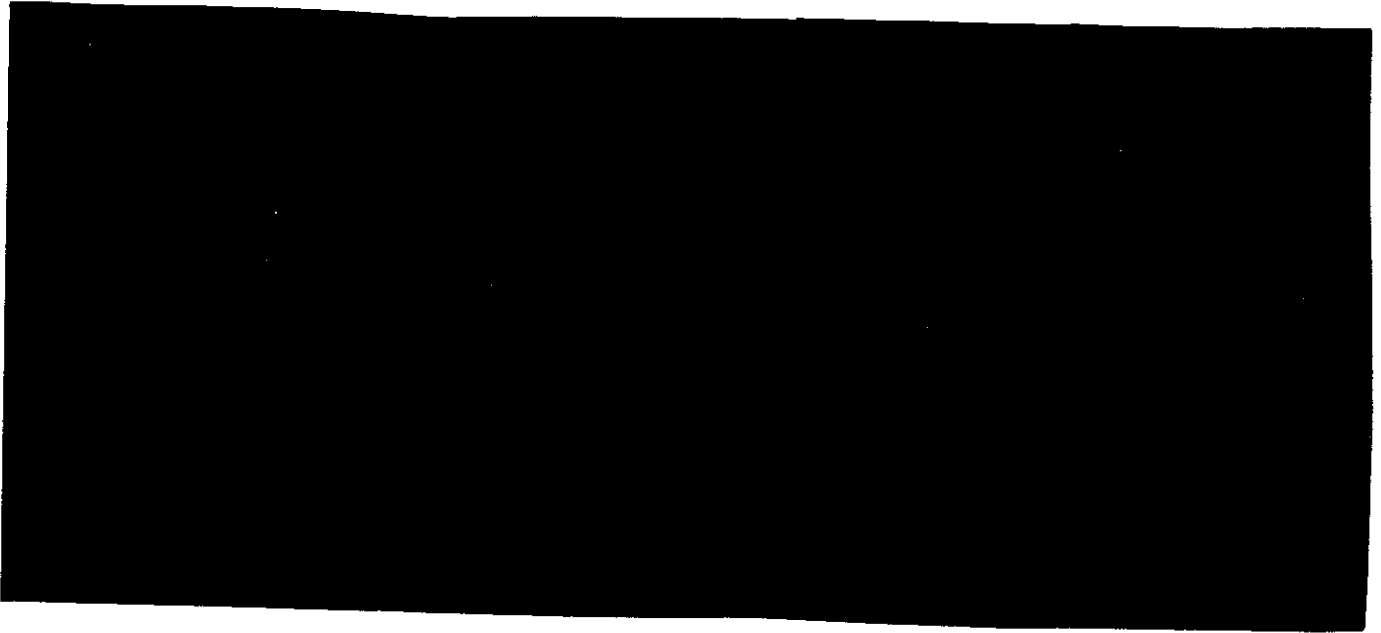
警察庁警備局警備企画課（藤原補佐、係長）、外事課（秋本補佐、係長）、
刑事局刑事企画課（水庭補佐、係長）、捜査第二課（幡野補佐、係長）

4 対応者：補佐、

5 概要：







以上

防衛省との協議概要（未定稿）

1 日時：平成24年1月18日（水） 午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所：内閣府本府別館4階402会議室

3 出席者

防衛省防衛政策局調査課情報保全企画室

同室

同室適格性制度付与専門官

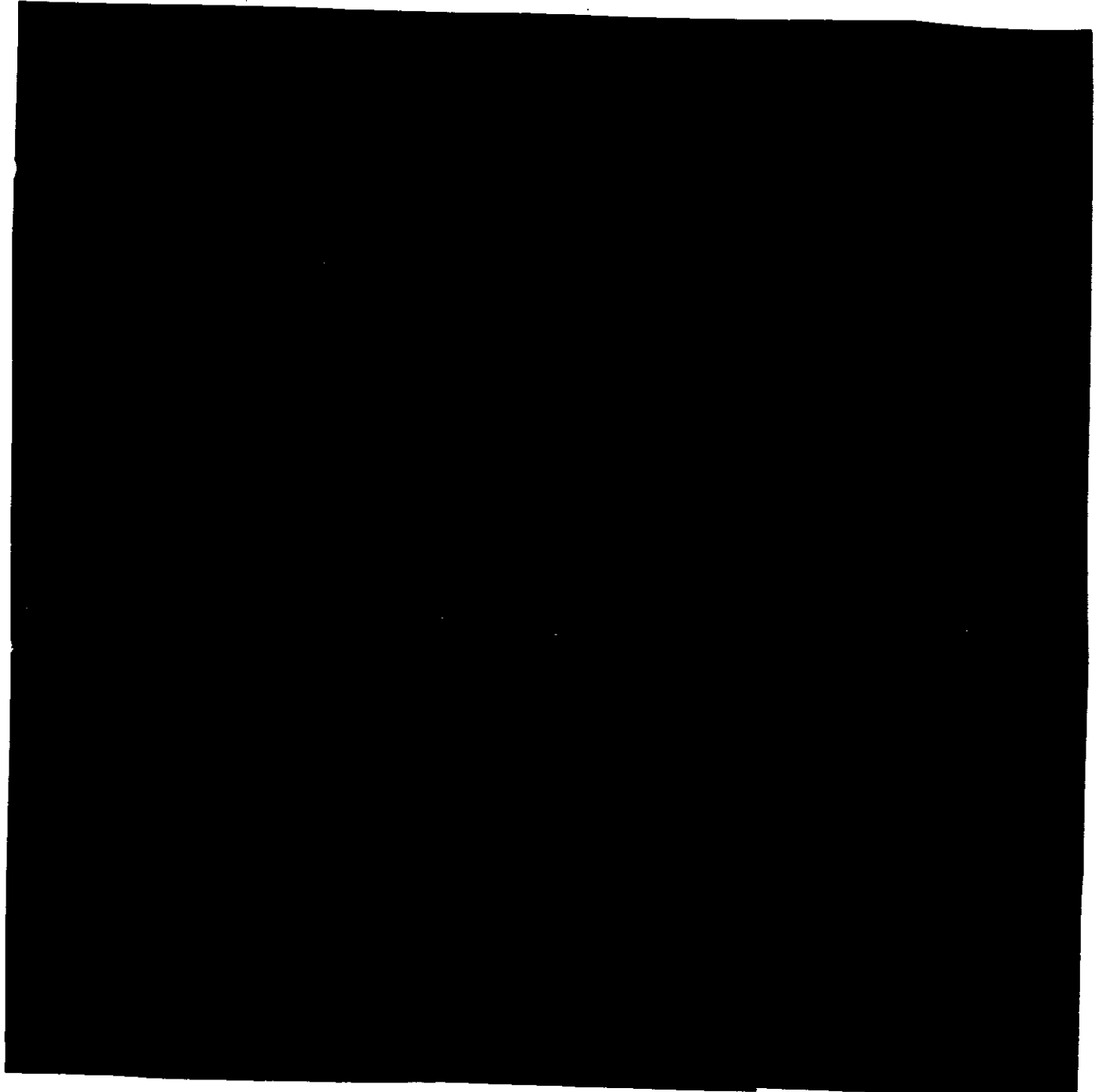
末長 広 室長

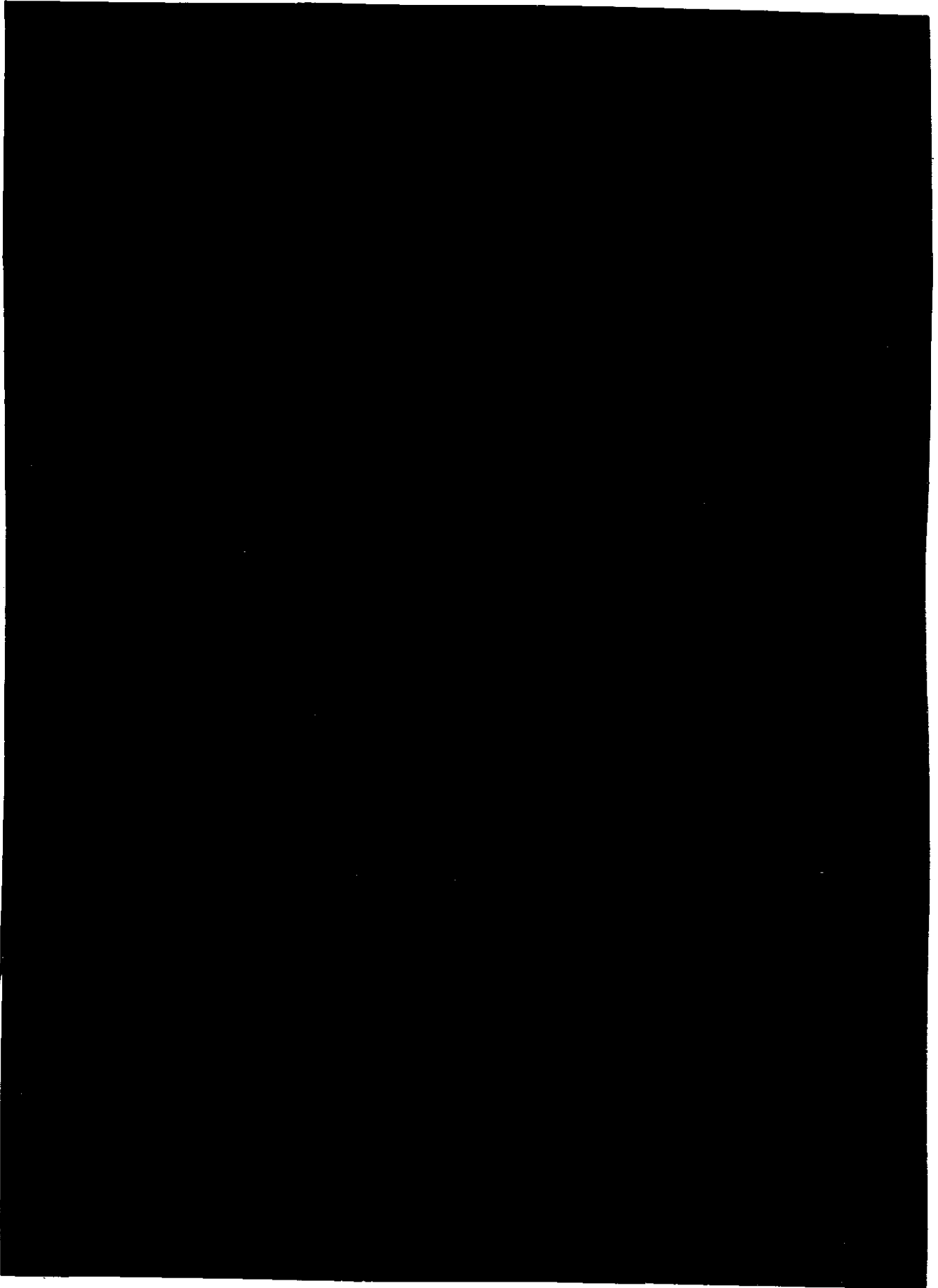
部員

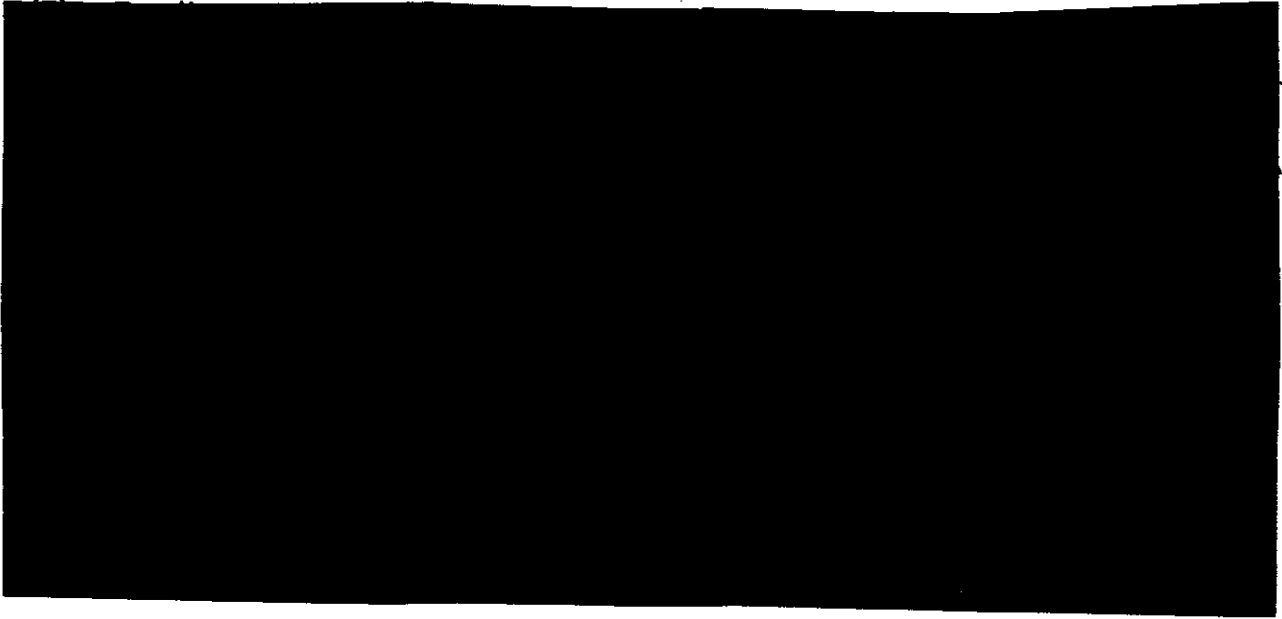
事務官

4 対応者：橋場参事官、補佐、

5 概要：







以上

【外務省コメント】 RE:【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第13回)

送信日時: 2012年1月19日 18:53
宛先: 内閣職員107(内閣情報調査室)
CC: [REDACTED]
添付ファイル: 1月13日付法制局持ち込み資料に対するコメント.docx (14 KB)

内調様

御世話になっています。

いただいた資料に関し、外務省から別添のとおりコメントいたします。

 外務省 大臣官房総務課
 課長補佐 [REDACTED]
 TEL 03-5501-8000 (内線 [REDACTED])
 直通 [REDACTED]
 FAX [REDACTED]
 E-mail: [REDACTED]

-----Original Message-----

From: [REDACTED] [mailto:[REDACTED]]
Sent: Tuesday, December 27, 2011 5:55 PM
To: [REDACTED]

Subject: 【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第13回）

関係省庁等担当各位

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第13回）を、本日（27日）に、内閣法制局に持ち込みました。

当該持込み資料「本法の附則において内閣法の一部を改正することについて」をこのメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回： 9月15日に資料持込み、 9月20日に審査
第2回： 10月13日に資料持込み、 10月18日に審査
第3回： 11月2日に資料持込み、 11月7、8日に審査
第4回： 11月11日に資料持込み、 11月15日に審査
第5回： 11月18日に資料持込み、 11月21日に審査
第6回： 11月25日に資料持込み、 11月28日に審査
第7回： 11月30日に資料持込み、 同日に審査
第8回： 12月1日に資料持込み、 同日に審査
部長概要説明資料： 12月2日に資料持込み、 12月7日に部長概要説明
第9回： 12月12日に資料持込み、 12月12、13日に審査
第10回： 12月14日に資料持込み、 同日に審査
第11回： 12月15日に資料持込み、 16日に審査
部長再説明資料： 12月16日に資料持込み、 19日に部長再説明
第12回： 12月22日に資料持込み、 同日に審査
第13回： 12月27日に資料持込み
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

平成24年1月9日

12月27日第13回法制局持ち込み資料に対するコメント【外務省】



1月13日付法制局持ち込み資料に対するコメント【外務省】



(丁)

メール 受信トレイ 376 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のソート 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)及び質問に...

送信済みアイテム

13:02

削除済みアイテム

(件名なし)

メモ

10:46

迷惑メール

昨日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み
(予定)及び質問に対する回答について

アクション

宛先: 内調職員061(内閣情報調査室)

添付ファイル (2) すべての添付ファイルをダウンロード

ル: 120124第14回持ち込み資料に対する質問Jtd(22 KB); 120124(総務課)等
見Jtd(27 KB)

2012年1月24日 13:02

内調
様

お世話になっております。
警察庁の[]です。

第14回持ち込み資料への質問等を添付のとおり提出致しますので、
よろしくお取りはからい下さい。

警察庁
様

作成者: []

宛先: []

送信者: []

日付: 2012/01/13 01:33 PM

件名: 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)及び質問に対する回答について

警察庁警備局警備企画課 藤原様、[]様

いつもお世話になります。標記の件につきまして、

メール

1 法制局持込み予定資料

予定表

・ 条文素案

連絡先

・ 論点ペーパー「合議制の行政機関における特別秘密の指定及び管理について(案)」

タスク

・ 論点ペーパー「適性評価の代替措置について」[]

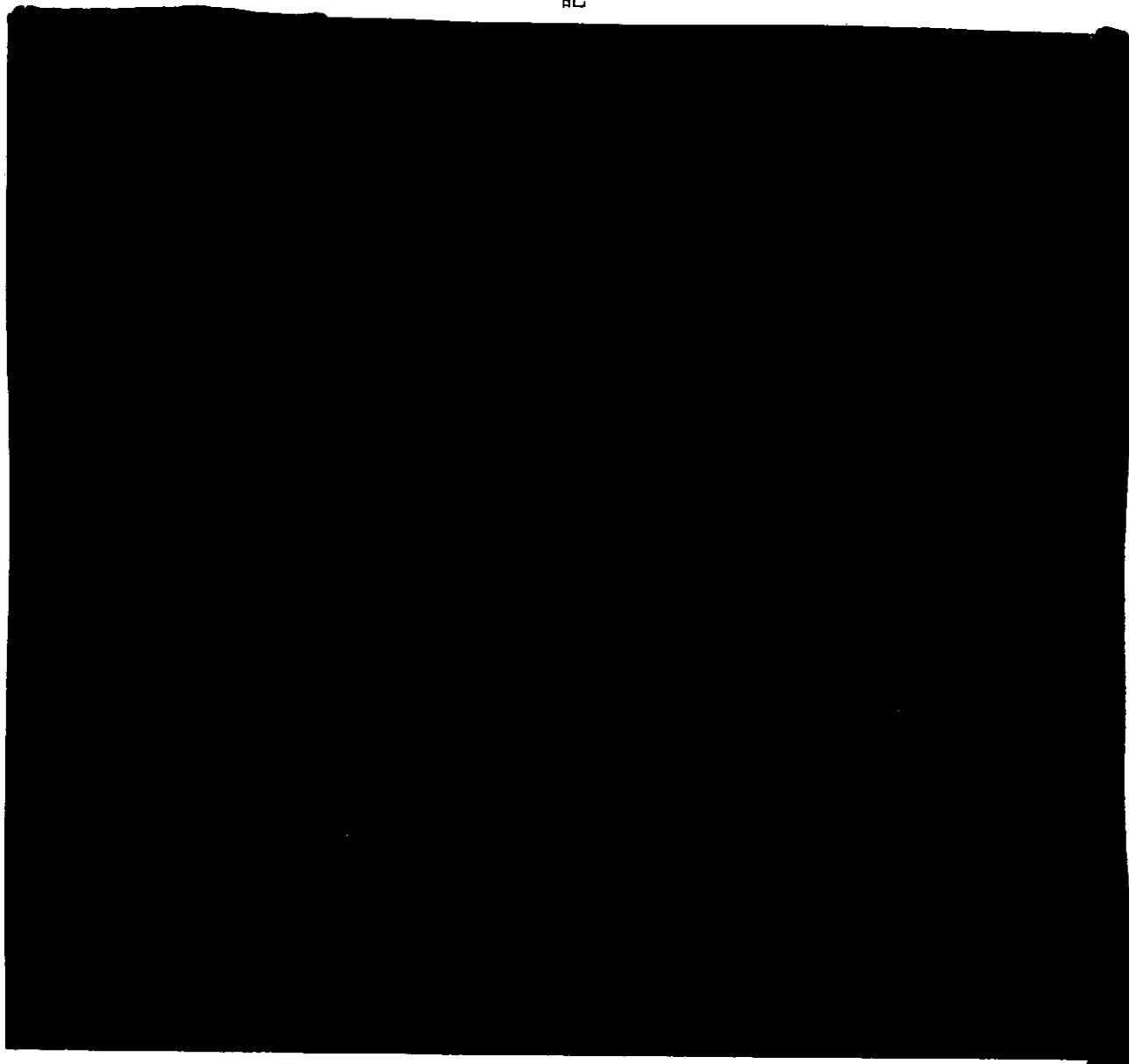
2012/01/24

内閣情報調査室担当官 殿

事 務 連 絡
成24年 1 月 24 日
警 察 庁

第14回法制局持ち込み資料について
みだしの件について、下記のとおり質問を提出しますので、よろしくお取り計らい願います。

記



内閣情報調査室担当官 殿

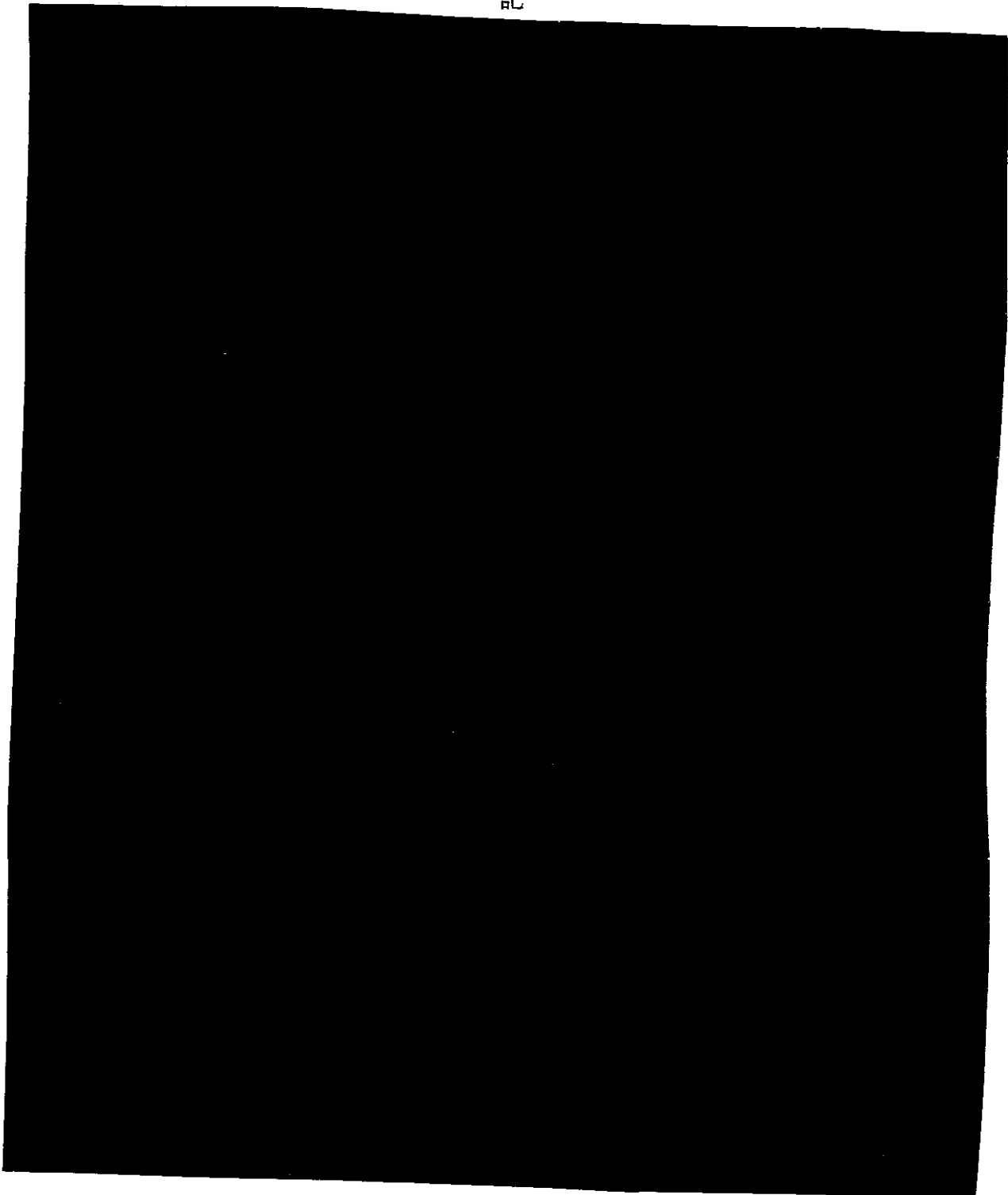
事 務 連 絡

平成24年 1 月 24 日

警 察 庁

内閣情報調査室からの平成24年 1 月 13 日付け回答について、下記のとおり質問等を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記



【連絡】秘密保全法制については規制の新設審査の対象外です。

金原 明彦(総務官室・本室)

送信日時: 2012年1月26日 17:35

宛先: 内調職員113(内閣情報調査室)

内閣情報調査室 様

お世話になっております。内閣総務官室の金原です。

総務省行政管理局より、秘密保全法制については規制の新設審査の対象外となる旨連絡がございましたので、お知らせいたします。

内閣総務官室企画第二担当主査

金原明彦 (きんばら あきひこ) Akihiko Kimpapa

100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

Tel: 03-5253-2111(ext.)

Tel: (direct)

Fax:

-----Original Message-----

From: 大嶋 一郎 [mailto:]

Sent: Thursday, January 26, 2012 5:31 PM

To: 金原 明彦(総務官室・本室)

Subject: 【連絡】規制の新設審査：秘密保護法制

内閣総務官室 金原様

お世話になっております。

遅くなりましたが、標記につきましては、審査の対象外となります。

よろしくお願いいたします。

大嶋 一郎

総務省 行政管理局 (査定)

内閣・内閣府・宮内庁・総務省・公害等調整委員会担当

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

TEL: 03-5253-6111 (代) (PHS 内線)

(固定電話直通)

FAX:

E-mail:

【ご連絡】秘密保全法制(別表事項)に関する法制局資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月26日 17:46

宛先:

添付ファイル: 20120126 別表1号コンメンタール(アドバンス).jtd (50 KB); 20120126 別表2号コンメンタール(アドバンス).jtd (40 KB); 20120126 別表3号コンメンタール(アドバンス).jtd (52 KB)

警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁、防衛省 担当各位

いつも大変お世話になっております。

秘密保全法制に関して、「別表事項の解説」を送付いたします。

本資料については、まだ内調内の検討が終了していませんが、早めに修文等のご指摘をいただくためのアドバンスとして、特に別表事項に関係の深い省庁の担当者に送付いたします。正式版は、明日中に内調内の検討を終え、本日送付していない省庁も含めて、各省に送付する予定です。

下線を引いて強調しております部分につきましては、たたき台として内調で記載しているところですので、各省庁におきまして、確認、訂正や加筆等をお願いいたします。

法制局の都合次第ではありますが、来週中に審査が行われることも想定されますが、その場合には、本資料「別表事項の解説」の持ち込みたいと考えています。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

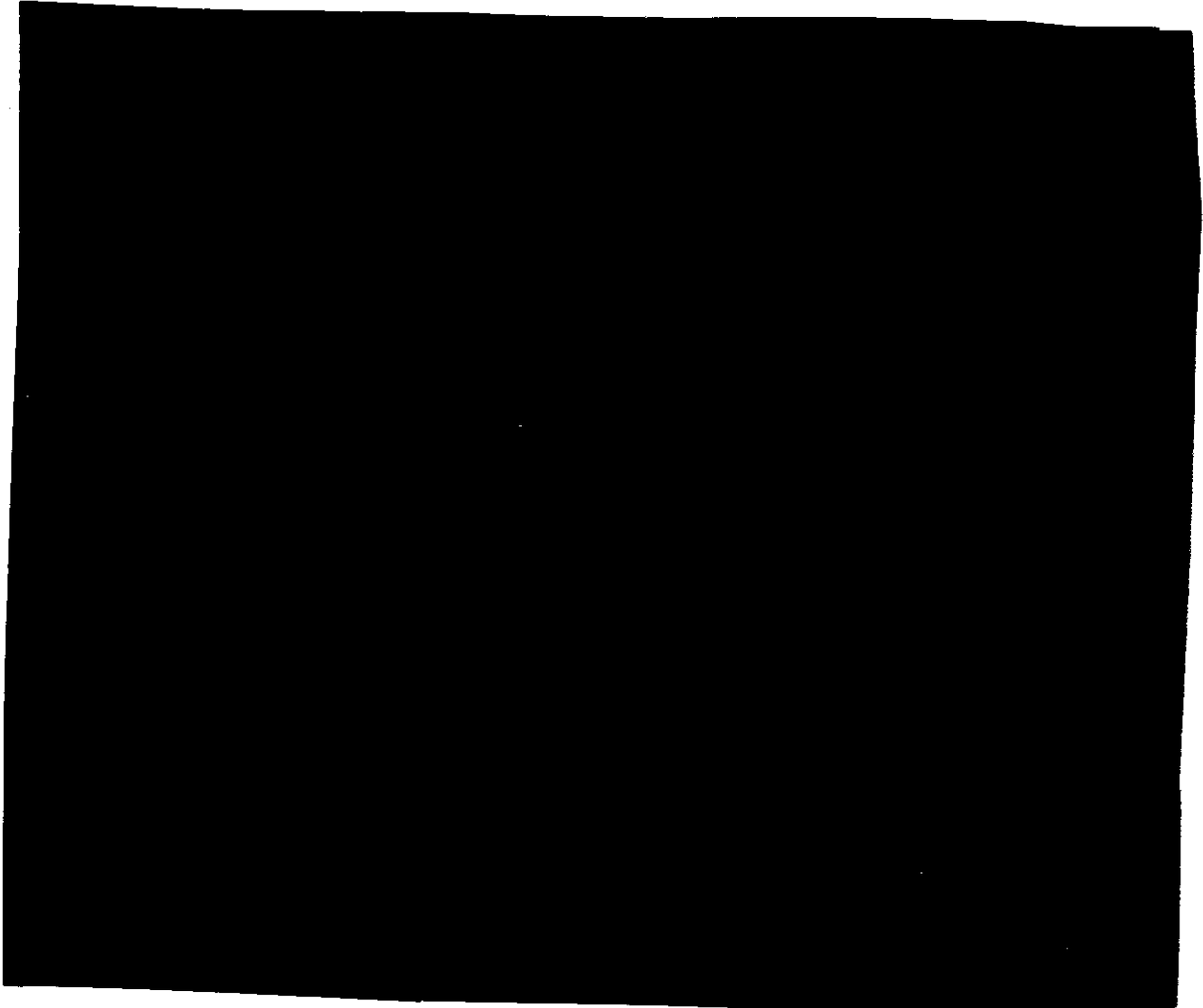
内閣官房内閣情報調査室総務部

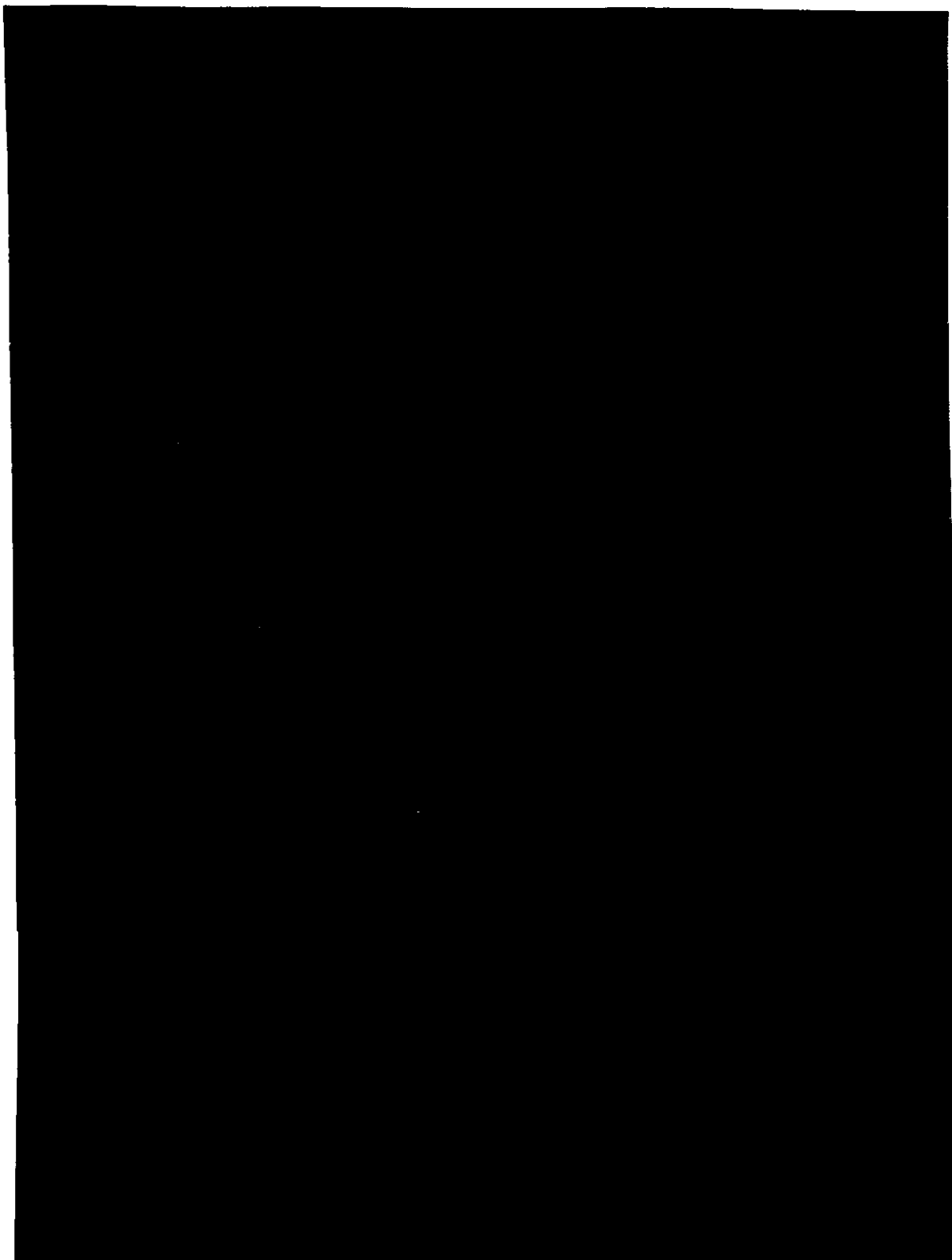
Tel 03-5253-2111 (内線)

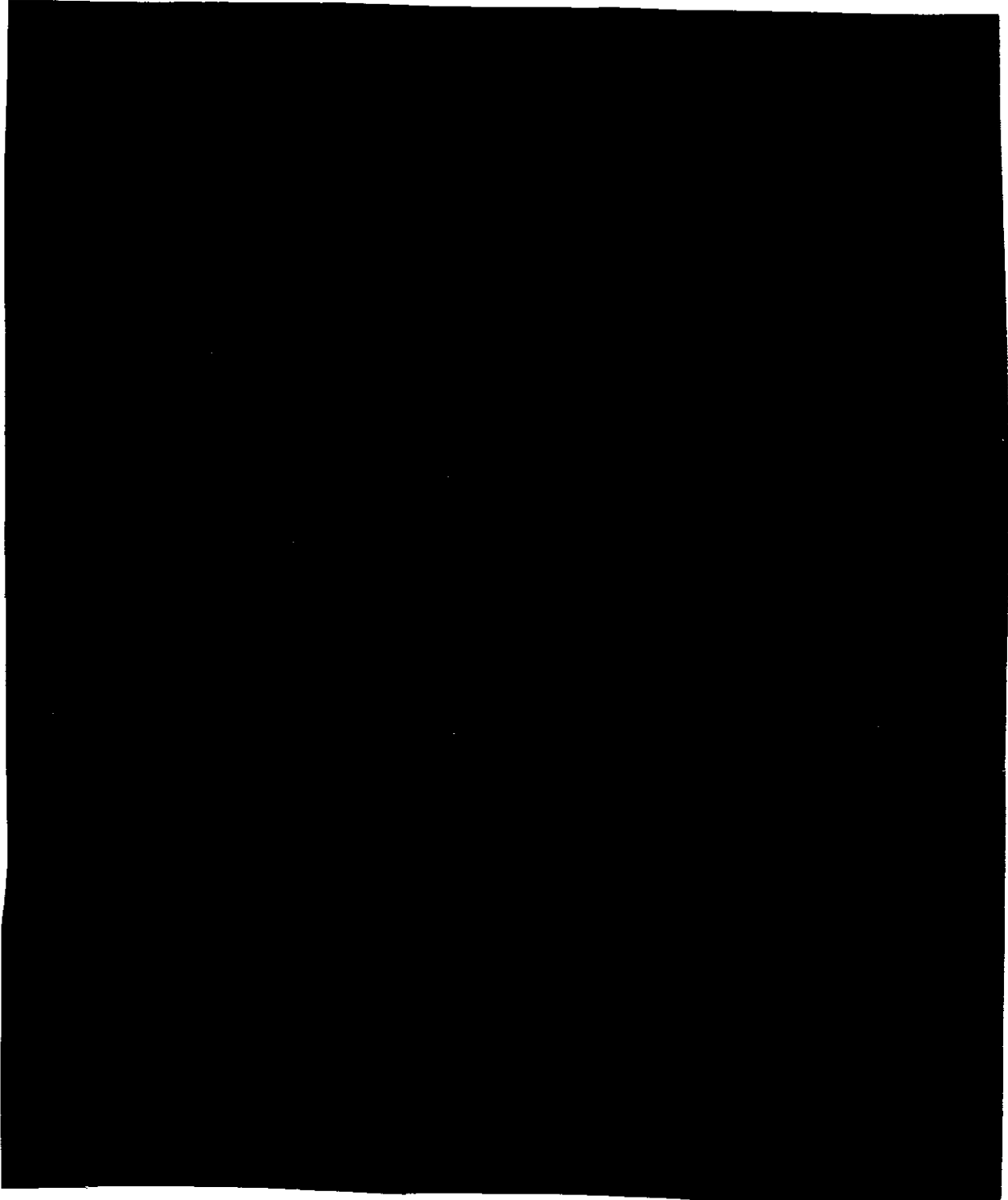
(直通)

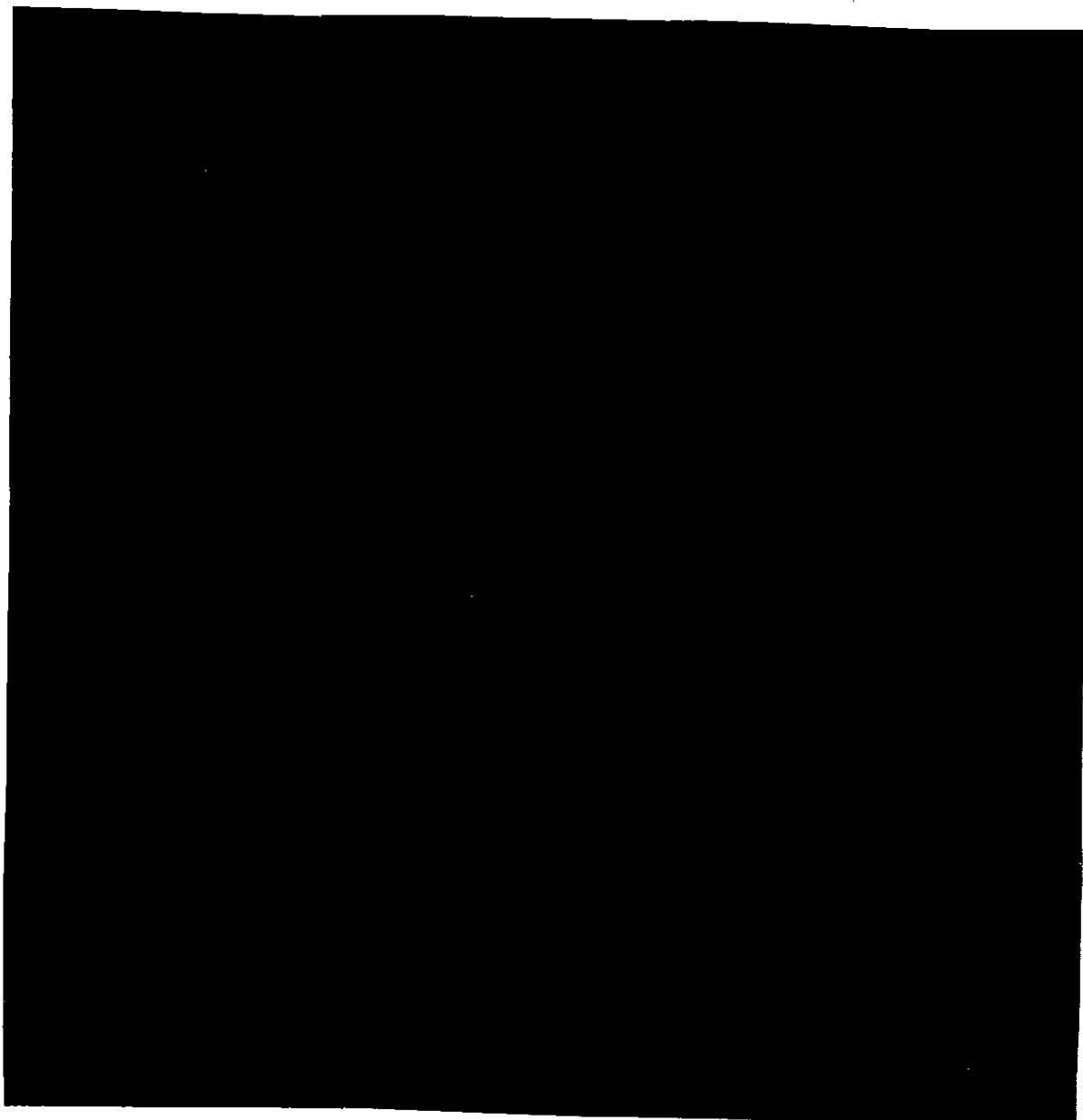
Fax 03-3592-2307

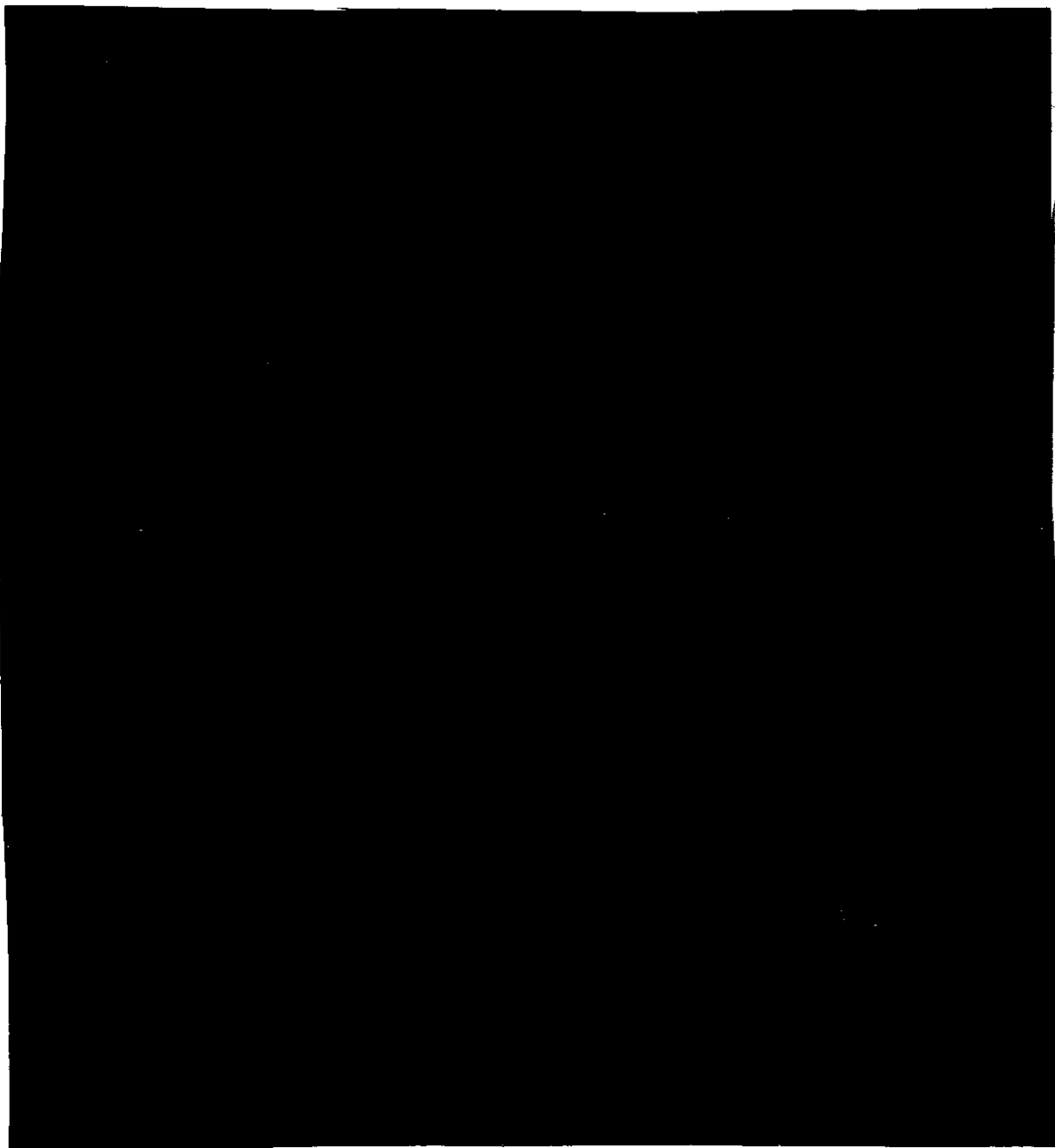
別表事項の解説（防衛に関する事項）

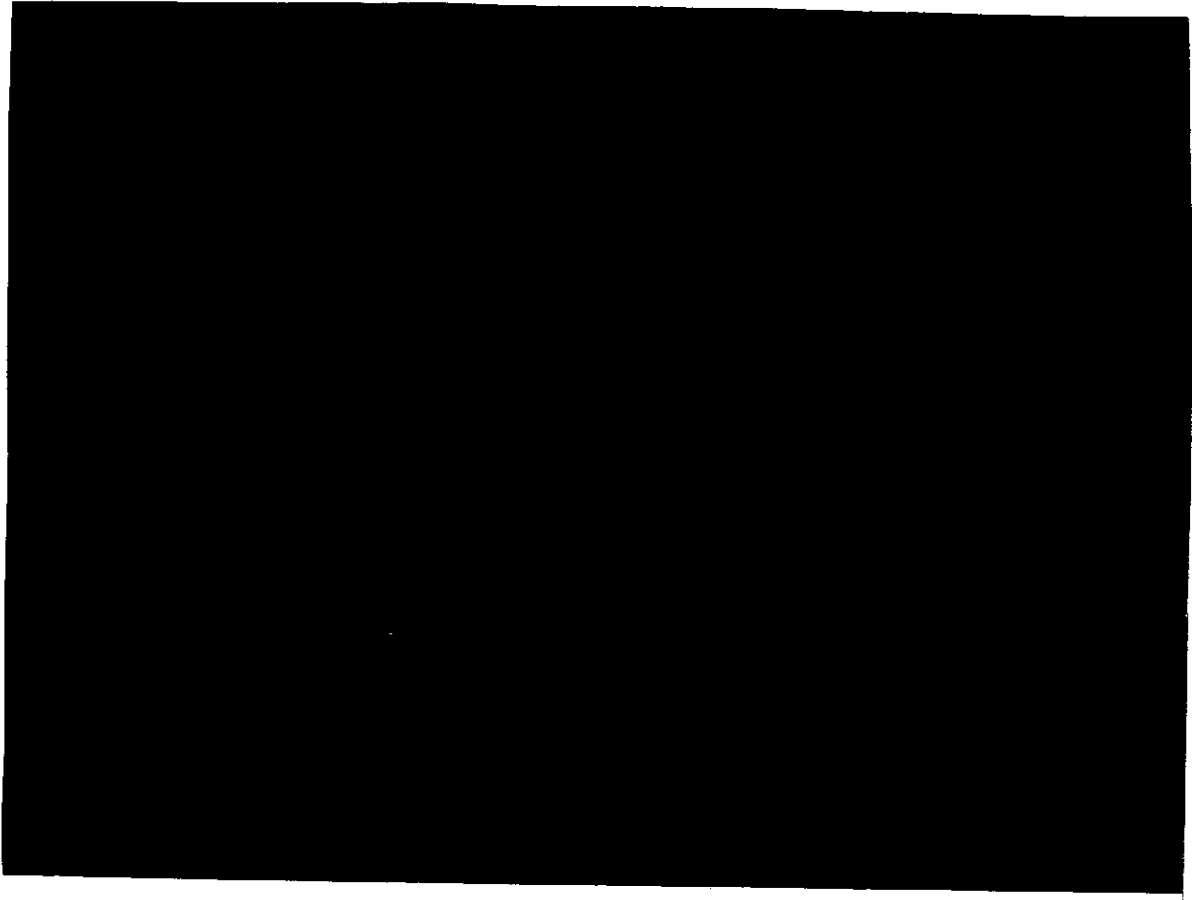


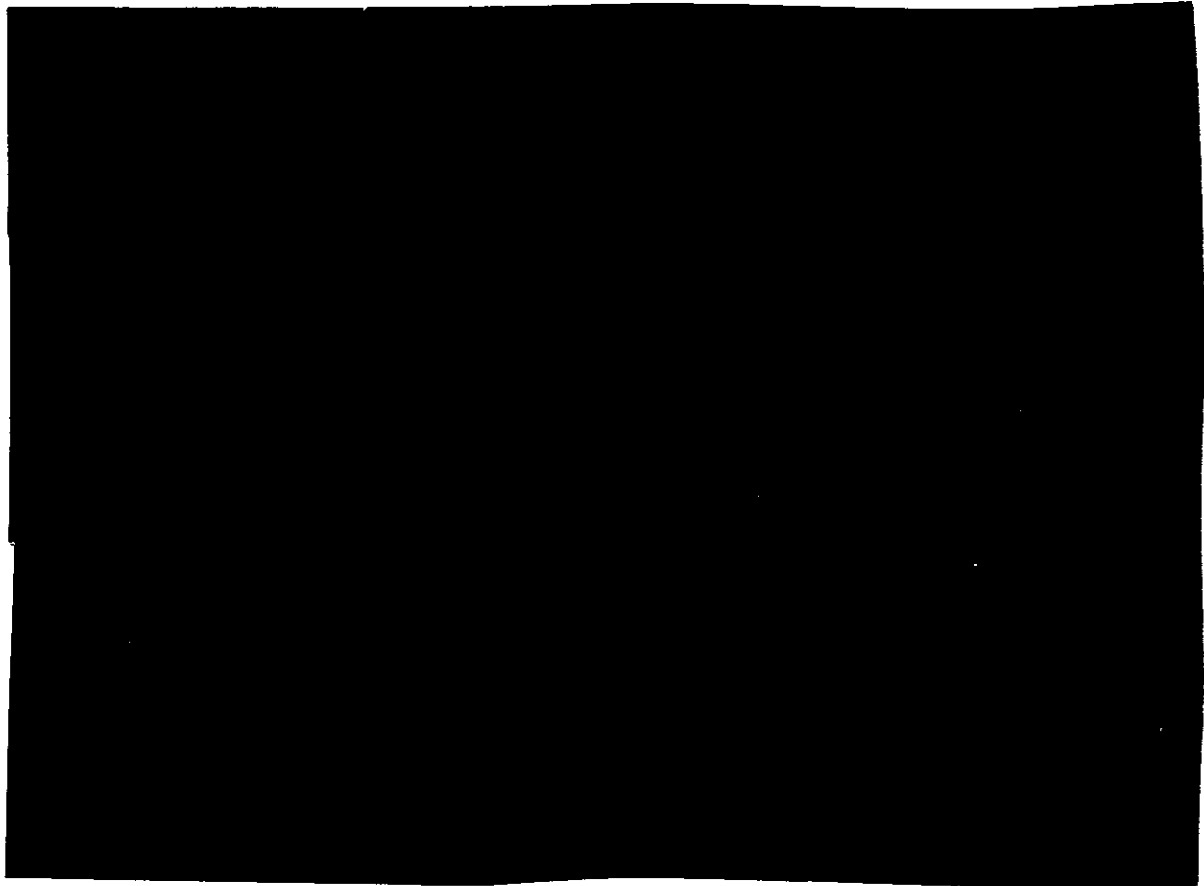


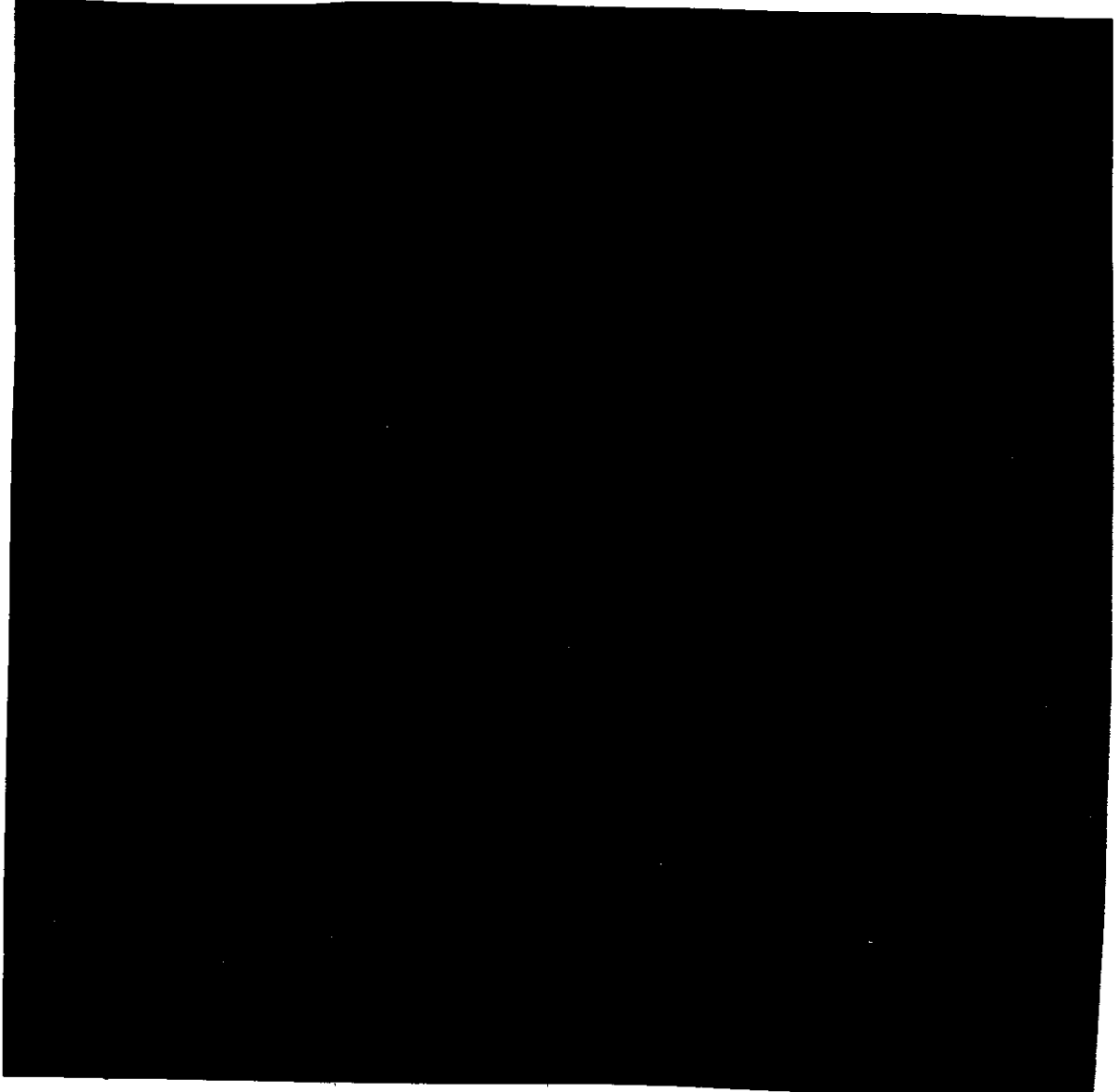


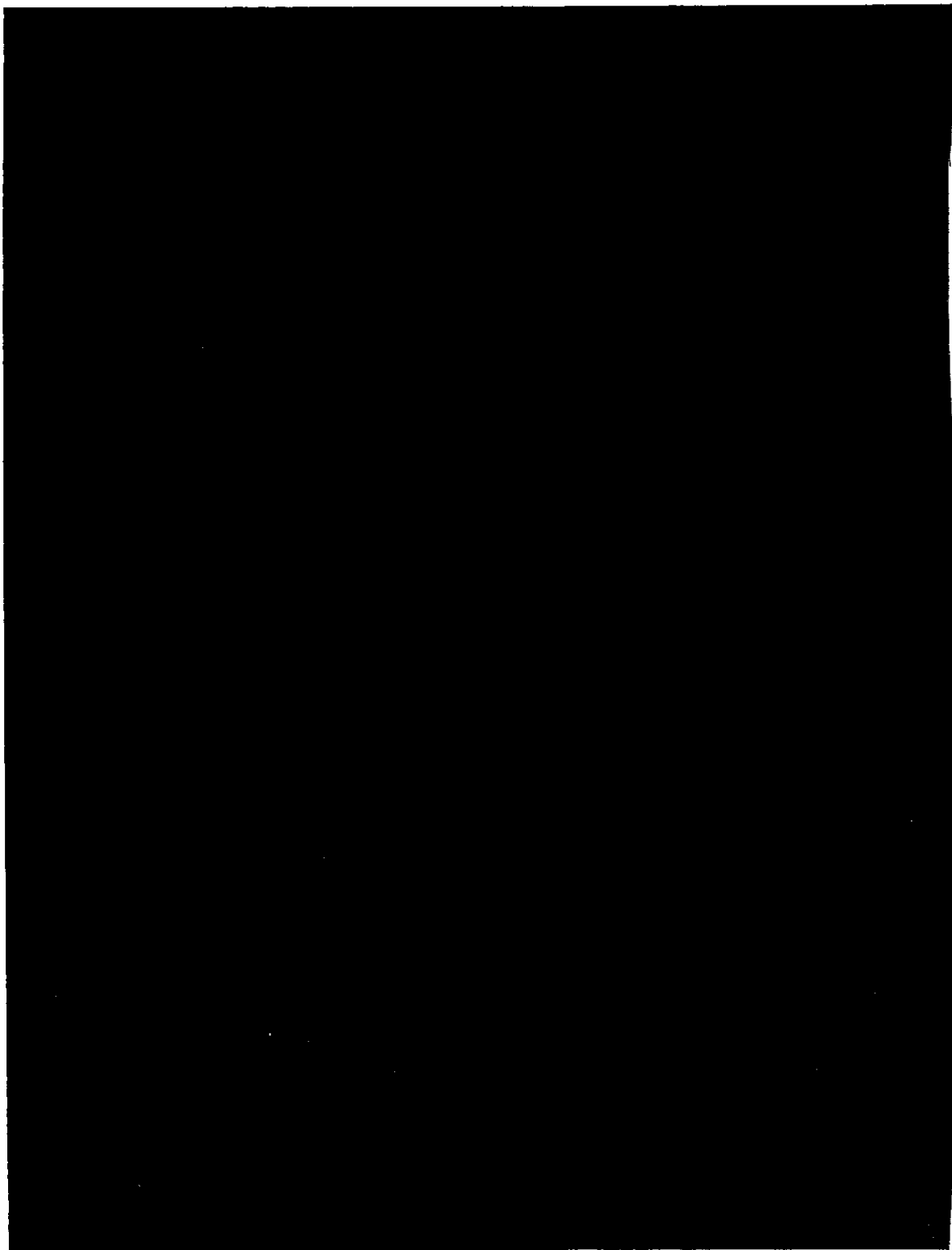


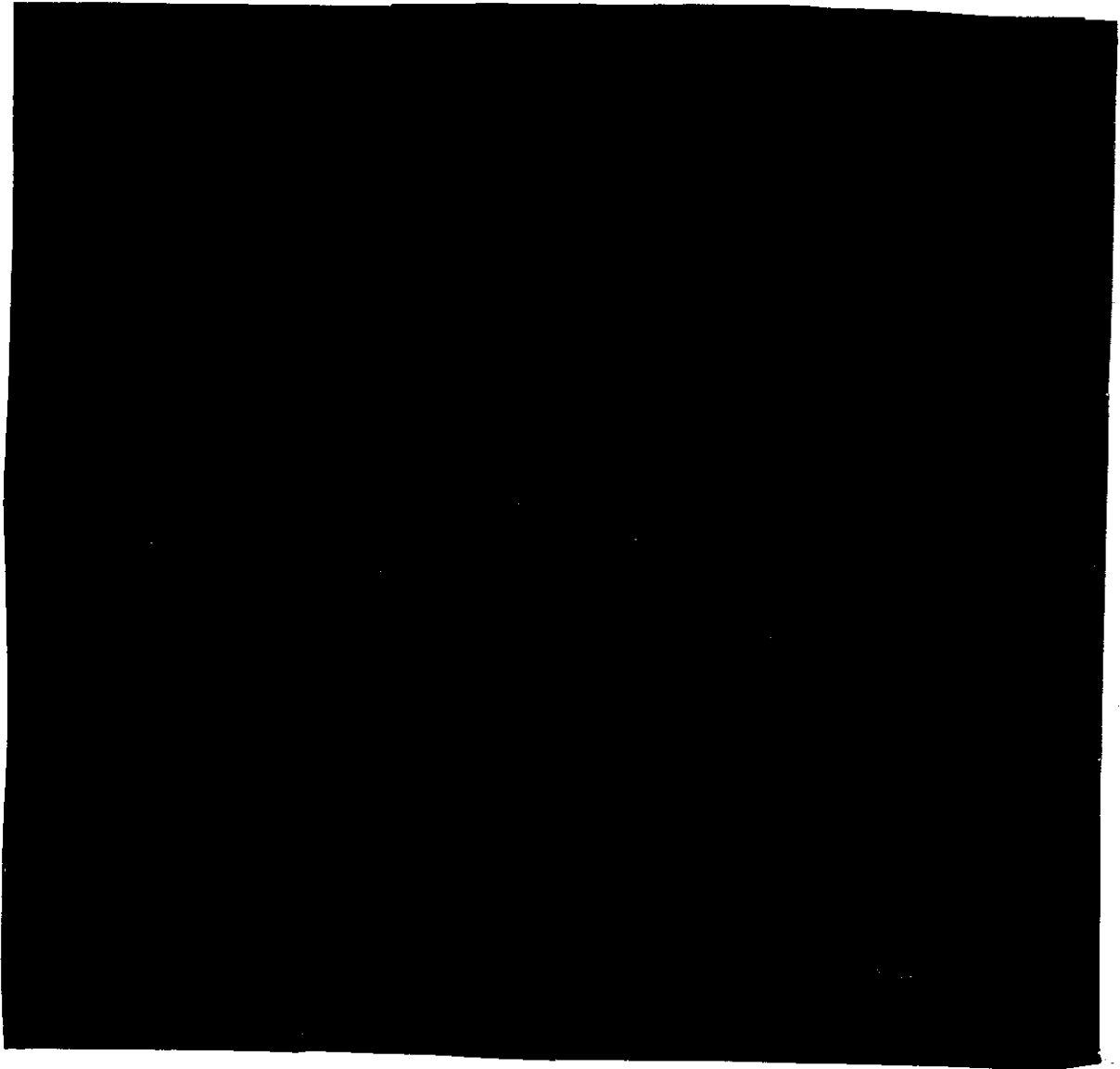




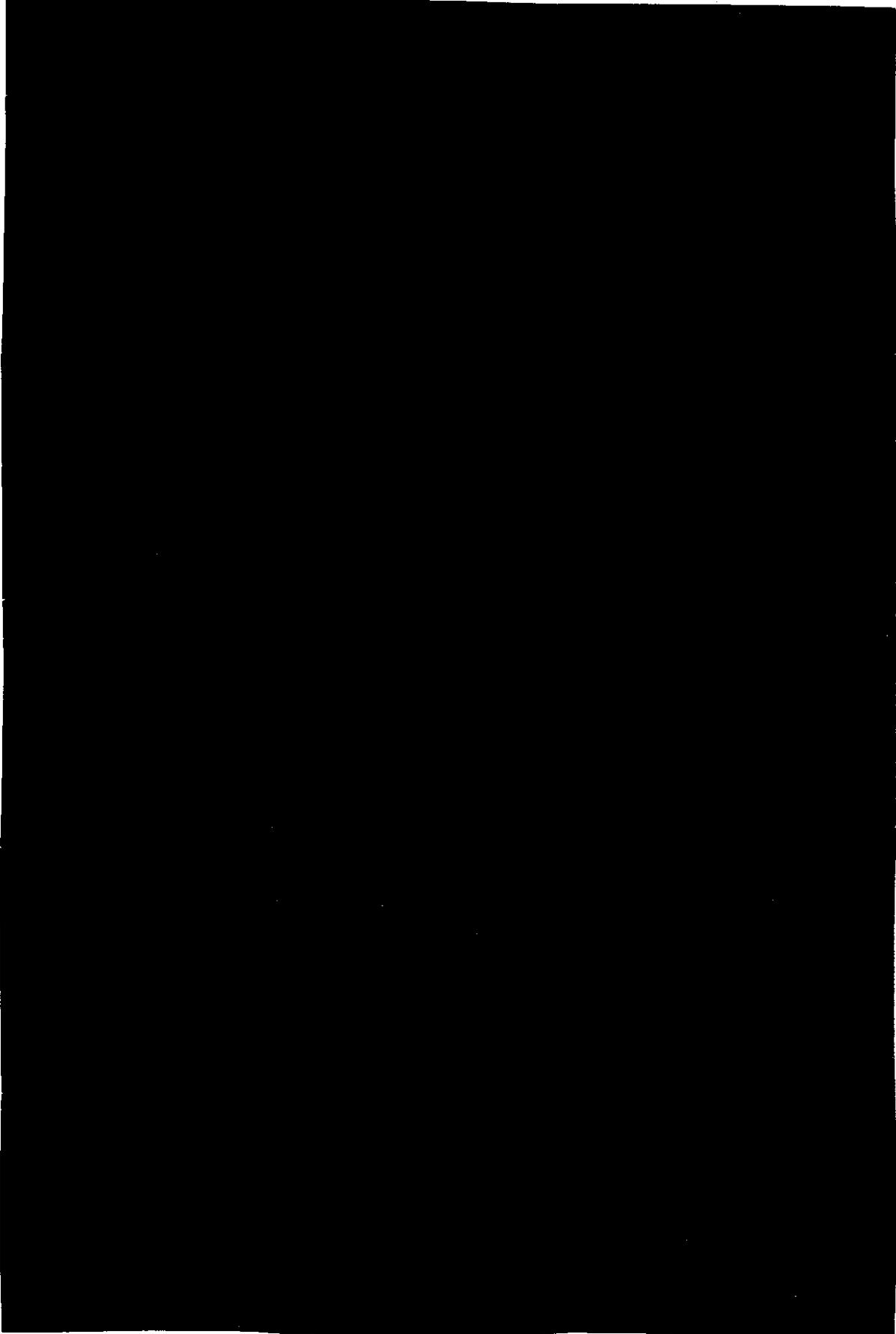


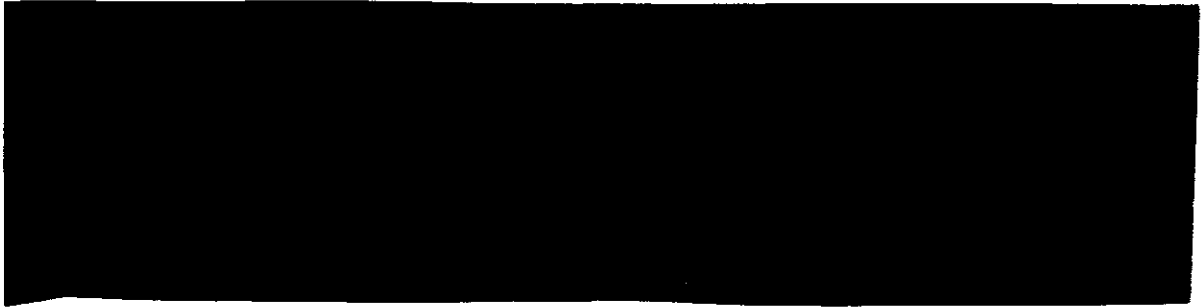


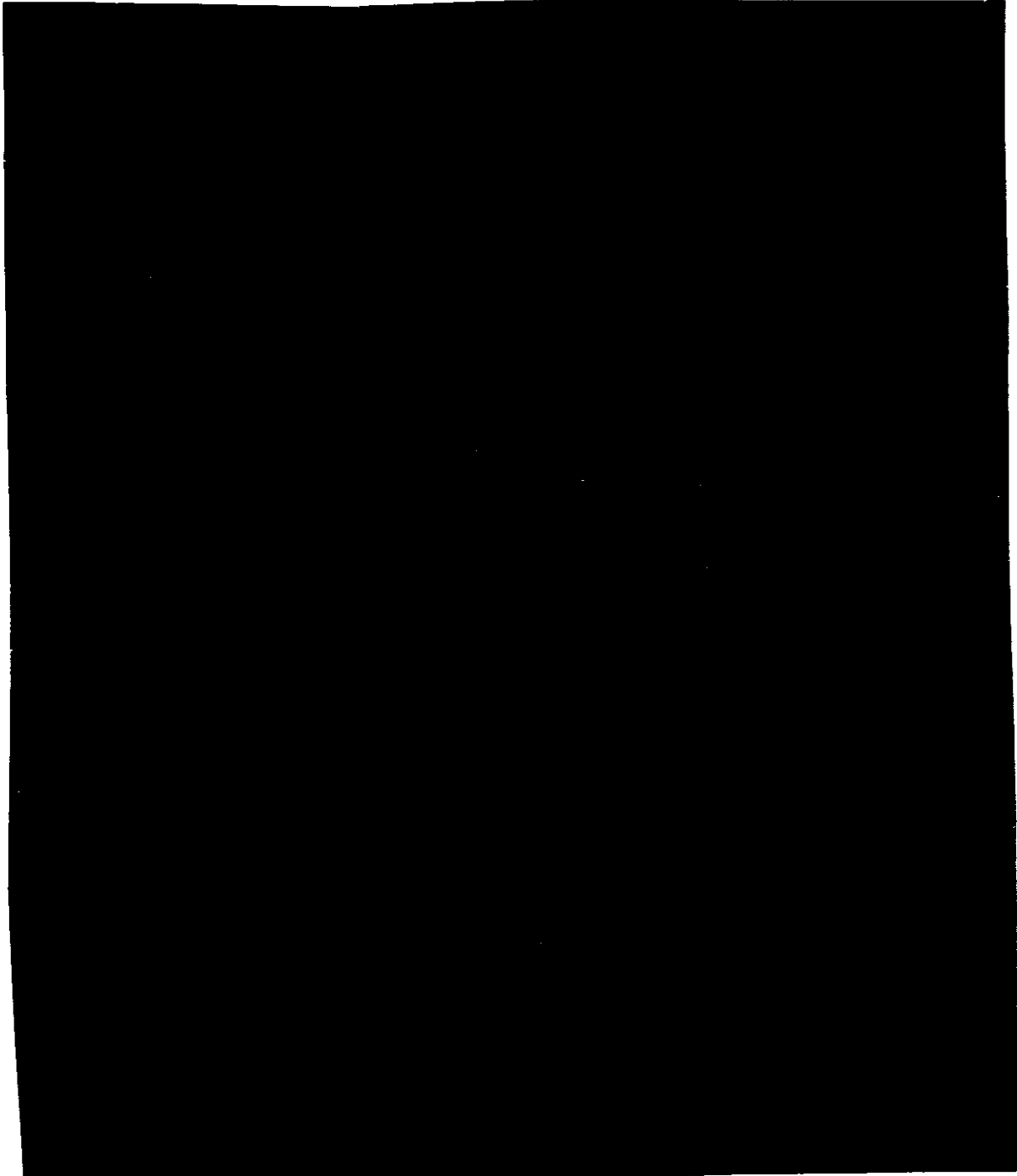


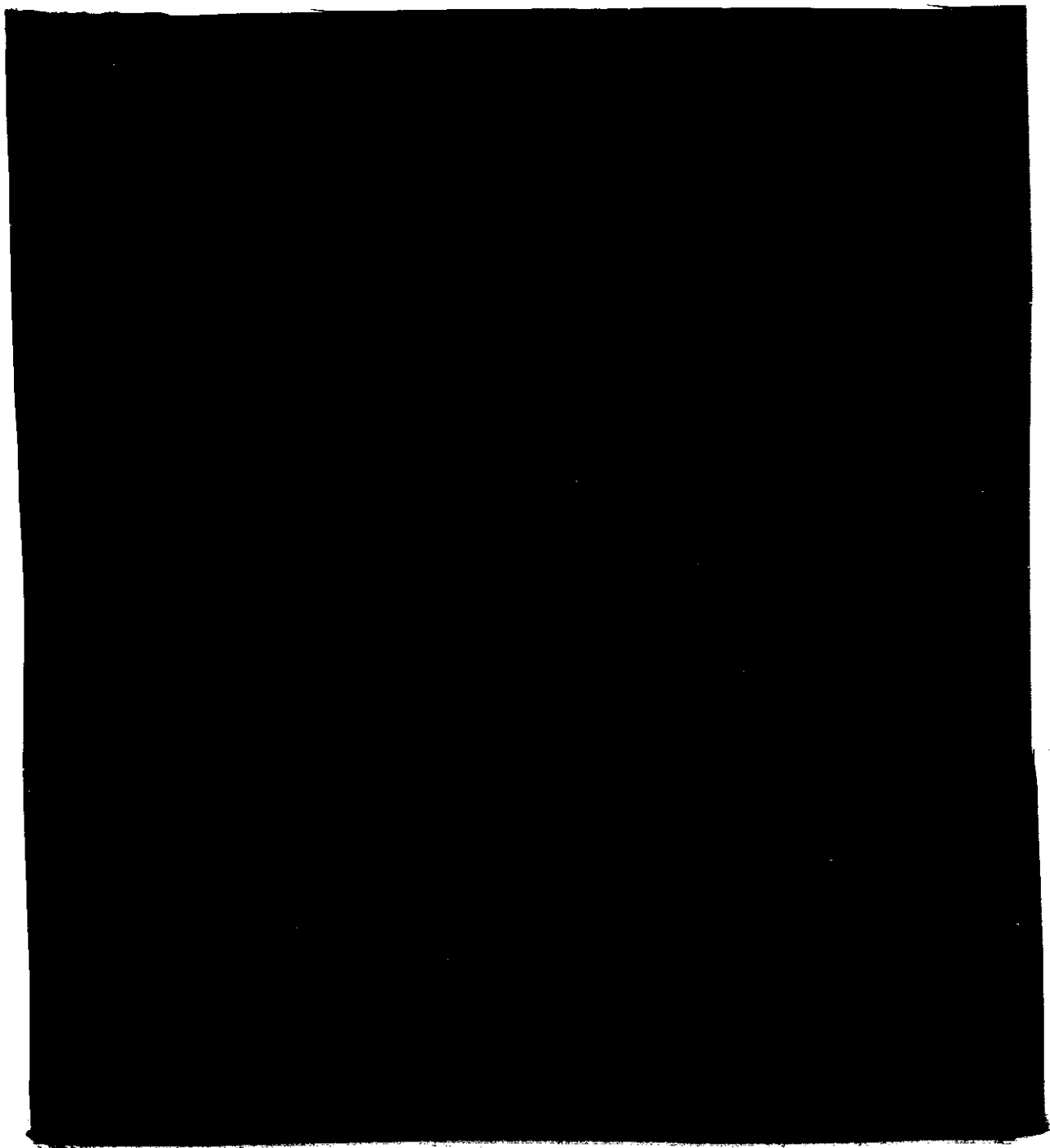


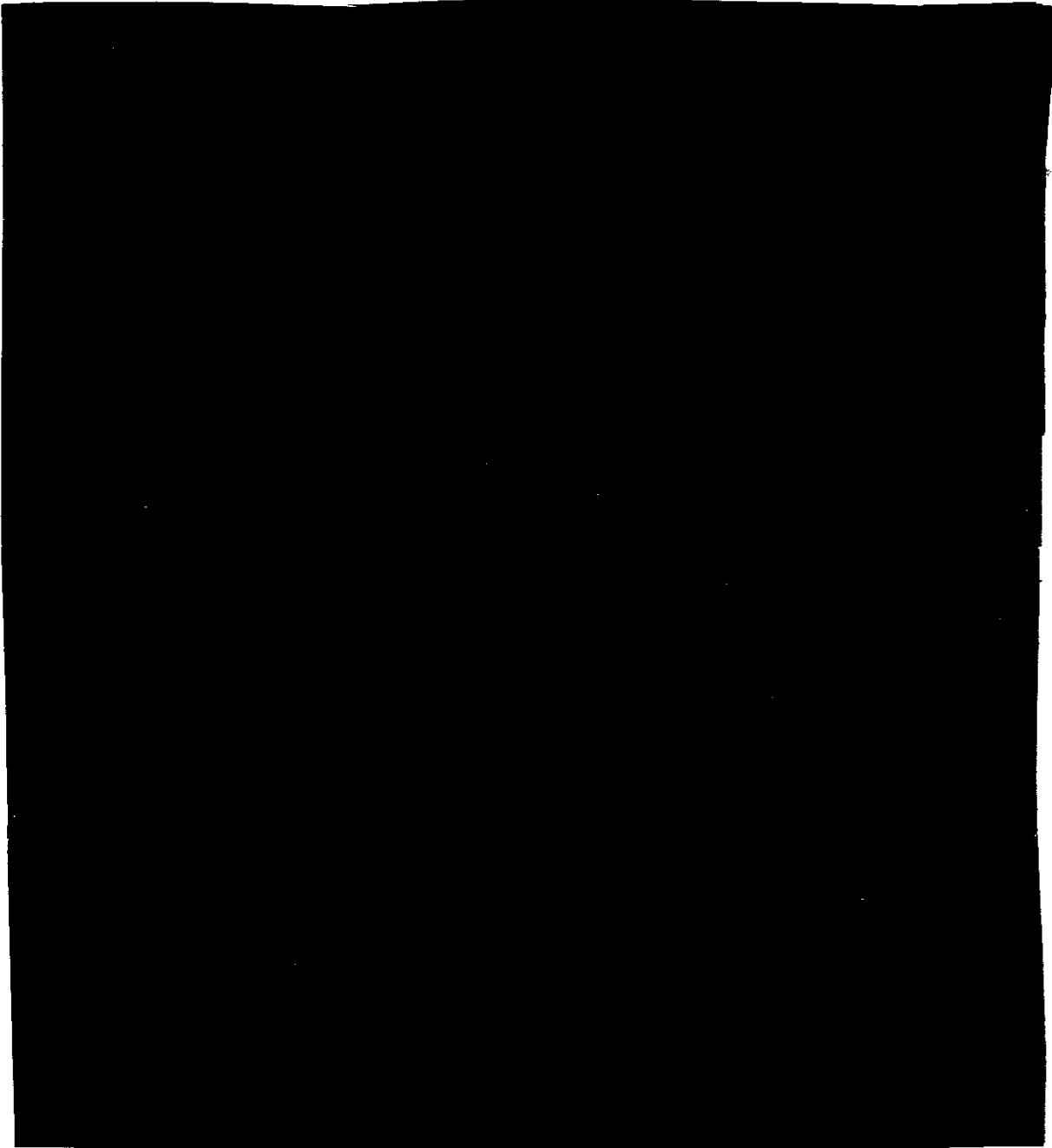
別表事項の解説（外交に関する事項）

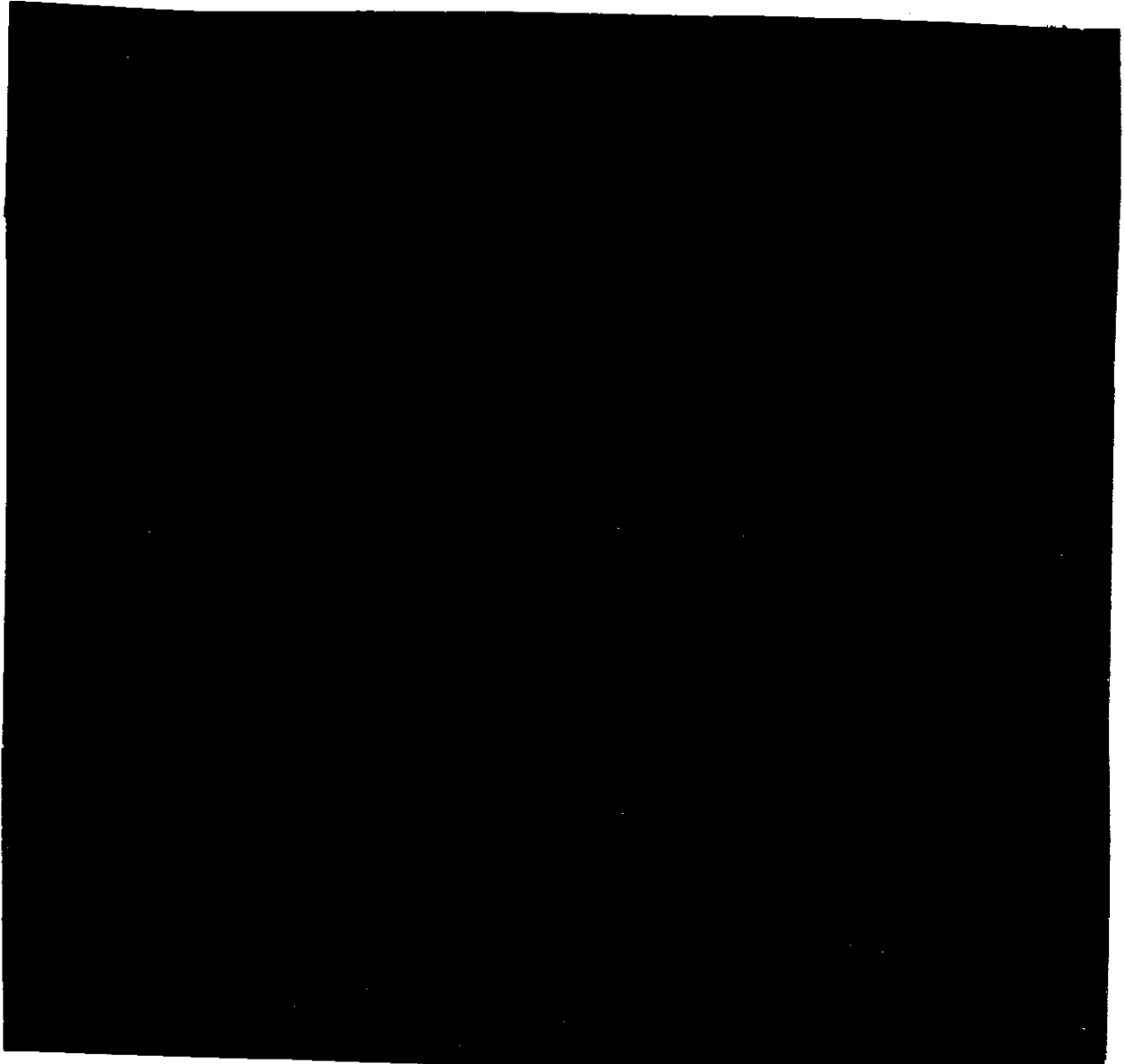




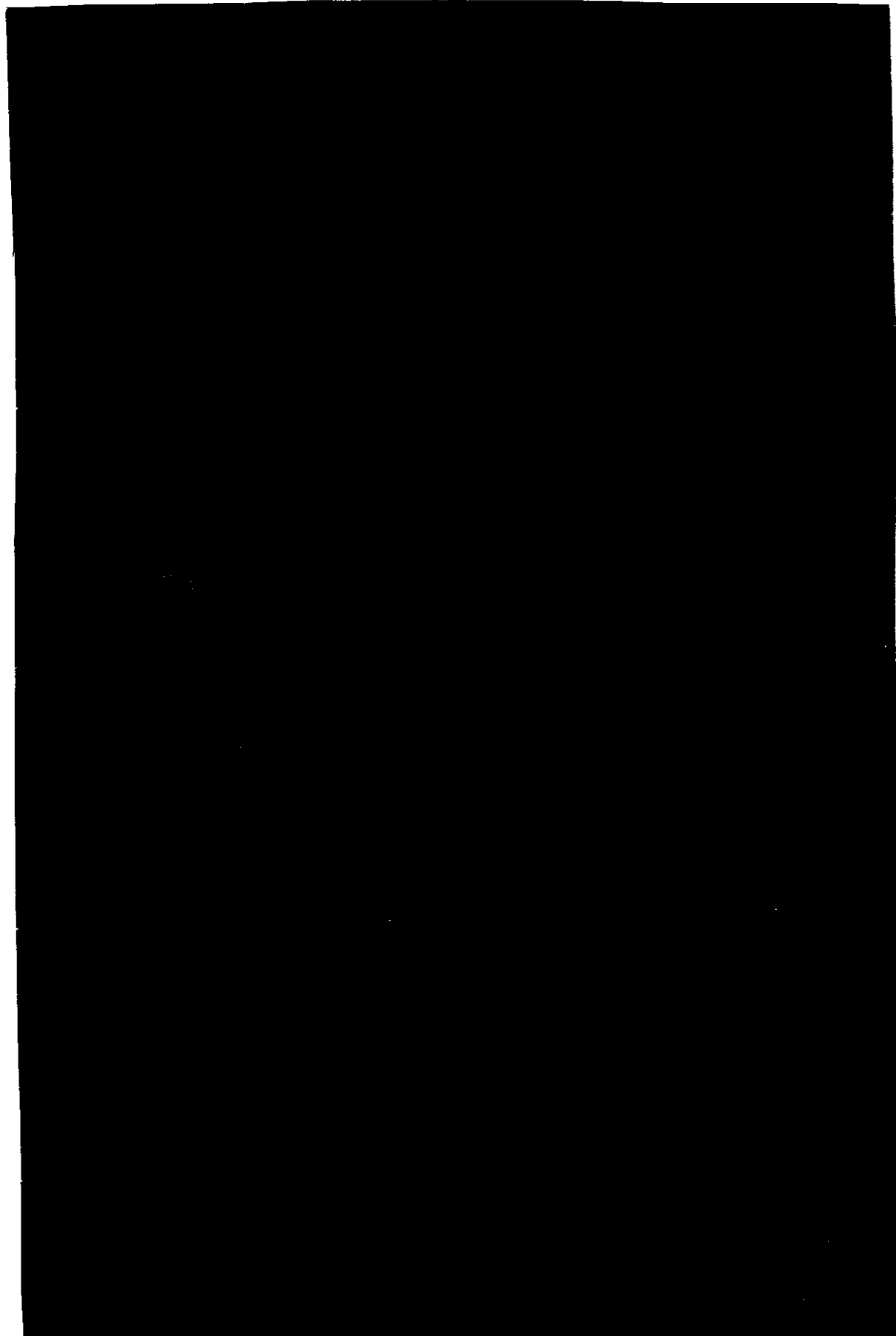


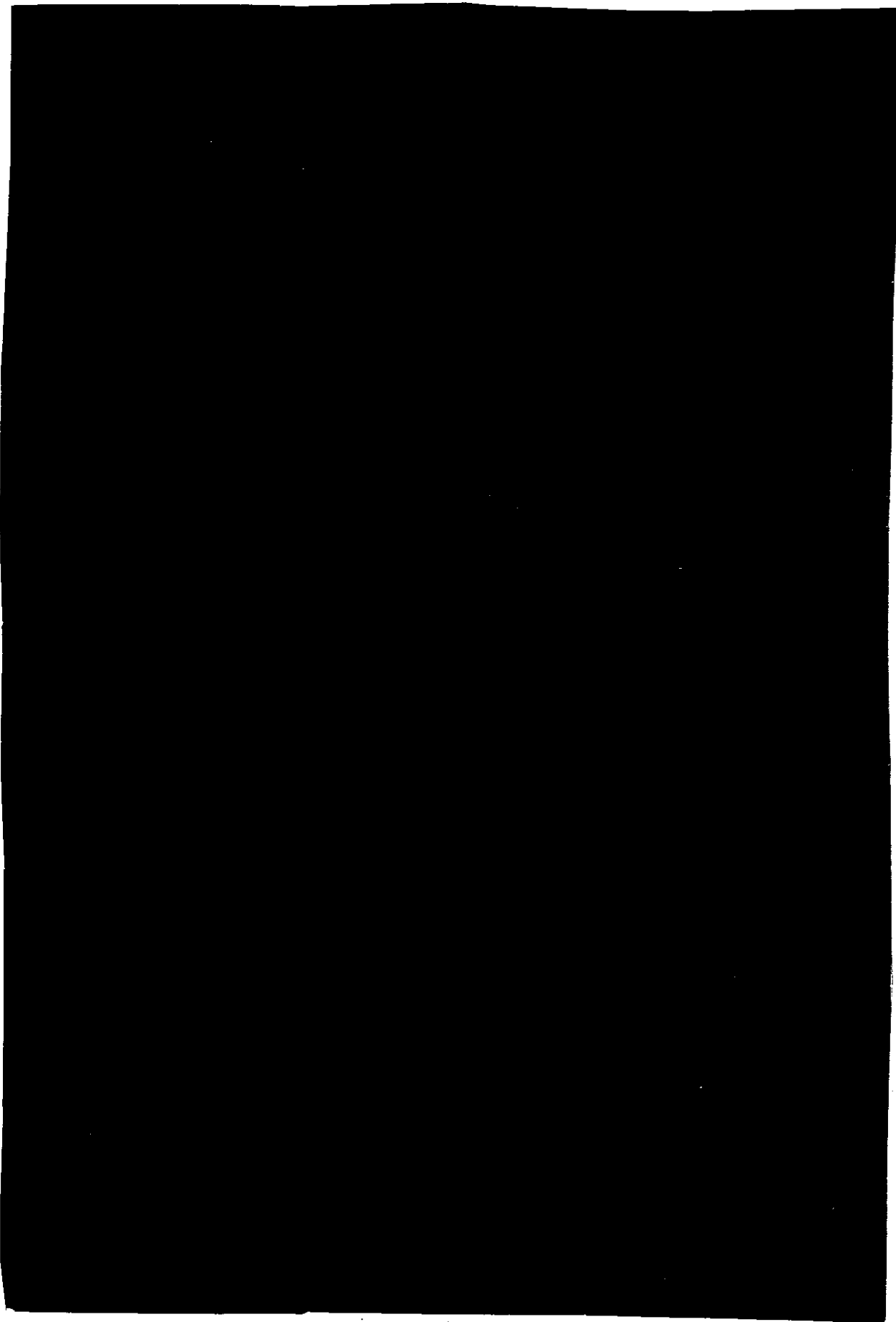


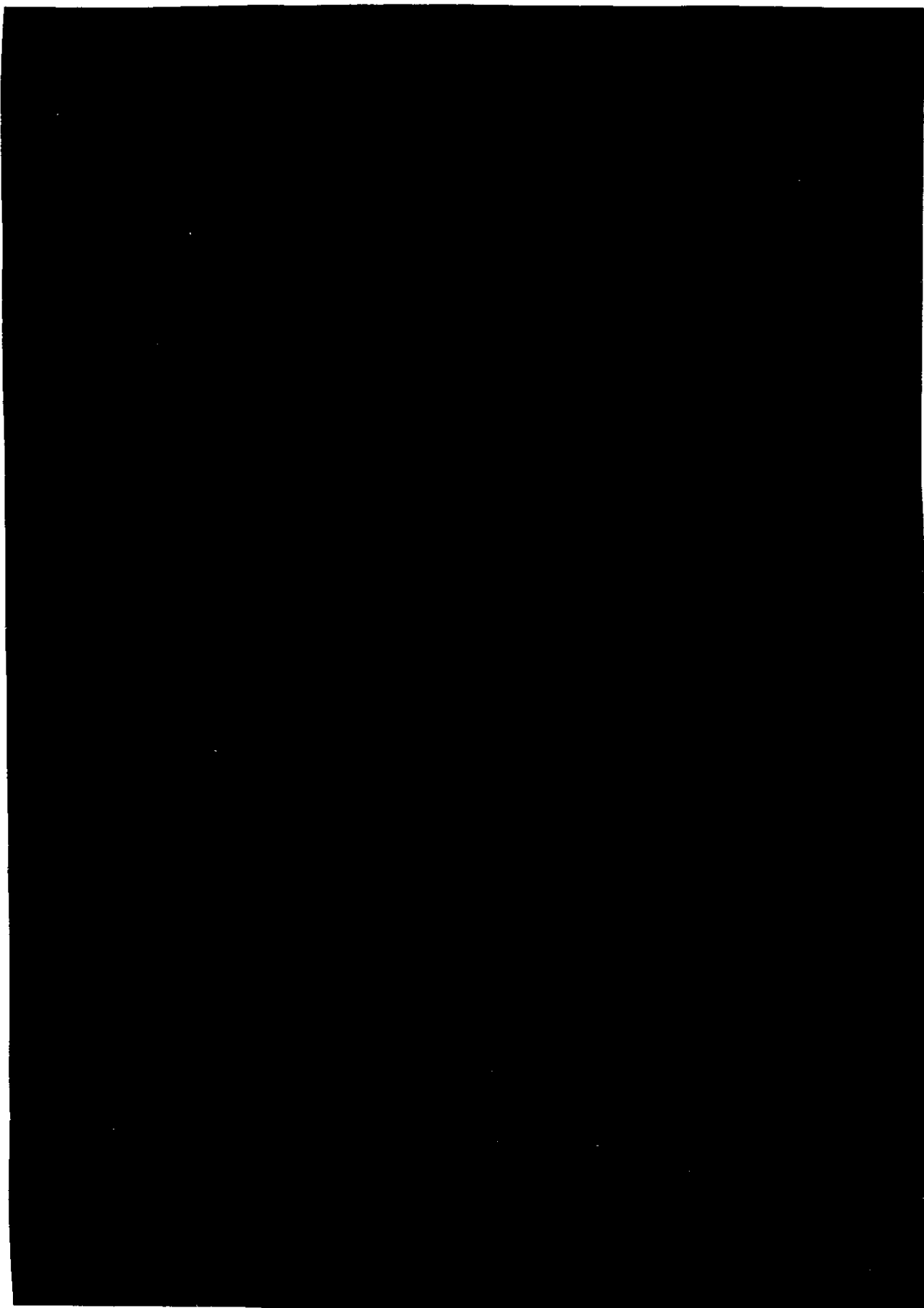


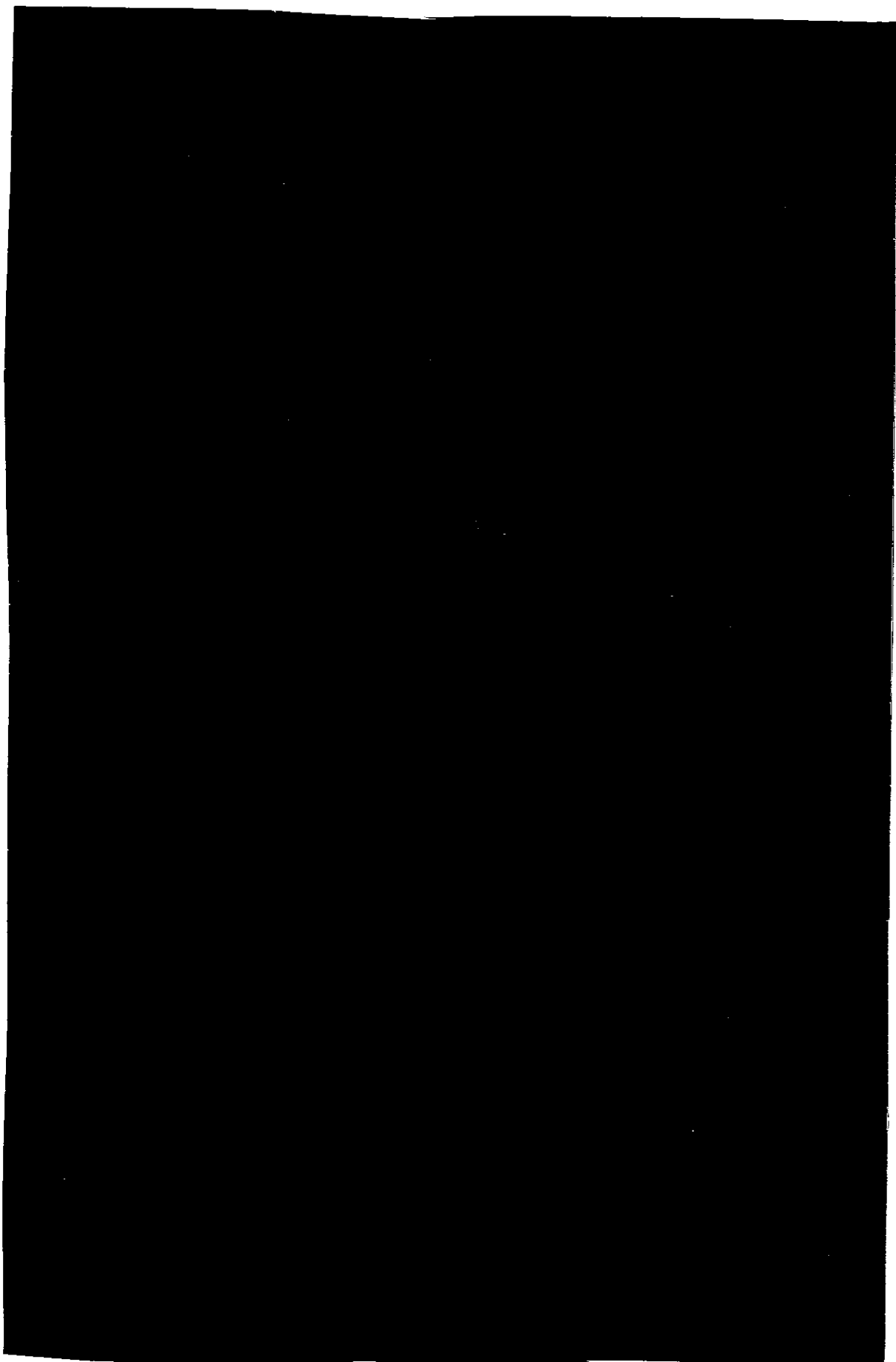


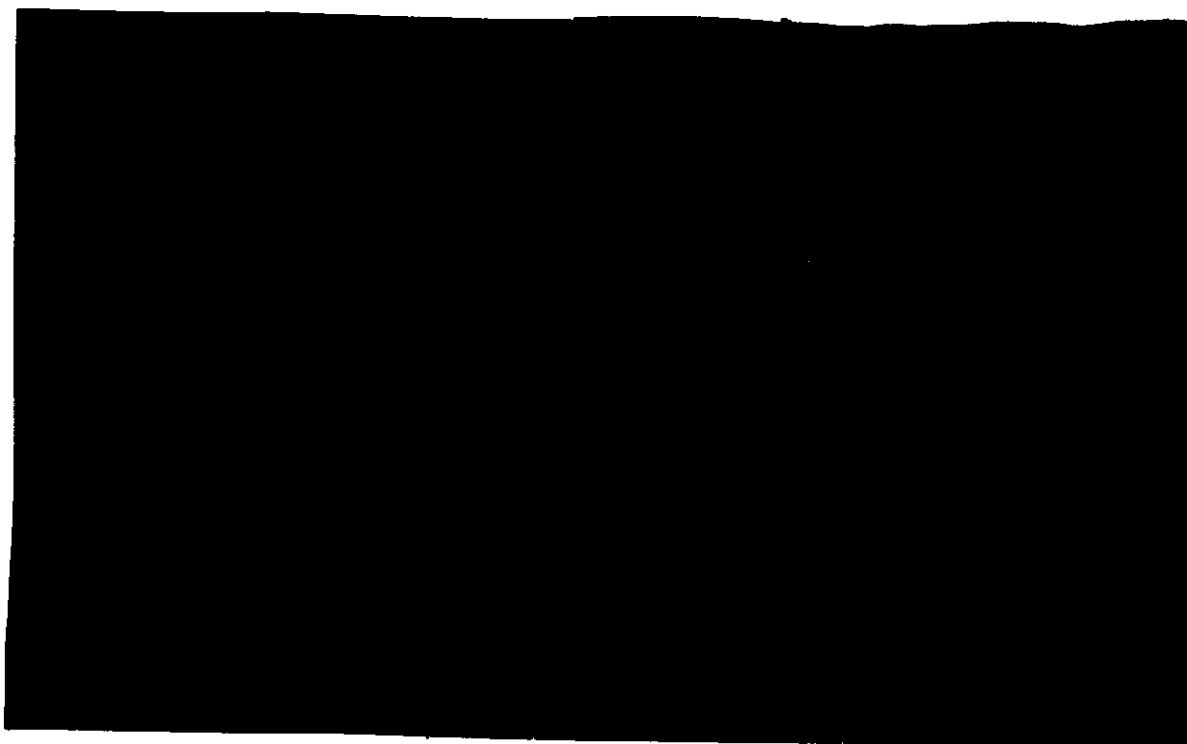
別表事項の解説（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

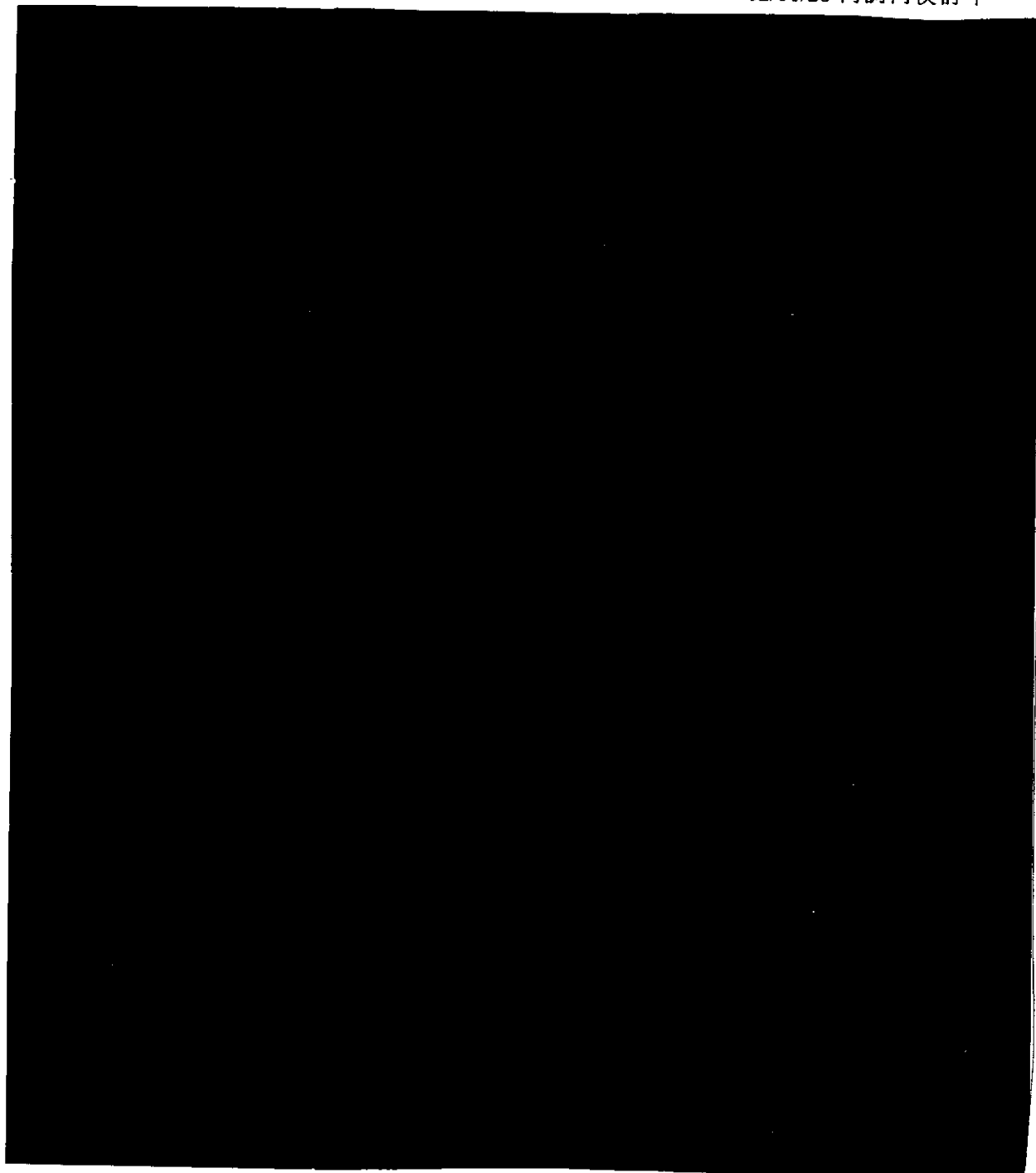


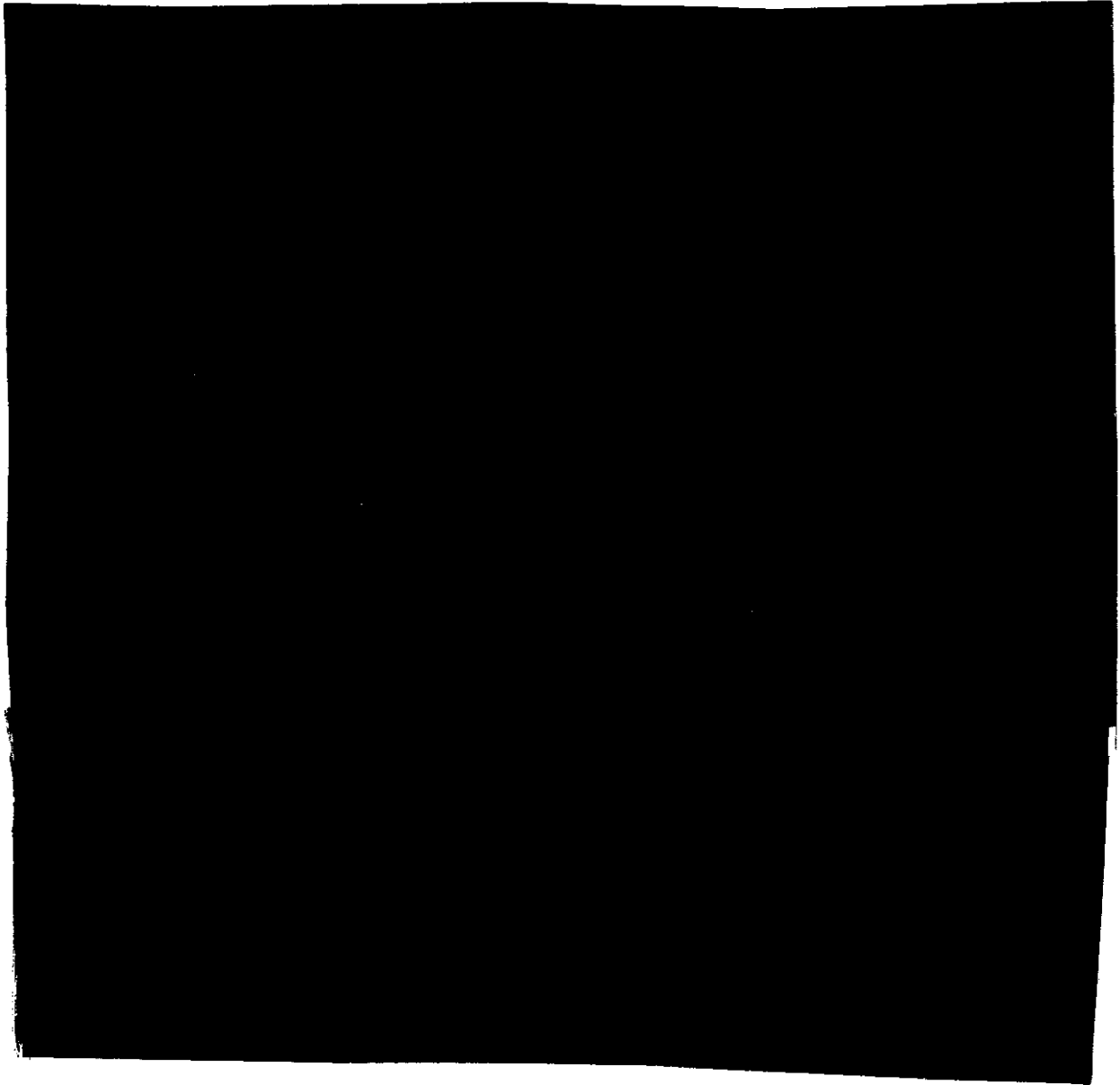












【ご連絡】秘密保全法制(適性評価の代替措置)に関する資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月26日 17:50

宛先:

添付ファイル: 適性評価の代替的な措置について [redacted].jtd (46 KB)

警察庁、法務省、海上保安庁 担当各位

いつも大変お世話になっております。

標記について、適性評価の代替措置に関するペーパーを送付いたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

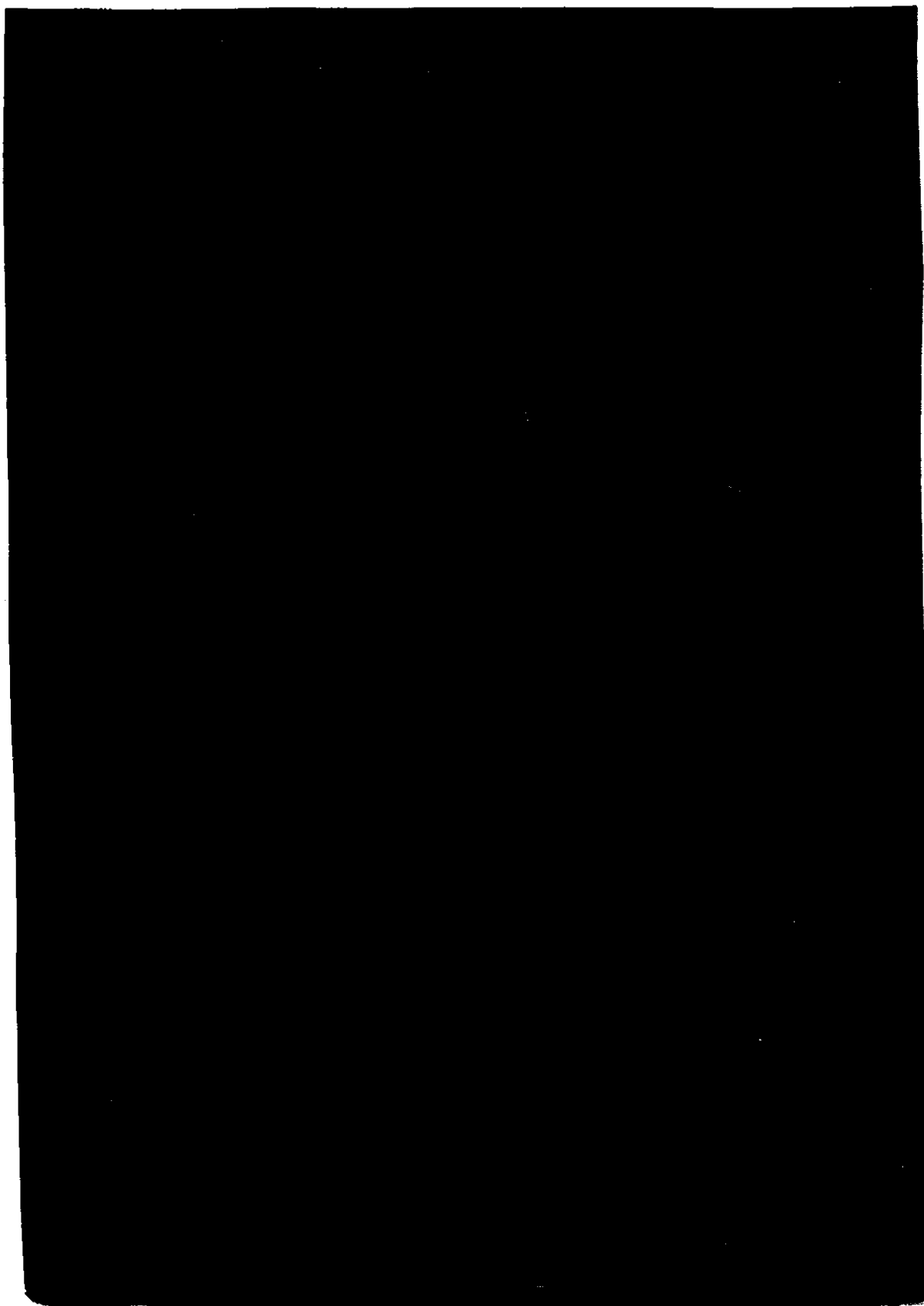
内閣官房内閣情報調査室総務部

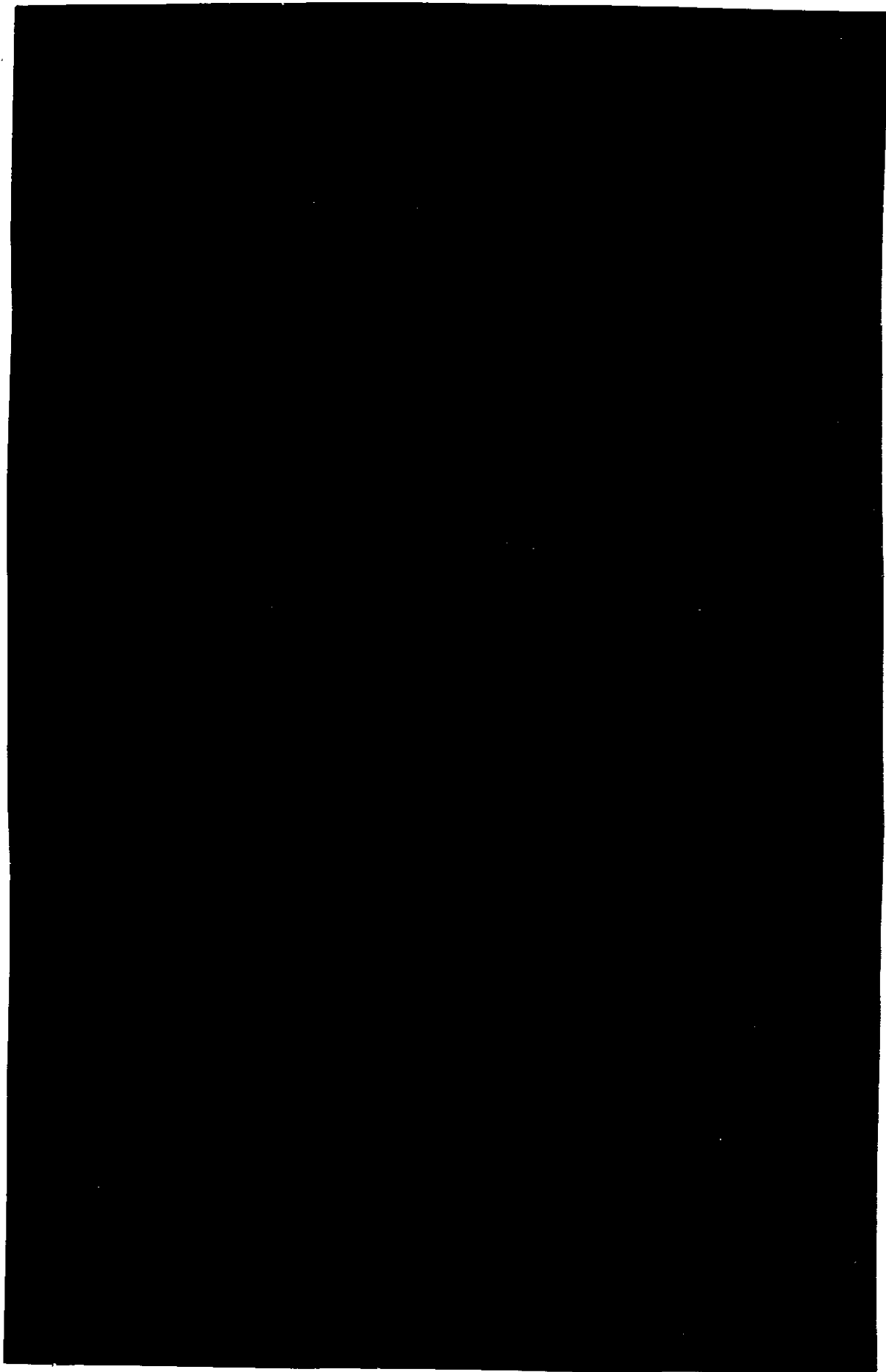
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

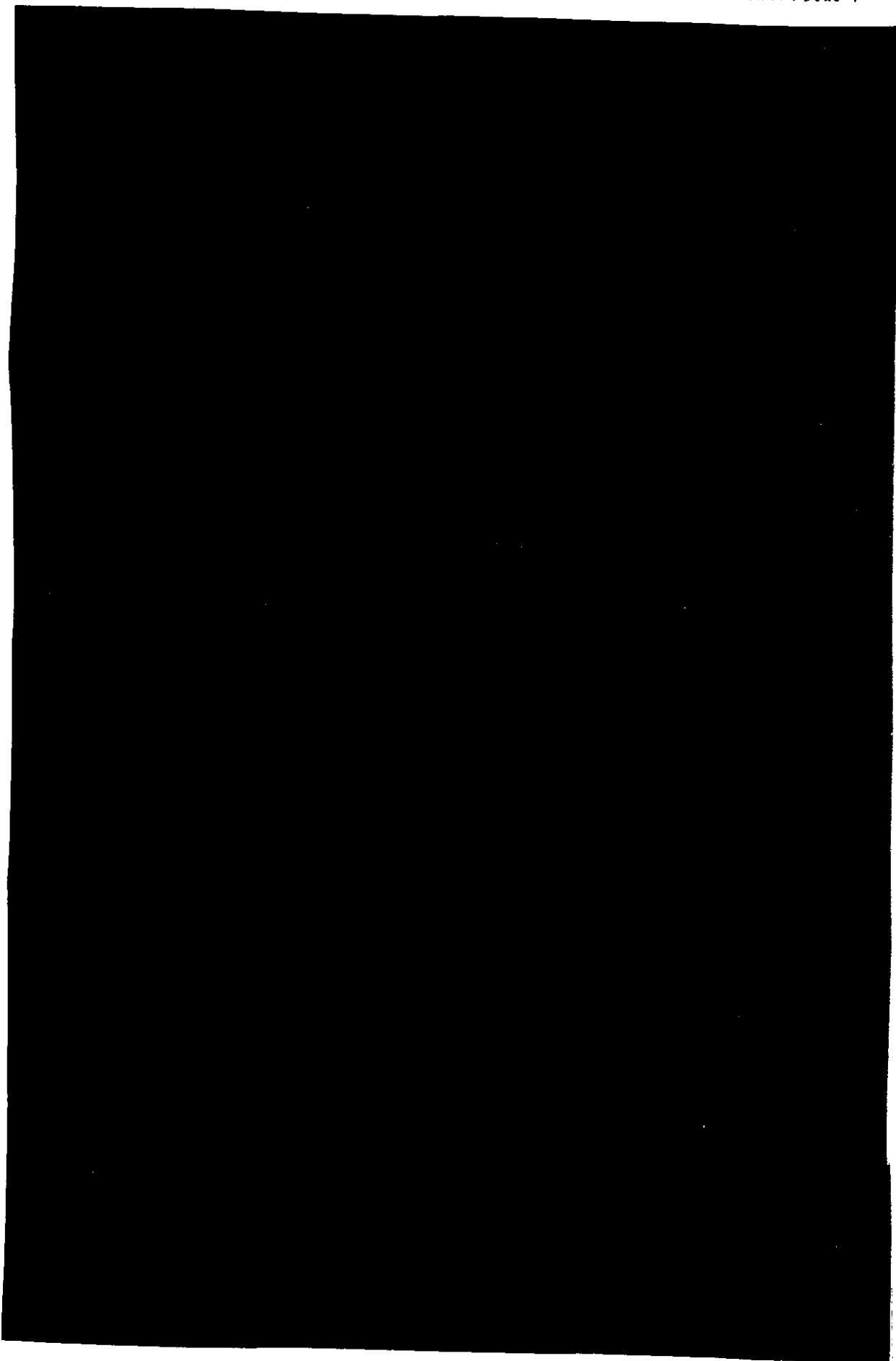
(直通)

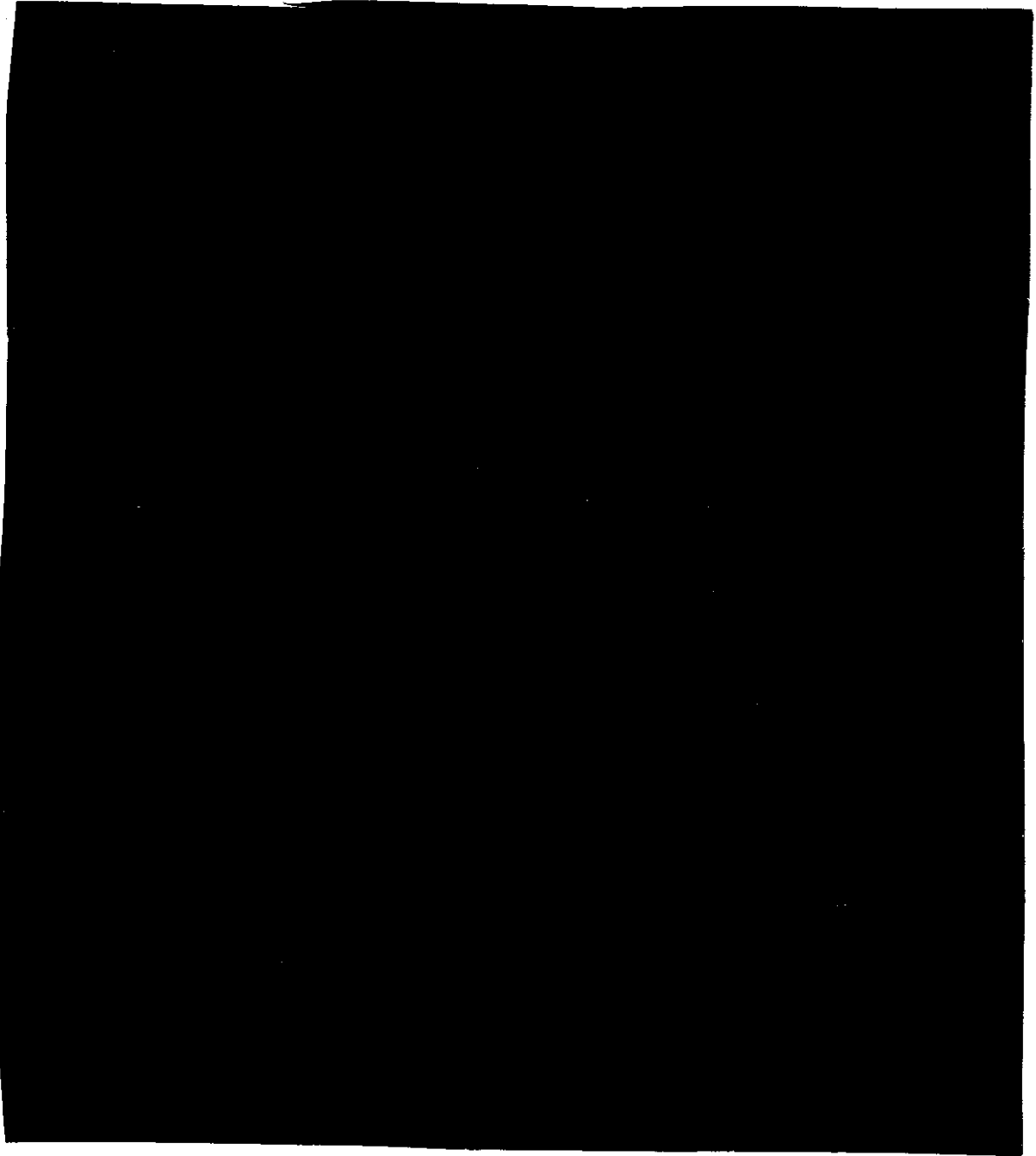
Fax 03-3592-2307

適性評価の代替的な措置について [REDACTED] (案)





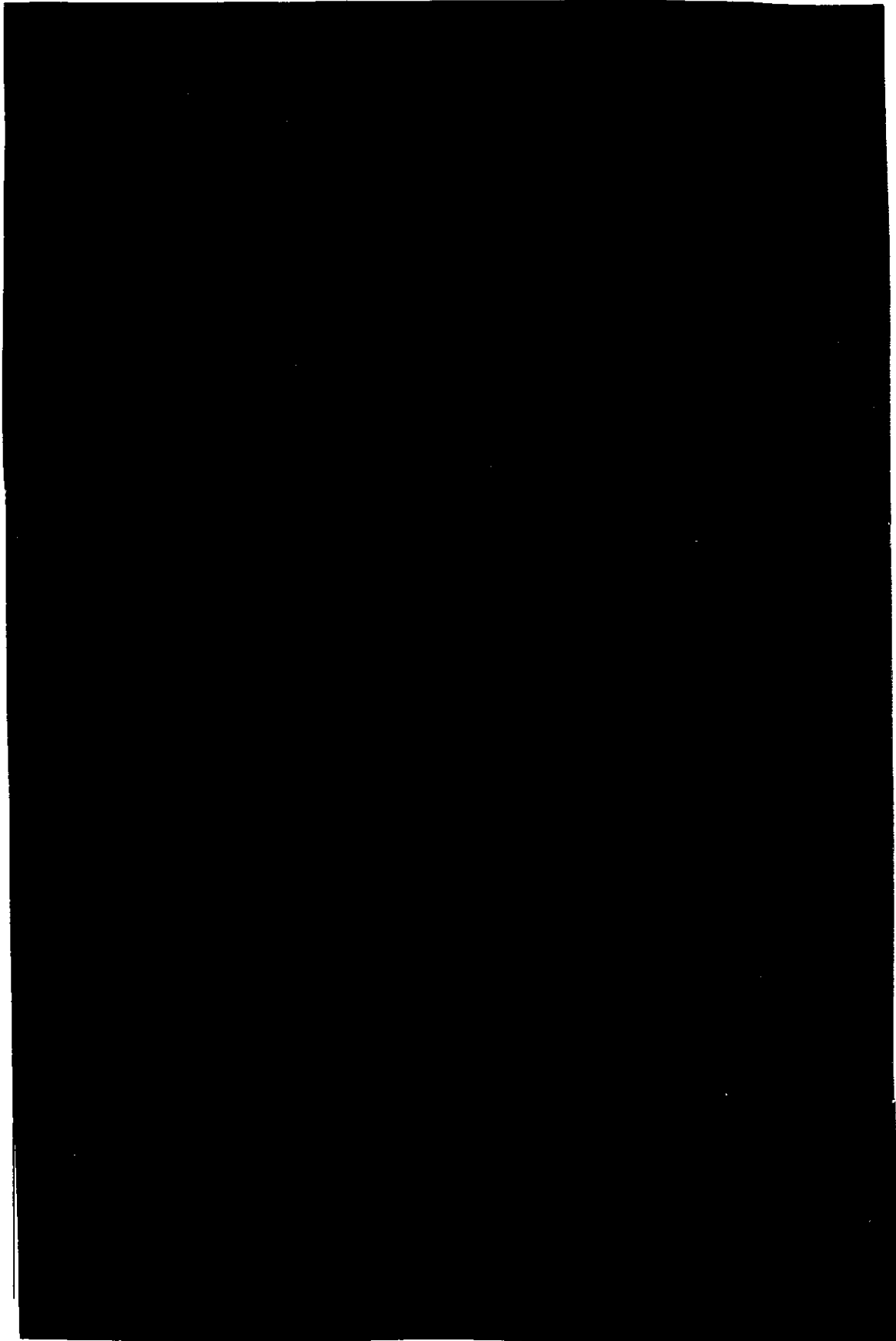


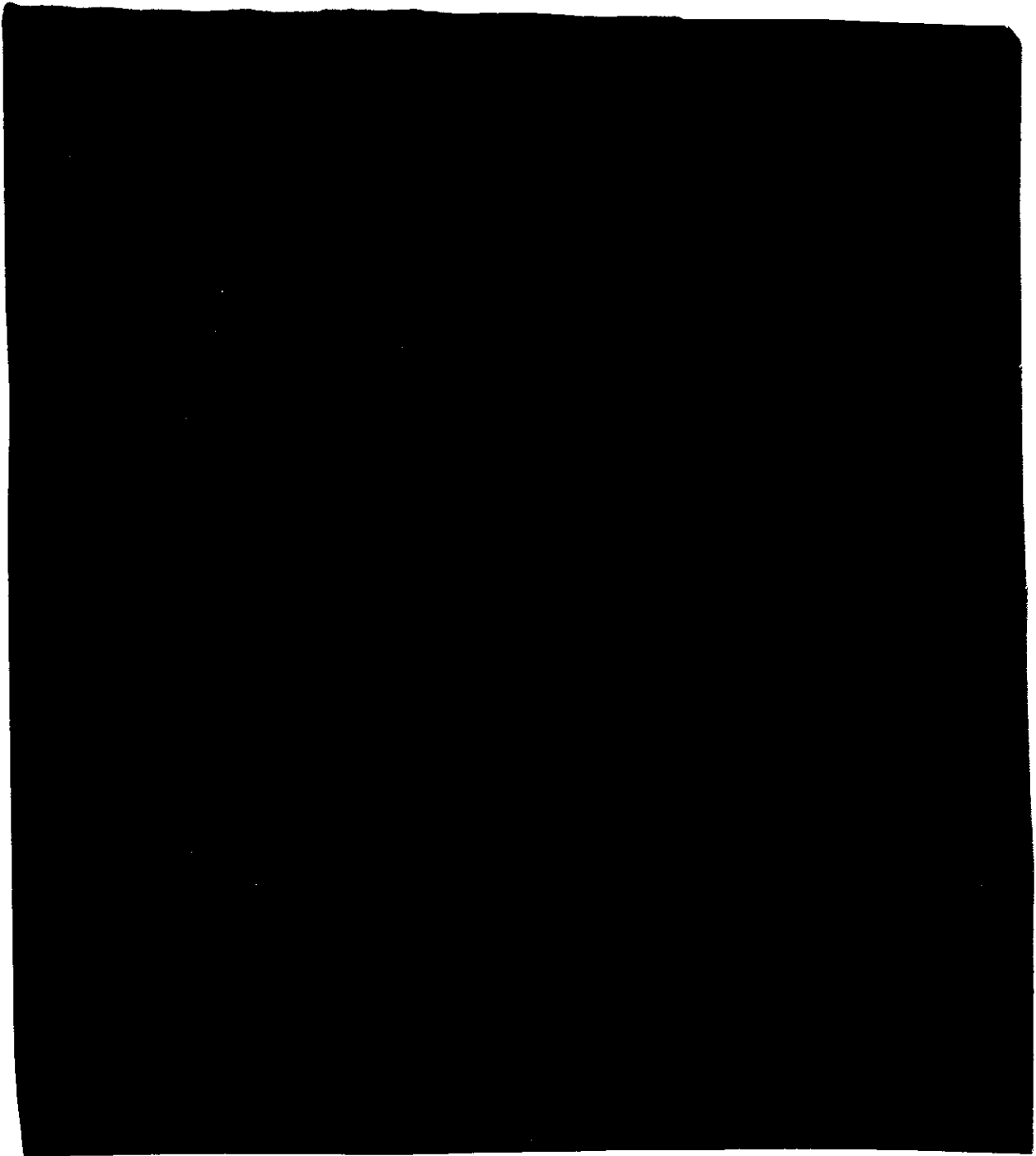


*1

[Redacted footnote content]

代替措置（案）





1/27 警察庁 藤原補佐 [REDACTED] 係
(=送付)

警察庁 担当官 殿

事 務 連 絡
平成24年1月27日
内閣情報調査室

警察庁から質問等（平成24年1月24日付）に対する回答

標記について、貴庁からの1月24日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

[REDACTED]

1/27 警察庁 藤原副長 〇〇 係
(一通付)

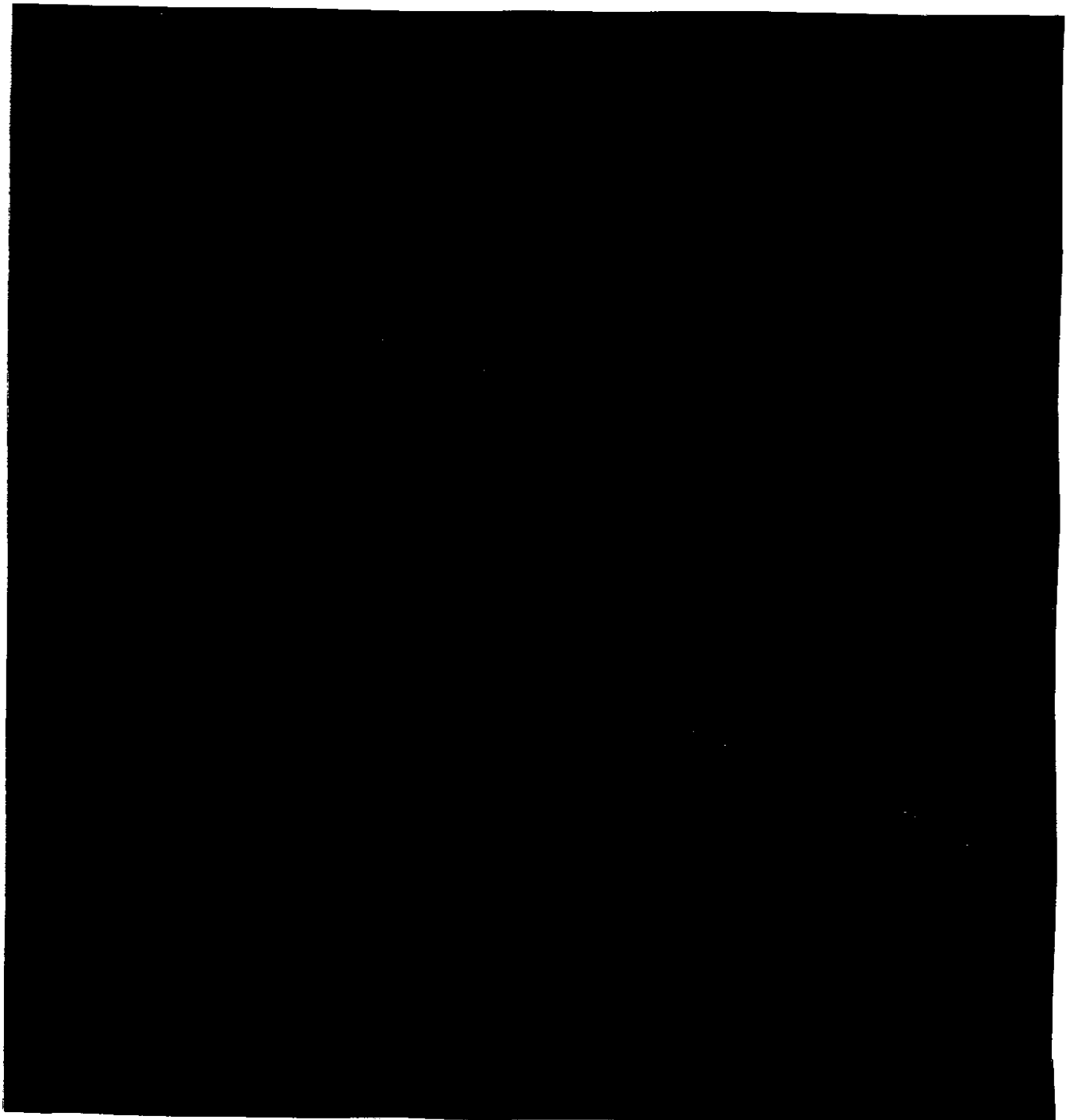
警察庁 担当官 殿

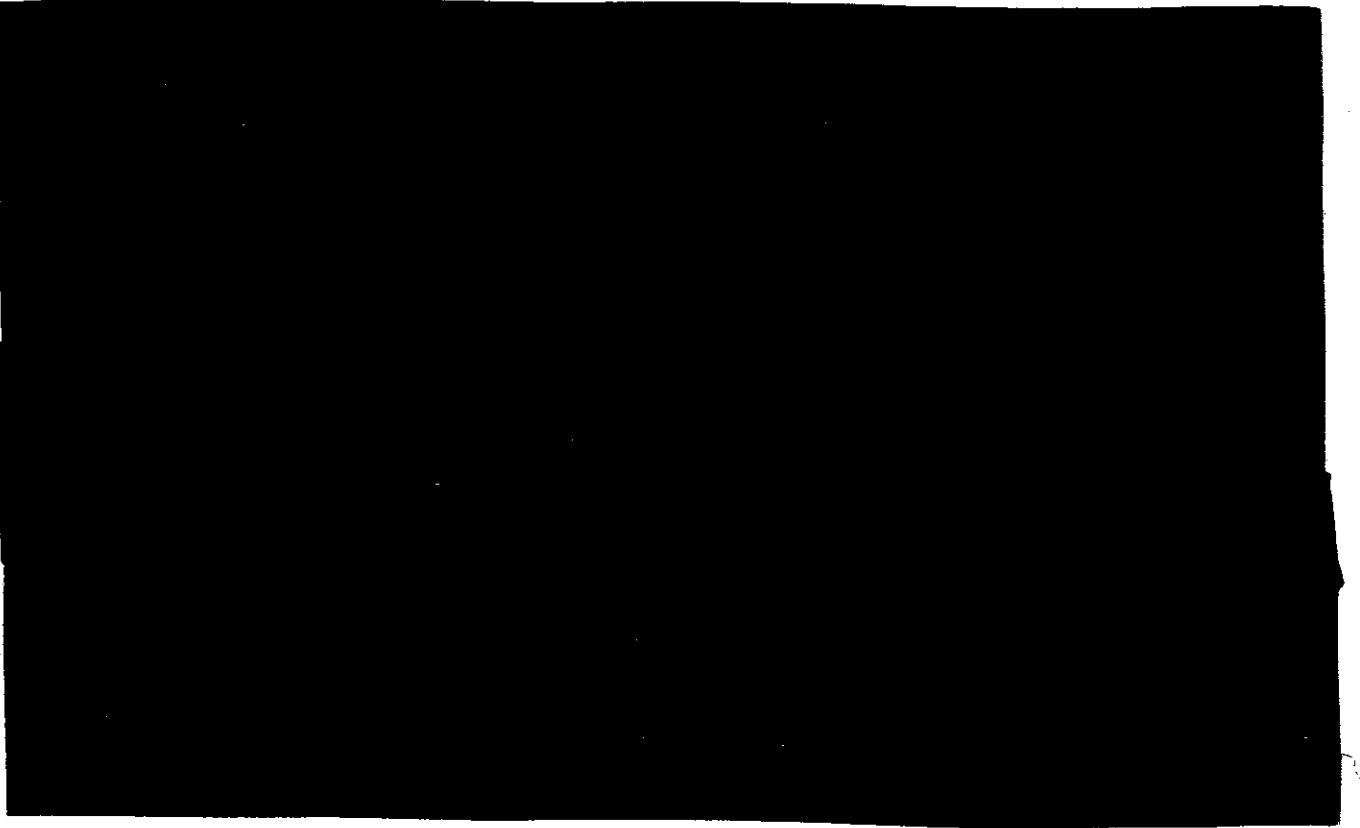
事 務 連 絡
平成24年1月27日
内閣情報調査室

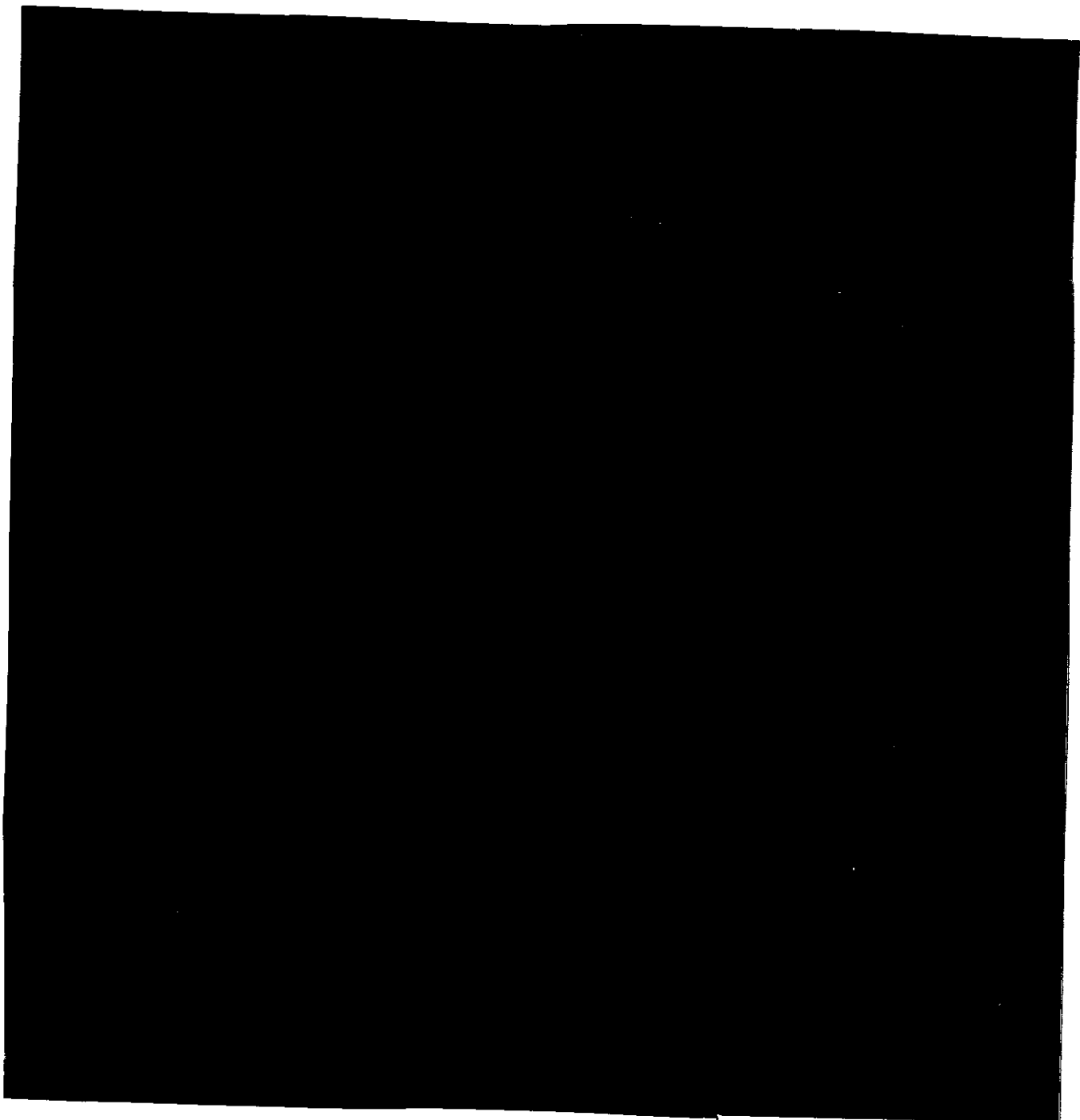
警察庁から質問等（平成24年1月24日付）に対する回答

標記について、貴庁からの1月24日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記







1/27 警察庁 藤原補佐 [REDACTED] 係長
に送付

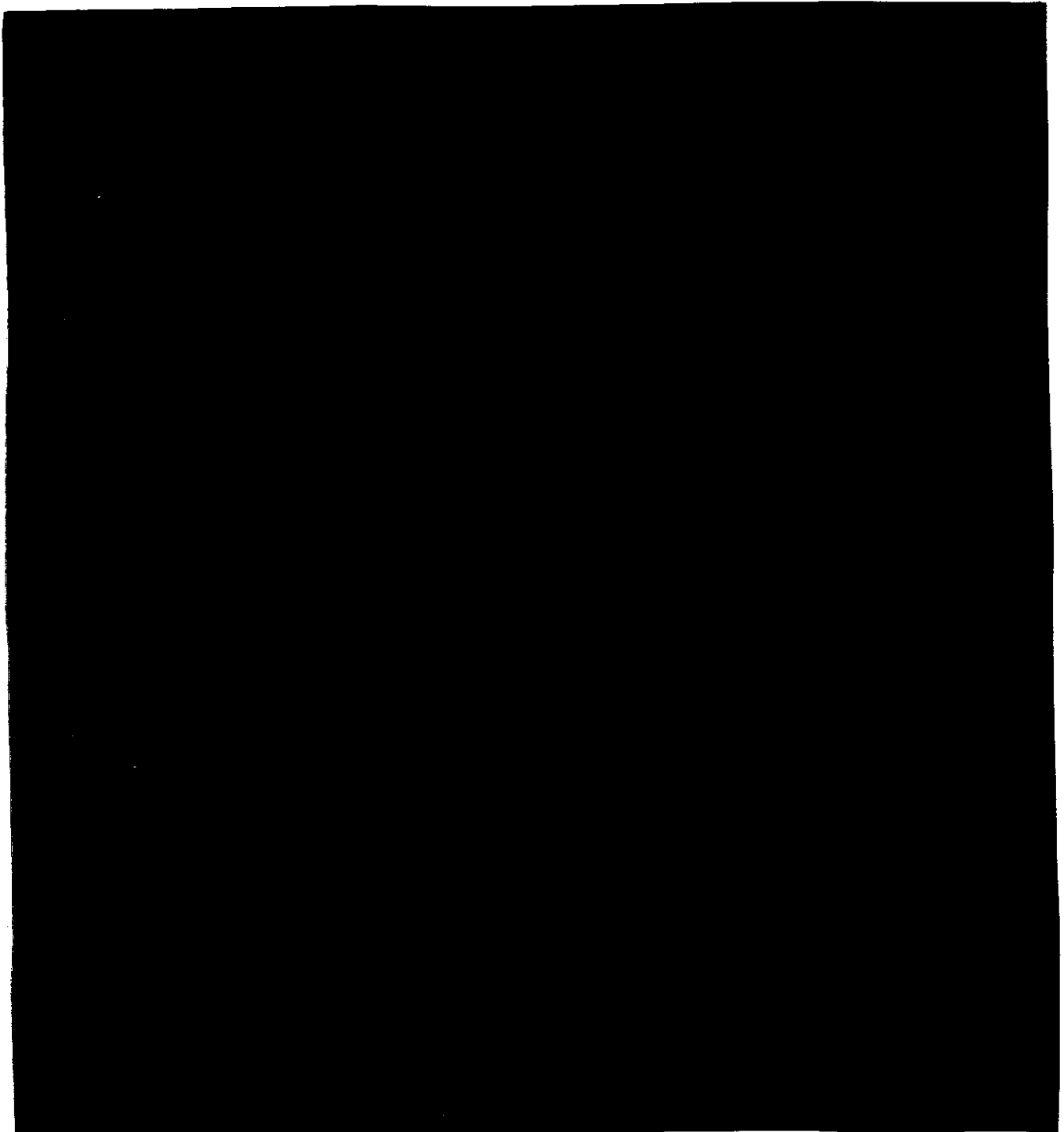
警察庁 担当官 殿

事 務 連 絡
平成24年1月27日
内閣情報調査室

第11回法制局持ち込み資料について（回答）

標記について、貴庁からの12月26日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記



1/27 警察方藤原補佐 [REDACTED] 係長
に送付

警察庁 担当官 殿

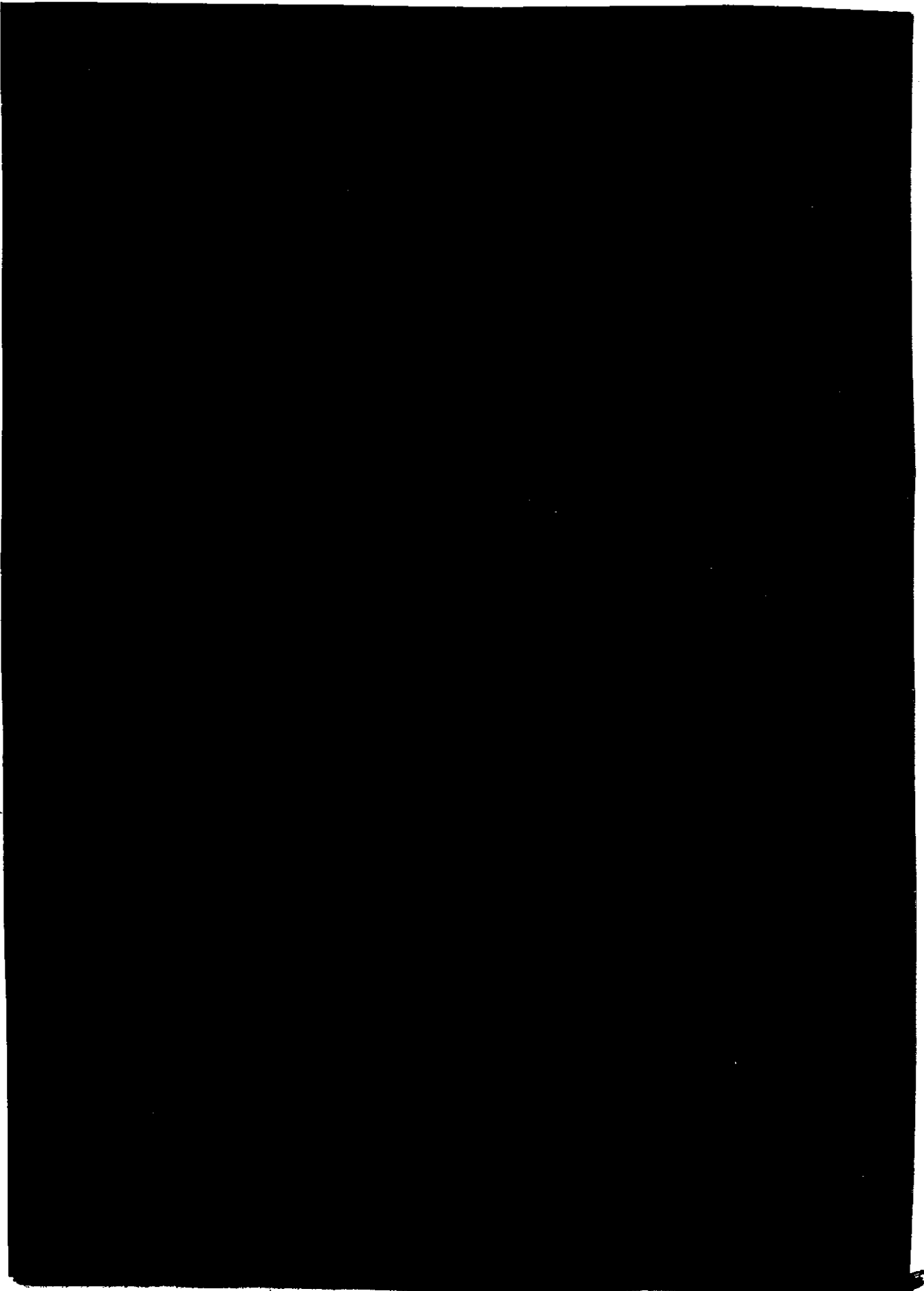
事 務 連 絡
平成24年1月27日
内閣情報調査室

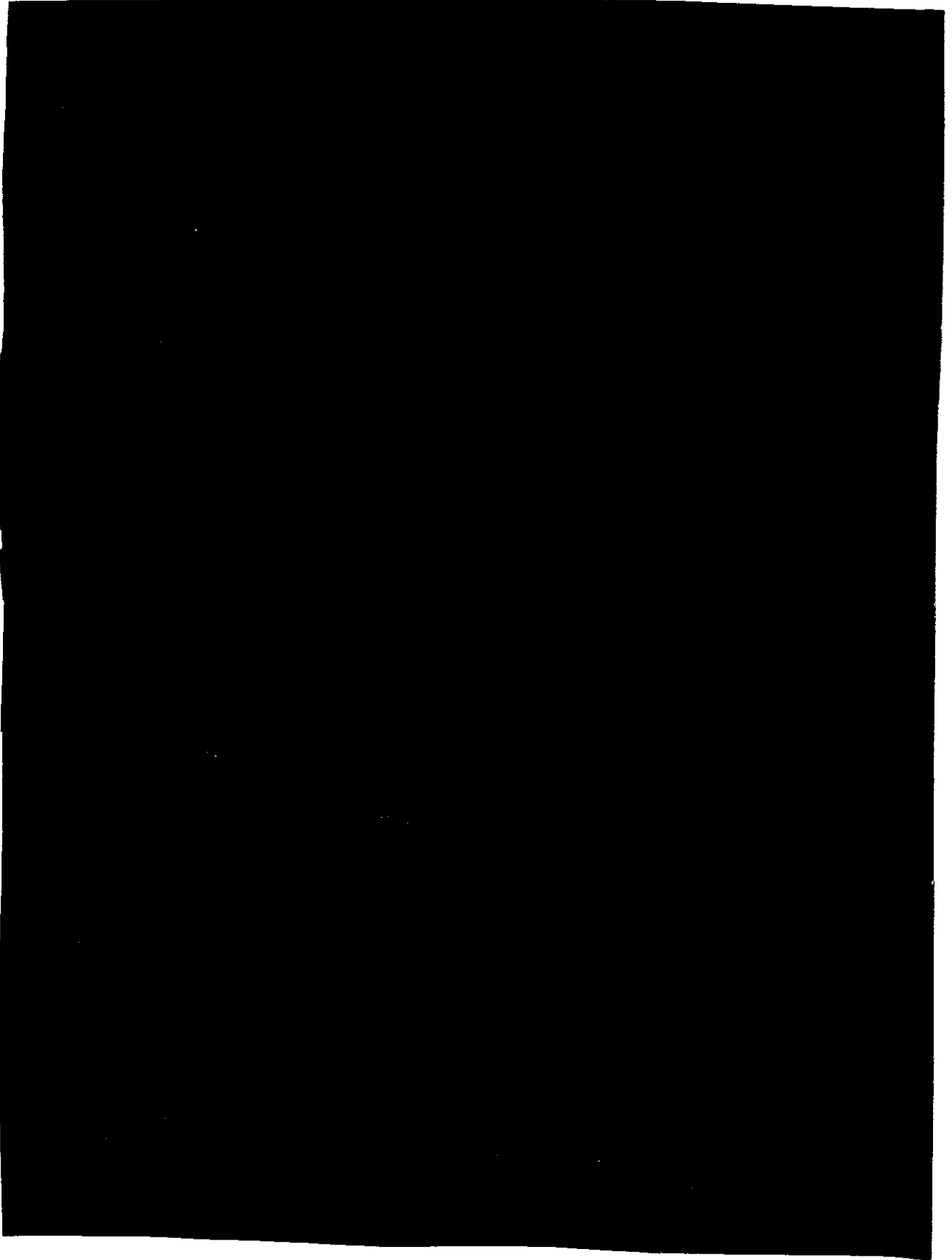
第11回法制局持ち込み資料について（回答）

標記について、貴庁からの12月26日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

[REDACTED]





【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:23

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)

部長再説明資料: 12月16日に資料持込み

第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査

第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)

第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:24

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)

部長再説明資料: 12月16日に資料持込み

第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査

第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)

第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:24

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:25

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:26

宛先:

添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:25

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:22

宛先:

添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

外務省 大臣官房総務課 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:26

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (60 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:27

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:27

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第14回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月27日 18:28

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (57 KB); 別表事項の解説.ZIP (32 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第14回)を、来週30日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、1月13日に各省に送付いたしました資料は、法制局に持ち込むに至りませんでした。その後の検討を踏まえて、一部資料を除き、修文をいたしましたので、改めて30日持込資料の全体をこのメールに添付しております。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み(予定)

となっております。

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

条文素案の網掛け部分は、前回の条文素案の法制局持込み(12月16日各省送付資料)からの変更点となっております。(1月13日各省送付の条文素案からの変更点ではありませんのでご注意ください。)

なお、「別表事項の解説」につきましては、30日(月)での法制局持込みは予定しておりませんが、法制局からの審査の呼び込みがあった時点で持込む可能性もあります。特に気になる点等があれば、早めにご連絡いただければと思います。

「別表事項の解説」のうち、下線を引いて強調している箇所は、内調で検討したたたき台として記載しているものですので、各省におかれましては、確認、訂正や加筆等のご指摘をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

平成24年1月30日

1 条文案

○ 素案

2 論点ペーパー（案）（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

(1) 秘密の指定に関するもの

○ 合議制の行政機関における特別秘密の指定及び管理について

(2) 罰則に関するもの

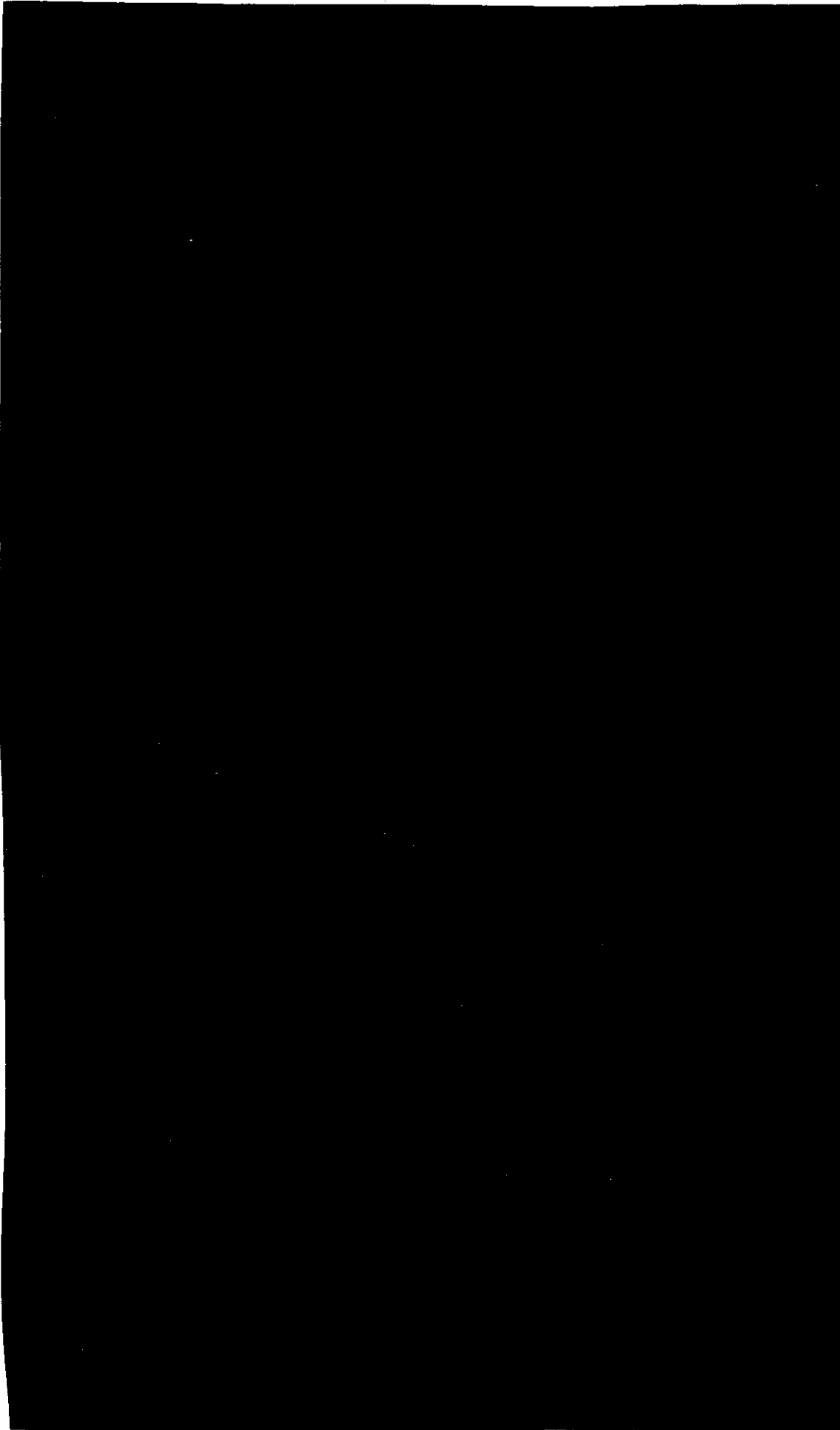
○ 取扱業務者と業務知得者の区別について

3 その他

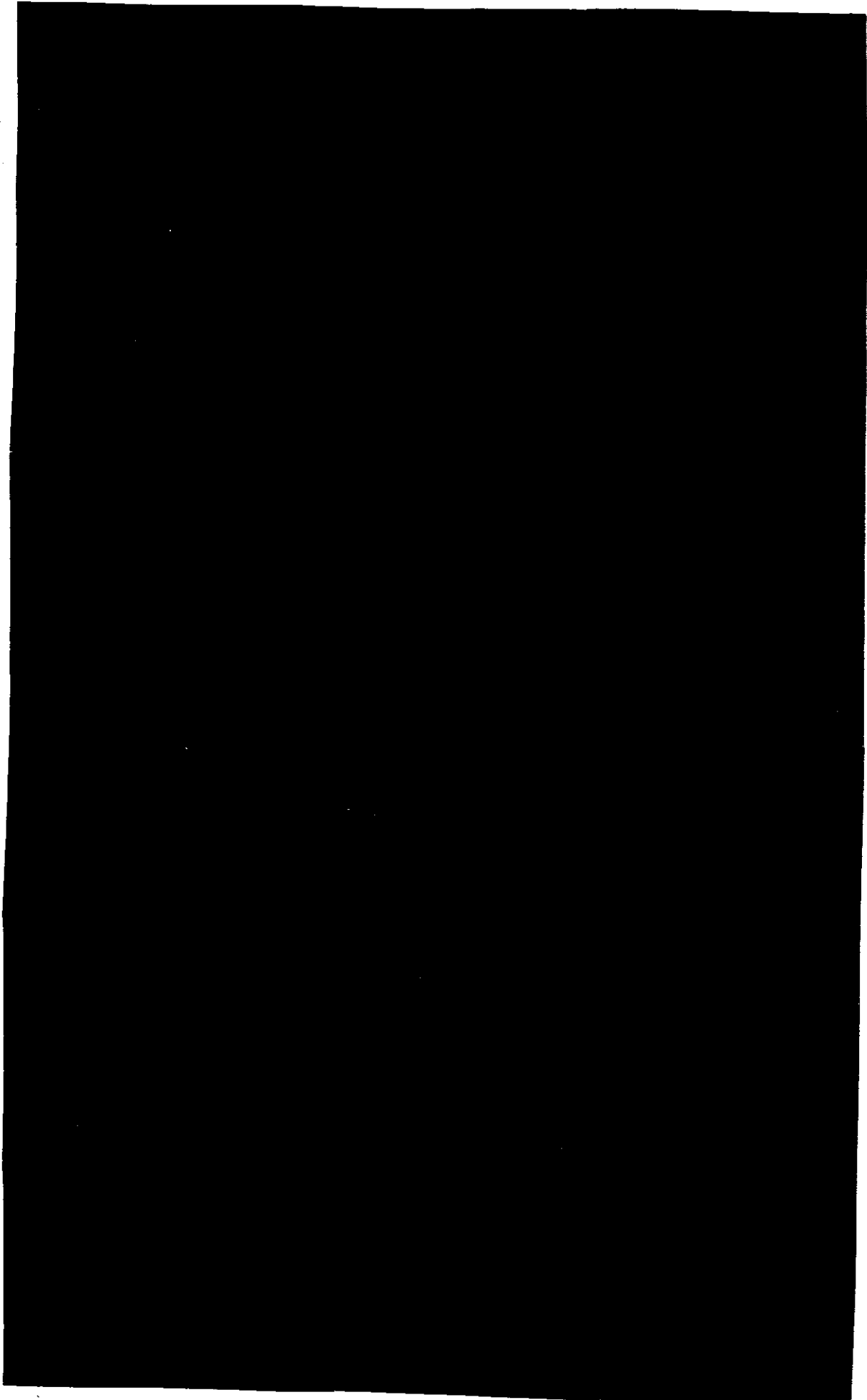
○ 適性評価の代替的な措置について ([REDACTED])

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

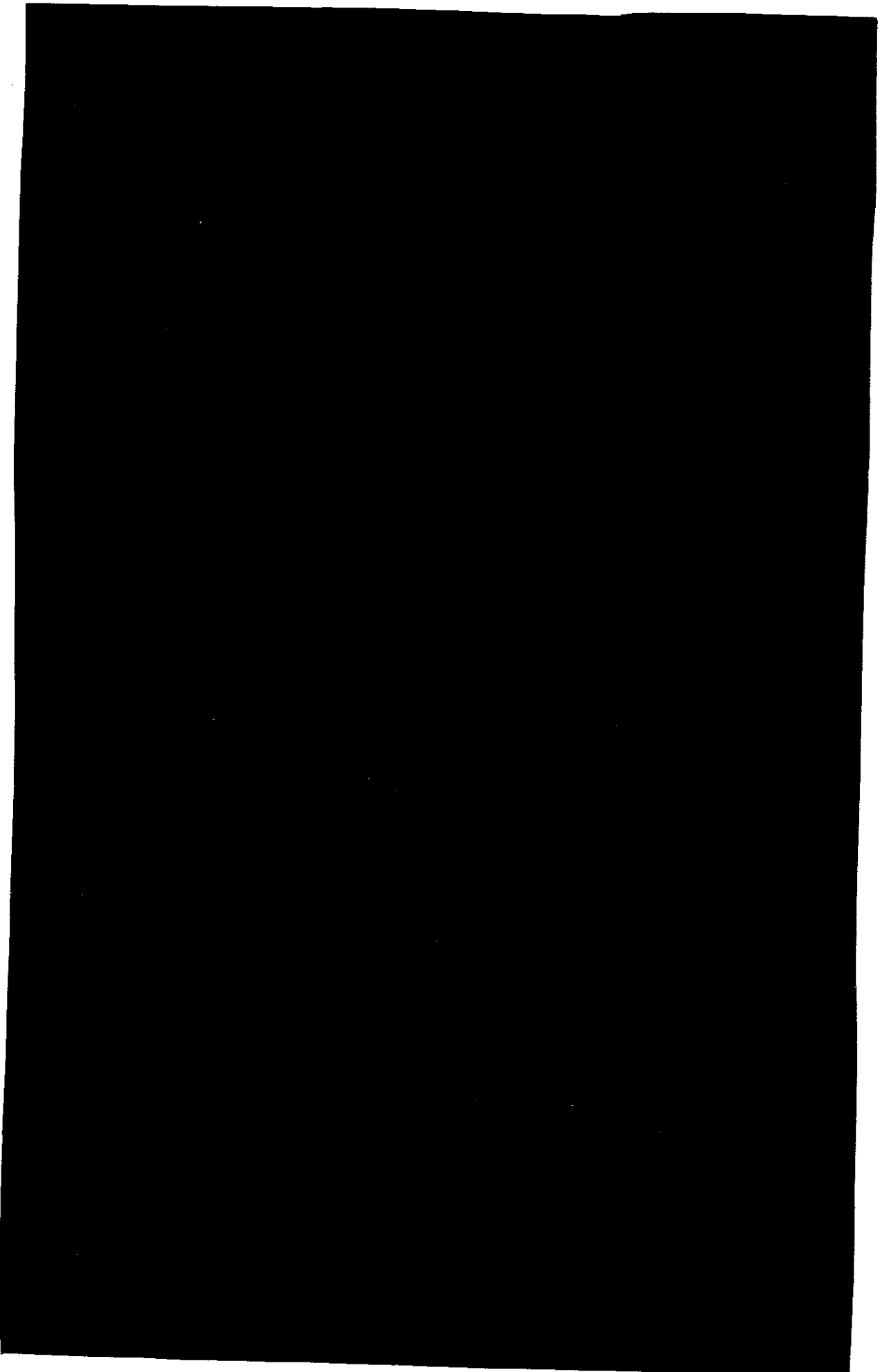
（※傍線部は今後特に検討を要する部分）



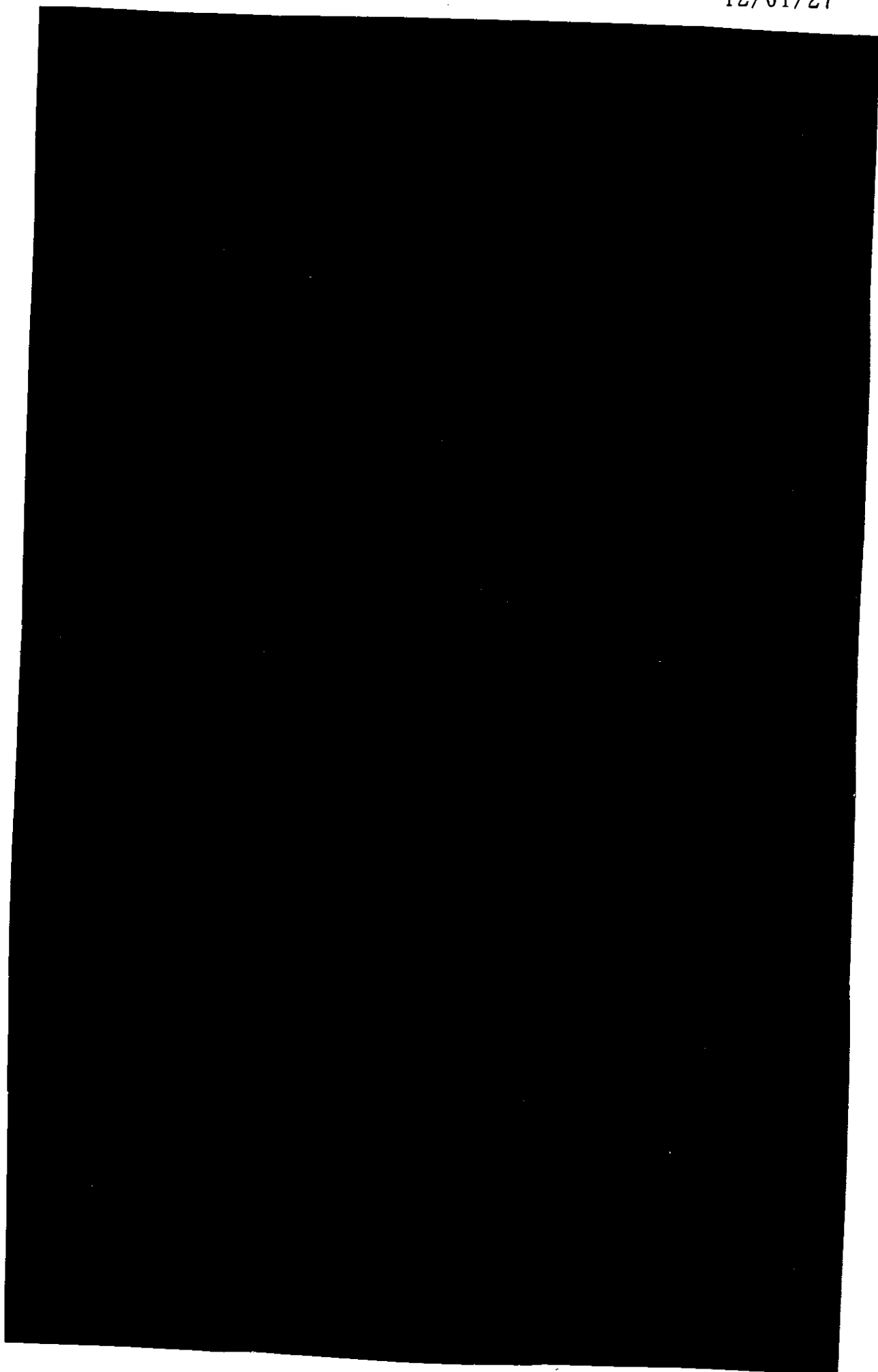
12/01/27



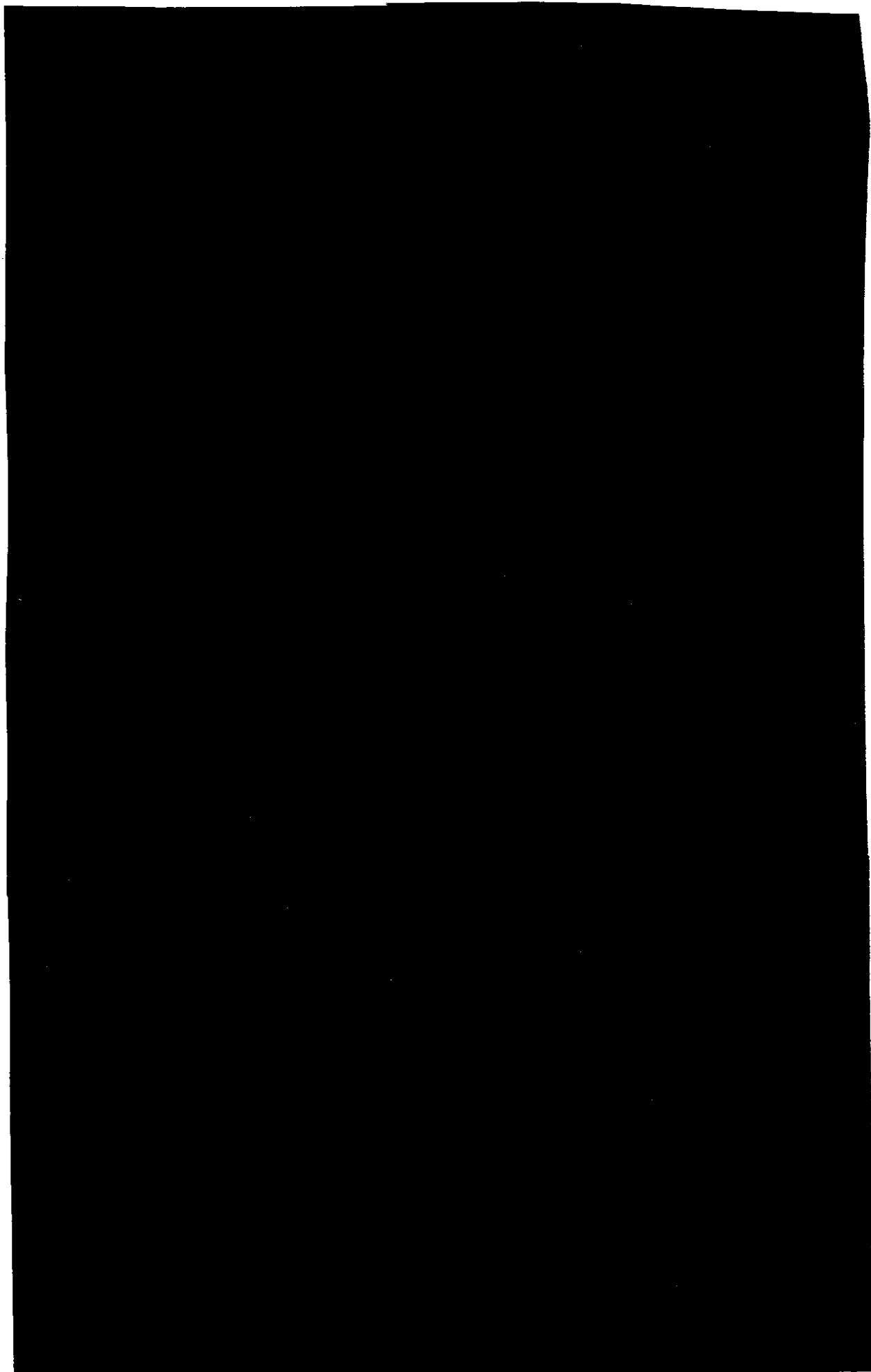
12/01/27



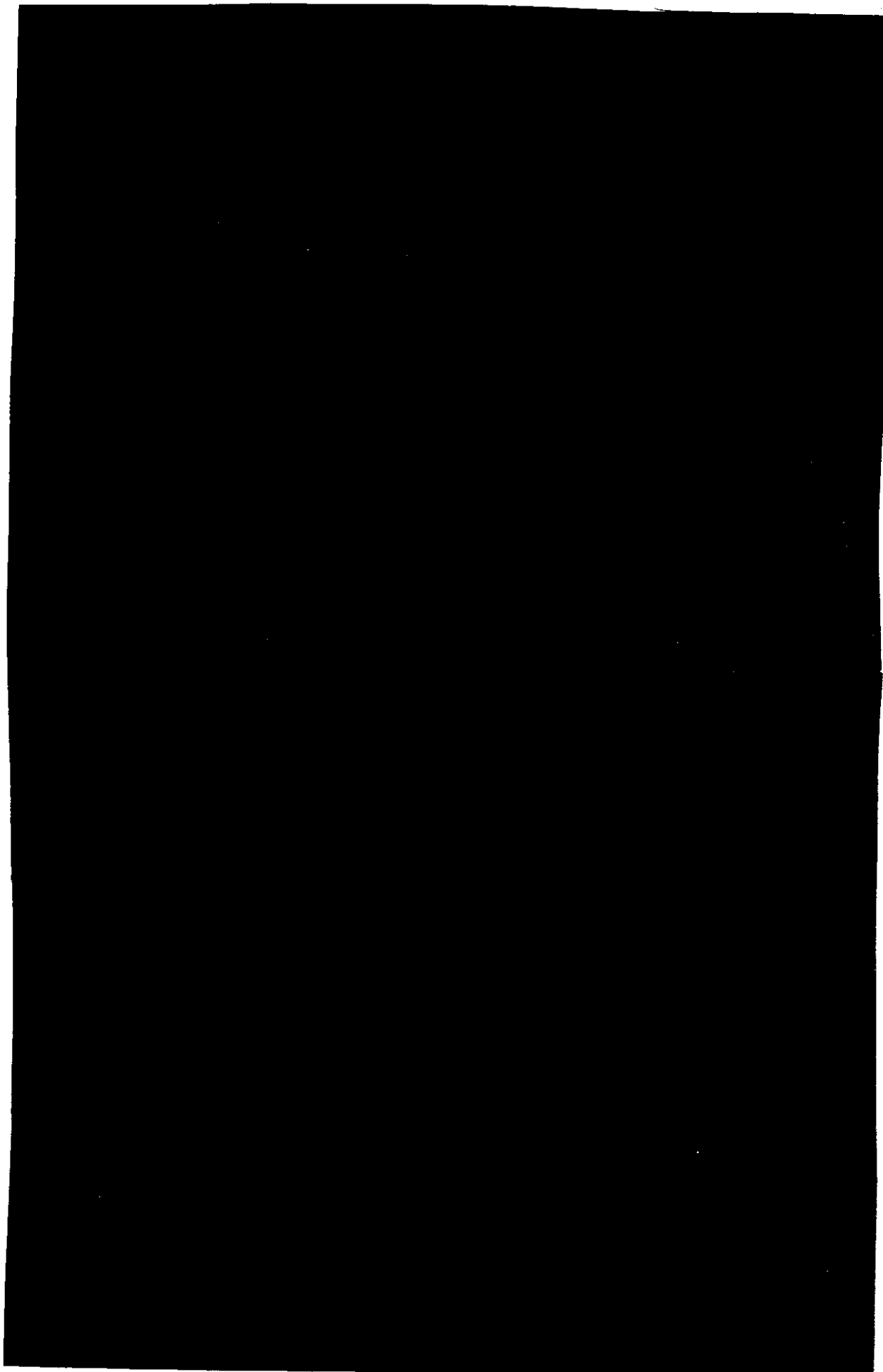
12/01/27



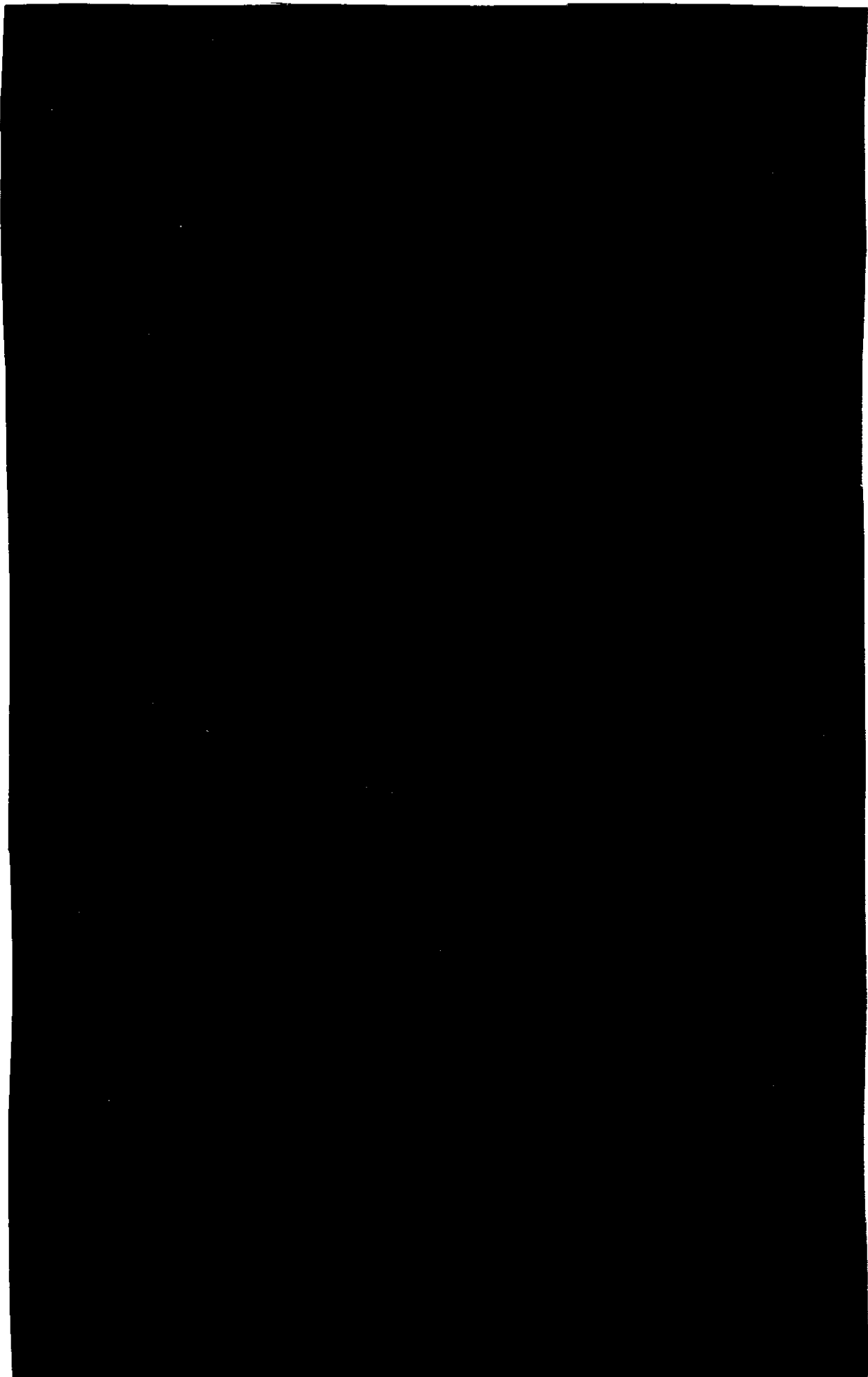
12/01/27



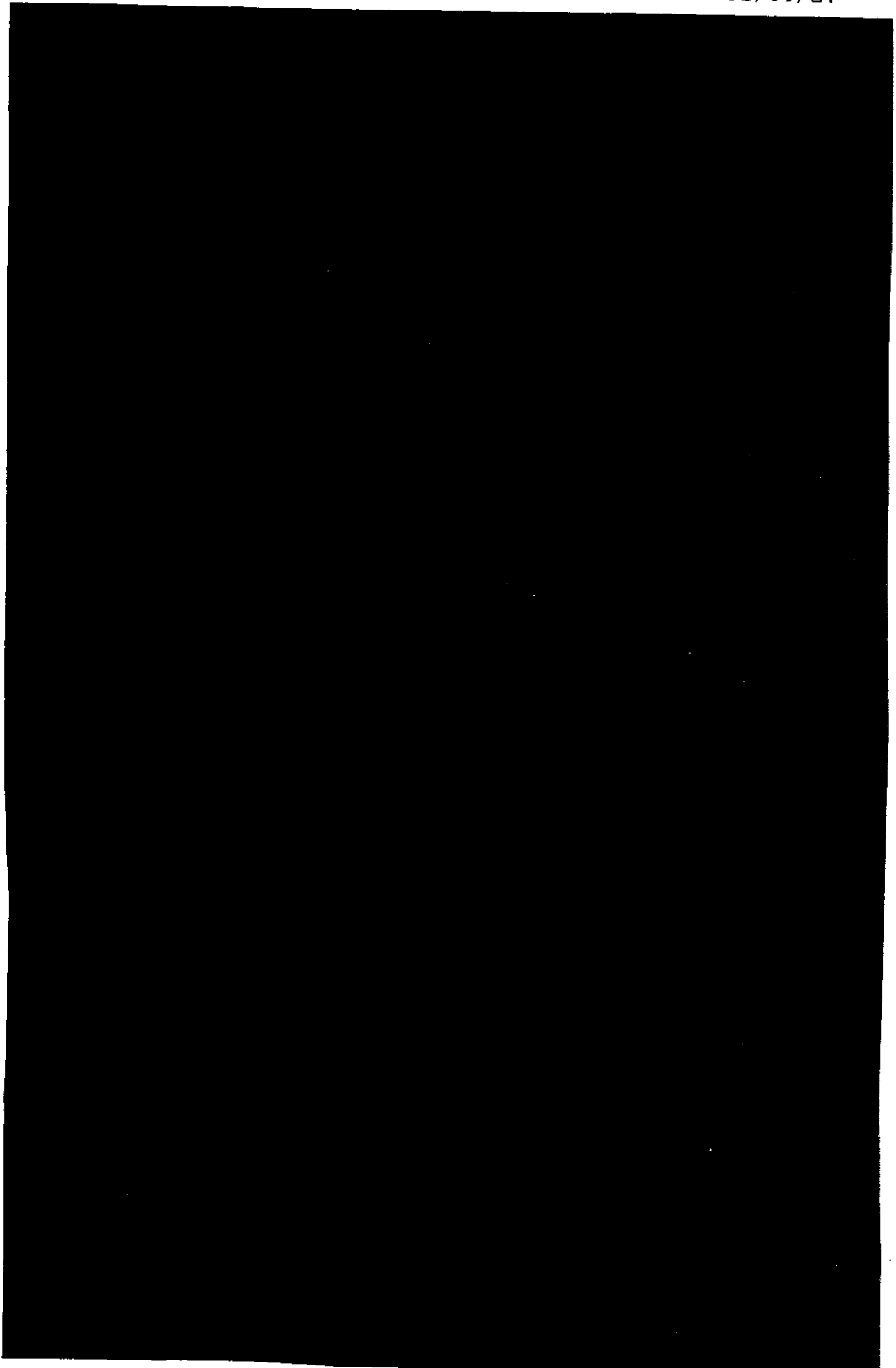
12/01/27



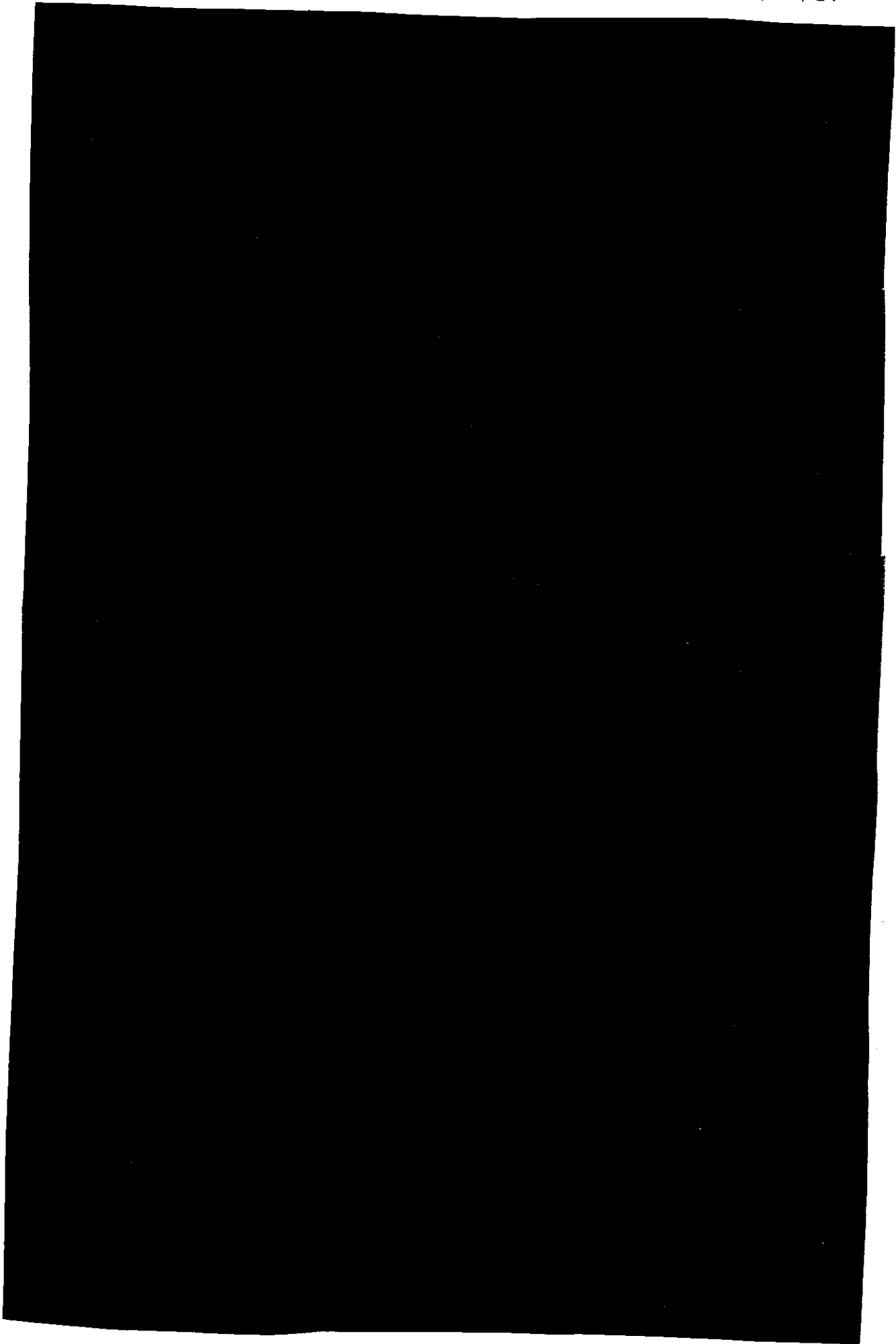
12/01/27



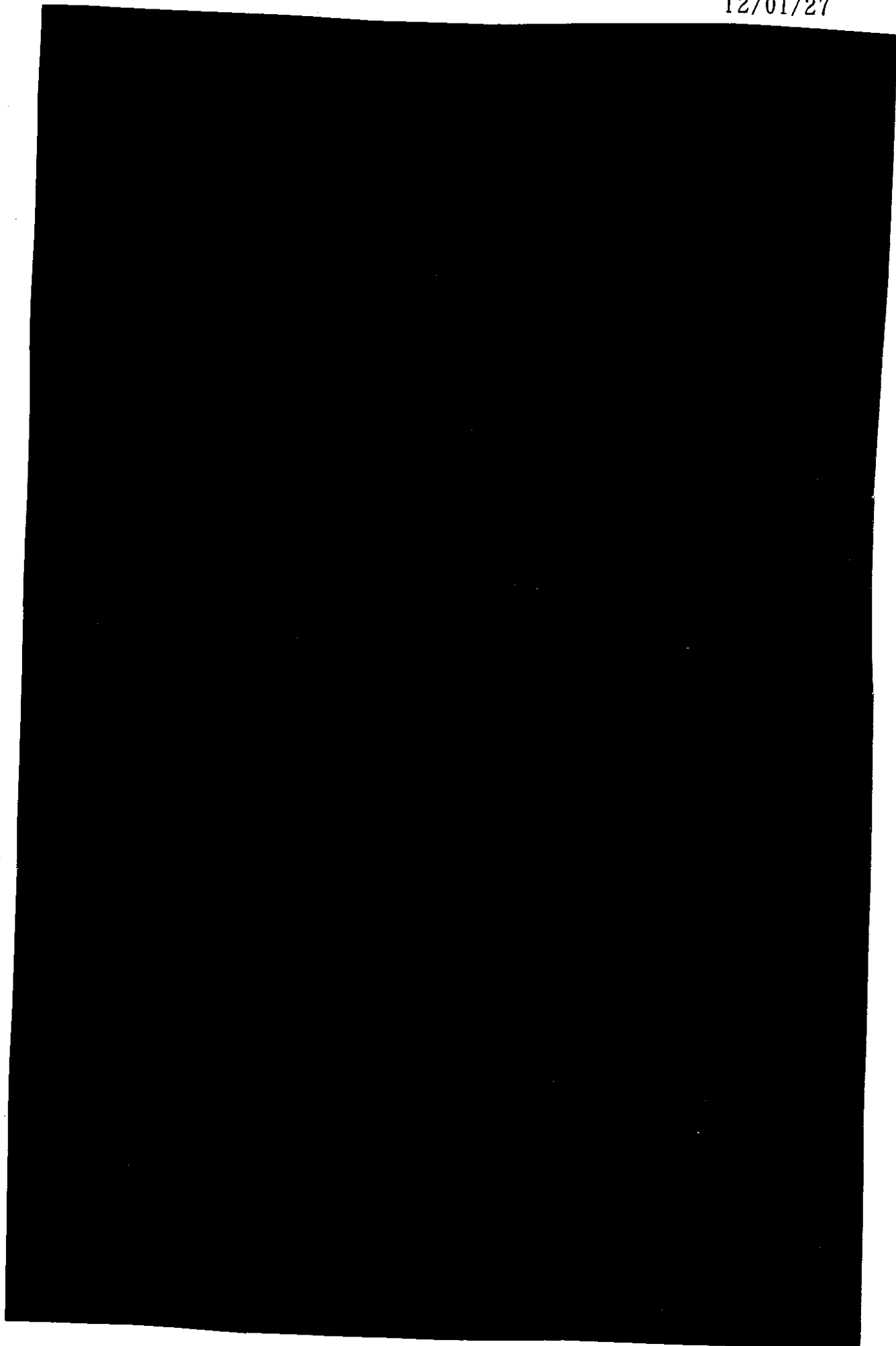
12/01/27



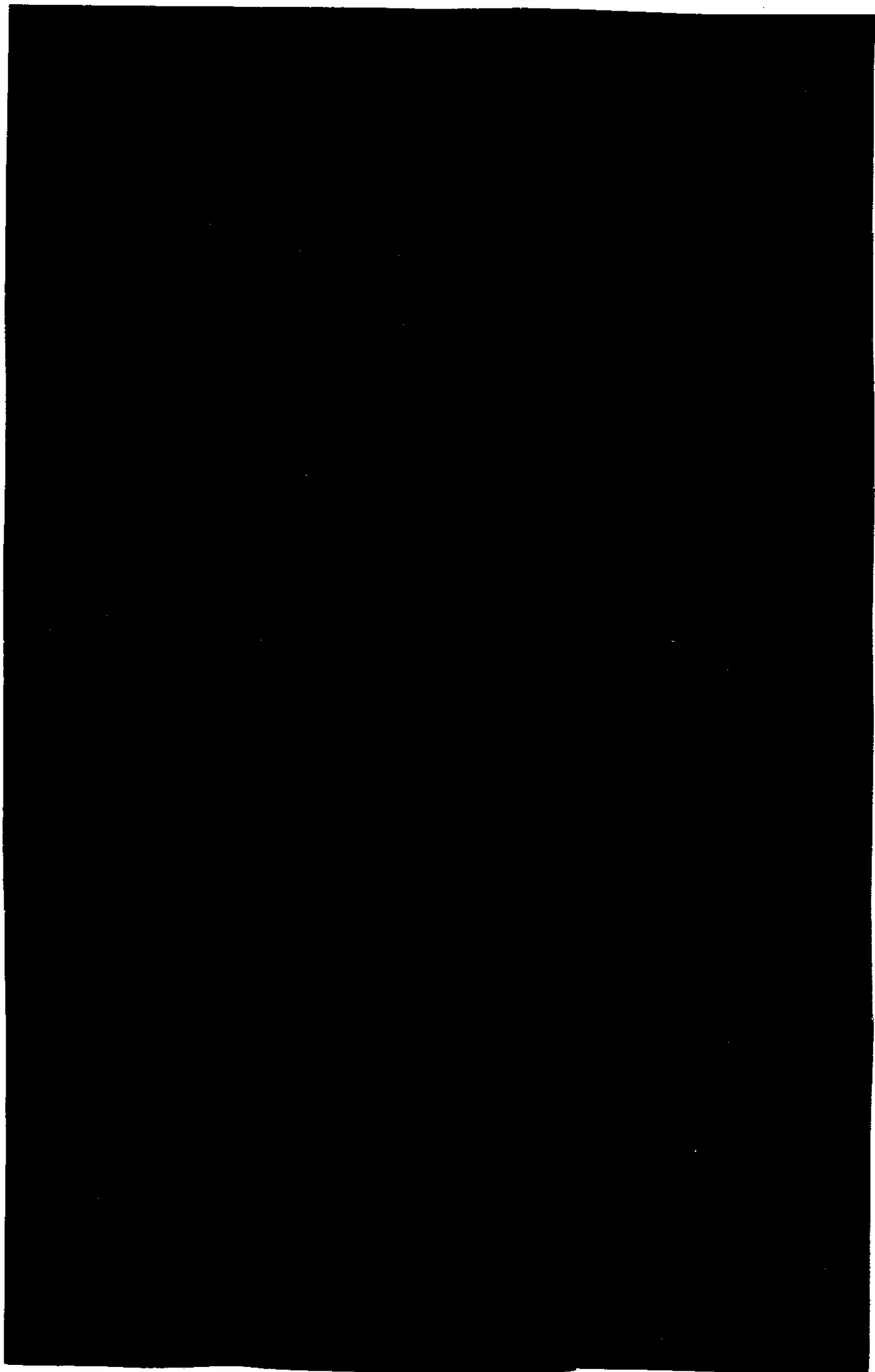
12/01/27



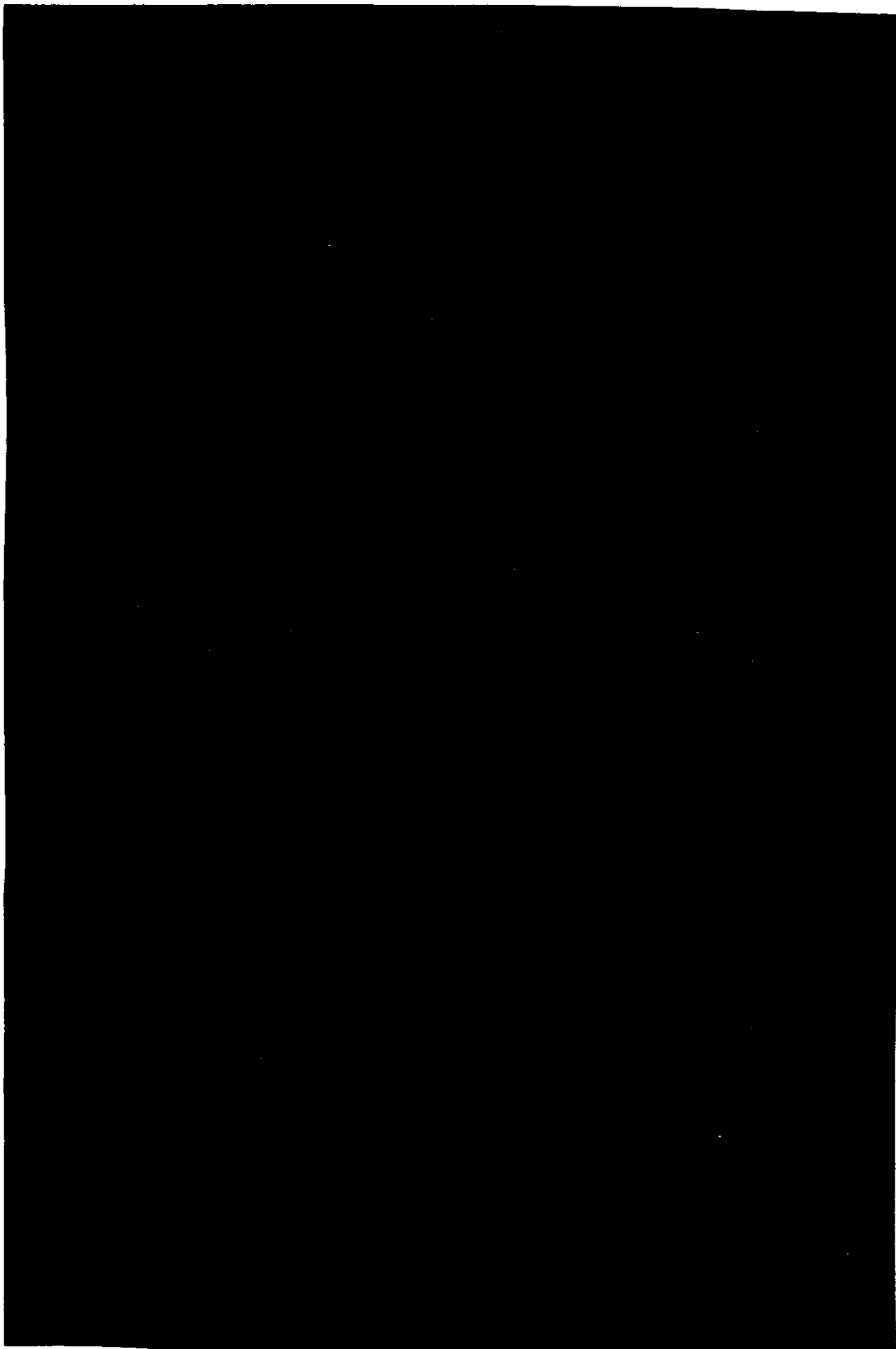
12/01/27



12/01/27



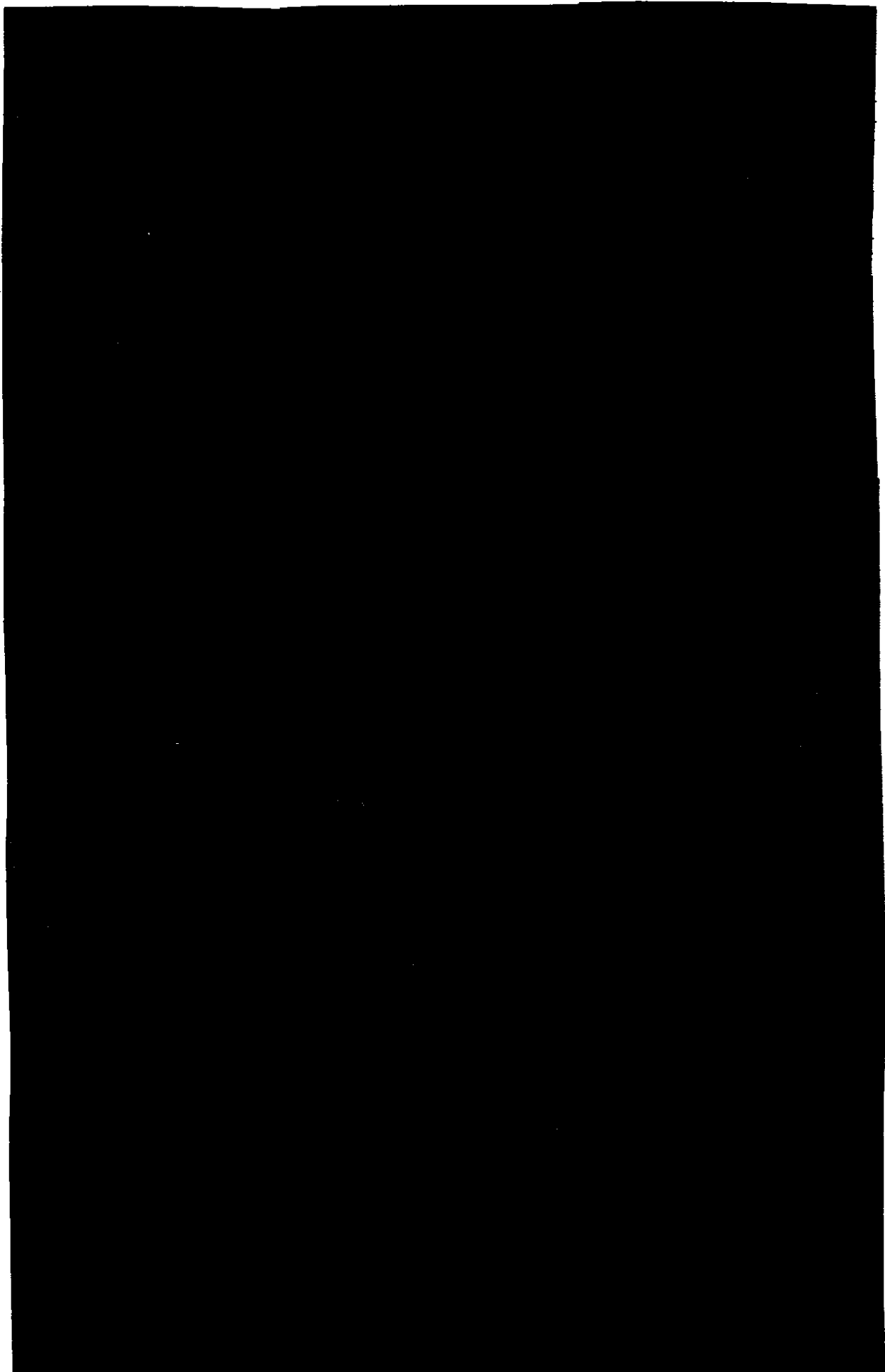
12/01/27



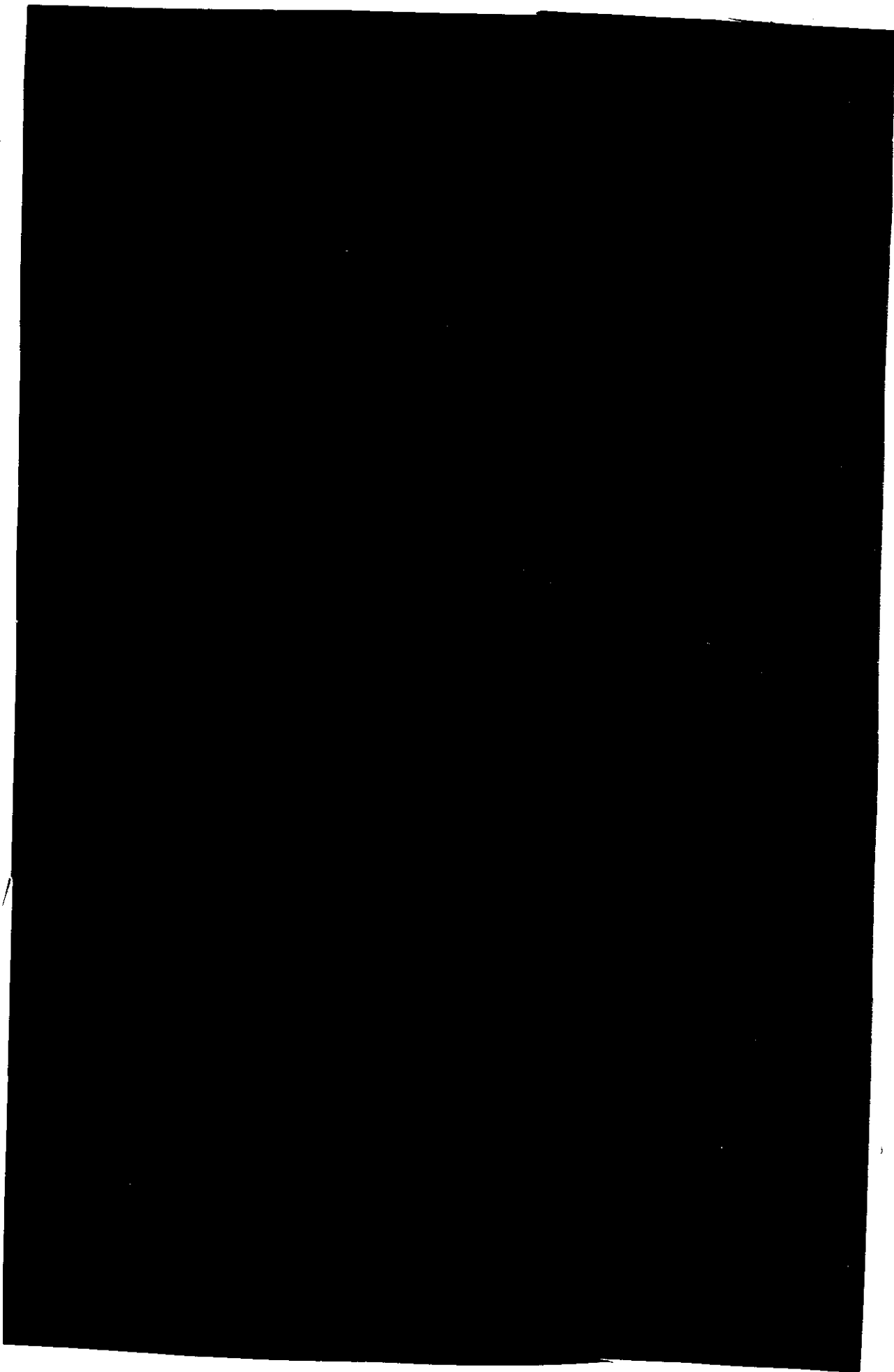
12/01/27



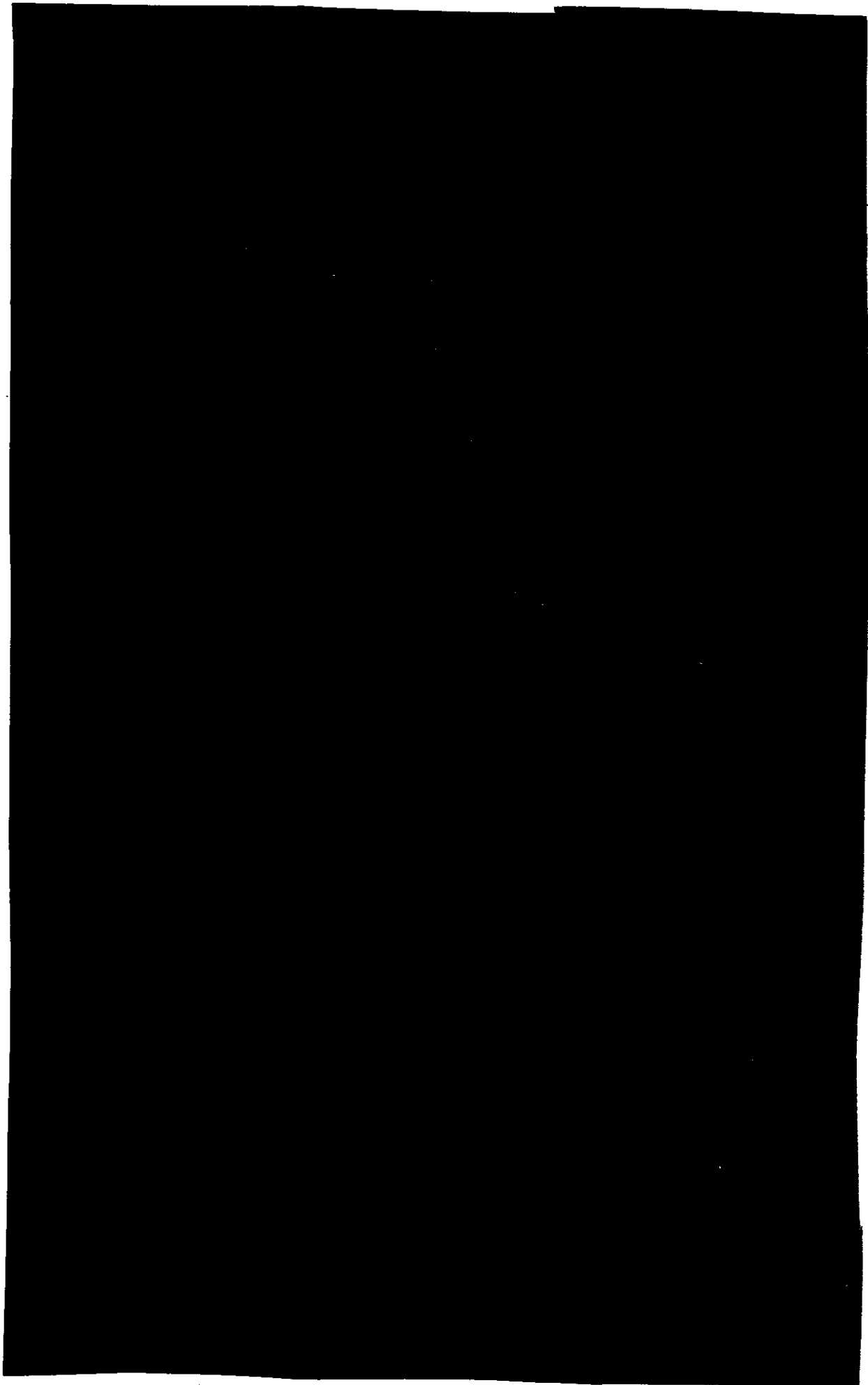
12/01/27



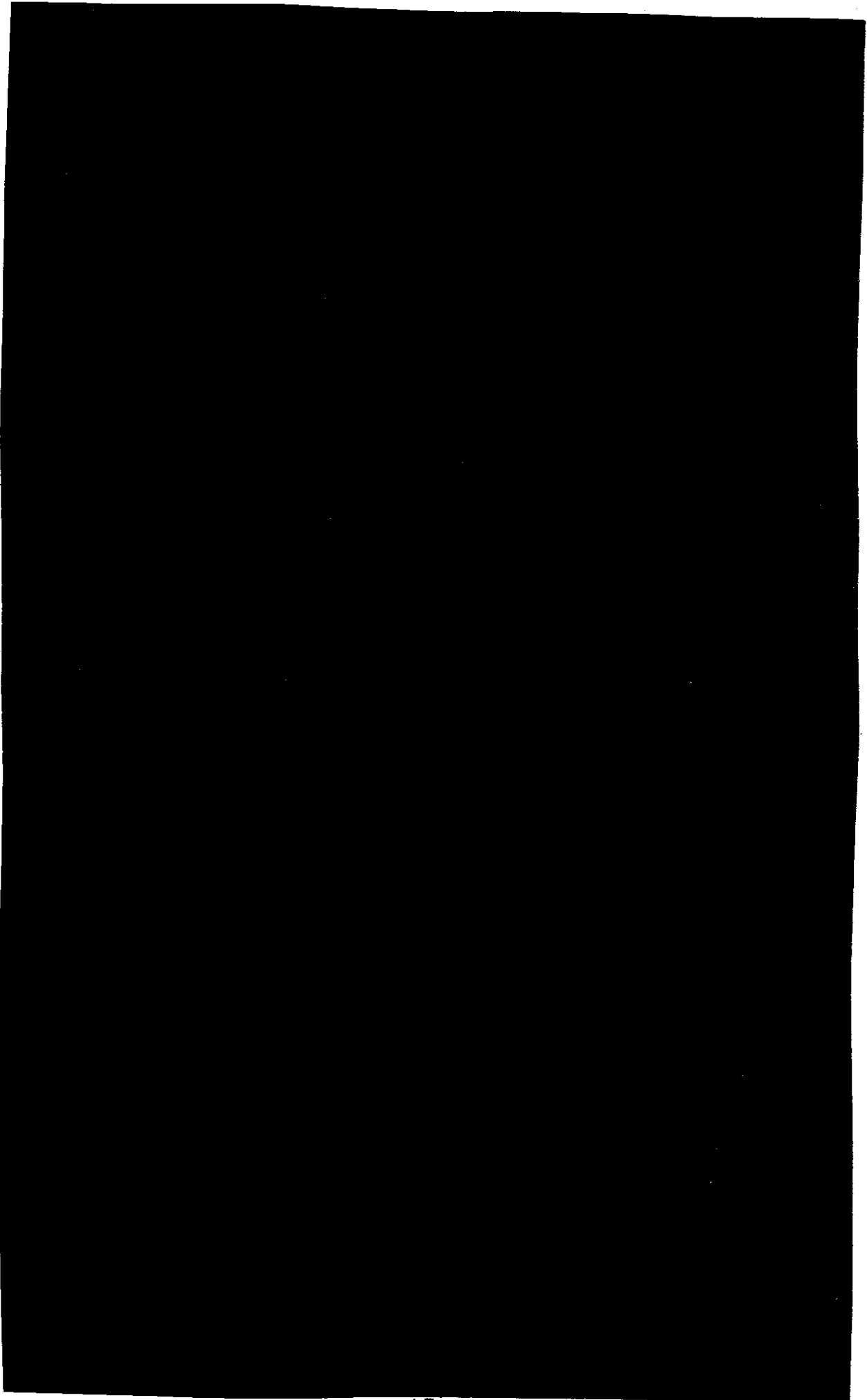
12/01/27



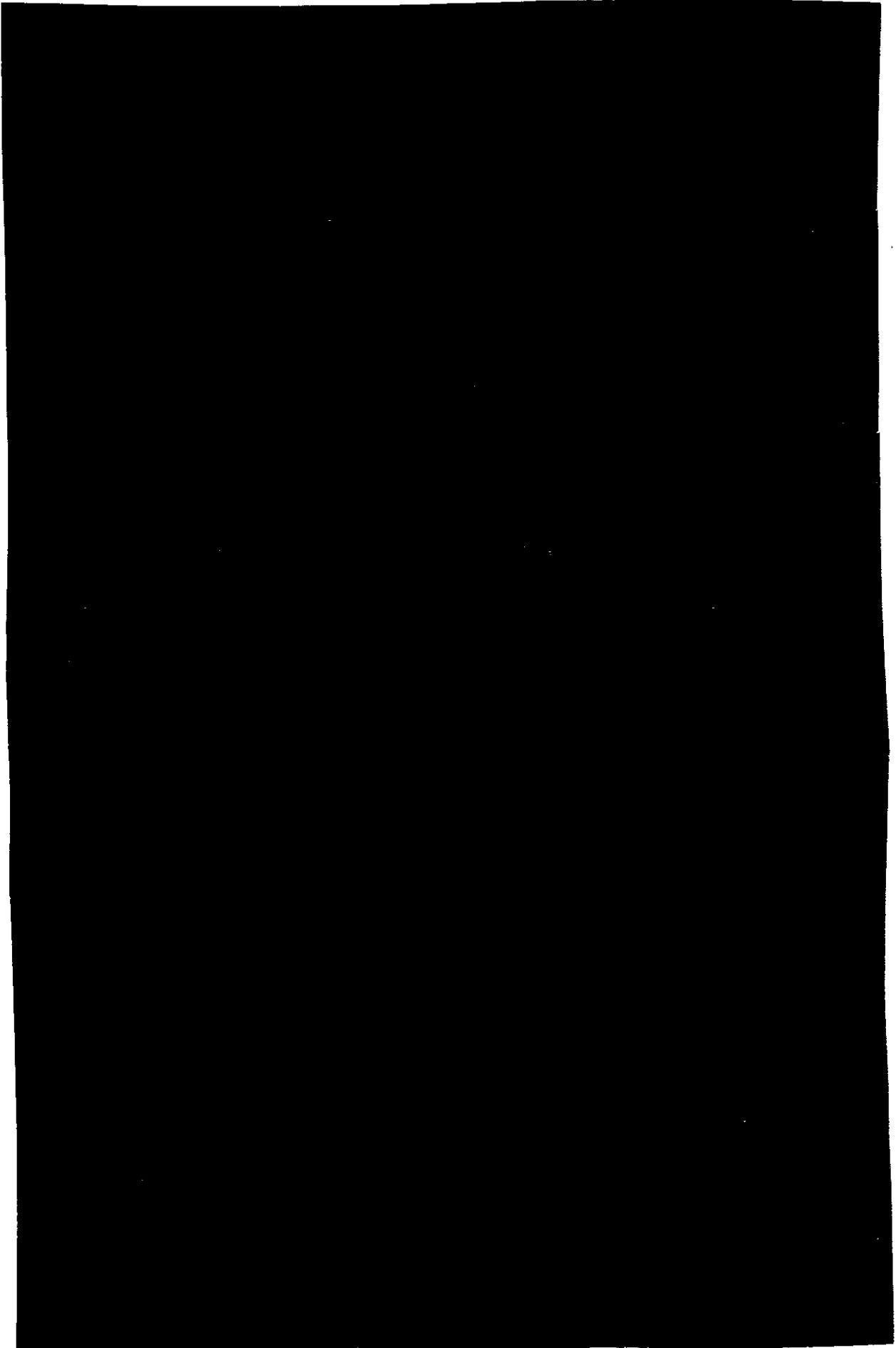
12/01/27



12/01/27



12/01/27



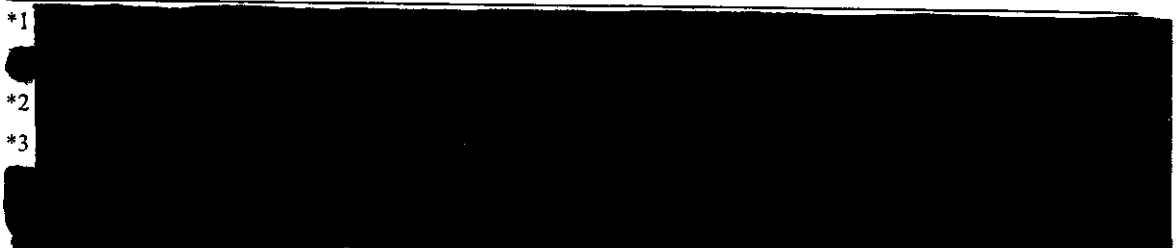
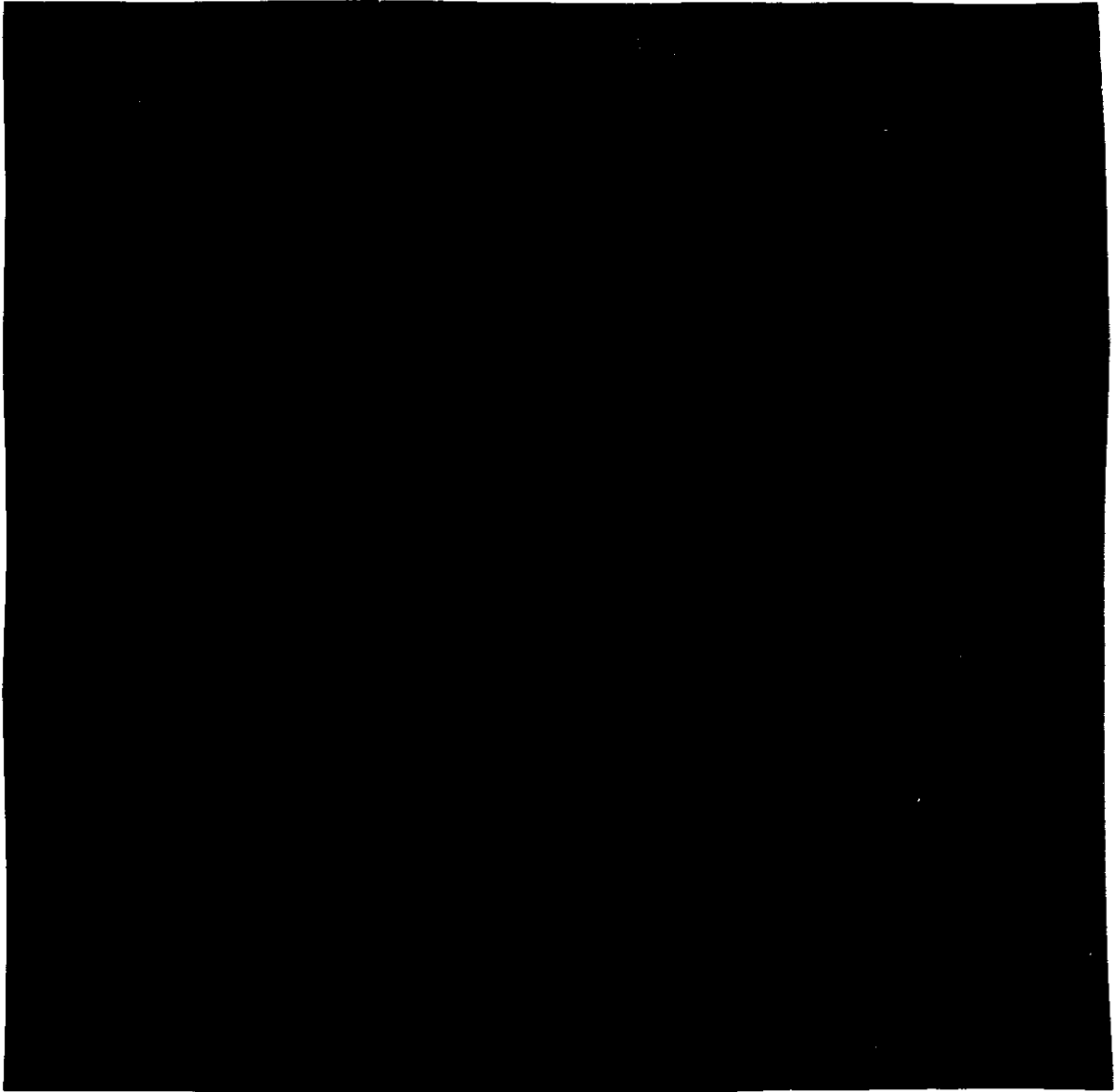
12/01/27

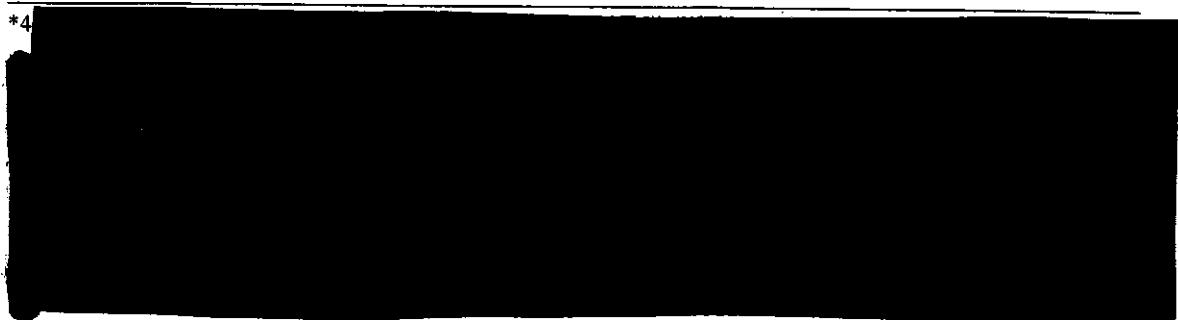
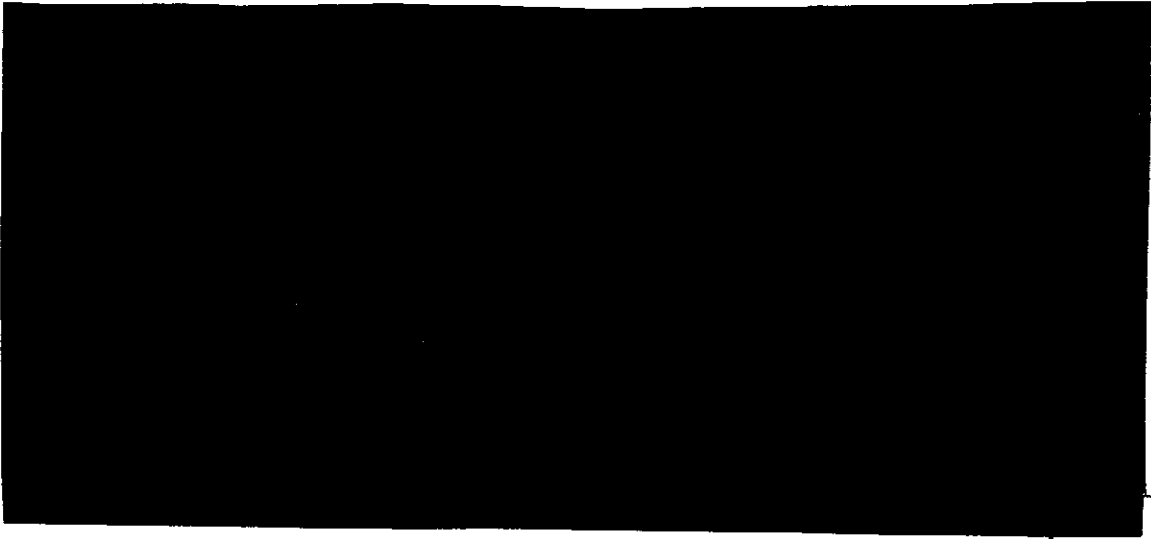


12/01/27 内調内検討済み

平成24年1月 日
内閣情報調査室

合議制の行政機関における特別秘密の指定及び管理について（案）





*4

【別紙】国の行政機関のうち合議制をとるもの

国の行政機関のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年五月一四日法律第四二号）第二条第一項に規定する各行政機関の単位において、合議^{*1}制をとるものは以下のとおり。

1 安全保障会議

○ 安全保障会議設置法（昭和六十一年五月二十七日法律第七十一号）

（組織）

第三条 会議は、議長及び第五条第一項各号に掲げる議員（同条第二項の規定により臨時に会議に参加する議員を含む。）で組織する。

（議長）

第四条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 （略）

（議事）

第九条 会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

2 人事院

○ 国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第二百十号）

（職員）

第四条 人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

2～4 （略）

（総裁）

第十一条 人事院総裁は、人事官の中から、内閣が、これを命ずる。

2 人事院総裁は、院務を総理し、人事院を代表する。

3 （略）

○ 人事院規則二一一（人事院会議及びその手続）（昭和二十四年一月十五日人事院規則二一一）

人事院は、国家公務員法に基き、人事院会議及びその手続に関し次の人事院規則を制定する。

*1 合議体とは、複数（少なくとも3人以上）の人員をもつて組織し、その構成員の全会一致又は多数決により、その意思を決定する組織体をいう。合議体は、国、地方公共団体その他の法人の機関に多くの例がある。国の機関についていえば、国会を始めとして、内閣、裁判所（裁判官会議）、人事院、会計検査院、各種の委員会、審議会等があり、地方公共団体についても、議会、選挙管理委員会、教育委員会、人事委員会等多くの例がある。合議体の機関に対するものは、独任制の機関であって、1人をもつて機関を構成するものであり、国についていえば、各省大臣、各庁の長官等、地方公共団体についていえば、都道府県知事、市町村長等である。（「法令用語辞典 第9次改訂版」学陽書房）

1～4 (略)

5 会議は、人事官の過半数をもつて定足数とする。議決又は動議の採決は、人事官の多数決を必要とする。

6～8 (略)

3 公正取引委員会

○ 昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）
（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

第二十九条 公正取引委員会は、委員長及び委員四人を以て、これを組織する。

2～4 (略)

第三十三条 委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

2 (略)

第三十四条 公正取引委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3・4 (略)

4 国家公安委員会

○ 警察法（昭和二十九年六月八日法律第百六十二号）
（設置及び組織）

第四条 内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。

2 国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもつて組織する。
（委員長）

第六条 委員長は、国務大臣をもつて充てる。

2 委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。

3 (略)

（会議）

第十一条 国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

2 国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 (略)

5 公害等調整委員会

○ 公害等調整委員会設置法（昭和四十七年六月三日法律第五十二号）
（組織）

第六条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2 (略)

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 (略)

(会議)

第十二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4・5 (略)

6 公安審査委員会

○ 公安審査委員会設置法（昭和二十七年七月二十一日法律第二百四十二号）

(組織)

第四条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

(委員長)

第十条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 (略)

(会議)

第十一条 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 (略)

7 中央労働委員会

○ 労働組合法（昭和二十四年六月一日法律第七十四号）

(中央労働委員会の委員の任命等)

第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもつて組織する。

2～6 (略)

(中央労働委員会の会長)

第十九条の九 中央労働委員会に会長を置く。

2 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

3 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。

4 (略)

(会議)

第二十一条 (略)

2 労働委員会の会議は、会長が招集する。

3 労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによ

る。

8 運輸安全委員会

○ 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年十月十二日法律第百十三号）

（組織）

第七条 委員会は、委員長及び委員十二人をもつて組織する。

2 （略）

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 （略）

（会議）

第十一条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び六人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 （略）

9 会計検査院

○ 会計検査院法（昭和二十二年四月十九日法律第七十三号）

第二条 会計検査院は、三人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する。

第三条 会計検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。

第十条 検査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。

○ 会計検査院法施行規則（昭和二十二年五月三日会計検査院規則第四号）

第七条 次の事項は、院長の職権に属する。

一 会計検査院を代表すること

二 職員の栄典授与に関すること

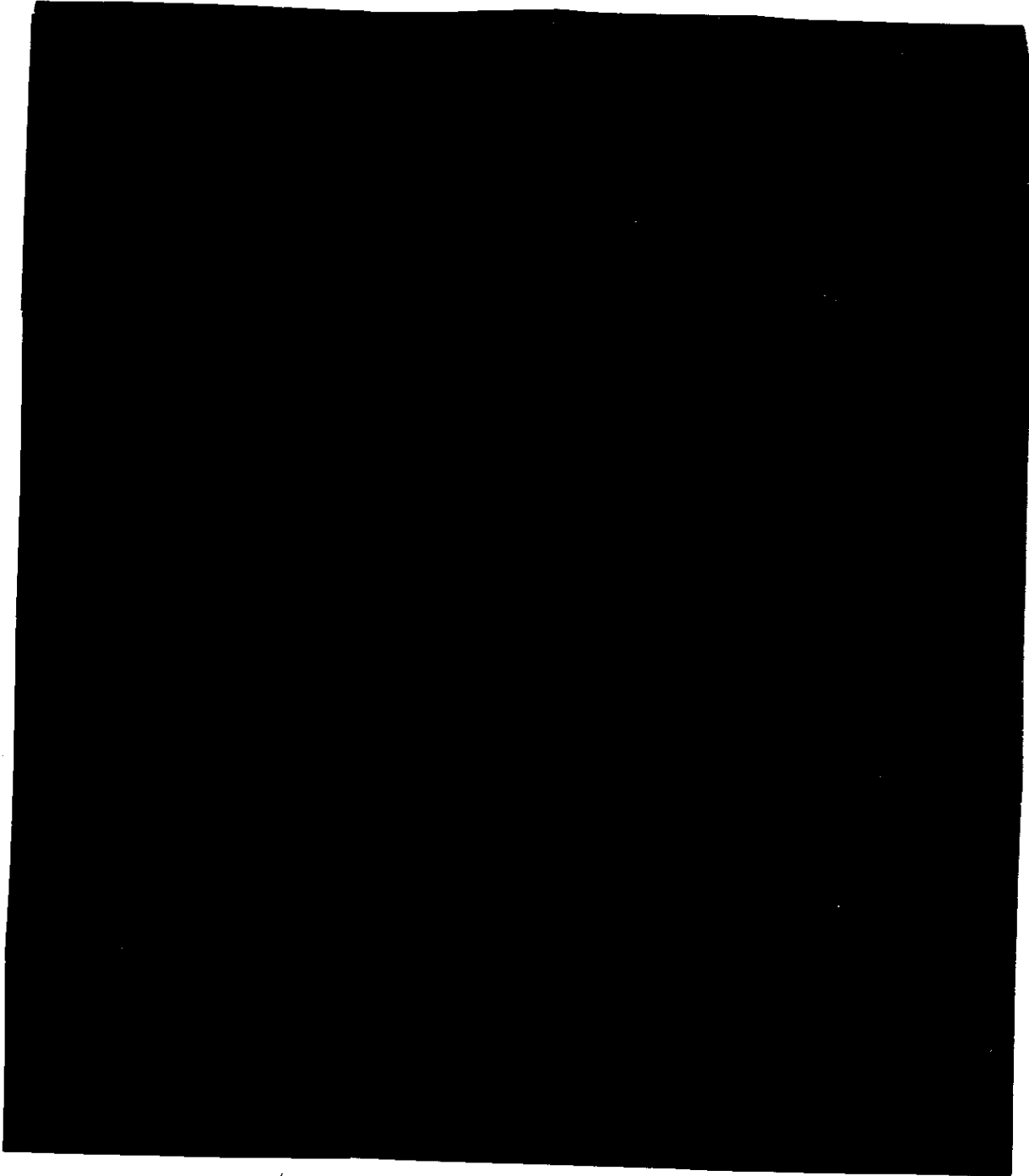
三 検査官会議の議決又は検査官の合議を経た事項につき、その名を以て文書を発すること

四 顧問を委嘱すること

12/01/27 内調内検討済み

平成24年1月 日
内閣情報調査室

取扱業務者と業務知得者の区別について（案）

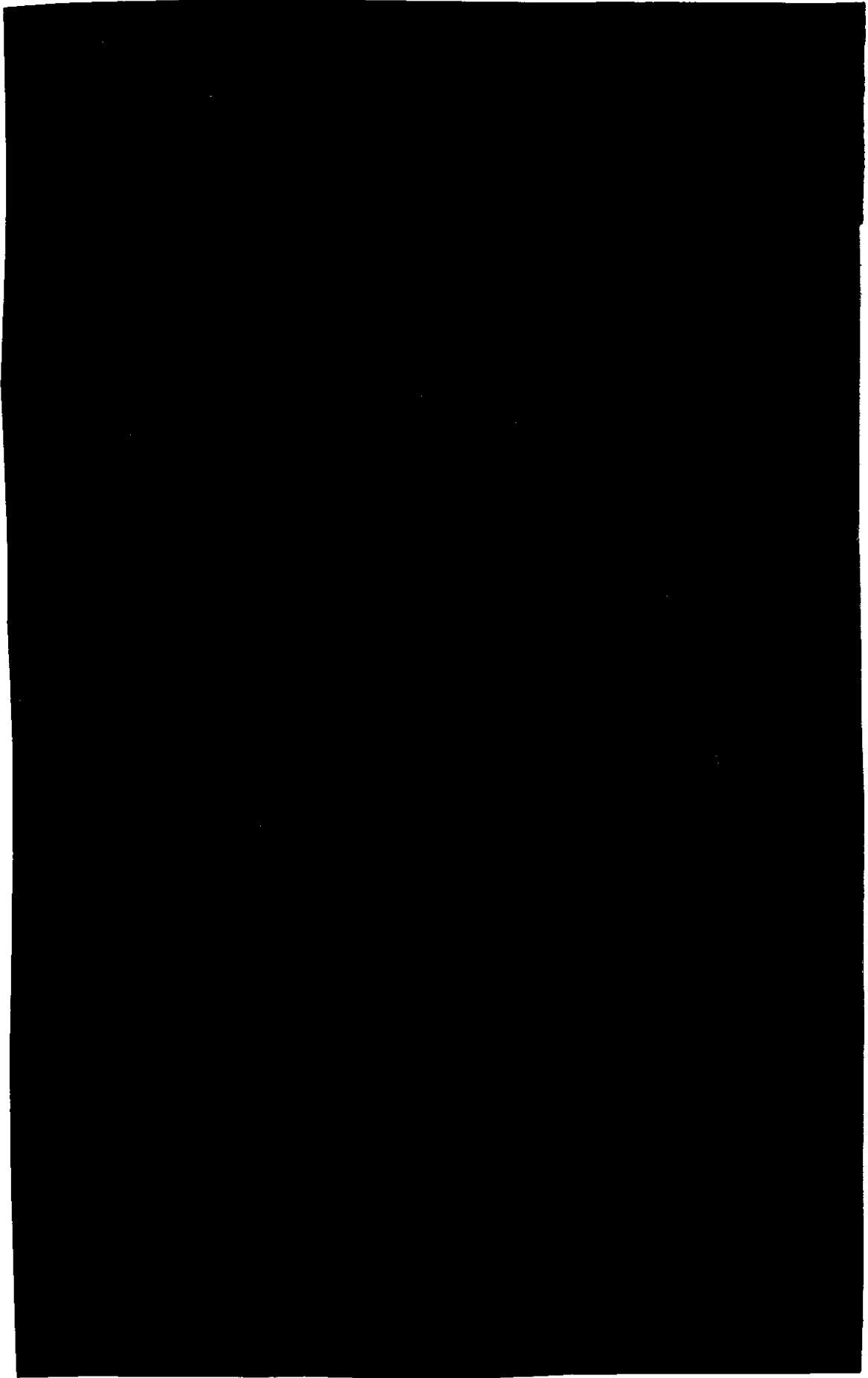


*1

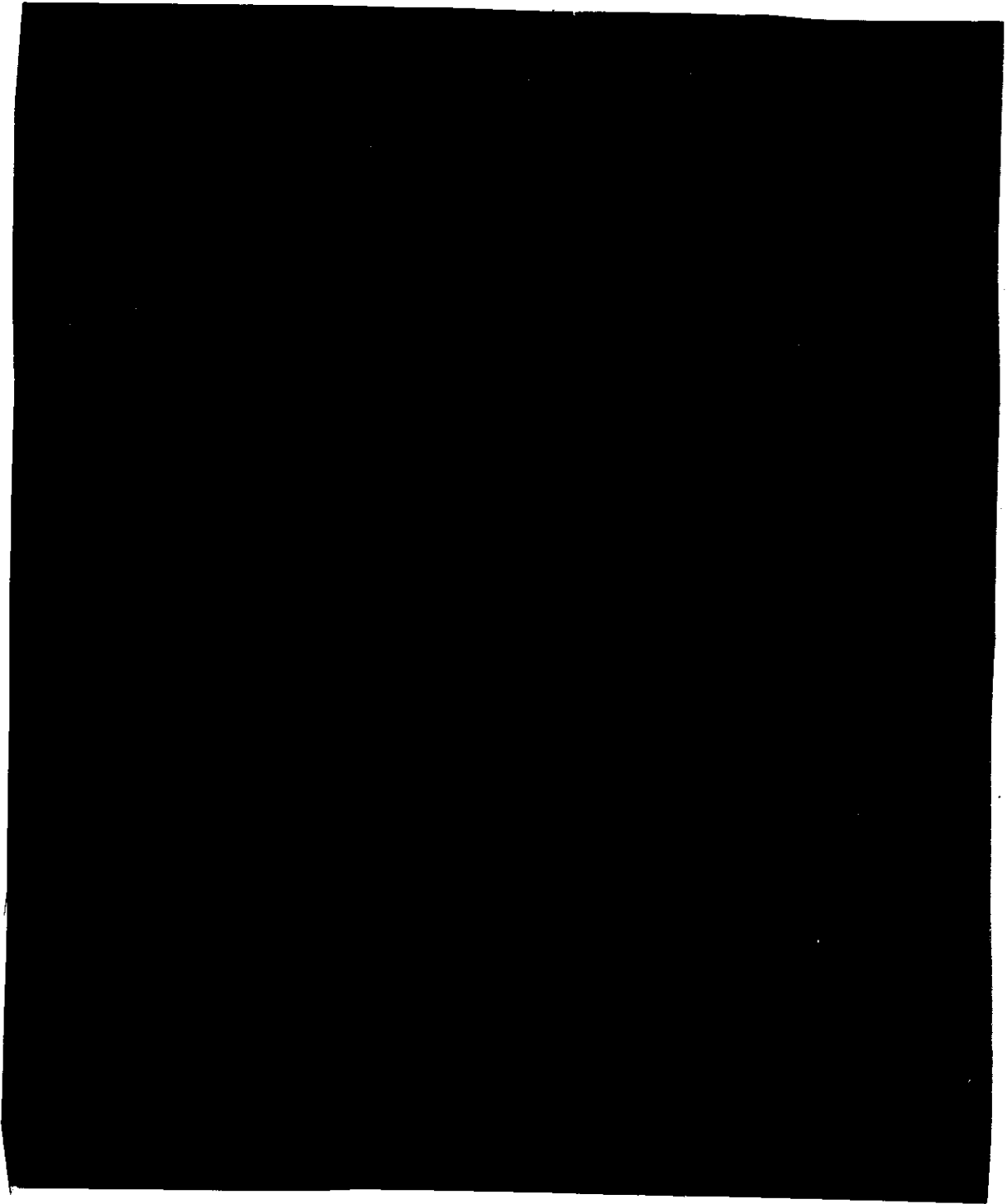
*2



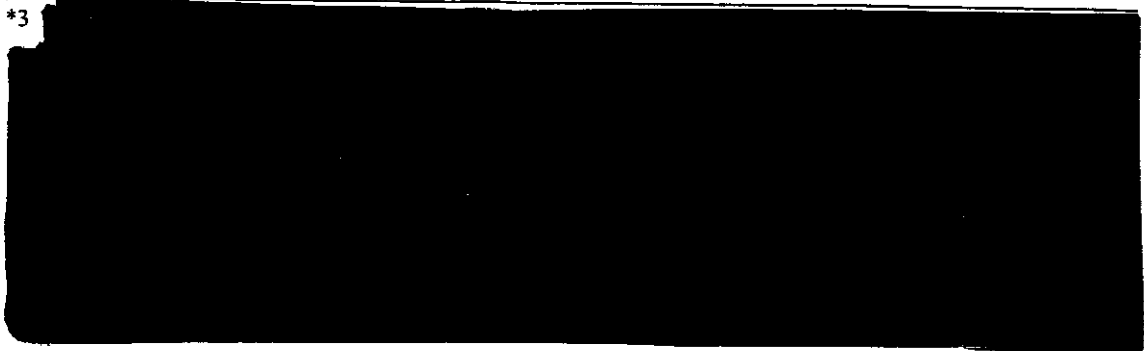
12/01/27 内調内検討済み



12/01/27 内調内検討済み



*3

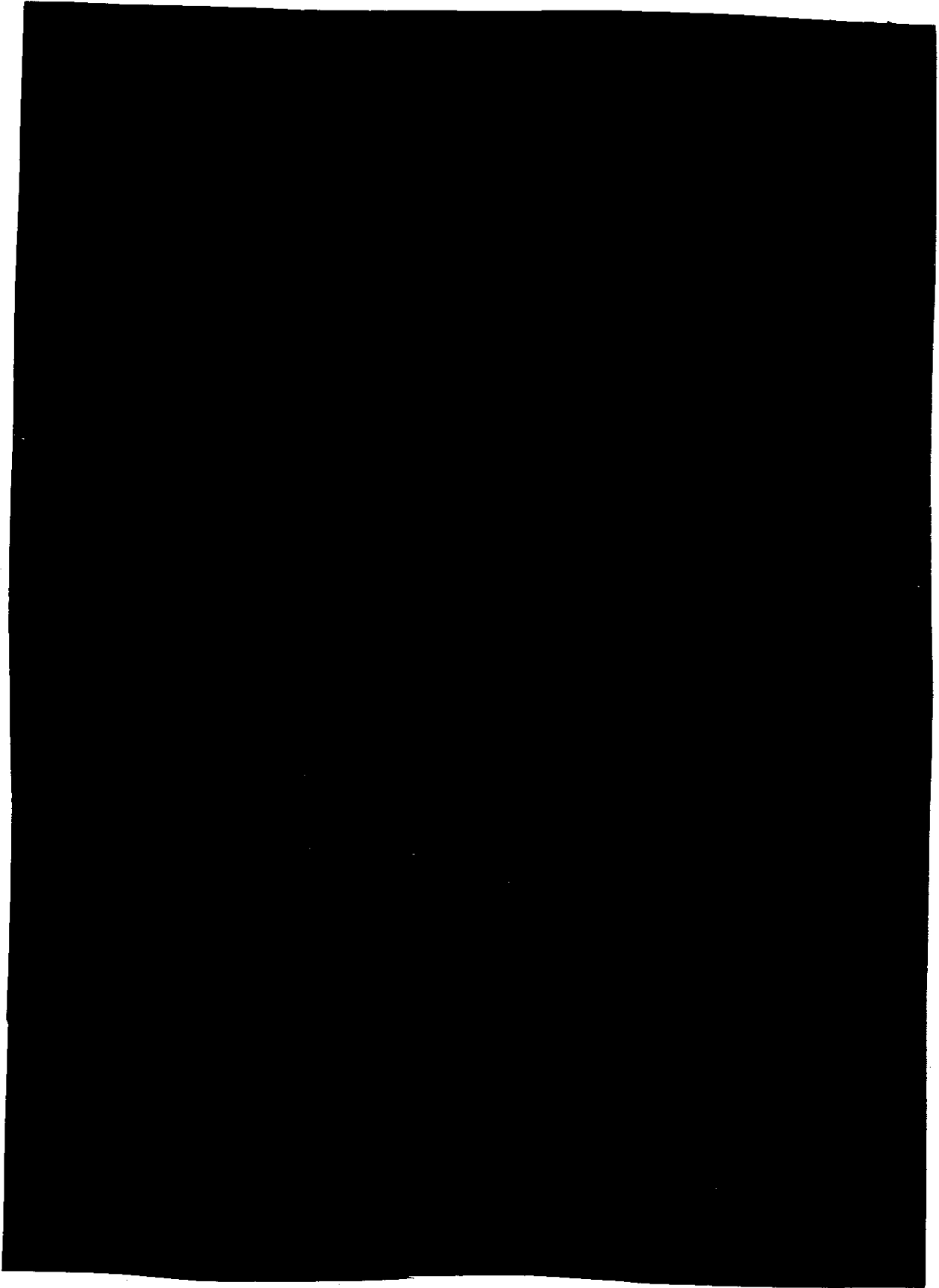


12/01/27 内調内検討済み

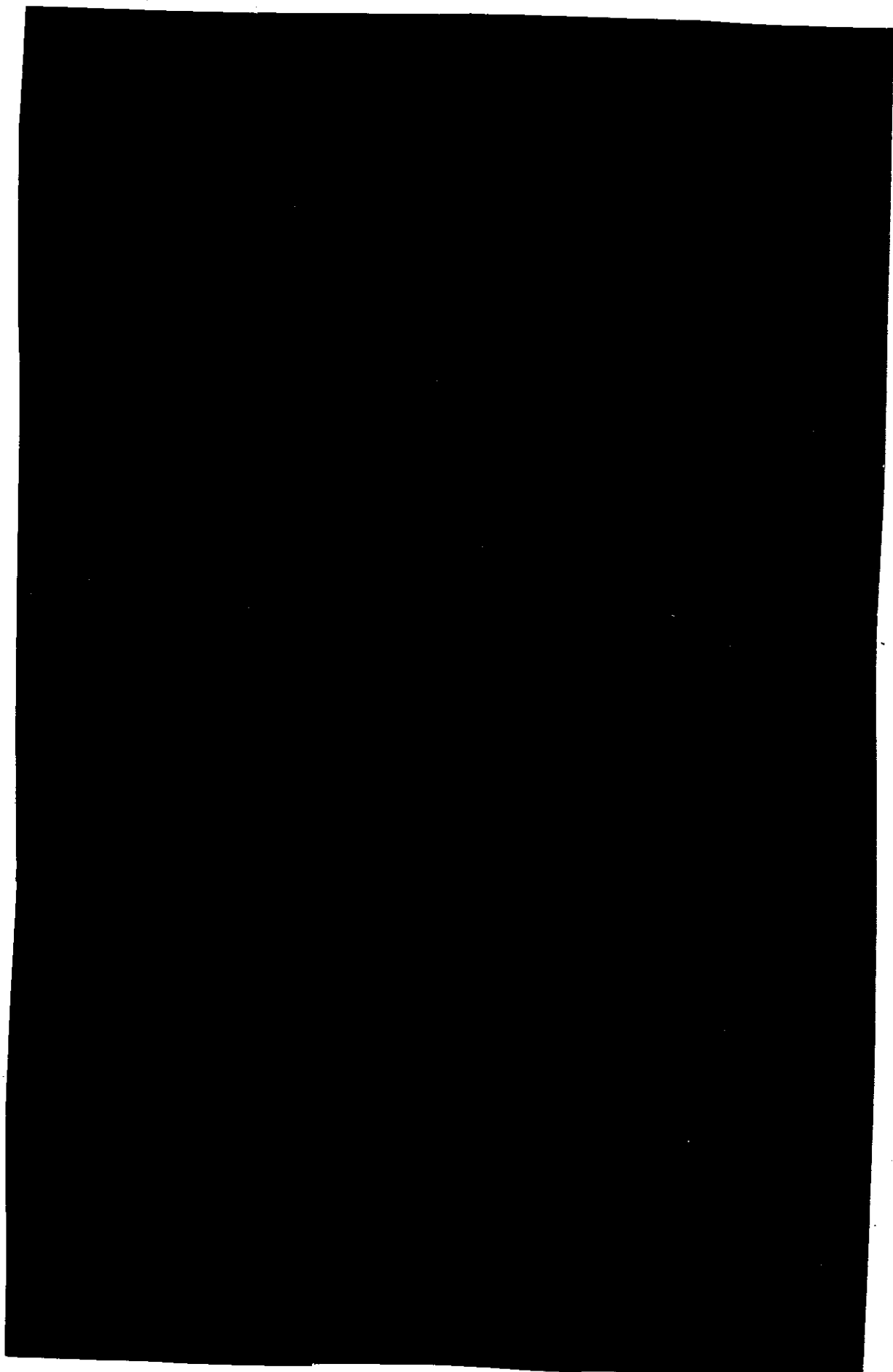


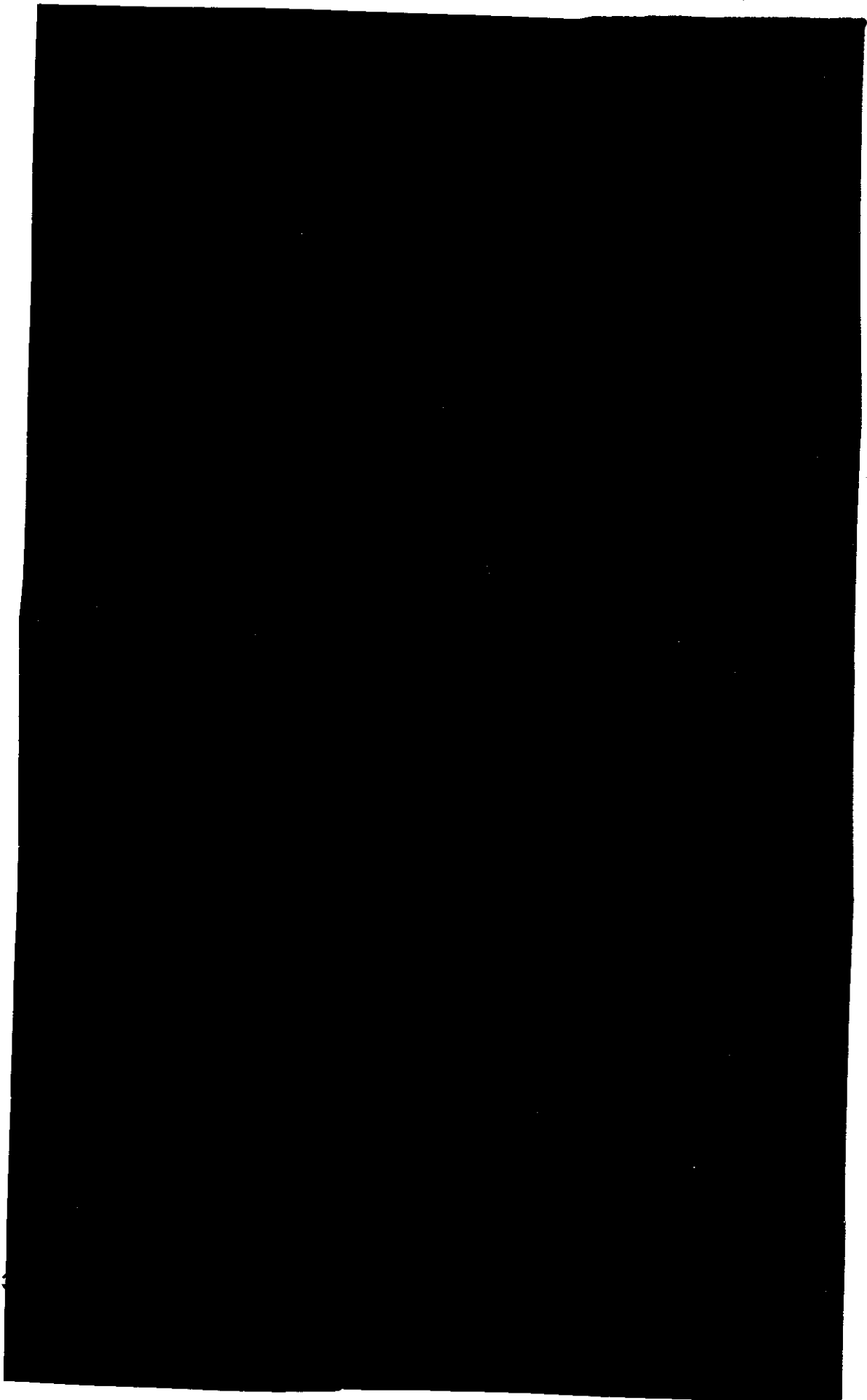
12/01/27内調内検討済み

適性評価の代替的な措置について ([REDACTED]) (メモ)

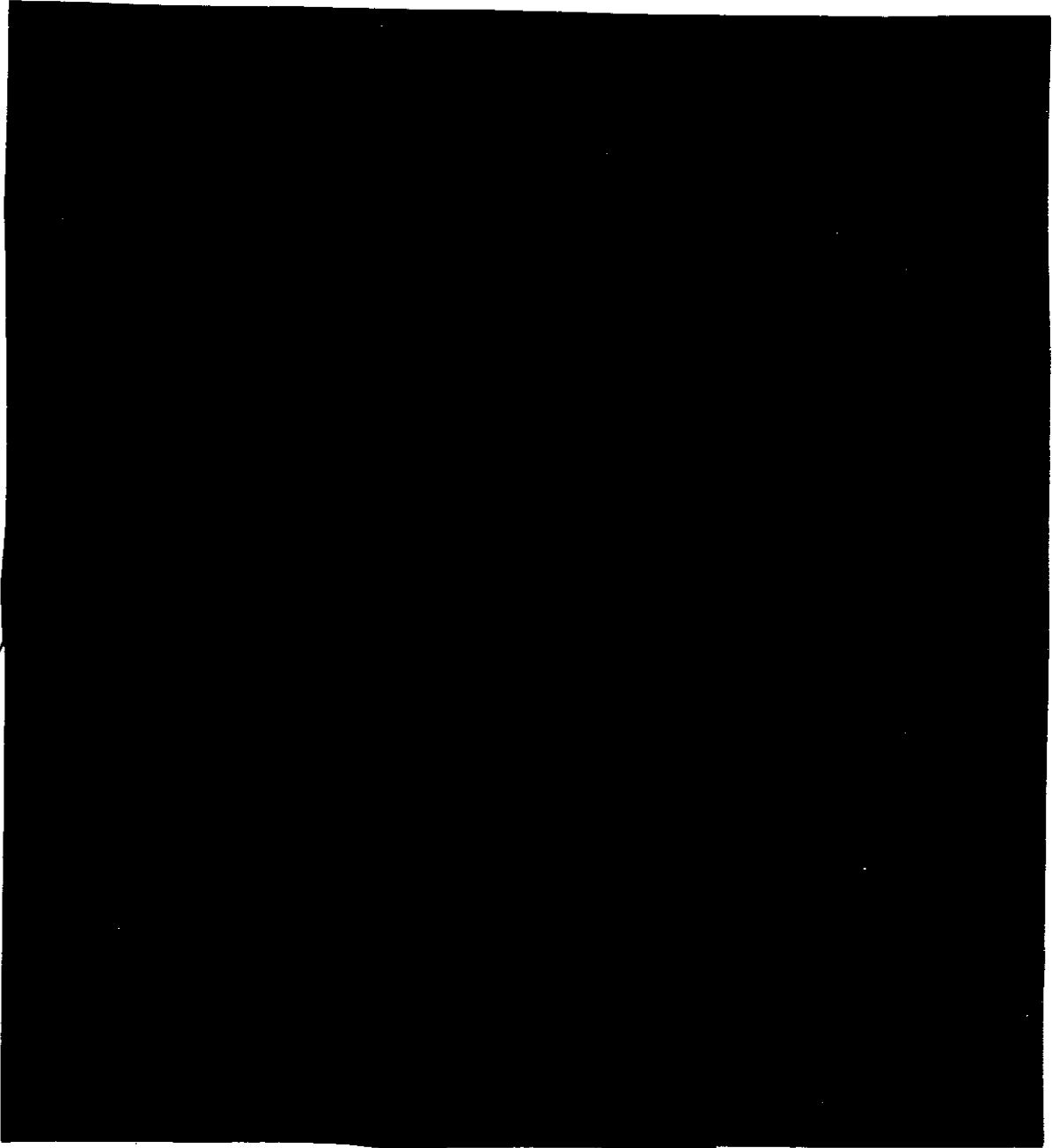


12/01/27内調内検討済み





12/01/27内調内検討済み



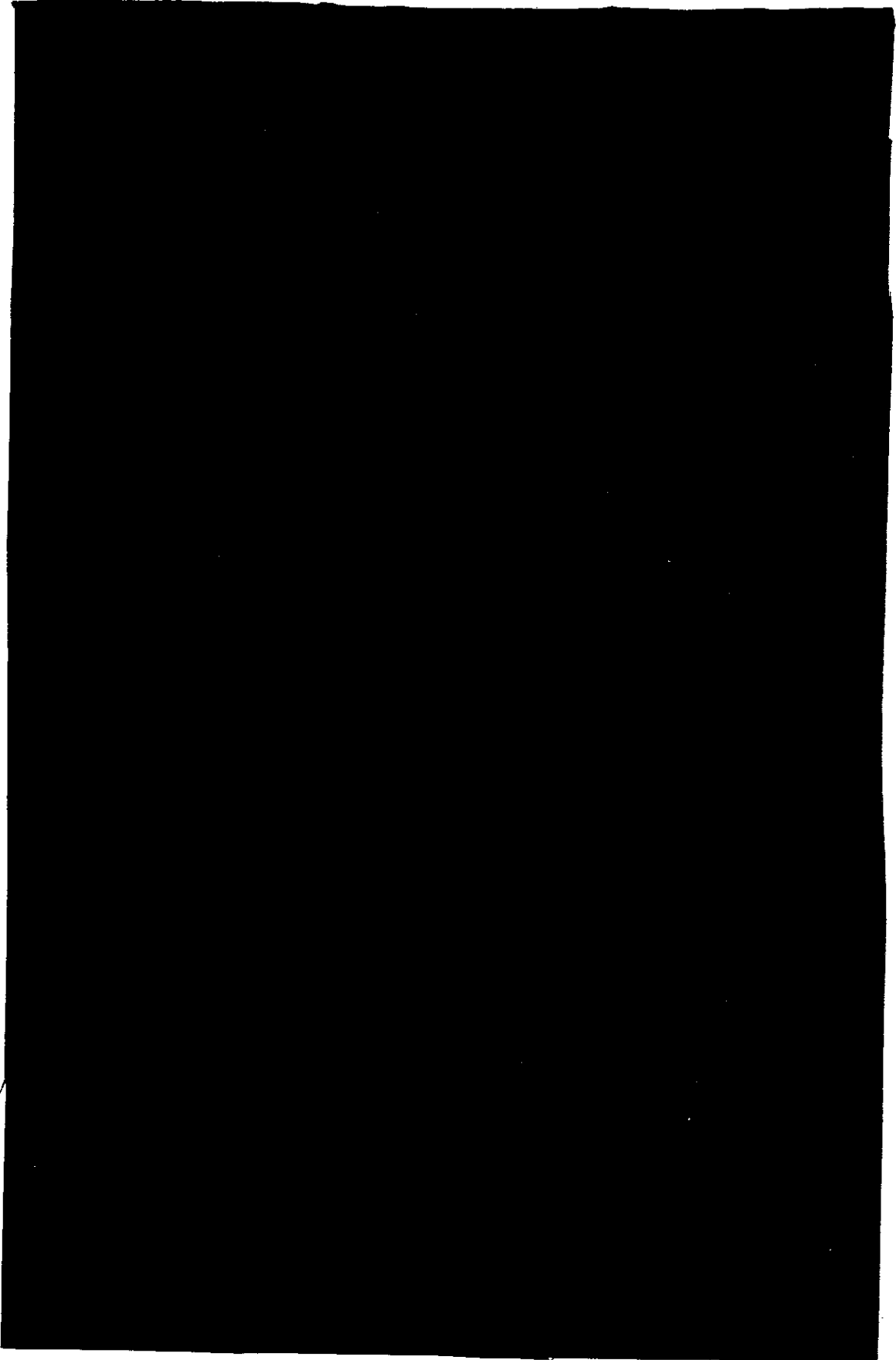
*1



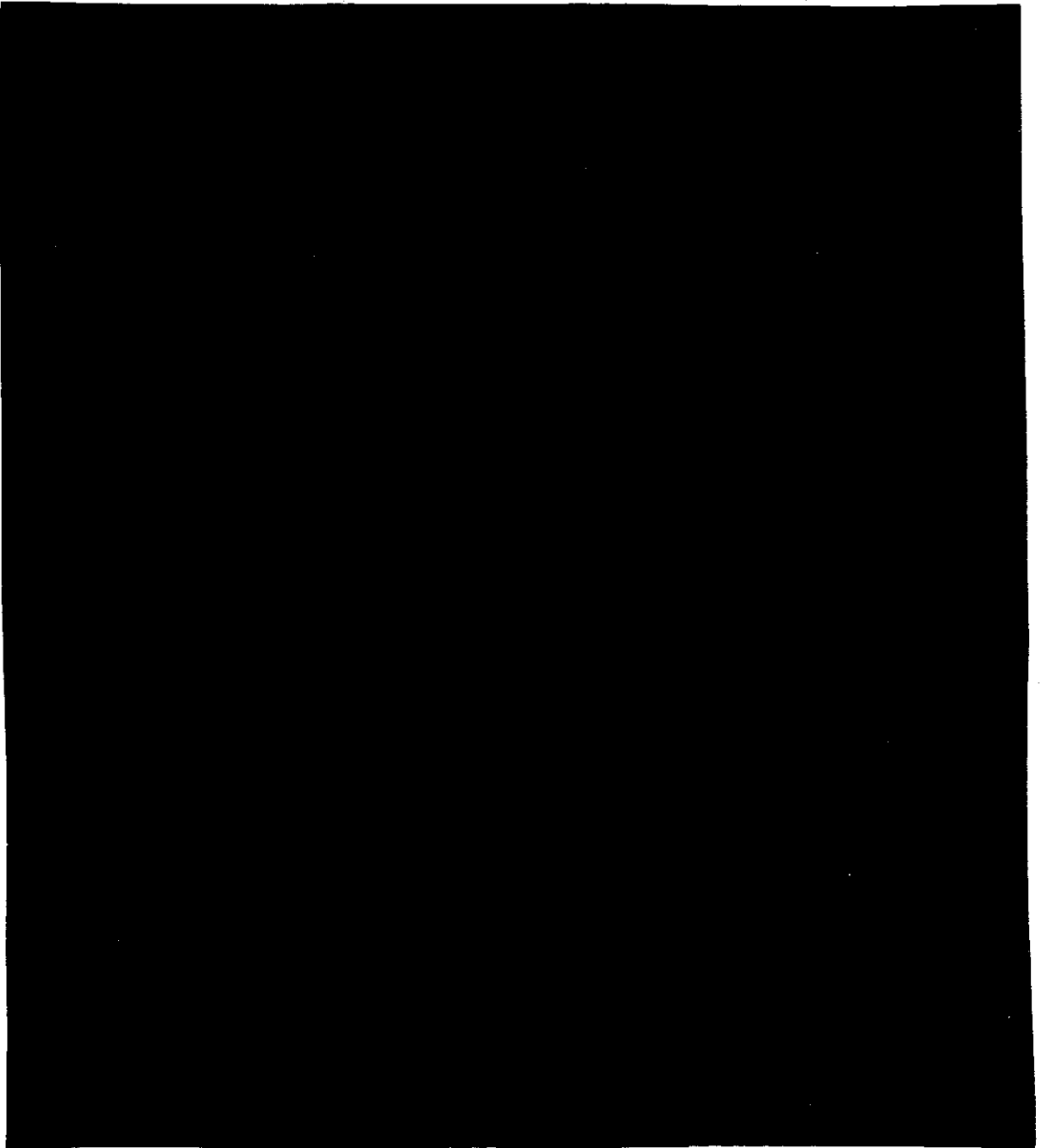
12/01/27内調内検討済み

別紙

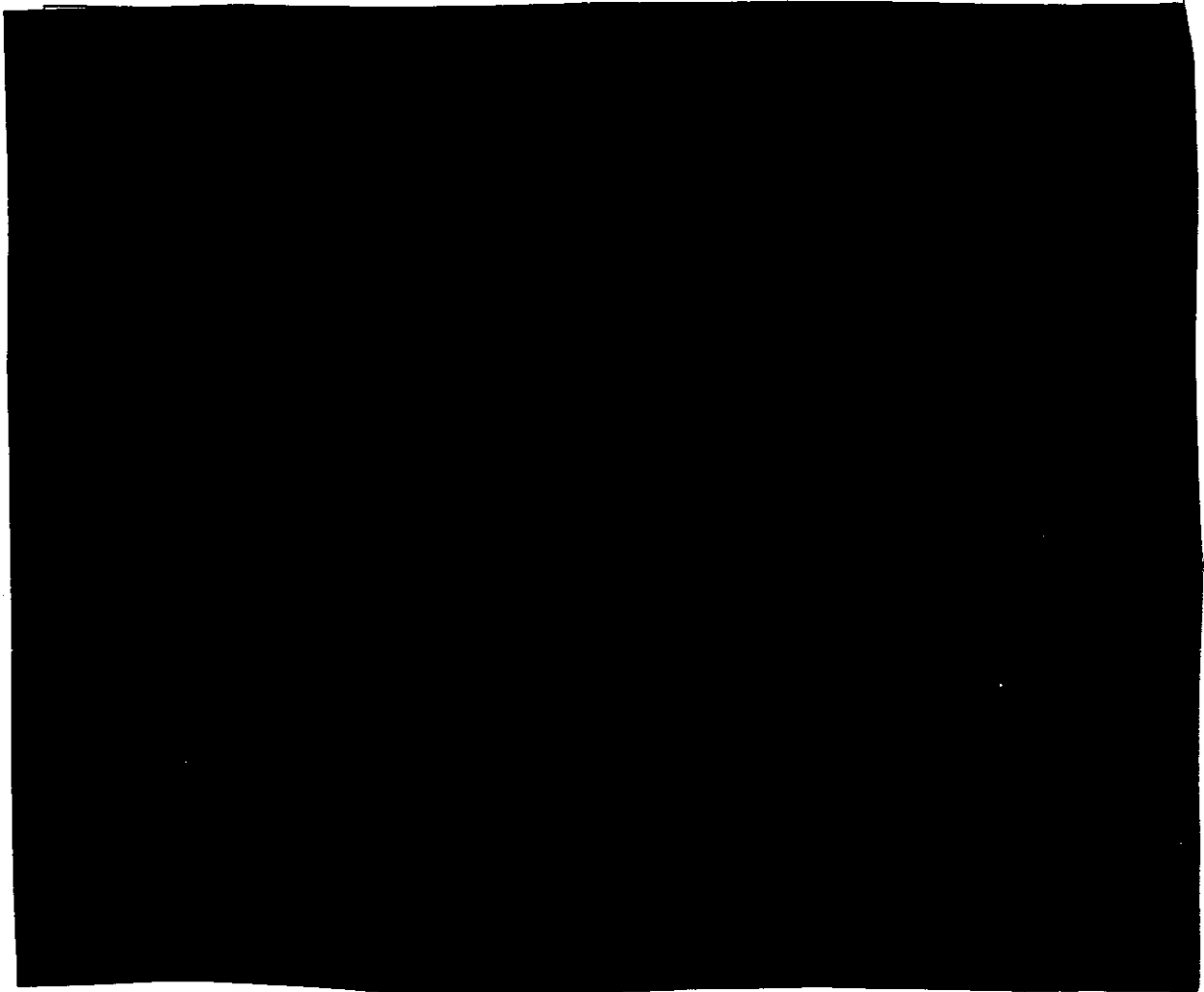
代替措置（案）

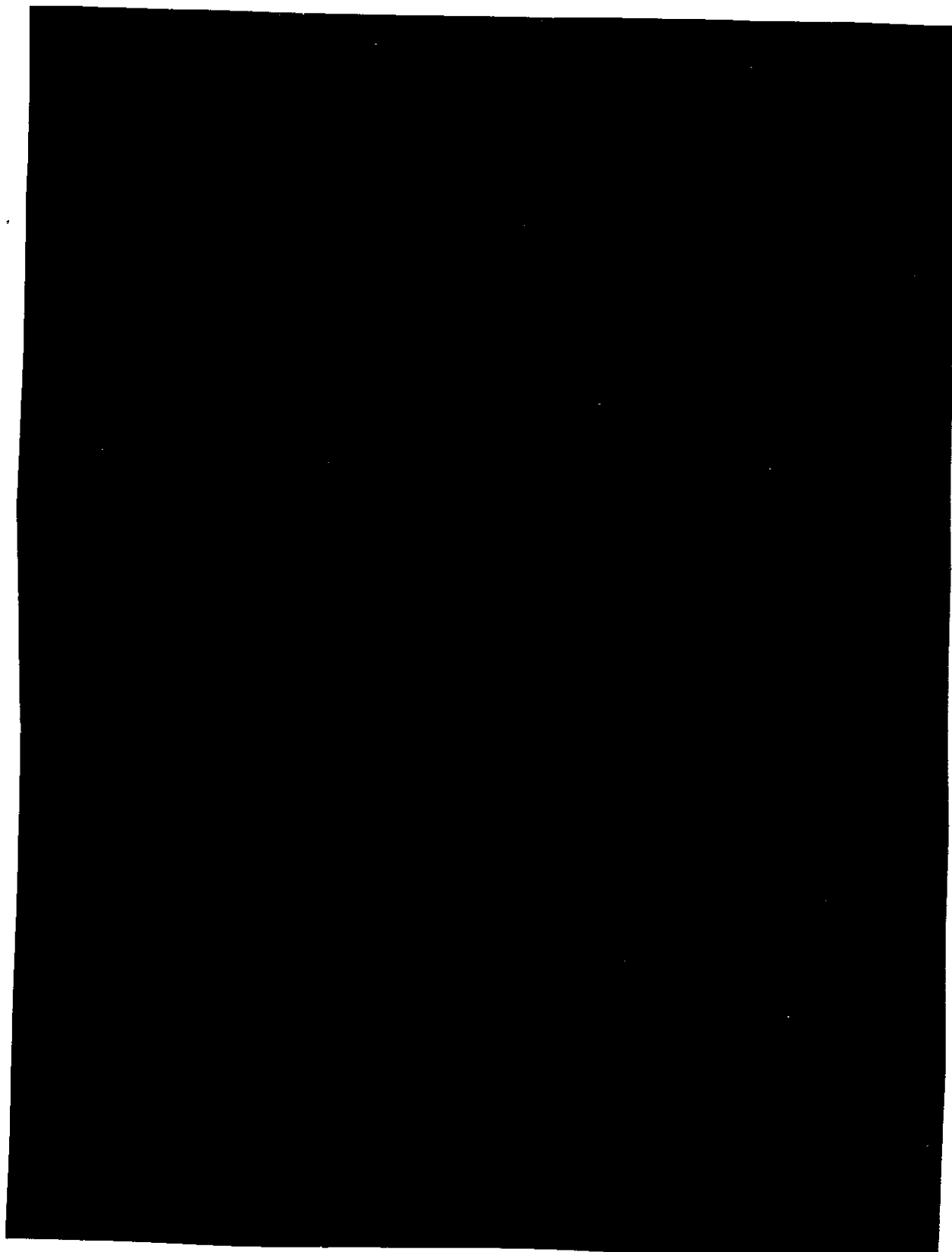


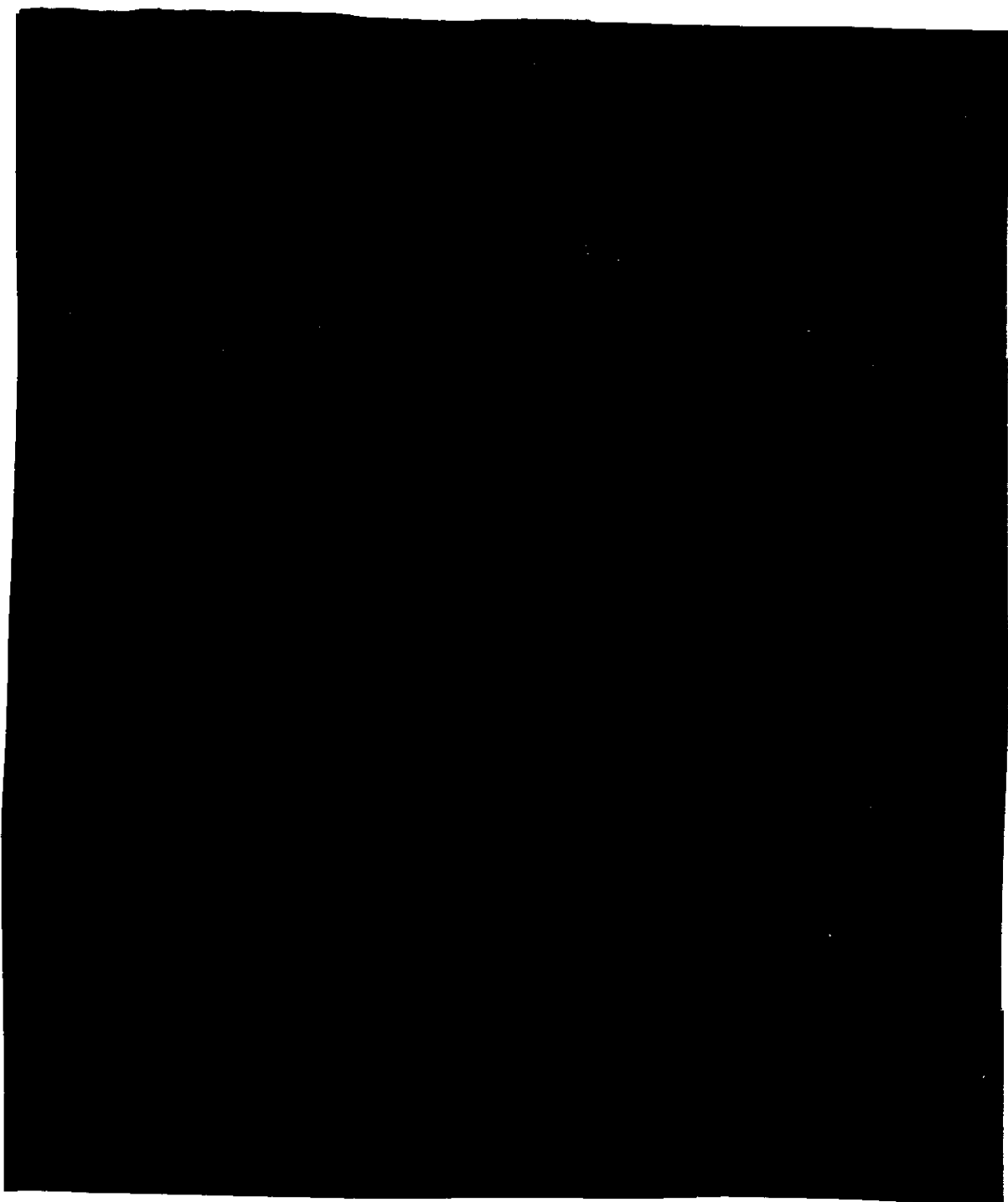
12/01/27内調内検討済み

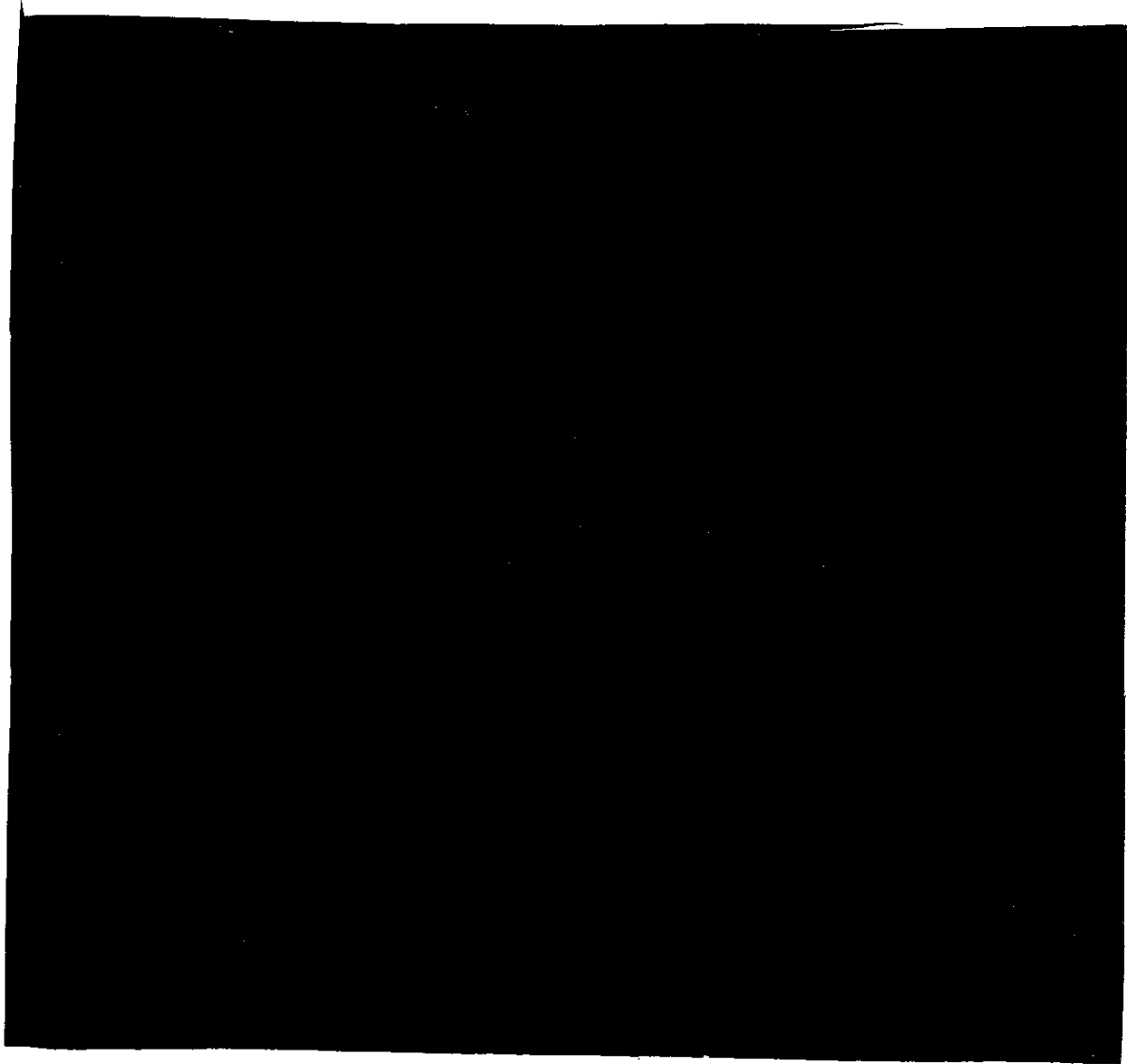


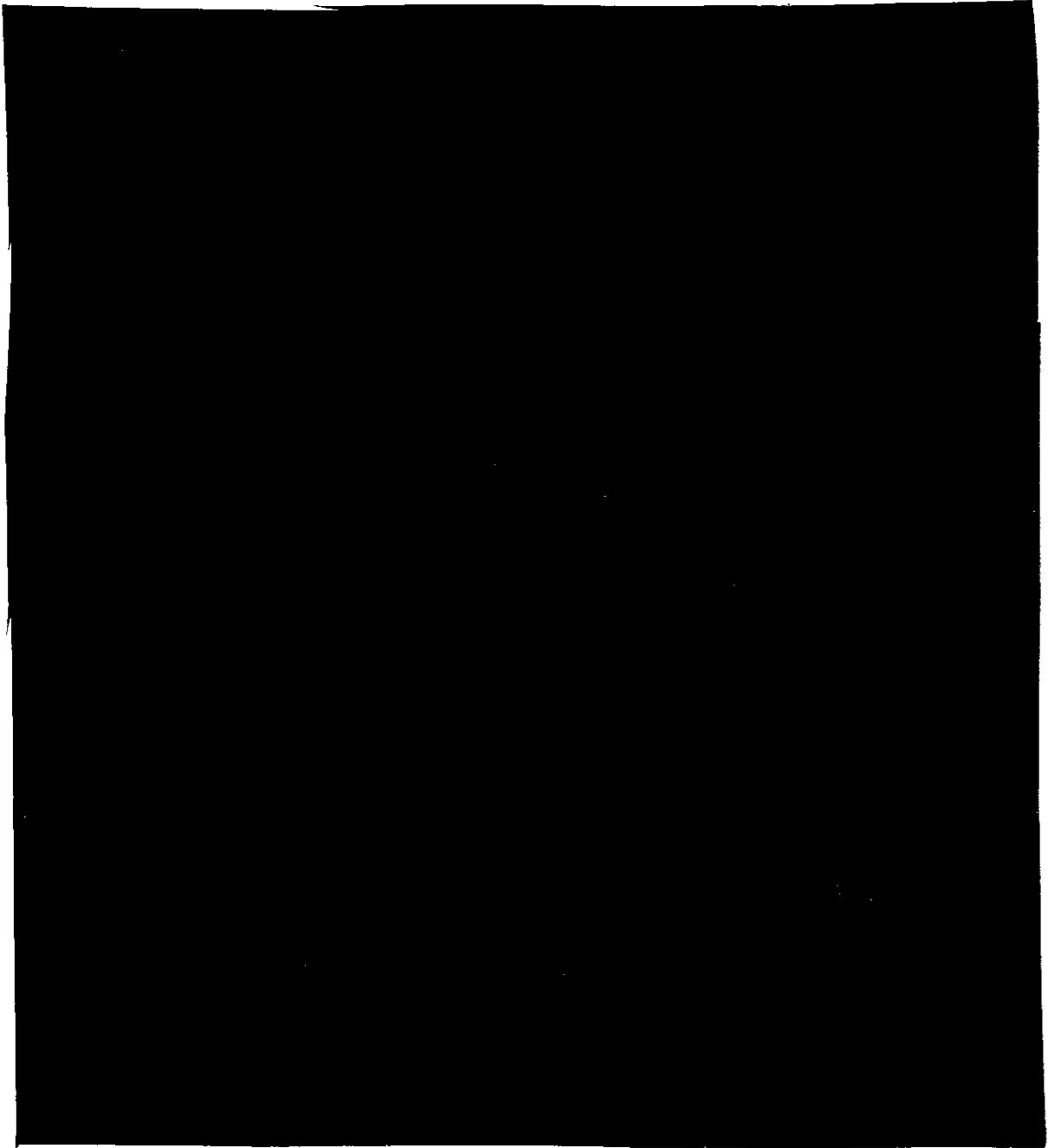
別表事項の解説（防衛に関する事項）

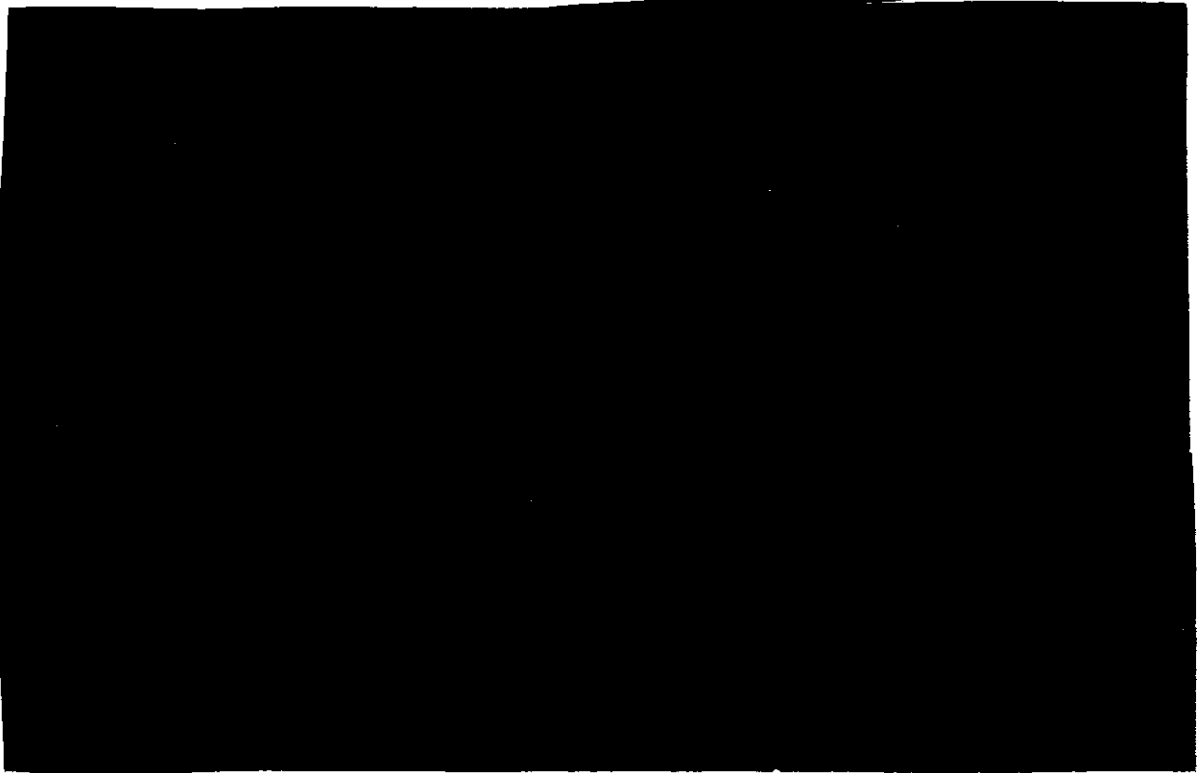


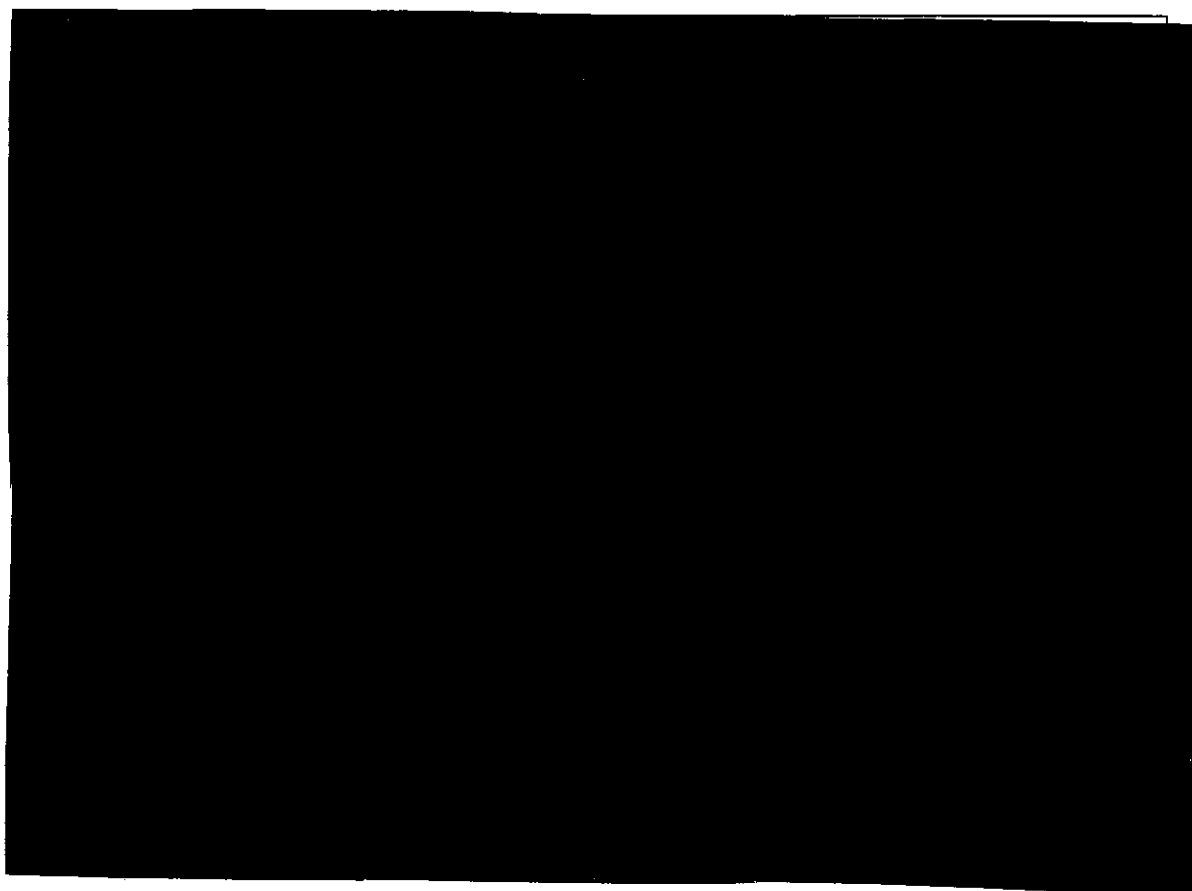


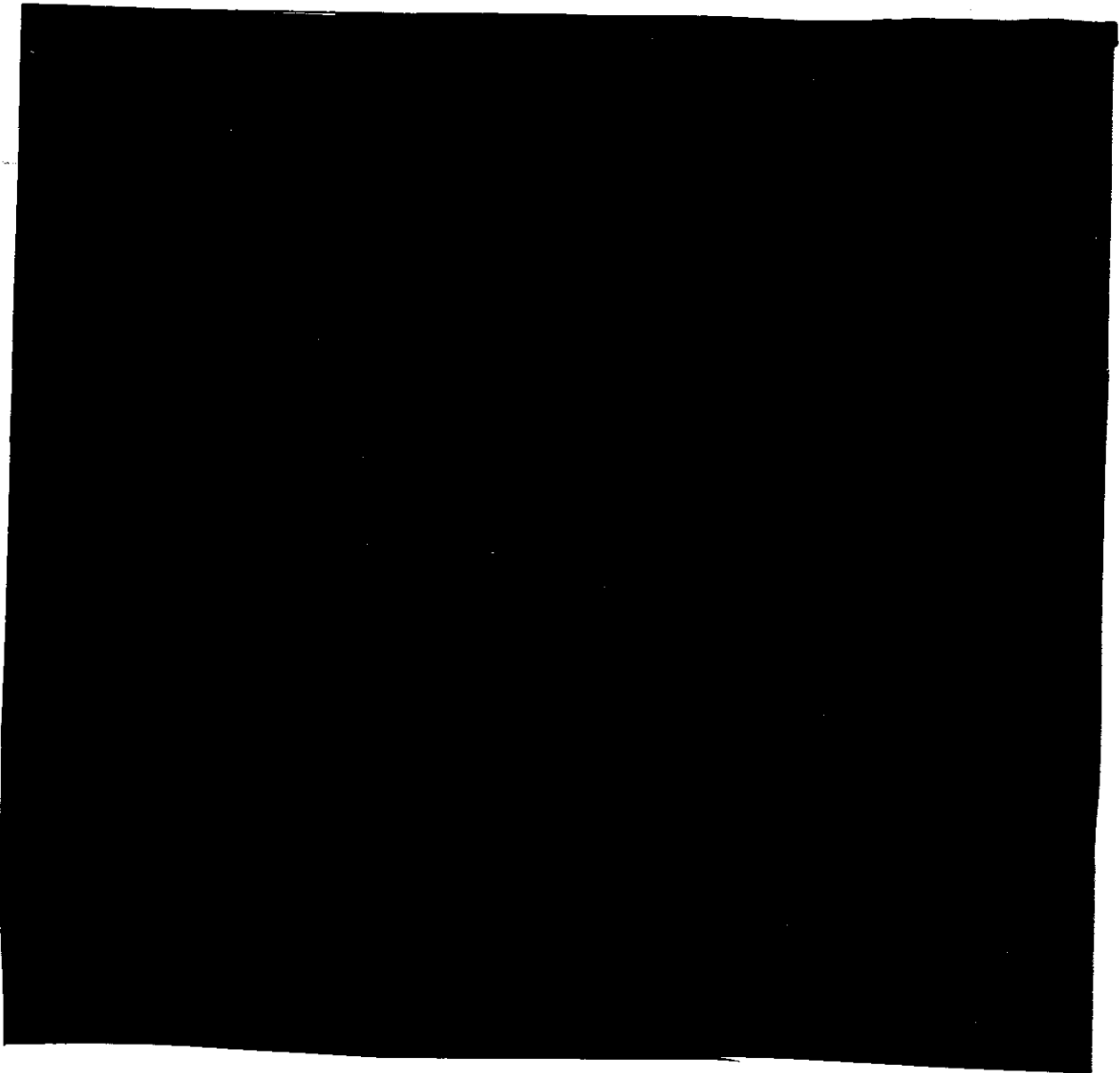


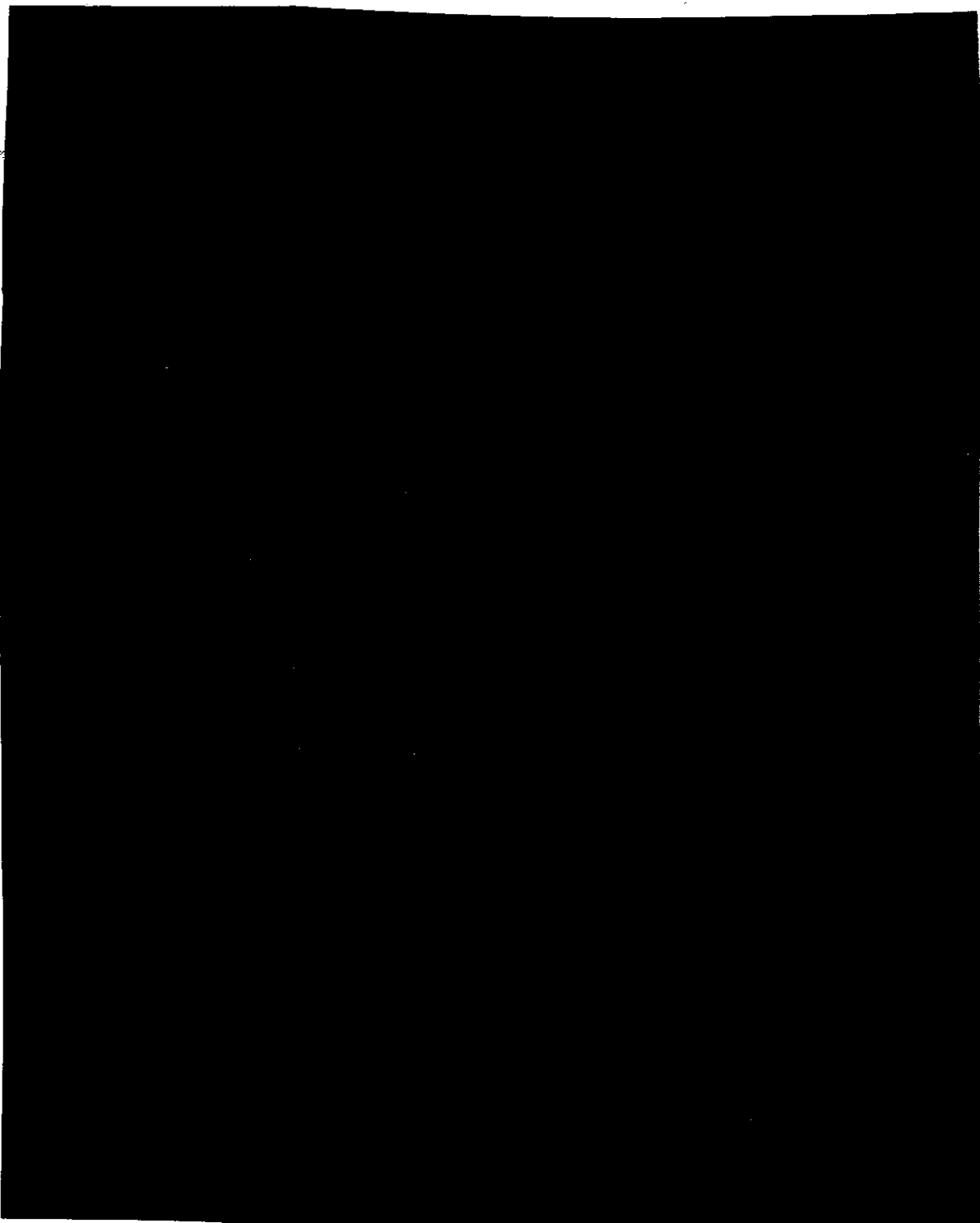


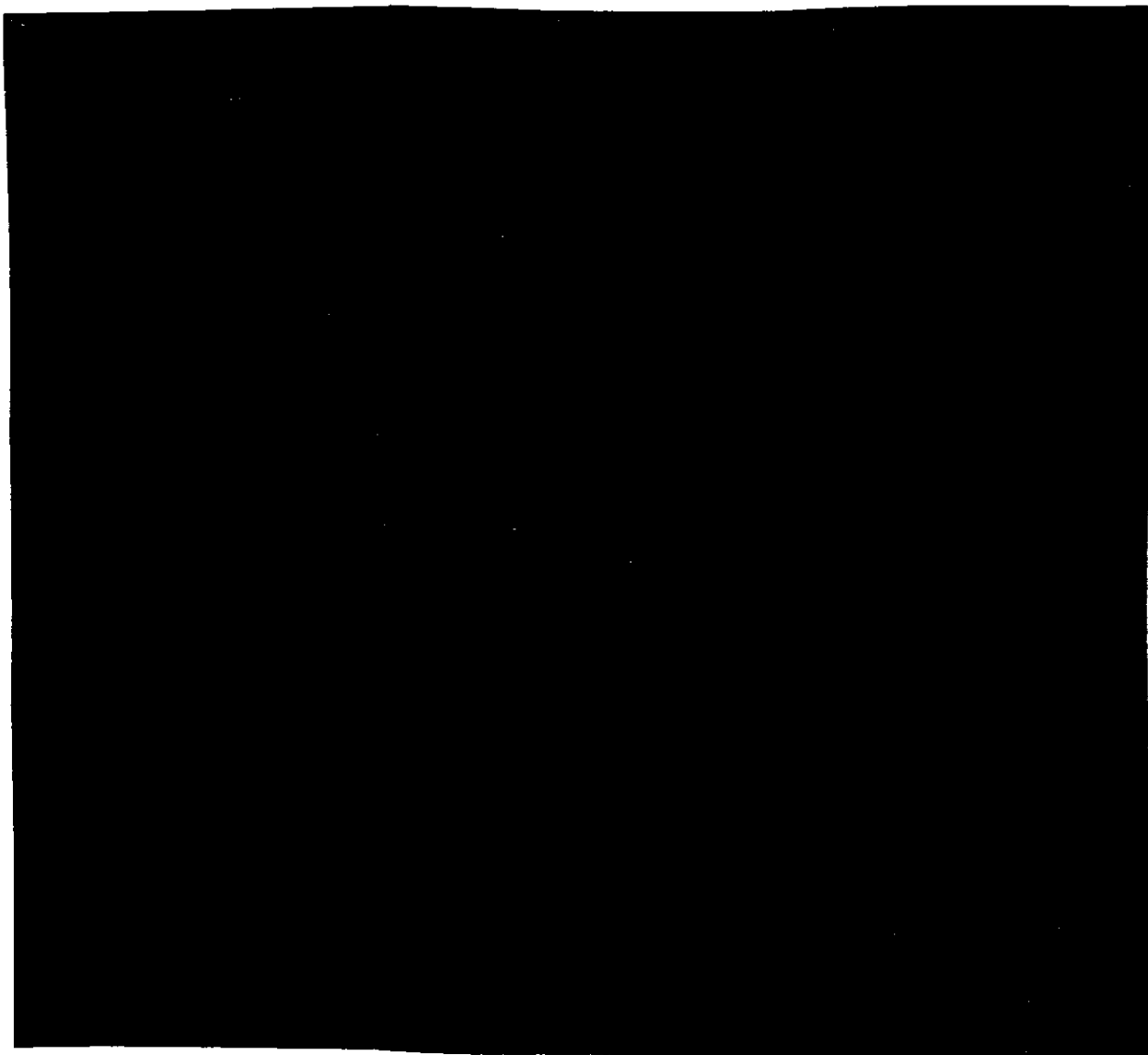




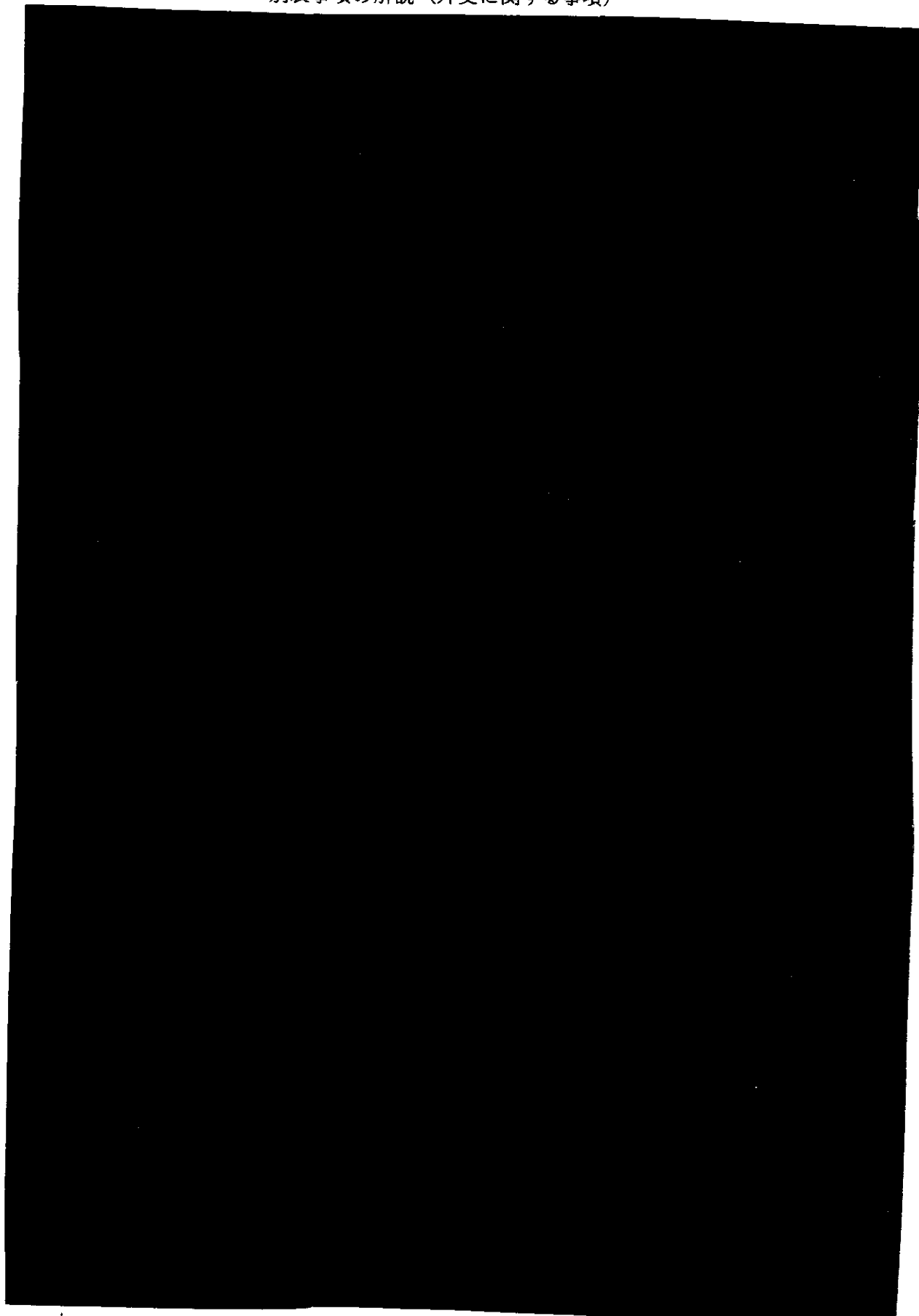




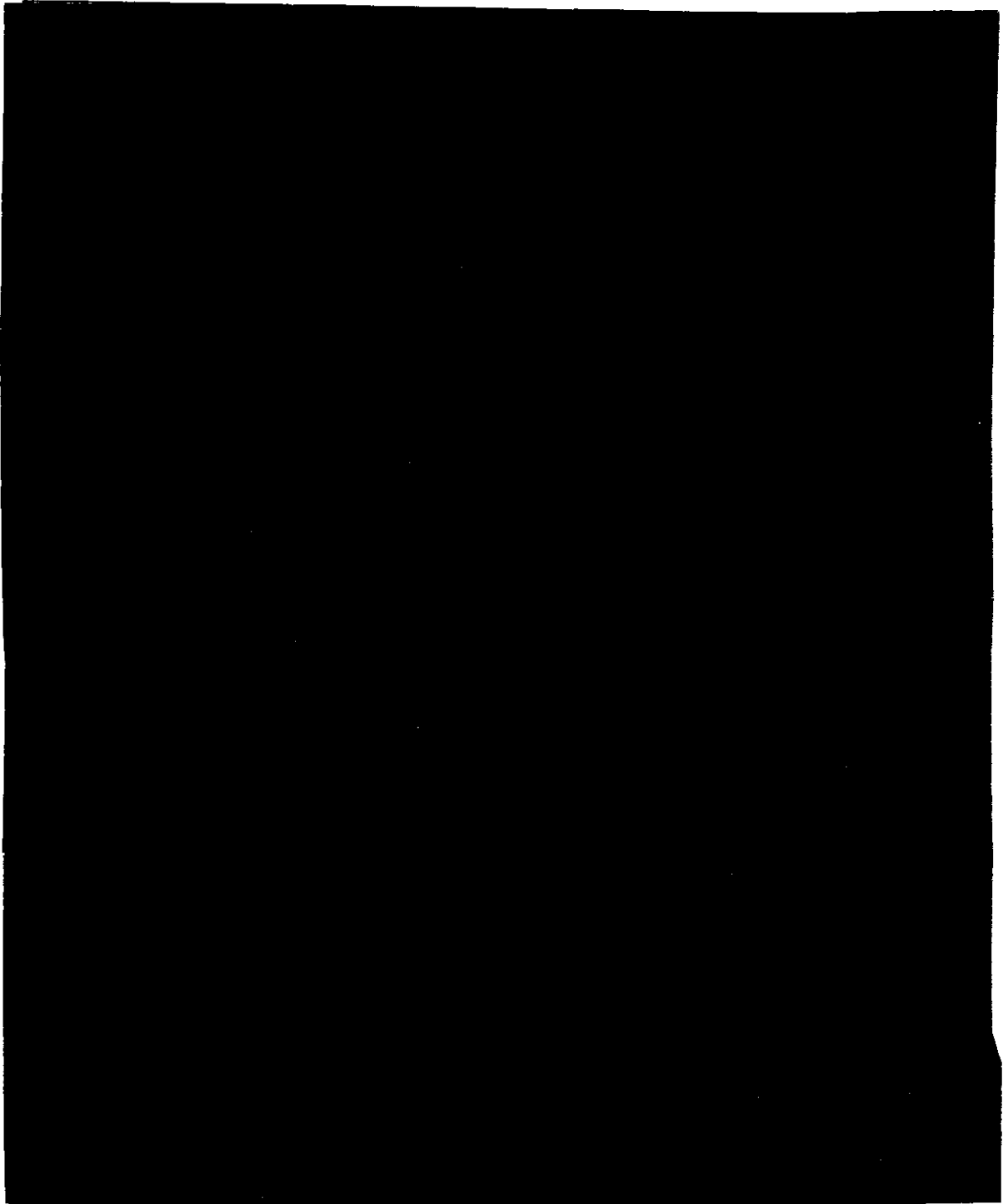


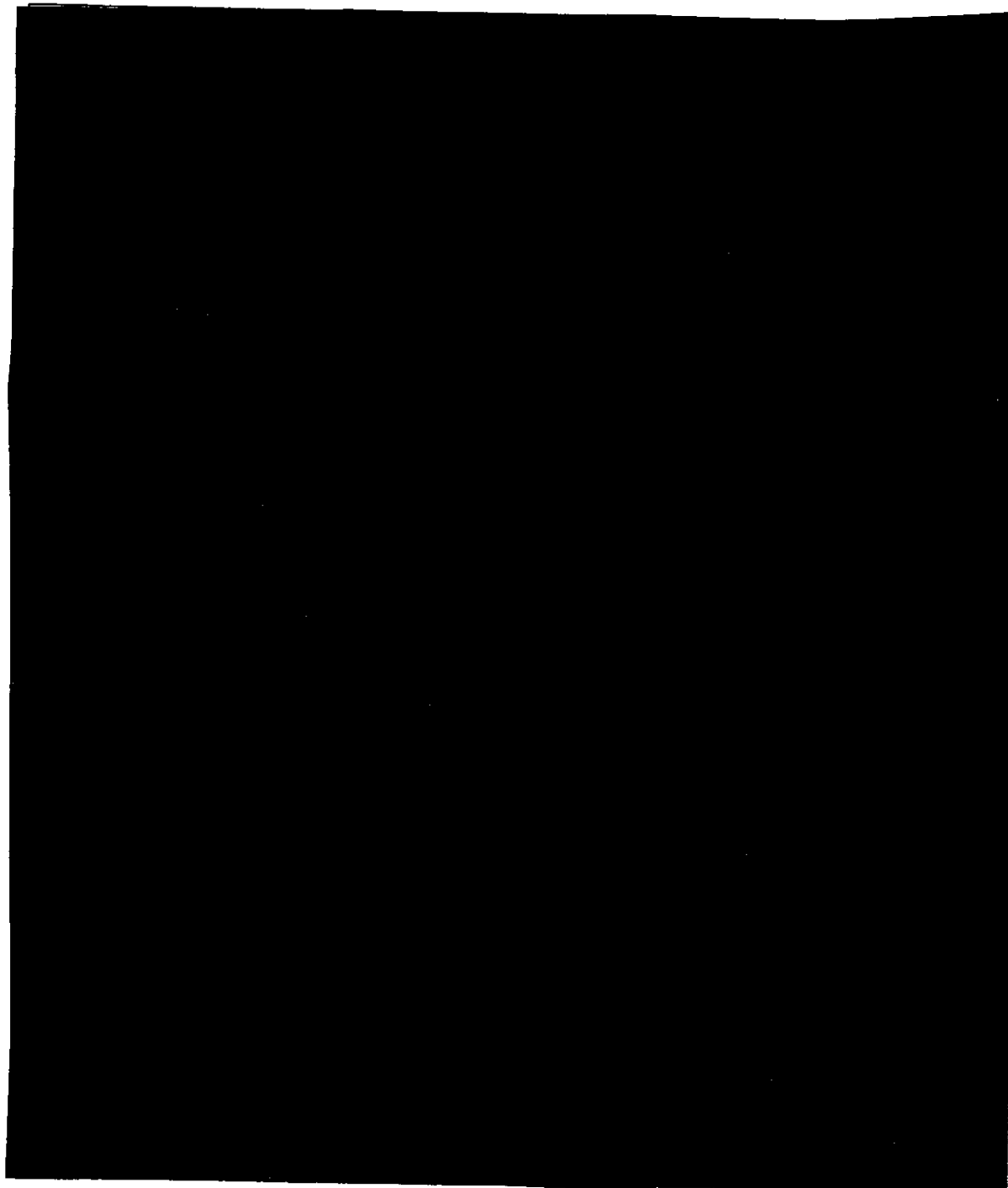


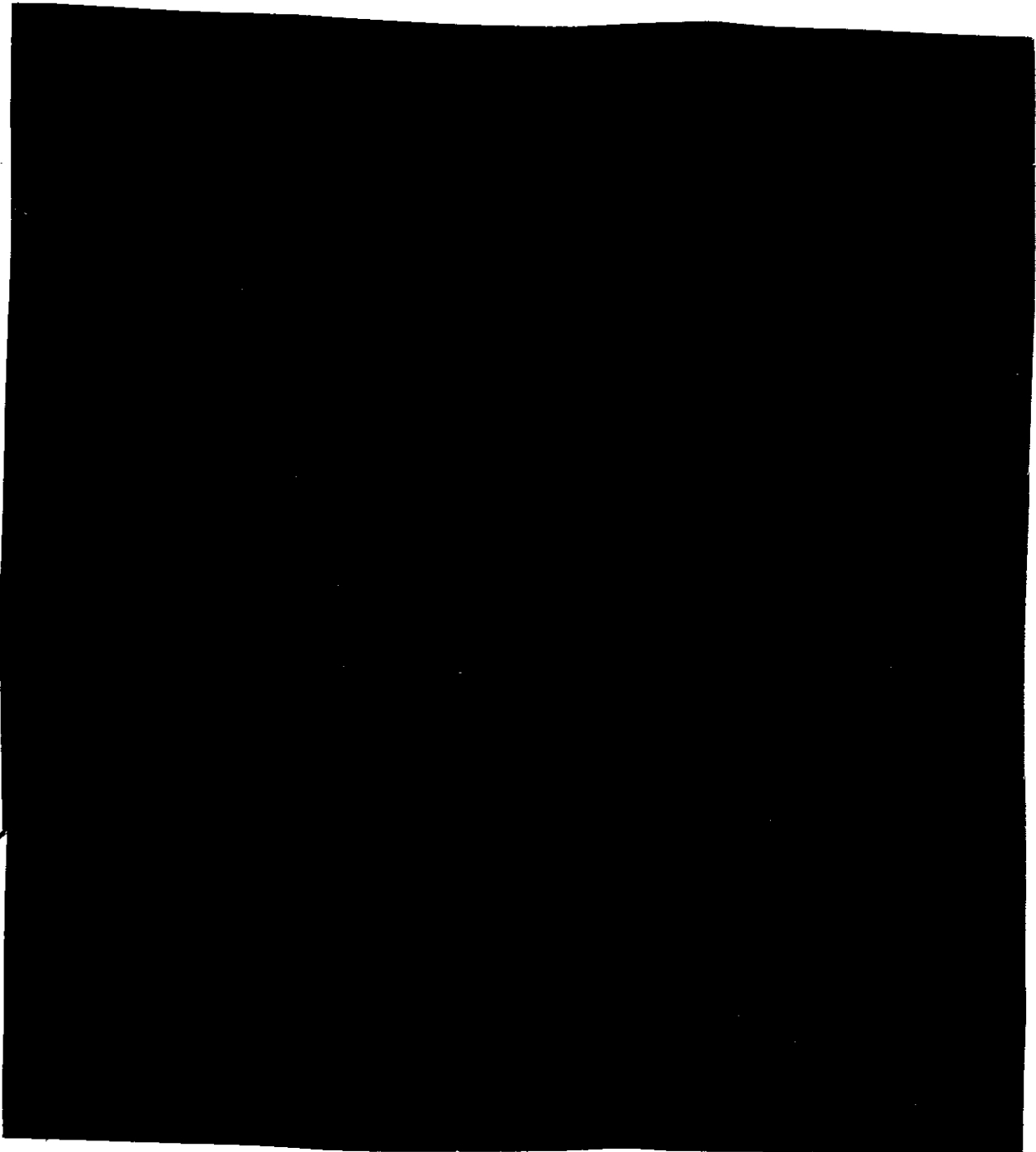
別表事項の解説（外交に関する事項）

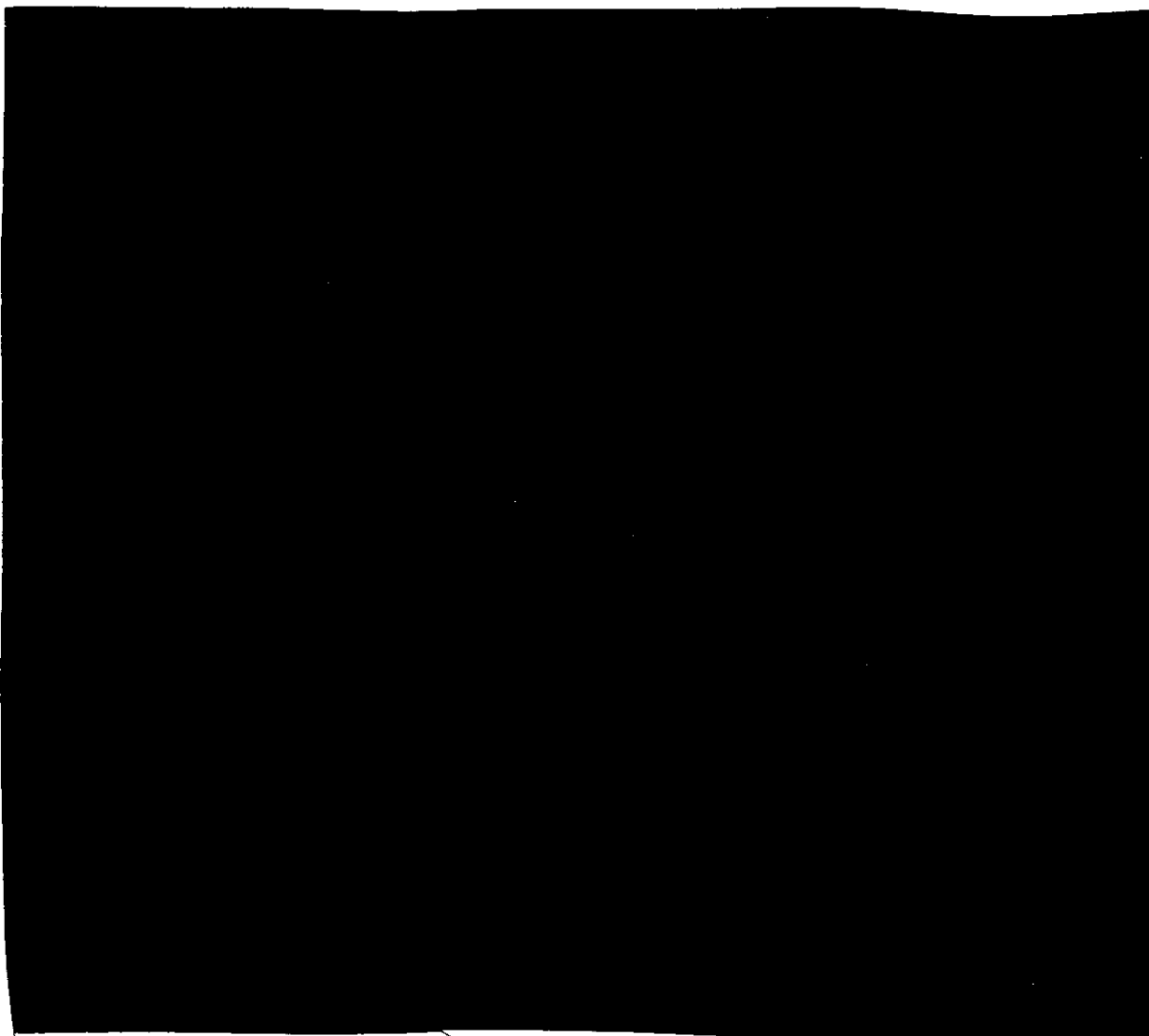




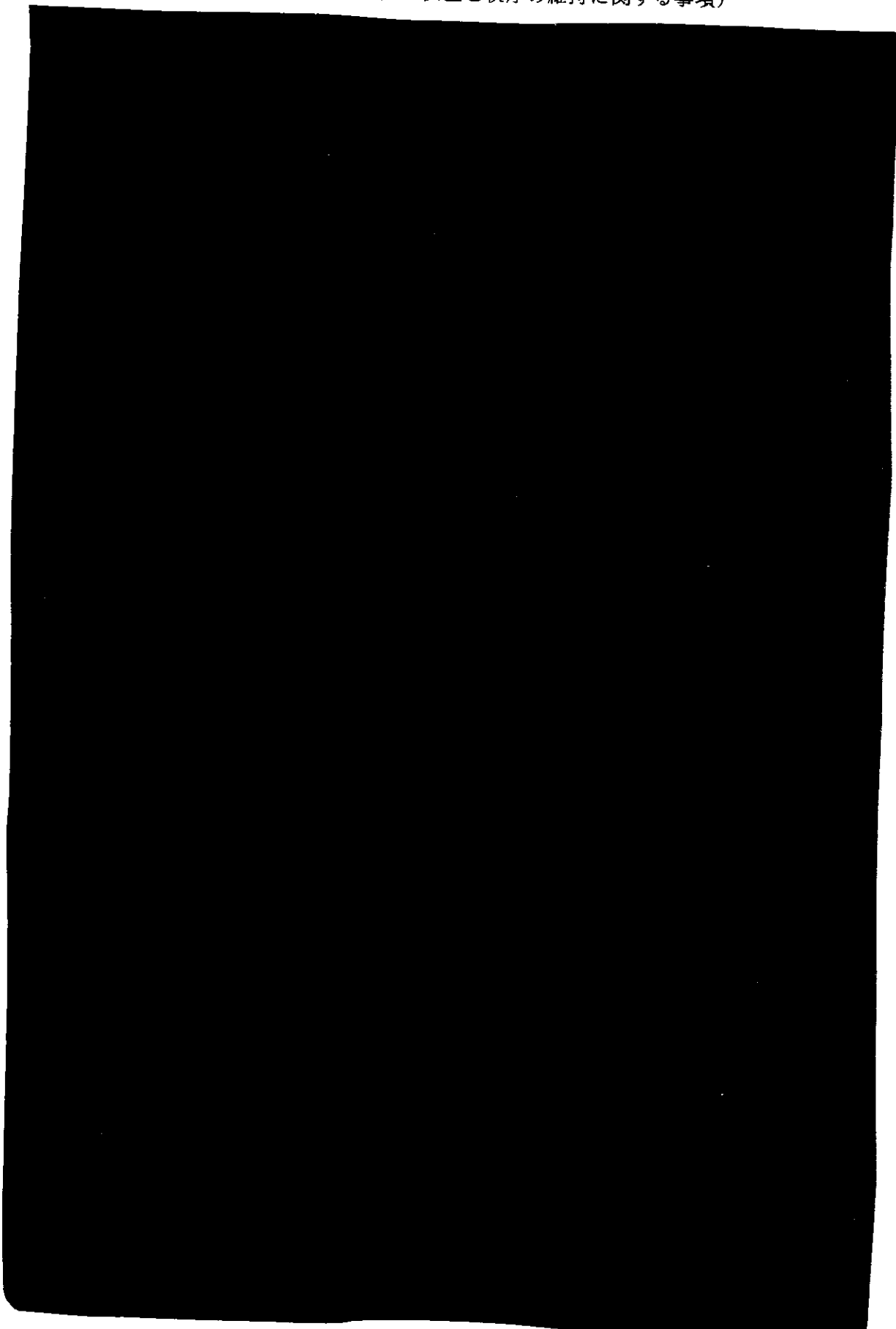


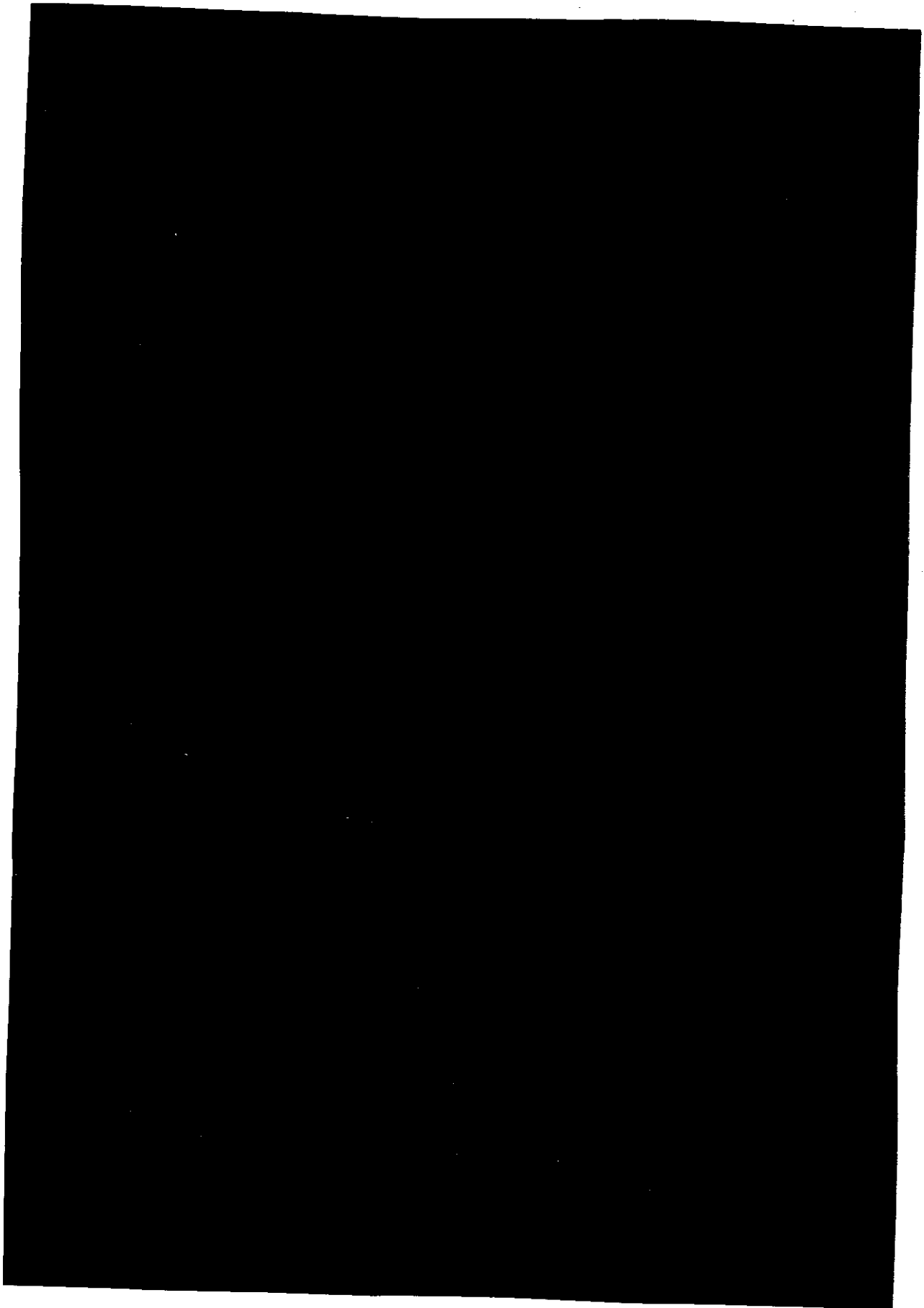


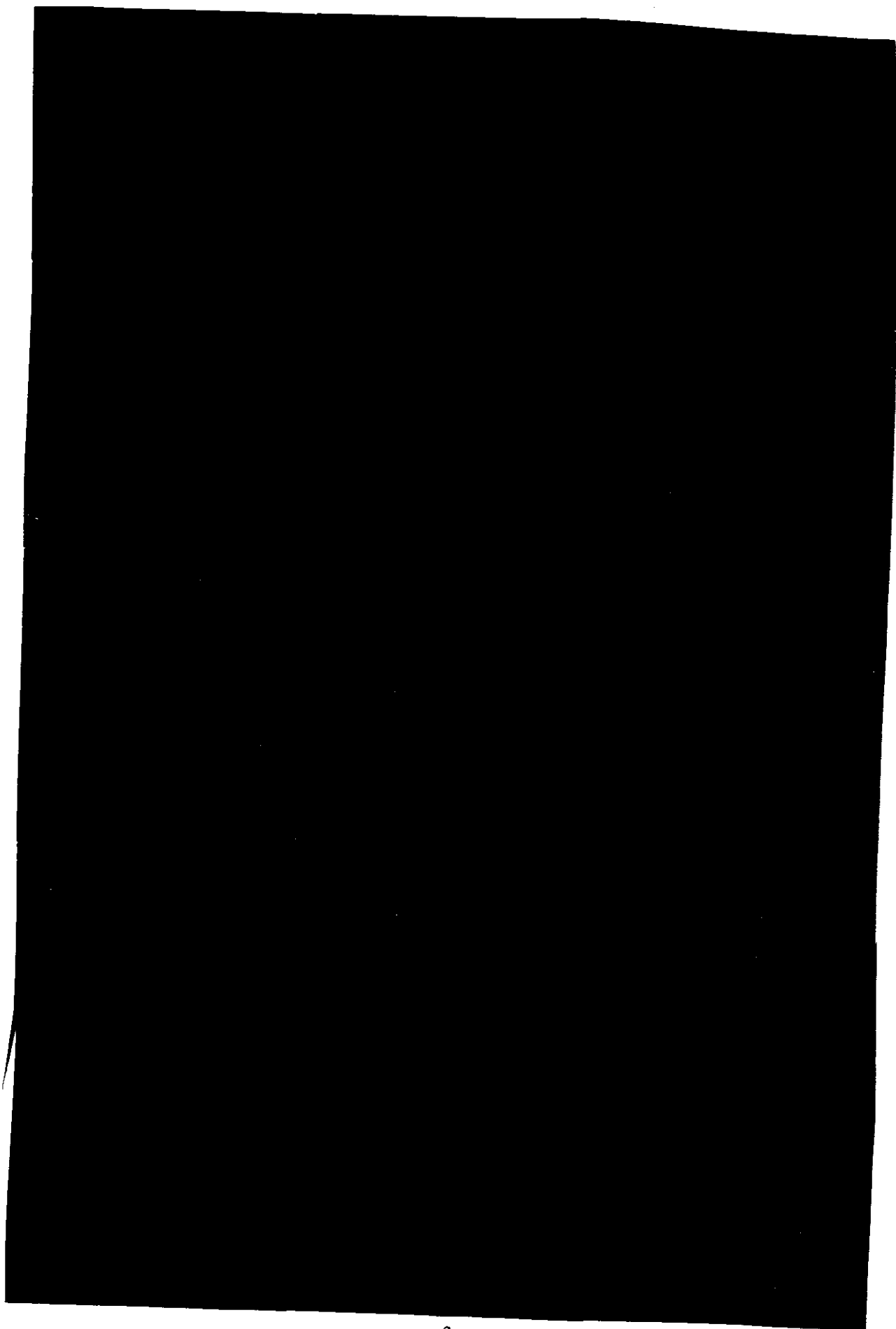


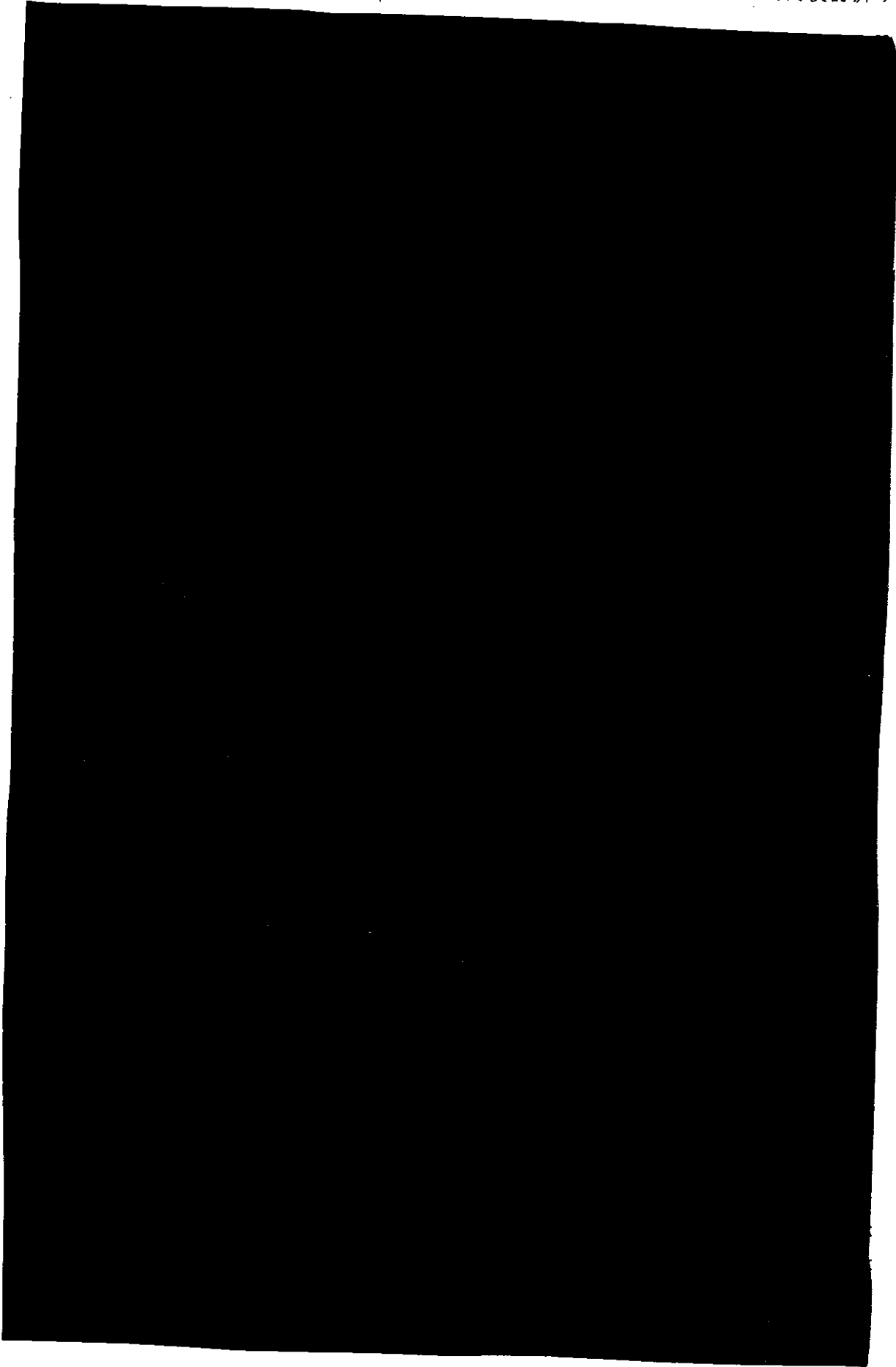


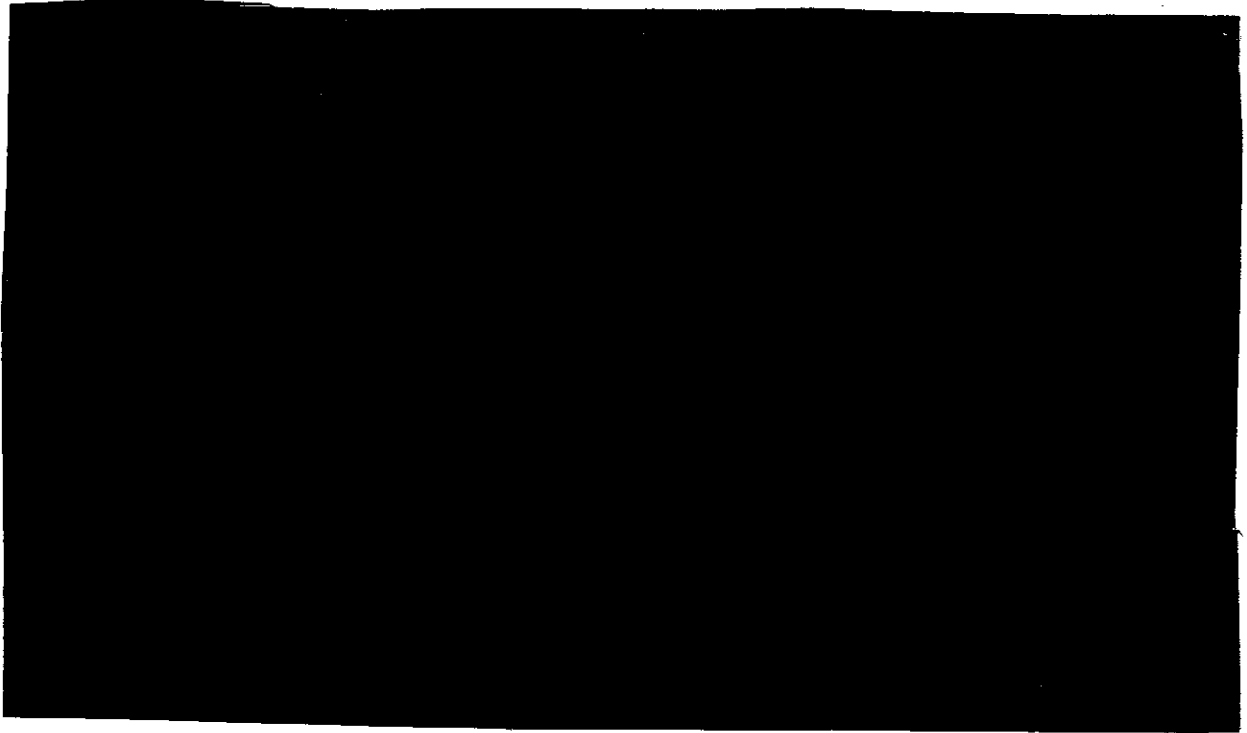
別表事項の解説（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

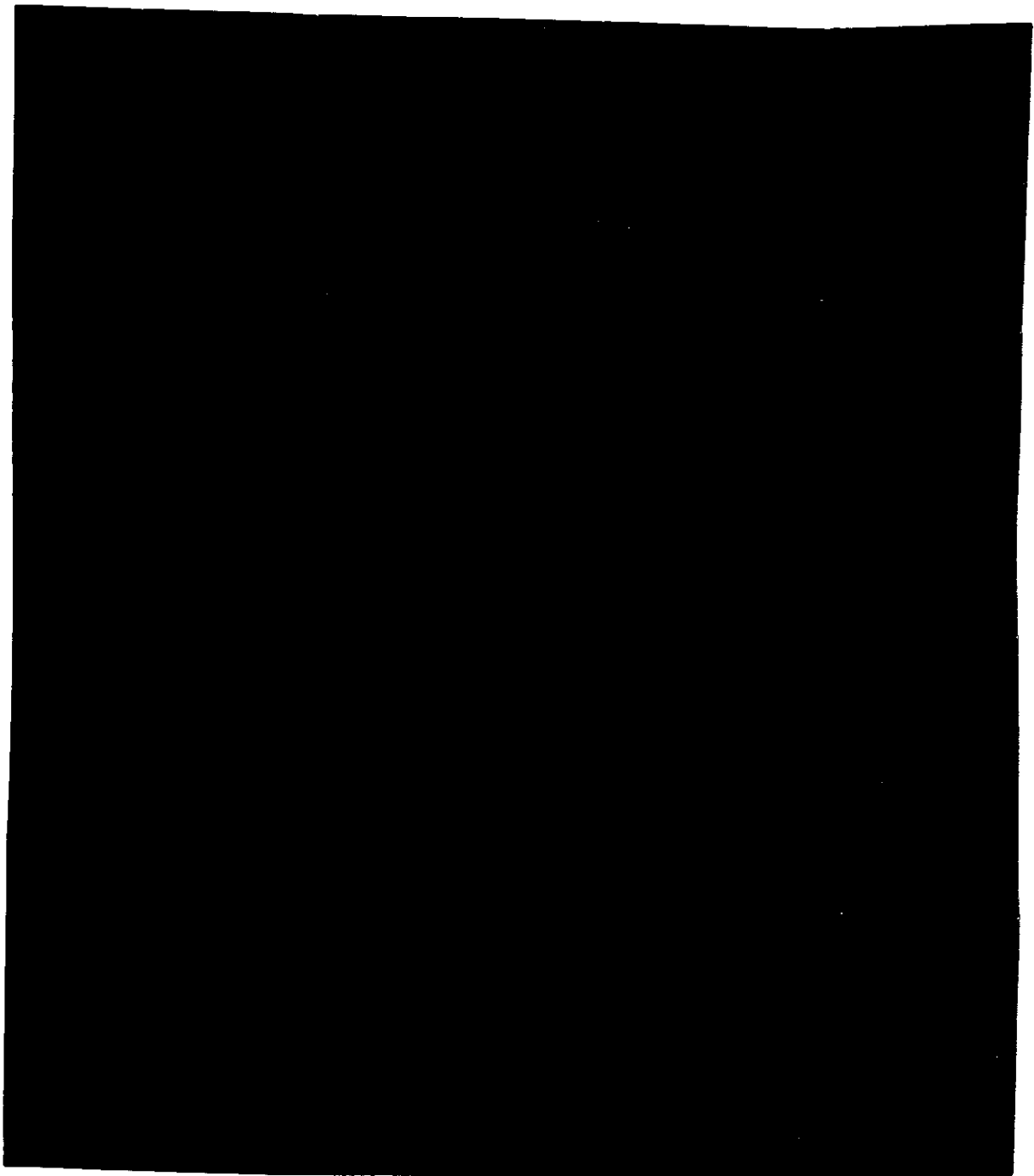


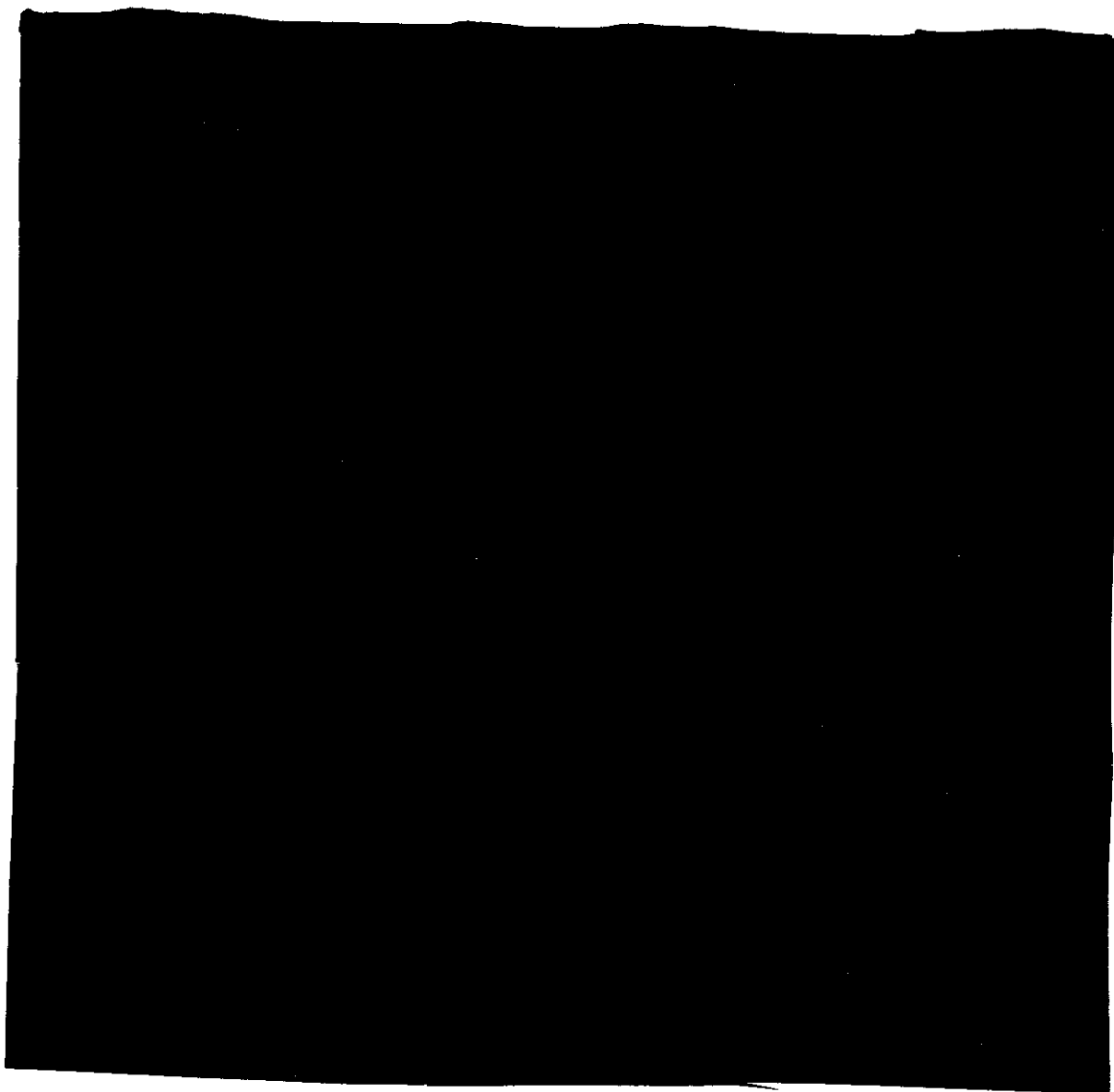












【ご連絡】 秘密保全法制資料「別表事項の解説」の法制局持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年1月31日 15:11

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); [REDACTED]; 高岩 直樹(副長官補
本室); 岩浅 太一(副長官補本室); [REDACTED]
[REDACTED]; [REDACTED]; 丸山 洋平(安危本室); [REDACTED]
[REDACTED]; [REDACTED]; [REDACTED]

関係省庁等担当各位

お世話になっております。

先週照会させていただいた「別表事項の解説」ですが、来週ははじめにとりあえずのもの(内調内検討済み)として法制局に持ち込むことで考えております。

これまでと同様、法制局持込後もコメント等を受け付けますが、具体例の加除修正のほか、表現ぶりについて更なる検討を要する箇所等特段のコメント等があれば、今週中にいただければと思います。

週明けに法制局に持ち込む際には、関係省庁に確認していただきたい箇所に付した下線をとる予定です。

週明けの法制局持込後、いつ呼ばれるかは不明ですが、法制局説明には関係省庁の方にご同席いただくことも考えております。詳細については、追ってご相談させていただきたいと思います。

お忙しいところ恐縮ですが、引き続き宜しくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

(公安庁)Re:【ご連絡】 秘密保全法制資料「別表事項の解説」の法制局持込みについて

送信日時: 2012年1月31日 17:41
宛先: 内閣職員107(内閣情報調査室)
CC: [REDACTED]
添付ファイル: 別表事項の解説について.jtd (17 KB)

内閣情報調査室
様

お世話になっております。公安調査庁の[REDACTED]です。別表事項の解説について、別紙のとおり気づきの点をお伝えします。

お忙しいところお手数かけて申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

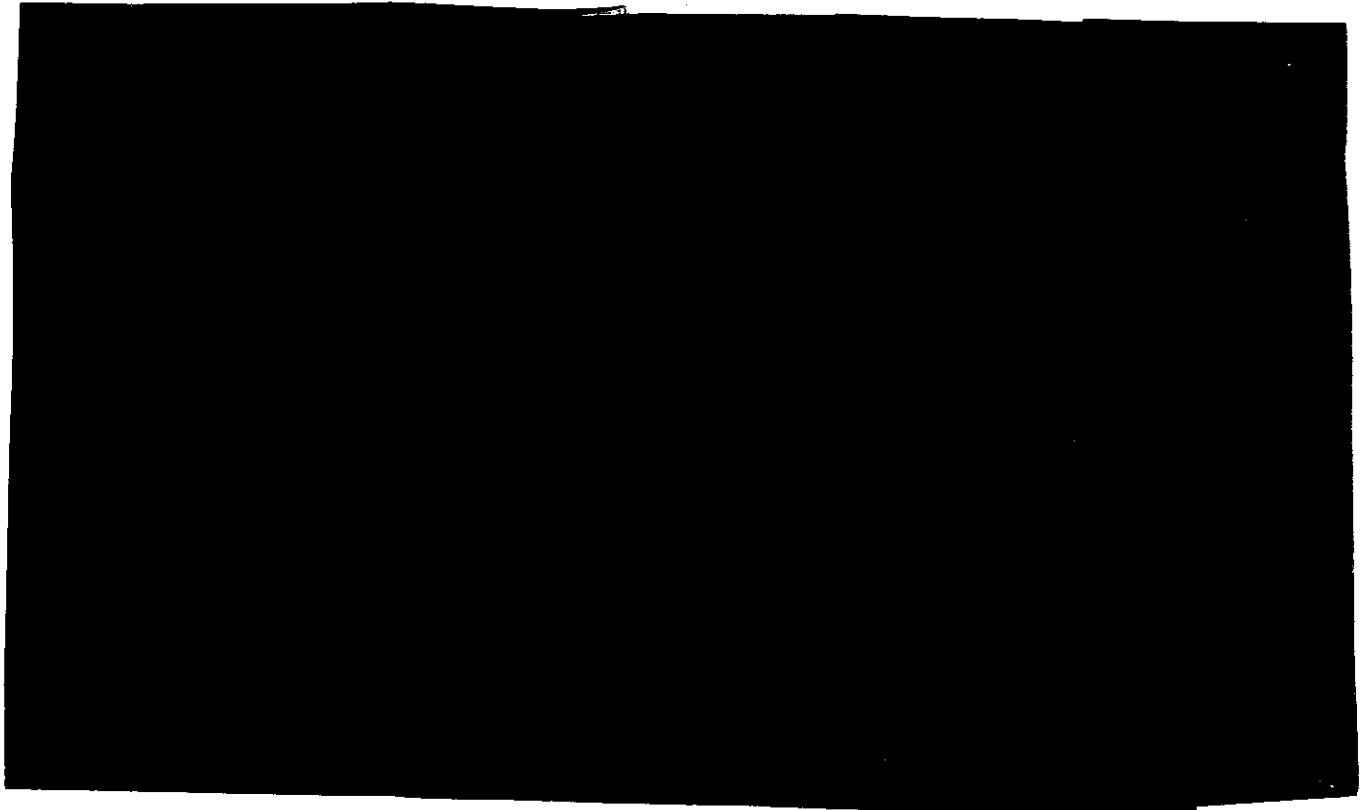
〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
公安調査庁総務部総務課審理室
室長補佐 [REDACTED]
Tel 03-3592-5711 (Ex [REDACTED]
[REDACTED] 直通)
Fax [REDACTED]
e-mail [REDACTED]

[REDACTED] wrote:

- > 関係省庁等担当各位
- >
- >
- > お世話になっております。
- >
- > 先週照会させていただいた「別表事項の解説」ですが、来週ははじめにとりあえずのもの（内調内検討済み）として法制局に持ち込むことで考えております。
- >
- > これまでと同様、法制局持込後もコメント等を受け付けますが、具体例の加除修正のほか、表現ぶりについて更なる検討を要する箇所等特段のコメント等があれば、今週中にいただければと思います。
- >
- > 週明けに法制局に持ち込む際には、関係省庁に確認していただきたい箇所に付した下線をとる予定です。
- >
- > 週明けの法制局持込後、いつ呼ばれるかは不明ですが、法制局説明には関係省庁の方にご同席いただくことも考えております。詳細については、追ってご相談させていただきたいと思います。
- >
- > お忙しいところ恐縮ですが、引き続き宜しくお願いいたします。
- >
- >
- > *****
- > 内閣官房内閣情報調査室総務部
- > [REDACTED]
- > [REDACTED]
- > Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
- > [REDACTED] (直通)
- > Fax 03-3592-2307
- > *****=

平成24年1月31日
公安調査庁

別表事項の解説（公共の安全と秩序の維持に関する事項）について



以 上